第三部

労働組合の組織と運動

I 労働組合の組織現状と組織動向

概要□労働組合の組織状況──労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動──産業別組織の動向／労働戦線統一の動き

概要

一、一九八五年六月末現在のわが国の労働組合員数は約一二四二万人であり、前年にくらべて約四万六〇〇〇人減り、この三年間減少傾向がつづいている。組織率も八五年には二〇・二ポイント下がって二八・九%となり、さらに八六年には二八・二%に低下して、七五年からの低下傾向に変化はない。

一、産業別には、製造業と卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、建設業で増加をみたが、それ以外の産業、とくに運輸・通信業、サービス業、公務での減少が目だった。

一、民営企業における単位労働組合員数は、電信電話公社と日本専売公社の民営化により、前年よりも約三四万七〇〇〇人増加している。また「合同労組等」も約四万三〇〇〇人増えている。

一、労働四団体加盟の組合員数は合計約八一四万三〇〇〇人で、前年を約三万八〇〇〇人下回り、全労働組合員数に占める割合は六五・七%であった。内訳は、総評約四三六万五〇〇〇人、同盟約二一六万一〇〇〇人、新産別約六万人、中立労連約一五五万七〇〇〇人であり、組合員数の増加をみたのは、中立労連だけであった。全民労協は、前年よりも二九万人増加し、民間の組織労働者の五五・六%にあたる五一二万五〇〇〇人となった。

一、都道府県別に組合員数の増減をみると、前年にくらべて一五都県で増加し、三二道府県で減少した。増加数が多かったのは、神奈川、東京であり、減少が目だったのは、兵庫、福岡、広島、北海道であった。

一、産業別組織の動向で注目されるのは、全民労協の新しい連合体への移行が日程にのぼってくるなかで、産業別組織の再編・統一の動きが激しくなってきたことである。具体的には、商業労連や石油労連が結成されたほか、合化労連や日教組などの産業別組織のなかで、鋭い路線対立が生じたことなどがあった。国鉄分割・民営化にともなう国鉄内部の労働組合の状況も、労働戦線統一問題もからんでいた。

一、労働戦線統一の動きで特徴的だったのは、全民労協が、八六年一〇月の第五回総会で、新連合体の憲章・綱領にあたる「進路と役割」をきめ、八七年一一月に新連合体に移行することで合意をみたことである。

一、総評は、民間の新しい連合体と官公労とが統一する全的統一の方針をうちだし、官公労の戦線統一にふみだした。そのなかで、自治労が戦線統一問題で積極的な方向を提起したのが注目された。

一、このような動きにたいして、統一労組懇は、産業別と地域で主体的力量を強化するとともに、左派結集の方向を重視してきている。

1　労働組合の組織状況

1　労働組合の組織水準

組合員数と組織率　一九八六年六月末日現在における労働組合数（単位労働組合数＊）は、七万四四九九組合で、前年にくらべると労働組合数は八〇組合（〇・一％）減少した。単位労働組合数の減少は、戦後の一九五〇年、五一年の時期以来のことである。労働組合員（単一労働組合員）は約一二四二万人で、前年にくらべると四万六〇〇〇人の減で、この三年間減少傾向がつづいている。

＊ここにかかげた統計表の示す各年の組合員数は六月末日現在のそれである。労働組合数および労働組合員数については、単位労働組合と単一労働組合の二種類の標章がある。単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして、単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であ

第 47 表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移（単一労働組合，単位労働組合）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	3,676	33.9
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	3,662	34.4
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△ 0.8)	3,710	33.7
1977	33,987 (70,625)	12,437,012 (12,293,052)	216 (586)	△ 71,719 (△ 81,236)	0.6 (0.8)	△ 0.6 (△ 0.7)	3,746	33.2
1978	34,163 (70,868)	12,382,829 (12,232,614)	176 (243)	△ 54,183 (△ 60,438)	0.5 (0.3)	△ 0.4 (△ 0.5)	3,796	32.6
1979	34,112 (71,780)	12,308,756 (12,173,913)	△ 51 (912)	△ 74,073 (△ 58,701)	△ 0.1 (1.3)	△ 0.6 (△ 0.5)	3,899	31.6
1980	34,232 (72,693)	12,369,262 (12,240,652)	120 (913)	60,506 (66,739)	0.4 (1.3)	0.5 (0.5)	4,012	30.8
1981	34,200 (73,694)	12,471,270 (12,355,372)	△ 32 (1,001)	102,008 (114,720)	△ 0.1 (1.4)	0.8 (0.9)	4,055	30.8
1982	43,477 (74,091)	12,525,529 (12,418,347)	277 (397)	54,259 (62,975)	0.8 (0.5)	0.4 (0.5)	4,102	30.5
1983	34,539 (74,486)	12,519,530 (12,410,988)	60 (395)	△ 5,999 (△ 7,359)	0.2 (0.5)	△ 0.0 (△ 0.1)	4,209	29.7
1984	34,579 (74,579)	12,463,755 (12,358,075)	40 (93)	△ 55,775 (△ 52,913)	0.1 (0.1)	△ 0.4 (△ 0.4)	4,282	29.1
1985	34,539 (74,499)	12,417,527 (12,319,356)	△ 40 (△ 80)	△ 46,228 (△ 38,719)	△ 0.1 (△ 0.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	4,301	28.9

〔備考〕 1) 組合数，組合員数は，単一労働組合である。（　）内は単位労働組合数および組合員数である。
2) 雇用者数は総務庁統計局「労働力調査」各年6月分による。
3) 推定組織率は，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4) △印は減少を示す。
5) 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」による。

り、単一労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。

なお、単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数にも相違が現れるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合（非独立組合）の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員数の実数をより正確に示している。

一九七五年以来、雇用者は増加をつづけているのにたいして、組合員数は、減少ないしは停滞している。とくに、この三年間は組合員数の減少がつづいている。したがって、雇用者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率（以下、組織率と略記）も前年よりも〇・二ポイント下がって、二八・九%となり、七五年からの低下傾向がつづいている(第47表)。また、八六年には組織率は二八・二%とさらに低下した。

戦後のわが国における組合員数と組織率の変動をふりかえってみると、それは大きく四つの時期に分けられる

第 14 図　雇用者数，労働組合員数，推定組織率の推移

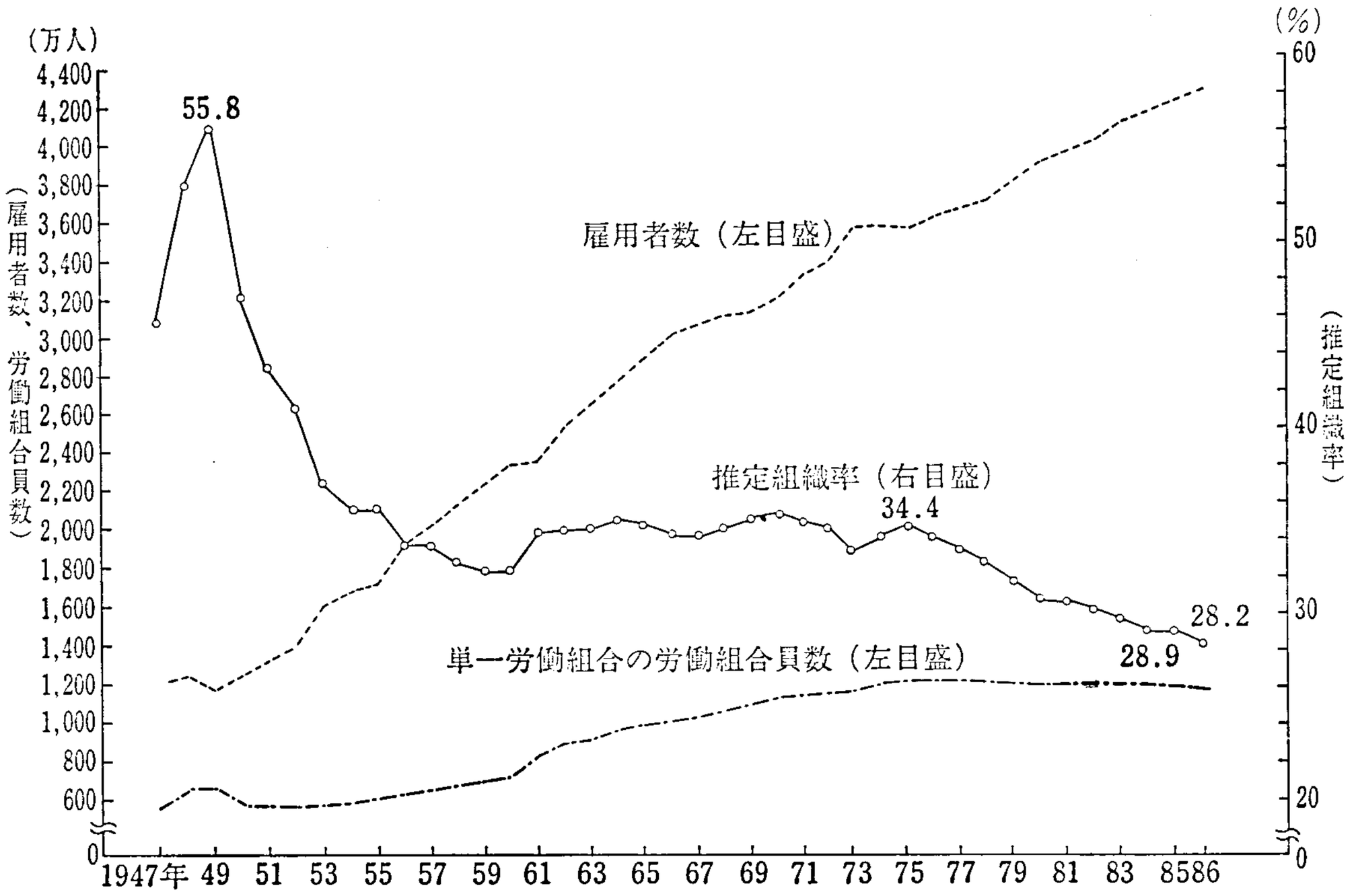

〔備考〕 労働省「昭和61年労働組合基礎調査報告」による。

（第14図）。

第一期は、敗戦後の占領軍の労働改革のもとで、労働組合の組織化が破竹の勢いで進んだ時期である。戦前に最高四二万人（一九三八年）を数えたにすぎないわが国の組合員数は、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。組織率も、四九年には五五・八％と、戦後最高の組織率を記録する。

第二期は、ドッジ・プランのもとで占領軍・政府ならびに企業による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退を余儀なくされた一九五〇年以降、五九年にいたる時期である。この時期、組織率は、戦後のピークをつくった四九年から急速に低下を示し、六〇年までほぼ一貫した低落傾向をたどっている。組合員数も減少し、五一年には四八年よりも約一〇〇万人減らし約五六九万人になった。だが、組合員数は急激な減少の後、五二年からゆるやかに増加している。組合員の増加にもかかわらず組織率が低下したのは、雇用者数の増加の速度がそれよりも上回ったからである。

第三期は、六〇年から七五年の時期で、高度経済成長を背景にして、組合員数と雇用者数が急速にかつ同じテンポで進んだ時期である。労働組合は、経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて比較的容易に組合員を拡大することができた。この時期の組合員の増加は、製造業大企業部門の雇用拡大によるところが大きい。組合員数は、六〇年の七六六万人から、六五年には一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのり、七五年には一二五九万人と史上最高を記録するにいたった。組合員数の急激な伸びにもかかわ

らず組織率がこの時期三三・四%のところを推移したのは、雇用者の増加も同じように急激だったからである。

第四期は、七六年以降現在にいたる時期である。七五年をピークにした組合員数は、その後現在まで減少ないしは停滞をつづけ、また組織率も七六年から低下の一途をたどっている。七五年の三四・四%から八五年の二八・九%、八六年の二八・二%へ、組織率は一貫して低下傾向にある。これは、組合員の減少・停滞にもかかわらず、雇用者が、七四年の一時的な減少を除いて、ほぼ同じカーブで上昇しつづけているからである。これらの背景には、減量経営やサービス経済化、ME技術革新の進展、女子労働者やパートタイマー、派遣労働者などの増加にみられるような経済社会の激しい変動や雇用構造の変化がある。組織率の低下は、このような経済社会の変化に企業別労働組合が対応できていないことによる。

国際比較　社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高いが、資本主義国において、組合員数でわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七八年約二〇二四万六〇〇〇人）だけであり、イギリスは約一一四四万五〇〇〇人（八二年）とわが国よりも約一〇〇万人少なく、西ドイツは約九一〇万九〇〇〇人（八三年）である。また組織率では、スウェーデン（七〇%）を最高に、一般にスカンジナビア諸国が高く、イギリスは五三・九%（八二年）、西ドイツは四一・五%（八三年）で、わが国をはるかに上回っているが、アメリカ合衆国は二三・六%（七八年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　一九八五年の単一労働組合員数を産業別にみると、前年にくらべ増加した産業と増加組合員数は、製造業の約二万人、卸売・小売業、飲食店の約一万二〇〇〇人、金融・保険業、不動産業の約一万一〇〇〇人、建設業の約五〇〇〇人、であった。これら四つの産業以外は減少しており、なかでも運輸・通信業（約三万四〇〇〇人）、サービス業（約一万七〇〇〇人）、公務（約一万五〇〇〇人）での減少が目立っている。

こうした組合員数の増減の結果、八五年における労働組合員数の産業別構成は、つぎのようになった。①製造業三三・四%、②運輸・通信業一五・三%、③サービス業一三・六%、④公務一一・九%、⑤金融・保険業、不動産業八・六%、⑥卸売・小売業、飲食店七・〇%、⑦建設業六・三%であり、構成比の順位は前年と変わりない（第48表）。

産業別組織率　各産業における推定組織率をみると、公務が七六・四%でもっとも高く、次いで電気・ガス・熱供給・水道業六七・九%、運輸・通信業五七・九%、金融・保険業・不動産業四九・三%、鉱業四八・七%、製造業三三・七%となっている。一方、卸売・小売業・飲食店（九・三%）、農業・林業・漁業（一七・二%）、サービス業（一八・二%）、建設業（一九・七%）は全産業の組織率よりもかなり低い組織率になっている。

第 48 表　産業別労働組合員数（単一労働組合員数）

産業	労働組合員数				雇用者数		推定組織率	
	労働組合員数	対前年増減数	対前年増減率	構成比	雇用者数	対前年増減率	1984年	1985年
	人	人	%	%	万人	%	%	%
全産業	12,417,527	△46,228	△ 0.4	100.0	4,301	0.4	29.1	28.9
農業，林業，漁業	72,237	△ 5,089	△ 6.6	0.6	42	△ 12.5	16.1	17.2
鉱業	38,926	△ 936	△ 2.3	0.3	8	△ 11.1	44.3	48.7
建設業	783,279	4,716	0.6	6.3	397	0.0	19.6	19.7
製造業	4,141,421	20,341	0.5	33.4	1,230	2.6	34.4	33.7
電気・ガス・熱供給・水道業	230,795	△ 4,641	△ 2.0	1.9	34	△ 2.9	67.3	67.9
運輸・通信業	1,899,601	△34,056	△ 1.8	15.3	328	1.5	59.9	57.9
卸売・小売業，飲食店	866,050	12,198	1.4	7.0	928	0.9	9.3	9.3
金融・保険業，不動産業	1,029,603	10,615	1.0	8.3	209	△ 0.5	48.5	49.3
サービス業	1,683,948	△16,631	△ 1.0	13.6	926	△ 1.9	18.0	18.2
公務	1,475,034	△14,646	△ 1.0	11.9	193	1.6	78.4	76.4
分類不能の産業	198,633	△18,099	△ 8.4	1.6	—	—	—	—

〔備考〕 1）「－」は，当該数値がないものである。
2）労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」による。

各産業の推定組織率を前年とくらべると、①鉱業、②農業、林業、漁業、③金融・保険業、不動産業、④電気・ガス・熱供給・水道業、⑤サービス業、⑥建設業では上昇した。これらの産業のうち建設業を除くと、雇用者がそれぞれ減少しており、その影響である。また、①公務、②運輸・通信業、③製造業では組織率が低下した。このうち公務と運輸・通信業では雇用者数が増加したにもかかわらず組合員数が減少し、それが組織率の低下となった。製造業では組合員数、雇用者数ともに増加だが、雇用者数の伸びに組合員数の増加率が及ばなかったことが組織率の低下に結びついた。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数

民営の労働組合数および組合員数を単位労働組合について、みると、五万八〇四九組合、約九二一万七〇〇〇人で、前年にくらべて組合数は二二二四組合（四・〇％増）、労働組合員数は約三四万七〇〇〇人（三・九％増）の増加となっている。この増加分の大半は日本電信電話公社および日本専売公社の民営化によるものである。これを企業規模別にみると、前年にくらべて二公社の民営化もあり「一〇〇〇人以上」規模で組合員数で六・四％の増加がみられる。しかし、一〇〇〇人未満の規模ではいずれも減少となっている。なお、二つ以上の企業で組織される労働組合である合同労組と規模不明の労働組合をふくむ「合同労組等」は前年にくらべて約四万三〇〇〇人（四・九％）

第 49 表　企業規模別民営企業の労働組合員数（単位労働組合員数）

企業規模	労働組合数		労働組合員数		労働組合員数の対前年増減率	労働組合員数の構成比
	1984 年	1985 年	1984 年	1985 年		
			人	人	%	%
計	55,825	58,049	8,869,946	9,217,145	3.9	100.0
1,000 人以上	15,535	17,621	5,013,186	5,333,919	6.4	57.9
300～999 人	7,741	7,802	1,421,968	1,416,822	△ 0.4	15.4
100～299 人	10,851	10,906	1,035,745	1,029,174	△ 0.6	11.2
30～ 99 人	12,603	12,545	455,948	451,356	△ 1.0	4.9
29 人以下	5,981	5,926	67,075	66,517	△ 0.8	0.7
合同労組等	3,114	3,249	876,024	919,353	4.9	10.0

〔備考〕 1）「合同労組等」には，２企業以上の労働者で組織されている労働組合の労働組合員数のほかに規模不明の労働組合員数が含まれる。
2） 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」による。

と大幅に増加している（第49表）。

組合員数の企業規模別構成　右に示した変化の結果、八五年における民営企業の労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになっている。「一〇〇〇人以上」の約五三三万四〇〇〇人がもっとも多く、構成比で五七・九％と、六割近くを占めている。つぎが「三〇〇～九九人」の約一四一万七〇〇〇人（一五・四％）、さらに「一〇〇～二九九人」の約一〇二万九〇〇〇人（一一・二％）、「三～九九人」の約四五万一〇〇〇人（四・九％）、「二九人以下」の約六万七〇〇〇人になっている。なお「合同労組等」は約九一万九〇〇〇人で、構成比一〇・〇％である。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数増減の主要因　八五年には前年にくらべて、単一労働組合員数は約四万六〇〇〇人、単位労働組合員数は約三万九〇〇〇人減少した。こうした組合員数の変化は、既設組合（八四年六月末日までに設立された組合）における組合員数の増減と、八四年七月から八五年六月末日までの一年間における組合の新設・解散による組合数の増減の総合された結果である。

第50表にみるとおり、八五年の新設組合員数は約一六万六〇〇〇人で、そのうち組合の組織変更および分裂にともなう形式的な新設を除いた実質的新設組合員数は約七万四〇〇〇人であった。これに

第 50 表　新設，解散労働組合数および組合員数　（単位労働組合）

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数	実質的新設－実質的解散 組合員数
		人		人		人		人	人	人
1977	2,496	231,645	1,692	107,576	2,394	206,549	1,509	61,305	25,096	46,271
1978	2,289	196,905	1,375	87,219	2,640	174,404	1,624	62,133	22,501	25,086
1979	2,344	211,594	1,402	107,234	2,357	222,582	1,425	81,729	△10,988	25,505
1980	2,399	219,370	1,414	93,276	2,442	223,107	1,322	84,207	△ 3,737	9,069
1981	2,295	234,871	1,458	116,340	2,340	209,453	1,257	79,998	25,418	36,342
1982	2,234	170,423	1,535	82,773	2,262	157,980	1,399	61,286	12,443	21,489
1983	1,961	201,539	1,148	86,987	2,204	202,228	1,281	65,813	△ 689	21,174
1984	1,807	147,262	1,048	65,362	2,254	161,089	1,412	57,726	△13,827	7,636
1985	1,808	166,460	1,067	73,841	2,276	158,177	1,312	47,867	8,283	25,974

〔備考〕 1) 新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および「その他の理由による新設（たとえば労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等)」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2) 解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および「その他の理由による解散（たとえば組合の無用論による解散，組合内の紛争による解散等)」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3) △ 印は減少を示す。
4) 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」により作成。

たいして解散組合員数は約一五万八〇〇〇人、実質的解散組合員数は四万八〇〇〇人になり、実質的新設組合員数は実質的解散組合員数を約二万六〇〇〇人上回った。すなわち、これが実質的増加分である。ところが、単位組合員数全体は前年にくらべて約三万九〇〇〇人減少しているわけだから、これにさきの実質的増加分約二万六〇〇〇人を加えた約六万五〇〇〇人が、既設組合において、ここ一年間に減少したことになる。

要因別・産業別にみた組合員数の増減

八四年に組合員数の増加をみた産業は、さきにみたように建設業、製造業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業・不動産業の四つの産業であった。実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差を産業別にみると、建設業では約四〇〇〇人が減少している。それにもかかわらず、組合員数が増加しているのは、新設・解散による増加ではなく、既設組合による約九〇〇〇人の増加によるものである。また、製造業では新設・解散によるものが約二〇〇〇人増であるにもかかわらず、この産業の対前年度比増加分もまた約二〇〇〇人であったことは、既設組合ではほとんど組合員数の増加はみられなかったことを示している。卸売・小売業、飲食店では、差が約七〇〇〇人増にたいして、増加分は約一万二〇〇〇人であったのは、既設組合で約五〇〇〇人増加があったからである。金融・保険業、不動産業では、新設・解散の差が約七〇〇〇人の増であり、前年度比増

加分は約一万一〇〇〇人の増加であるので、既設組合の増加分は約四〇〇〇人ということになる。

一方、八五年に組合員数の減少幅の大きい運輸・通信業をみると、新設・解散の差は約八〇〇〇人のプラスであったが、増加分は約三万四〇〇〇人の減少になっている。したがって、既設組合で約四万二〇〇〇人の減少をきたしたことになる。また、サービス業では差が五〇〇〇人のプラスで、増加分が約一万七〇〇〇人の減少であったので、既設組合では、約二万二〇〇〇人の減少であった。公務でも、差が約一〇〇〇人のプラス、増加分が約一万五〇〇〇人の増、したがって既設組合では約一万六〇〇〇人の減少ということになる（第48表、第51表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

八五年の民営企業の単位労働組合員数は、二公社民営化もあり前年にくらべて約三四万七〇〇〇人の増加となった。また、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数の差し引きでは、第52表のように約二万四〇〇〇人になっている。したがって、約三二万三〇〇〇人は、新設によらず、既設組合における増加となっている。なお、新設・解散の差し引きの組合員数では、「三〇～九九人」と「二九人以下」の企業規模ではマイナスになっている（第49表、第52表）。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③都道府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）、の四種類に分けてみると、八五年には全国的連合体は三七六（前年よりも二増）、地方的連合体は四九四（前年よりも一四増）、都道府県的連合体は一八一〇（前年よりも二二増）、地区的連合体は三四七四（前年よりも八増）と、いずれも前年にくらべ増加している（第53表）。

これら連合体のうち全国連合体のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、通常「労働四団体」とよばれてきた。これに加えて、八二年一二月、これら四団体をのこしたまま、これらの枠をこえて、民間四一単産で民間単産のゆるやかな協議体「全日本民間労働組合協議会」が結成され、「連合体への移行」が今日的な課題になっている。

労働四団体に所属する組合員数の合計は、八五年には約八一四万三〇〇〇人で、全労働組合員数の六五・七％を占め、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数は約三七七万五〇〇〇人で全

第 51 表　産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1985年）（単位労働組合）

	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A)−(B)
	人	人	人
全産業	73,841	47,867	25,974
農林，漁業，水産養殖業	498	339	159
鉱業	95	148	△ 53
建設業	2,994	6,796	△ 3,802
製造業	20,506	18,024	2,482
卸売業・小売業	13,334	6,070	7,264
金融・保険，不動産業	8,674	1,691	6,983
運輸・通信業	14,505	7,773	6,732
電気・ガス・水道・熱供給業	1,061	51	1,010
サービス業	10,331	5,399	4,932
公務	1,087	1,022	65
分類不能の産業	756	554	202

〔備考〕 1) △ 印はマイナスを示す。
2) 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」により作成。

第 52 表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1985年）（単位労働組合）

企業規模	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A)−(B)
	人	人	人
合計	62,933	38,646	24,287
1,000 人以上	32,116	14,871	17,245
500 ～ 999 人	3,948	3,481	467
300 ～ 499 人	4,794	812	3,982
100 ～ 299 人	9,834	7,124	2,710
30 ～ 99 人	6,922	7,922	△ 1.000
29 人以下	2,089	2,744	△ 655
その他	3,230	1,692	1,538

〔備考〕 1) △ 印はマイナスを示す。
2) 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」により作成。

第 53 表　組合の種類，地域別労働組合連合団体数

組合の種類	合　計	全国的	地方的	都道府県的	地区的
合　計	6,154	376	494	1,810	3,474
連合組織	1,162	226	153	488	295
協議組織	4,992	150	341	1,322	3,179

〔備考〕 1) 連合団体とは，規約上，当該組織の構成員が労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいう。その連合団体のうち，加盟組織の連絡，相互援助などを目的とするにとどまるものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるようなものを「連合組織」という。
2) 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」による。

第 54 表　主要団体別労働組合員数の推移（単一労働組合）

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1978	12,382,829 (100.0)	4,525,237 (36.5)	2,181,810 (17.6)	61,270 (0.5)	1,320,798 (10.7)	3,607,490 (29.1)	1,071,877 (8.7)
1979	12,308,756 (100.0)	4,552,907 (37.0)	2,146,567 (17.4)	63,248 (0.5)	1,337,180 (10.9)	3,527,747 (28.7)	1,065,615 (8.7)
1980	12,369,262 (100.0)	4,550,522 (36.8)	2,161,786 (17.5)	62,286 (0.5)	1,357,979 (11.0)	3,559,926 (28.8)	1,066,625 (8.6)
1981	12,471,270 (100.0)	4,568,826 (36.6)	2,181,903 (17.5)	63,997 (0.5)	1,391,346 (11.2)	3,595,887 (28.8)	1,067,480 (8.6)
1982	12,525,529 (100.0)	4,550,279 (36.3)	2,196,641 (17.5)	64,367 (0.5)	1,438,876 (11.5)	3,617,209 (28.9)	1,066,069 (8.5)
1983	12,519,530 (100.0)	4,508,376 (36.0)	2,193,232 (17.5)	64,016 (0.5)	1,480,325 (11.8)	3,784,341 (30.2)	1,054,954 (8.4)
1984	12,463,755 (100.0)	4,431,112 (35.6)	2,176,964 (17.5)	60,337 (0.5)	1,512,352 (12.1)	3,779,358 (30.3)	1,056,906 (8.5)
1985	12,417,527 (100.0)	4,364,831 (35.2)	2,160,602 (17.4)	60,585 (0.5)	1,557,173 (12.5)	3,774,865 (30.4)	1,045,698 (8.4)
対前年増減数(人) 対前年増減率(%)	△ 46,228 △ 0.4	△ 66,281 △ 1.5	△ 16,362 △ 0.8	248 0.4	44,821 3.0	△ 4,493 △ 0.1	△ 11,208 △ 1.1

〔備考〕 1) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2) ( )内の数字は構成比を示す(%)。
3) 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」による。

労働組合員数の三〇・四%、無加盟の労働組合員数は約一〇四万六〇〇〇人で全労働組合員数の八・四%となっている。これを前年にくらべると、四団体に加盟している労働組合員数は約三万八〇〇〇人（〇・五%）の減少、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数も約四〇〇〇人（〇・一%）減少しており、また無加盟の労働組合員数も約一万一〇〇〇人（一・一%）減少している(第54表)。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総　評　総評の加盟組合員数は六四年の同盟発足以来一〇年間は伸び悩み、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以降は流れが若干変わり、七四～七六年と増加をつづけ、その後一進

一退をくり返してきた。だが、八一年の約四五六万九〇〇〇人をピークに以後四年つづきで加盟組合員を減じている。八五年は前年よりも約六万六〇〇〇人（一・五％）減少して、約四三六万五〇〇〇人となった。八五年に労働組合員数が減少したおもな組合は、国労（約二万一〇〇〇人減）、電通労連、全逓それぞれ約五〇〇〇人減、自治労、日教組、動労それぞれ約四〇〇〇人減、私鉄総連、全自交労連、全林野それぞれ約三〇〇〇人減となっている。

同　盟　同盟は六四年の発足以来七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大をめざして、労働組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少に転じ、八〇年以降ようやく足ぶみ状態に入った。八五年は前年より約一万六〇〇〇人減少（〇・八％）して約二一六万一〇〇〇人となった。傘下組合のうち八五年に組合員数が増加したおもな労働組合は、ゼンセン同盟（約九〇〇〇人増）である。一方、組合員数が減少したおもな労働組合は、地方同盟・地区同盟の直属組合（約一万二〇〇〇人減）、造船重機労連（約六〇〇〇人減）、鉄労、海員それぞれ四〇〇〇人減となっている。

新産別　八五年の傘下組合員数は、ほぼ前年なみの約六万人だった。

中立労連　八五年の傘下組合員数は前年を約四万五〇〇〇人（三・〇％）上回って、約一五五万七〇〇〇人となり、四団体のなかで加盟組合員の増加がめだつ連合体であった。組合員数が増加したおもな傘下組合は、電機労連（約二万四〇〇〇人）、全建総連（一万四〇〇〇人）、生保労連（一万人）などである。

全民労協など　全民労協は、前年にくらべて二九万人増加し、約五一二万五〇〇〇人となった。これは、民間の組織労働者の五五・六％を占めることになる。また、わが国の代表的な大産業別協議組織である全日本金属産業労働組合協議会（ＩＭＦ・ＪＣ）は、八四年にくらべ二万三〇〇〇人増加して、約二〇三万五〇〇〇人になった。日本化学エネルギー労働組合協議会（化学エネルギー労協）は、前年にくらべ三〇〇〇人減少して約六五万四〇〇〇人となった。

四団体の産業別組織状況　八五年の労働組合員数を産業別にみると、製造業（三三・四％）、運輸・通信業（一五・三％）、サービス業（一三・六％）、公務（一一・九％）の四部門で七四・九％を占めている。この四大部門における各主要団体の組織状況をみると、第55表に示すとおり、製造業では同盟が二八・〇％で最大の比率を占めており、中立労連（一八・四％）、総評（一五・六％）、新産別（一・三％）とつづいているが、以上のいずれにも属さない組合員が全体の四二・七％を占めている。運輸・通信業では、総評が五六・四％、同盟が二〇・五％、四団体のいずれにも属さないものが二六・四％である。サービス業では、総評が五九・七％、同盟が四・〇％、いずれにも属さないものが三六・八％であり、公務では、総評が九〇・六％と圧倒的な比率で、同盟二・八％、いずれにも属さないもの六・七％となっている。

農業と電気・ガス・熱供給・水道業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業、不動産業では四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めているが、四団体のなかでは総評が農業、林業、鉱業、不動産業で、同盟は漁業、卸売・小売業・飲食店、電気・ガス・熱供

第 55 表　産業・主要団体別労働組合員数構成比（単位労働組合）　(%)

産業	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全産業	100.0	35.2	17.5	0.5	12.6	38.8
農業	100.0	32.8	7.5	—	0.1	59.5
林業	100.0	82.3	12.8	—	—	5.3
漁業	100.0	1.4	41.0	—	17.4	40.2
鉱業	100.0	51.4	19.2	—	3.6	25.8
建設業	100.0	12.2	4.4	0.0	45.8	39.4
製造業	100.0	15.6	28.0	1.3	18.4	42.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.0	60.8	—	10.8	58.8
運輸・通信業	100.0	56.4	20.5	0.4	0.0	26.4
卸売・小売業，飲食店	100.0	5.6	31.3	0.0	4.1	66.7
金融・保険業	100.0	1.4	1.3	—	36.0	61.8
不動産業	100.0	21.2	11.4	—	0.0	85.3
サービス業	100.0	59.7	4.0	0.1	0.9	36.8
公務	100.0	90.6	2.8	0.0	—	6.7
分類不能の産業	100.0	34.2	8.4	—	—	57.4

〔備考〕 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」による。

第 56 表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比（単一労働組合）　(%)

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	84年	85年	84年	85年	84年	85年	84年	85年	84年	85年	84年	85年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	35.6	35.1	15.7	18.3	86.8	79.6	88.7	89.1	79.3	79.3	90.5	90.7
同盟	17.5	17.1	22.4	21.5	12.1	19.0	1.1	0.9	10.6	10.5	0.4	0.4
新産別	0.5	0.5	0.6	0.6	0.3	0.4	0.3	0.4	—	—	—	—
中立労連	12.1	12.5	16.7	16.6	—	—	0.2	0.2	—	—	—	—
その他	38.8	38.8	50.7	48.8	0.8	1.1	10.2	9.7	10.1	10.1	9.1	8.9

〔備考〕 1) その他とは，労働4団体以外の上部組合への加盟および無加盟の組合員数の合計である。
2) 労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」により作成。

給・水道業で、中立労連は建設業、金融・保険業でそれぞれ首位になっている（第55表）。

四団体の適用法別組織状況　労働組合員数を適用法規別にみると、八五年には労働組合法適用単一労働組合員数は約九三九万三〇〇〇人（七五・六％）、地方公務員法適用組合員数が約一九六万八〇〇〇人（一五・八％）、公共企業体等労働関係法適用は約五五万二〇〇〇人（四・四％）、国家公務員法適用は約二八万三〇〇〇人（二・三％）、地方公共企業労働関係法適用は約二二万二〇〇〇人（一・八％）であった（労働省「昭和六〇年労働組合基礎調査報告」参照）。公共企業体等労働関係法適用は年では約九〇万二〇〇〇人（七・二％）であった前が、主に電電・専売両公社の民営化にともなって約三五万人減少している。

これらの適用法規別組合員数に占める八五年の主要団体別組合員数の比率は、第56表にみるとおり、労組法適用組合員数では、同盟二一・五％、総評一八・三％、中立労連一六・六％、新産別〇・六％、いずれにも加盟していないものが四八・八％を占めている（第56表）。

一方、各主要団体ごとに適用法規別の労働組合員数の割合についてみると、総評は国公法、地公法適用労働組合員数が四六・〇％、労組法適用が三九・四％、公労法・地公法適用が一四・六％となっている。同盟は労組法適用組合員が九三・三％と高い。新産別、中立労連も労組法適用組合員が占める割合が圧倒的でそれぞれ九五・〇％、一〇〇・〇％となっている（労働省「昭和六〇年労働組合基礎調査報告」参照）。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数　都道府県別に単位労働組合員数をみると、八五年には東京の約二二万三〇〇〇人を筆頭に大阪の約一〇五万八〇〇〇人、愛知の約七九万八〇〇〇人、神奈川の約七九万五〇〇〇人、兵庫の五三万五〇〇〇人、北海道の約五三万一〇〇〇人、福岡の約四三万九〇〇〇人がこれにつづいている（第57表）。このうち北海道をのぞく、「太平洋ベルト地帯」の核心部である六都府県の組合員数は合計約五八三万八〇〇〇人で、わが国の労働組合員数の四七・四％を占めている。

八五年には前年にくらべ一五都県で増加し、三二道府県で減少した。増加数の多かったのは、東京（約二万六〇〇〇人）、埼玉（約六〇〇〇人）、神奈川（約四〇〇〇人）であり、減少が多かったのは、兵庫（約一万六〇〇〇人）、福岡（約九〇〇〇人）、広島（約八〇〇〇人）、北海道（約七〇〇〇人）であった、対前年度比で増加率が最大だったのは奈良の二・二％、減少率が最大だったのは兵庫の二・九％であった（第57表）。

四団体の都道府県別組織状況　都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟員数の比率をみると、すべての都道府県で総評への加盟割合が最大であるが、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、広島、香川、愛媛、福岡、佐賀の一七都府県で

第 57 表　都道府県別労働組合員数（1985年）（単位労働組合員数）

主要団体別構成比（%）

都道府県	労働組合員数	対前年増減数	対前年増減率	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%						
合計	12,319,356	△ 38,719	△ 0.3	100.0	35.2	17.5	0.5	12.6	38.8
北海道	530,544	△ 7,245	△ 1.3	100.0	52.2	9.3	0.0	7.4	34.5
青森	86,376	△ 1,238	△ 1.4	100.0	55.5	16.4	0.3	5.3	26.7
岩手	122,007	△ 1,836	△ 1.5	100.0	53.0	13.3	0.0	10.0	28.4
宮城	181,124	△ 3,189	△ 1.7	100.0	40.6	13.2	0.1	13.2	37.8
秋田	111,045	△ 1,762	△ 1.6	100.0	48.2	10.6	0.0	5.3	39.4
山形	114,362	144	0.1	100.0	40.7	13.3	2.0	20.5	26.9
福島	172,252	△ 3,081	△ 1.8	100.0	41.0	19.5	1.0	11.3	32.3
茨城	234,556	△ 76	△ 0.0	100.0	36.0	10.8	0.1	21.2	35.0
栃木	178,298	1,388	0.8	100.0	27.7	17.0	0.0	16.9	45.8
群馬	174,511	2,640	1.5	100.0	33.4	12.1	1.6	16.2	42.0
埼玉	360,193	5,991	1.7	100.0	27.4	19.8	0.4	21.7	38.3
千葉	298,903	220	0.1	100.0	43.3	15.7	0.2	12.8	33.6
東京	2,222,513	25,793	1.2	100.0	26.4	16.5	0.5	13.5	46.2
神奈川	794,577	3,656	0.5	100.0	28.7	20.1	1.1	18.7	42.7
新潟	225,956	△ 4,546	△ 2.0	100.0	42.4	22.6	0.7	4.9	34.1
富山	132,789	△ 513	△ 0.4	100.0	35.5	20.1	2.9	3.9	45.5
石川	102,512	△ 213	△ 0.2	100.0	47.1	20.8	—	5.1	29.7
福井	82,319	△ 1,288	△ 1.5	100.0	37.1	26.5	—	13.1	28.3
山梨	59,351	361	0.6	100.0	48.9	10.2	0.2	12.0	32.0
長野	231,568	56	0.0	100.0	36.5	14.4	0.2	16.6	35.5
岐阜	163,324	△ 932	△ 0.6	100.0	30.5	28.8	0.0	9.6	36.5
静岡	367,792	△ 333	△ 0.1	100.0	29.6	21.1	0.4	12.2	43.4
愛知	798,492	828	0.1	100.0	26.3	16.1	0.5	7.6	54.8
三重	185,777	△ 3,064	△ 1.6	100.0	34.3	15.0	0.1	18.2	34.7
滋賀	120,425	1,115	0.9	100.0	27.6	21.9	1.5	17.8	34.9
京都	248,583	△ 916	△ 0.4	100.0	40.9	16.2	3.9	10.6	34.2
大阪	1,058,267	505	0.0	100.0	34.3	21.1	0.2	12.9	35.1
兵庫	534,769	△ 15,883	△ 2.9	100.0	40.1	20.8	0.0	14.2	27.9
奈良	81,347	1,768	2.2	100.0	47.6	10.7	—	20.0	24.2
和歌山	86,291	△ 972	△ 1.1	100.0	52.6	16.5	—	7.3	27.6
鳥取	55,490	△ 455	△ 0.8	100.0	48.3	13.8	0.0	6.2	34.7
島根	67,923	△ 274	△ 0.4	100.0	44.0	22.7	0.0	4.5	32.3
岡山	191,552	△ 4,249	△ 2.2	100.0	35.1	26.1	0.2	11.6	33.0
広島	320,776	△ 7,511	△ 2.3	100.0	33.4	19.6	—	9.2	40.5
山口	152,562	△ 3,131	△ 2.0	100.0	40.6	15.7	1.6	15.3	34.1
徳島	71,569	△ 573	△ 0.8	100.0	37.9	14.4	—	18.1	32.7
香川	91,069	△ 1,598	△ 1.7	100.0	33.9	15.8	0.0	12.9	42.0
愛媛	111,517	△ 760	△ 0.7	100.0	33.6	22.8	0.0	12.3	35.1
高知	67,328	△ 1,104	△ 1.6	100.0	46.2	13.0	0.0	11.8	32.5
福岡	438,581	△ 9,383	△ 2.1	100.0	39.8	12.4	—	10.3	41.8
佐賀	76,312	△ 1,479	△ 1.9	100.0	33.8	13.6	—	14.2	42.0
長崎	115,396	△ 2,633	△ 2.2	100.0	36.7	28.3	0.2	11.4	26.0
熊本	123,009	△ 2,495	△ 2.0	100.0	46.7	19.0	—	7.8	28.5
大分	102,402	△ 606	△ 0.6	100.0	51.1	11.6	0.0	9.5	30.6
宮崎	86,495	△ 1,360	△ 1.5	100.0	40.3	31.1	0.3	5.7	26.0
鹿児島	115,178	1,055	0.9	100.0	45.1	14.3	—	4.7	38.5
沖縄	71,374	458	0.6	100.0	66.9	11.6	—	7.1	17.2

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
3)　労働省「昭和60年労働組合基礎調査報告」による。

は四団体に加盟していないものが最大比率を占めている。また、総評は沖縄の六六・九%をはじめ、北海道、青森、岩手、和歌山、大分の五道県で、五〇%以上を占めこれらをふくめて四〇道府県で三〇%以上を占めている。同盟は、宮崎の三一・一%を筆頭に、福井、岐阜、長崎で三割に近い比率を示し、中立労連は山形、茨城、埼玉、奈良で二〇%強の割合になっている（第57表）。

2　組織運動

1　産業別組織の動向

商業労組会議の結成　ゼンセン同盟、商業労連、チェーン労協、同盟流通労協の商業関係四労組は、八五年一〇月二三日、商業労組会議を発足させた。この四団体は、七五年頃、情報交換を中心にした商業四団体労組連絡会議をつくっていたが、活動範囲を産業政策や労働条件向上の共同行動にまで広げるために、改組して商業労組会議として再出発することになった。総数約三〇万人とみられる。四団体の上部団体は、ゼンセン同盟と同盟流通労協が同盟に加盟し、商業労連とチェーン労協が純中立である。上部団体の枠をこえた横断的な組織であり、産業別組織の再編問題や大産業別共闘の方向などがからみ注目される。

道建労協の結成　道路舗装業界における労働組合は、七五年、舗装労組連絡会をつくり、情報交換を中心にし、各単組の自主性を尊重して活動をおこなってきたが、八五年一二月二一日、道路建設工業労働組合協議会（道建労協）を発足させた。協議会は、道路舗装産業に働く労働者の生活と権利の向上をめざして、これまでの舗装労組連絡会の枠をこえた取り組みをおこなうとしている。参加組合は、大林道路職員組合、全大有労働組合、大成道路社員組合、東亜道路労働組合、東京舗装工業社員労働組合、日本舗道労働組合、不動建設労働組合道路部会、前田道路労働組合、三井道路労働組合の九組合である。

石油労連の結成　全国石油産業労働組合連合会（石油労連）が、八六年一〇月二四日、二五単組、組合員数三万一〇〇〇人で発足した。石油産業の労働組合では、八二年に、中立労連系の全石油、同盟系の石油同盟、純中立の八単組で石油産業労組連絡会を結成していたが、八六年五月の幹事会で、加盟単位を単組として、連絡会を石油労連に発展改組することを決めていた。活動方針は、産業政策の確立と推進、労働条件の向上、組織の強化拡大を柱としている。石油労連は、既存の全石油、石油同盟の産業別組織とは併存する形をとるが、いずれ解散し石油労連で一本化する方向である。

なお、全民労協を軸にする統一にたいして「右翼再編反対」の立場をとっている全石油加盟の小数派三組合は、石油労連加盟の申請書を提出せず、三労組未加盟で、発足した。

日通労協の発足

全日通は、日通グループの労組の結集をめざしていたが（本年鑑八六年版一七一ページ参照）、一一月一一日、日通グループ労働組合協議会が結成された。当面、全日通労組、全日通商事、日本トラック労組など一〇労組、四万九〇〇〇人で発足した。日通の関連会社は三一〇社あるが、そのうち半分以上が未組織であり、日通労協は、日通グループ内労組の結集と未組織労働者の組織化をめざしている。

合化労連の路線対立

合化労連は、八六年一二月一一日、臨時大会を開き、路線対立から組合費納入を拒否していた反主流派組合の除名を決定し、合化労連は事実上、分裂となった。この対立は、八〇年の委員長ポストをめぐる争いから、太田薫氏の影響力の強い反主流派が形成され、それを契機にして大きくなっていた。

その後、主流、反主流の間で役員配分で調整してきたが、八六年七月の七一回定期大会では、役員人事で紛糾し、両派の対立が決定的になった。両派の対立は直接的には役員人事であったが、底流には全民労協をめぐる路線対立があった。反主流の代議員約一一〇人（約六〇組合）は、大会をボイコットする戦術をとった。一方、主流派は二二七人の代議員の参加で大会を強行し、運動方針と「全民労連」（連合）加盟を決め、主流派のみの役員を選出した。これにたいして、反主流の組合は「合化労連再建協議会」を結成し、東京地裁に定期大会の無効を訴える仮処分申請をするほか、組合費納入を凍結していた。

八六年一二月一二日に開かれた臨時大会は、七一回定期大会の決定を追認し、ボイコット組合にたいする処分を目的にしていた。組合費納入拒否による除名処分の対象は、住友スリーエム、日研化学など三六組合とそれを支援している六組合の四二組合であり、組織人員にして二万五〇〇〇人であった。

日教組の内部対立の激化

八六年三月に開かれた日教組中央委員会では、労働戦線統一問題にかんして全民労協の「進路と役割」に批判的であり、「現状のままでの連合体移行には反対」という態度を示した。そして官公労の戦線統一問題が焦点の一つになる時期に、日教組の「西岡問題」が起こった。それは、日教組の田中委員長が、議員在任自民党の文教部会長だった西岡前代議士の「西岡武夫を叱る会」に出席し、激励したことにはじまった。このことを知った一部県教組、高教組から事実経過や運動方針との関係などについて公開質問状や抗議文が送られ、問題が表面化した。そして、日教組規約に定める三分の一をこえる県教組の要求によって、八月二九、三〇日の両日、臨時中央委員会が招集された。しかし、委員長に批判的なグループによる田中委員長問責決議を阻止するため、田中派は退場という戦術をとった。田中擁護派は、翌三〇日の中央委員会にも、また九月一一日の続開中央委員会にも欠席した。

九月一三日から定期大会が予定されていたが、大会前夜、田中委員長は延期を通告し、その後も大会開催の目途はついていない。日教組の混乱は西岡問題として表面化したが、その背景には委員長選挙をめぐって田中委員長と中小路書記長との対立、すなわち日教組主流派内の右派と左派との対立がある。その対立が表れたのは、労働戦線統一問題の対応からであった。左派は全民労協を軸とする労働戦線統一に反対し、八一年には、反主流派と組んで執行部方針を

否決したこともあり、主流派内の亀裂は深まっていた。なお、八七年三月一三日から第六三回臨時大会を開催。

国鉄の分割・民営化と国鉄内労組

国鉄改革関連法案が八六年一一月二八日に成立し、八七年四月一日から国鉄は分割・民営化されることになった。この八六年の一年間は、国鉄内の労働組合にとって激動の一年だった。

八六年一月一三日、杉浦国鉄総裁は、労使が一致協力して国鉄改革にとりくむという「労使共同宣言」を提案した。この提案にたいして、鉄労、動労、全施労は賛同し、二一日に調印したが、国労は「宣言」の内容や提案の仕方に反対し、締結を拒否した。この「労使共同宣言」への対応の違いを契機にして、総評内の国労と動労との対立が大きくなっていった。

二月二四日、動労中央委員会は雇用問題にしぼって鉄労と全施労と共闘をおこなうという方針を打ち出すとともに、国労への批判を強めた。また二七日に開かれた鉄労中央委員会では、国鉄改革に全力をあげ、国労とは徹底的に対決する姿勢を明確にした。さらに、「共同宣言」に調印した動労を評価し、共同歩調をとることもありうるとの方針を示した。国労は、三月一七、一八日の両日、中央委員会を開き、当面の闘争方針を決めた。中央委員会の焦点は、事実上、民営化を認め分割には反対する社会党案の支持を明確にできるかどうかであったが、激しい議論の末、社会党案を拍手で確認した。

四月一三日、国鉄改革にたいする国労の対応を不満とする国労組合員が脱退して、真国鉄労働組合（真国労、一四二七人）を結成し動労、鉄労、全施労と共闘する方針をだした。

五月二四日の動労臨時中央委員会では、「共同宣言」路線をさらに鮮明にするために、七六年に制定され「革命綱領」とも呼ばれる動労の綱領の見直しを決め、七月八日から三日間開かれた大会で新綱領原案を確認した。また鉄労大会も七月八日から四日間開かれたが、動労、全施労、真国労の三代表も来賓として出席した。国鉄改革に向けて共同歩調をとるとともに、分割・民営化に反対している国労の壊滅のため全力をあげることをあいさつで強調した。

七月一五日から開かれた総評大会では、国鉄問題について分割・民営化反対よりも雇用確保、組織防衛を最優先する方針を決めた。しかし、大会では動労に批判が集中したため大会最終日の一八日、動労代議員は大会会場を退席した。そして同日、動労、鉄労、全施労、真国労の四労組は「労使共同宣言」にもとづく国鉄改革の推進をめざして国鉄改革労働組合協議会を結成した。発足と同時に、国労組合員にむけて脱退を呼びかけるアピールをだした。協議会は、国鉄内の過半数制覇をめざし、さらに新事業体移行後の新しい組合の総連合を展望していた。動労は、七月二三日の全国戦術会議で総評脱退を決議し、総評に通告した。総評は説得工作を試みたが、成功せず、九月七日の総評幹事会で脱退届けを受理した。

一方、国鉄当局は、七月から、余剰人員の有効活用を名目に全国各地に一〇〇〇カ所を越す「人材活用センター」を設置し、一万三〇〇〇人を越す人員がセンターに配置された。センターでおこなわれる「草むしり」が世間の注目を集め、またセンターへの配置が国労つぶしとの疑惑も生まれた。八月一日の時点で組合別のセンター配置では、七九％が国労という高い比率だった。

七月二二日から開かれた国労大会では、総評大会での雇用優先の

方針を受けて、激しい論議の末、雇用優先・組織防衛の方針を採択し、戦術上の問題では中闘委任をとりつけた。

総評は九月一七日、杉浦国鉄総裁と会い、「労使共同宣言」に調印することを条件に雇用安定協約の締結を要請したが、杉浦総裁は「共同宣言」だけでなく、機関会議で方針転換を明確化するよう条件をつけた。このため路線転換をせまられた国労は、一〇月九～一〇日に静岡県修善寺で臨時大会を開いた。大会では、路線転換の緊急方針を賛成一〇一、反対一八三、保留一四で否決した。これは、国労主流右派にたいして、国労主流左派と反主流とが反対したからであった。山崎執行部は総辞職し、それに代わって、主流左派の六本木執行部が誕生、「労使共同宣言」の道はとらないことを明確にした。一方、前執行部を支持する地本は、日本社会党国労全国地本本部連絡会を結成し、「共同宣言」の締結と独自行動をおこなうことを決めた。この結果、国労は事実上、分裂状態におちいった。

一〇月二四日、国鉄改革労組協議会は八つの新会社ごとに企業別組合をつくり、その上部団体として鉄道労連を八七年四月一日に結成することを確認した。また、八つの企業別組合の結成準備を「結成を進める会」がおこなうことになった。なお、一二月一日の時点で、国労は国鉄内の四〇・四%に減少し、改革協議会は五三・一%の過半数を占めた。

2　労働戦線統一の動き

全民労協の連合体移行論議

全民労協は、「連合組織構想検討委員会」による「中間報告」（本年鑑八六年版一七三ページ参照）を八五年五月二二日にまとめたが、その最終報告の第一次案「連合組織の進路」を八月九日の検討委員会で確認した。内容は、①協議体である全民労協を第二段階に移行し、新たな連合組織は民間部門の全国的中央組織として機能・役割をできるかぎり網羅する、②新しい連合組織は、国際自由労連に一括加盟する、③労働組合と政党の自主性を尊重した関係を維持しつつ、要求、政策、目的が一致する政党、団体とは必要に応じ協力して活動を進める、などの点であった。

なお、全民労協の三役会議は、「連合組織の進路」の報告をうけるとともに、堅山議長から、①連合組織移行の時期は遅くとも二年後とすべきである、②八〇年代の終わりには労働界全体の統一を実現すべきである。③連合組織移行後も既存のナショナル・センターは一定期間併存するなどの「議長見解」がだされた。

このように全民労協が連合体移行を具体化してくるなかで、既存組織と連合体との関係、「二重加盟論」が論議された。同盟は九月一〇日の三役会議で、民間先行を基軸とする「基本構想」を堅持し、連合体に移行する、連合組織は、同盟のような役割と機能をもった新しいナショナル・センターであり、二重加盟はありえない、

という方針を決めた。中立労連の藁科議長は九月一三日の大会で、連合組織は全国的中央組織にふさわしい機能・役割をもつものとし、中立労連の解散を含めて検討する、との見解を明らかにした。一方、総評は九月三〇日の拡大評議員会で、連合組織は全的統一の前段階の組織であり、総評との併存はありうるとの方針を決定した。

全民労協第四回大会

連合体移行をめぐる以上のような論議をふまえ、一一月一五日、全民労協は第四回総会を開き、「連合組織への移行について」という方針を決定した。方針では、「連合組織への移行の時期は、全民労協結成満五年ともなる『全民労協第六回総会（一九八七年一一月予定）』とする」と、時期を明確にした。また、「新たな連合組織と既存のナショナル・センターとの関係については、労働五団体としての固定化や屋上屋を重ねることを絶対に避けなければならない」としつつも、そのためには「各ナショナル・センターの対応を求める」と各団体の自主的な判断にゆだね、二重加盟問題の是非については決定をさしひかえた。また、この大会で、三役と幹事で構成する「連合組織移行準備会」を発足させ、新たな連合体の構想づくりに着手することになった。

同盟第二二回定期大会

同盟は、八六年一月二二日から三日間第二二回定期大会を開き、一九八六～八七年度運動方針を決めた。この大会は、労働戦線統一問題を最重要課題とし、全民労協の連合体移行後には同盟は発展的に解体することを確認した。新方針における「労働戦線の再編統一に対する同盟の態度」の項目では、①「官民一体によるいわゆる全的統一は、運動論として、まったく新しいつぎの次元のものとしてとらえられるべきである。連合体となった全民労協の性格は、全的統一の前段階の組織ではなく、そのものが新しいナショナル・センターとしての地位を占めるものでなければならない、と考えるからである」、②「新しいナショナル・センターが確立したときには、すくなくとも同盟は解散し、各構成組織は、新しいナショナル・センターの構成員として、充実発展のため努力するのは当然であろう。同時に二つのナショナル・センターに加盟することは理論的にも現実的にもできないからである」、③「二年後を目標に、すべての組織が最大限の努力を払うことが必要である」、また連合体の財政については、少なくとも組合員一人三〇円は必要と考えられる、などの点が強調された。なお、財政における組合員一人あたりの金額を提起したのは、財政面からも二重加盟を規制しようとするねらいだった。

全民労協の新連合体の構想

八六年に入ると、全民労協の新しい連合体移行のための構想が、固まってきた。すでにまとめられた「中間報告」と「連合組織の進路」を基礎に、綱領や運動方針の作成が「連合組織移行準備会」で進められてきたが、三月一四日の準備会で、連合体の憲章・綱領にあたる「進路と役割」と、規約について確認された。

総評の新しい労戦統一方針

総評は、七月の定期大会に提案する労働戦線統一問題の新しい方針をまとめ、五月二六日の拡大評議員会で討議された。この新方針は、全的統一の時期を一九九〇年前後とそのプロセスを打ち出した点に大きな特徴があった。方針は、①労働戦線の全的統一による統一ナショナル・センター結成の時期を一九九〇年前後とする、②統一ナシ

ョナル・センター結成に向けて、労働四団体と民間代表（全民労協または連合組織）と官公労働代表で構成する全的統一準備会の設置を提唱する、③現状において総評系、同盟系、新産別系、純中立に分立している官公労の共通テーブルとして官公労連絡懇談会を設置し、全的統一準備会に参加する官公労の枠組みとする、という新たな提唱をおこなっている。この方針案は、「統一ナショナル・センターの運動理念」と「統一ナショナル・センターの機能と役割」などを加え、六月九日の単産・県評代表者会議で確認された。

官公労の労戦統一問題

この総評の全的統一の新方針を受けて、自治労は、五月二九、三〇日の両日開かれた第八四回中央委員会で、「労働戦線の全的統一達成への自治労の基本方針」という戦線統一問題での積極的な姿勢を示した新しい方針を提案した。労働戦線統一の方針は、「全的統一に向けて、八〇年代中の合意形成、九〇年前後の統一ナショナル・センター結成をめざす諸行動・諸作業に自治労は中央、地方で積極的に対応します」と、基本的には、総評の新方針に沿ったものであり、そのうえで「全的統一にむけた官公労働組合間の協議を進めるため、自治労として積極的役割をはたし、八七年秋を目途に、合意形成をはかります」と自治労の官公労内での役割を強調している。前年の中央委員会では、全民労協を統一論議の対象とするという方針が削除されたが、今回の中央委員会では賛成多数で原案どおり可決された。また、八月二六日から四日間開かれた自治労第五〇回定期大会でも、労戦統一での新たな方針が原案どおり決定した。総評最大の組織であり、また官公労の中心である自治労が戦線統一問題で積極的方向をうちだしたのが注目された。

中立労連第一三回定期大会

全民労協の新連合体移行にともなって、総評が連合体との併存、同盟が解体の方向をそれぞれ打ち出しているが、そのなかで中立労連は、九月一六日に第一三回定期大会を開き、新運動方針を決めた。大会では、全民労協の連合体移行にともなって、中立労連の解散を含めて検討するための「中立労連のあり方委員会」を設置し、八七年の秋までに結論をだすことになった。なお、大会で藁科議長は、民間のナショナル・センターができるならば、中立労連は発展的に解散することを原則におくと強調するとともに、中立労連加盟単産のうち二単産が全民労協未参加である点や総評が連合体と併存するという状況をみながら、連合体移行後の全的統一に向けた各団体の調整役として中立労連の存在は必要かもしれないとの含みを残した。

全民労協第五回総会

総会に先だって開かれた一〇月一四日の代表者会議で、これまで懸案だった財政問題について、組合員一人二五円とし、総会に提案することが確認された。これまでの三〇円を五円減額した形をとり、連合体移行問題の最大の焦点だった財政問題を解決した。全民労協の第五回総会は一一月一四日に開かれ、新連合体の憲章・綱領にあたる「進路と役割」を正式に確認した。このうちの国際自由労連への一括加盟問題については、連合体移行の八七年の総会に独立議案として提出することになった。

新しい連合体は、全日本民間労働組合連合会（略称「連合」）とし、八七年一一月二〇日の第六回総会で改組することが決まった。また、「連合」の具体的な運動方針・組織方針については、「運動方針骨子」、「規約案」、「事務局体制案」、「初年度予算案」などを

「案」として確認し、八七年九月の代表者会議で決定することになった。ともあれ、民間労組の統一ナショナル・センターになる「連合」の骨格がほぼ固まったことになり、八七年秋の正式発足は確実になった。労働戦線統一問題の焦点は、官公労を含めた全的統一に移っていくとみられる。

統一労組懇と「左派結集」の動き

全民労協の新しい連合体への移行が確定的になるにつれて、その方向に反対する動きも活発になってきた。とくに、統一労組懇が総評主流左派との連携の姿勢を強めてきたのが、注目された。八五年八月一〇、一一日の両日に開かれた統一労組懇の年次総会では、各単産のなかで統一労組懇系の組合員でつくられている「あり方懇」活動の探求強化や「地域統一労組懇」の拡大など、統一労組懇の拡大・強化がめざされた。また、九月二五日には、全国代表者会議が開かれ、そのなかで、引間常任代表委員は、同盟は総評のかじとりになっていると批判するとともに、「国労、日教組、自治労は、全民労協との連合体と総評の併存論、二重加盟方針を認めるのではなく、連合体化反対、全民労協を軸とする全的統一に反対すべきだ」と述べた。

八六年五月二一日に、ナショナル・センターのあり方懇が主催する「労働戦線統一問題パネルディスカッション」が開かれ、太田、岩井、市川の総評三顧問のほか、引間統一労組懇常任代表委員、吉岡徳次全港湾委員長がパネラーとして出席した。この席上、引間氏は、労働戦線の右翼再編成に反対する連合、共同行動を考えようと呼びかけ、総評三顧問が中心になって構成する労研センターと統一労組懇との共同行動を提案、岩井氏も、大筋では一致すると述べた。全民労協を中心にした戦線統一に反対する動きが、左派結集という形で強まってきている。

【参考資料】(1)労働省『昭和六〇年労働組合基礎調査報告』、(2)総評第七四、七五回定期大会資料、(3)同盟二二回大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『全民労協ニュース』、(6)統一労組懇八五、八六年度年次総会資料、(7)『日本労働協会ニュース』、(8)日本労働協会『昭和六一年版労働運動白書』

II 労働組合全国組織の動向

概要□総評――概況／組織状況／運動の基調と主要課題の方針／政党との関係と選挙へのとりくみ／国際活動／同盟――概況／組織状況／運動の基調と主要課題方針／政党との関係と選挙へのとりくみ／国際活動／全民労協――概況／組織状況／主要課題の方針と運動の経過／政策・制度要求／統一労組懇――組織状況／機関会議／運動の基調と主要課題の方針／政党との関係と選挙へのとりくみ／国際活動／単産の大会

概要

一、一九八五年七月以降、八六年一二月までの間に開催されたナショナル・センター、協議体および単産の大会論議の焦点となったテーマは、①労働戦線統一問題、②春闘問題、③国鉄分割・民営化問題、④政治路線と同日選挙総括、⑤産業構造転換問題などであった。

一、とくに議論が集中したのは労働戦線統一問題で、全民労協は八七年秋に連合体化することを決定した。これにともなって、各ナショナル・センターの態度がいっそう明確となり、同盟と総評との間で、連合体の性格づけなどをめぐる矛盾が深まった。

一、統一労組懇は、みずからの運動と体制強化を進めつつ、左派などとの「共同」を広範に追求し、そのもとで「階級的ナショナル・センター」を確立する方針を鮮明にした。

一、労働戦線統一問題は、とくに総評系の単産大会の動向に影響し、国労、日教組、合化労連、全国一般などで先送りされていた矛盾や問題が一挙に表面化した。また、自治労は「全的統一」へむけ官公労再編に積極的な方針を決めた。

一、春闘問題では、賃金要求基準、闘争態勢などをめぐってJC

共闘見直し論、三次産業共闘の結成、暦年春闘見直し論などがみられたが、依然混迷した状況を脱しなかった。

一、国鉄分割・民営化問題では、国労臨時大会における「中闘一任、大胆な妥協」方針の否決、左派執行部の確立が大きな影響を与えた。また、動労の方針転換、総評脱退がみられた。

一、政治路線問題では、総評系の「ニュー社会党」路線支持の強調、同盟系の「政策連合」路線の明確化がはかられた。また自民圧勝を受けた同日選挙総括では、総評系の「ニュー社会党」路線支持の再確認、同盟系の「政策連合」路線の事実上の後退がみられた。

一、自動車総連、鉄鋼労連、造船重機労連など輸出産業の単産の八六年大会では、産業構造転換問題の論議がめだったが、組合としても産業構造転換に協力していく姿勢が打ち出された。

一、役員交代問題では、塩路一郎氏が自動車労連会長をはじめとして労働界から全面的に引退したことが注目された。

1　総　評

1　概　況

総評は、労働戦線再編・統一の展開のなかでその基盤を弱めてきた。全民労協は八七年秋の「全民労連」（「連合」）への移行を決めたが、同盟は以前からこれを「民間部門におけるナショナル・センター」と位置づけ、八六年一月の大会では「連合」発足による同盟の解体を決めており、総評のいわゆる「全的統一」論との相違を明確にしている。このため、総評は「全的統一」論をあくまで貫くのか、同盟主導への同調に終わるのか、自らの存在理由をかけた大きな試練に立たされている。

また、この間の「最大の闘争課題」であった国鉄の分割・民営化問題では、社会党案支持を国労にのませ、路線転換を求めてきたが、国労が臨時大会で「大胆な妥協」を拒否、左派執行部を確立し、総評指導部との矛盾の深まりをみせた。また日教組も、労戦再編問題にからんだ深刻な内部対立によって、大会が開催されないなど、あらためて総評内の亀裂といわゆる指導力の低下もみせた。

2　組織状況

結　成　一九五〇年七月一二日「自由にして民主的な労働組合を強固な基礎のうえに確立しようとする同一の志の目的のもとに結集した労働組合」によって組織され、発足した（規約、前文）。以来、わが国最大のナショナル・センター。

組織機構　規約の定める「機関」は、大会、評議員会、幹事会の三つである。また、本部の「事務機関として事務局と財政局を置く」（規約第一九条）。そして、「事務局、財政局に事務遂行上必要に応じて評議員会の議を経て専門部・室・局を置く

ことができる」ことになっている。

機関会議　総評における機関は、大会、評議員会、幹事会、である。

大会は「総評の最高機関」で「毎年七月に定期的に開催するのを原則」（規約第一一条）としている。本年鑑が対象とする期間に開催された定期大会は、第七三回定期大会と第七五回定期大会である。また、「必要ある場合」に開く臨時大会は、毎年二月にもたれ、おもに春闘態勢の確立を目的にしている。この間に開かれたのは、第七四回臨時大会である。

評議員会は「大会の決定した基本方針に反しない範囲で、総評の意思を決定する権限」（規約第一五条）を持っており、三カ月に一回開催するのを原則としている。

幹事会は、議長、副議長、事務局長、財政局長、副事務局長、常任幹事によって構成され、必要に応じ随時議長が招集する（規約第一八条）。

役員　規約で「役員」と呼ばれるのは、議長（一名）、副議長（若干名）、副事務局長（若干名）、事務局長（一名）、財政局長（一名）、常任幹事（若干名）、会計監査（五名）である（規約第二一条）。とくに前五者は「五役」と通称される。

役員氏名（八六年七月現在）

・議長＝黒川武
・副議長＝江田虎臣、及川一夫、加藤豊、斉藤安正、田淵勲二、橋村良夫、牧内研二、丸山康雄、宮内留吉、武藤久、森原三登、吉岡徳次
・事務局長＝真柄栄吉
・副事務局長＝内山達四郎、平四郎、高橋富治
・企画局長＝長峰義博、総務局長＝亀山栄一、政治・国民運動局長＝坂野孝、国際局長＝山田陽一、労働・国民生活局長＝岡村文雄、経済局長＝宝田善、組織局長＝佐野明、教文局長＝三島静夫、婦人局長＝山野和子、春闘局長＝本道善夫
・顧問＝太田薫、岩井章、市川誠、大木正吾、槇枝元文、富塚三夫

事業　「事業および活動」として掲げているのは、規約にしたがえば、「加盟組合に共通の問題にたいする共同方針の決定およびその推進」「加盟組合の争議を成功に導くための有効な援助」「未加盟組合の同調と加盟の促進」「加盟組合間の連絡の強化および同種産業内組織の産業別整理の助長」「国外労働関係団体との連携連絡および労働者の国際組織への参加」「院内外における政治的活動」「国内国外の情報収集および宣伝、出版、調査ならびに諸資料の作成」、その他となっている（規約第二条）。

加盟組合との関係　総評は「日本国内における産業別労働組合」によって構成すると定めている（規約第三条）。すなわち、加盟単位は「産業別労働組合」である。加盟組合の地位と権利は、規約のもとに平等とされ、加盟組合の責任としては、「基本綱領および規約、ならびに総評のおこなう事業活動に反対する活動をとらないこと」「機関の決定事項を尊重し、具体的措置をともなう決定事項については、これを実行すること。ただし実行できない場合あるいはできなかったときはその理由を明らかにすること」「会費、特別賦課金を所定の期日に納めること」などとなっている（規約第四条）。

加盟組合名　情報通信労連、鉄鋼労連、私鉄総連、全国金属、日本医労協、全国一般、合化労連、建設一般全日自労、全自交労連、全日通、新聞労連、全競労、たばこ共闘、紙パ労連、

全港湾、政労協、非鉄金属労連、運輸一般、全日建運輸、全日建、鉄弘労・TKU、全駐労、全印総連、日放労、ホテル労連、炭労、全海連、繊維労連、全山労、全造船機械、全電力、自運労、アル専労組、放影研労組、国労、全逓、全林野、全印刷、全造幣、自治労、日教組、都市交、全水道、国公労連、全農林、全開発、全財務、大蔵職組、沖縄国公労、会計労。

この間に、全山労が新規加盟し、動労が第七五回大会後脱退した。また、従来一加盟単位としていた全日建を、八六年一〇月以降、全日建運輸と全日建に分け、各々加盟単位とした。加盟組合数は、計五〇単産。組合員数は四一一万二二四八名。ほかに、オブザーバーが一単産（住宅労協）。

地方組織　総評の加盟単位は、前述のとおり産業別労働組合であり、同盟とは異なって、大会においても地方組織を構成組織としていないが、各県評など「地方組織」として認めているものがある。

財政　財政規模は年間で約二六億円。財政関係は、財政局、財政運営委員会、財政局・部長会議および会計監査委員会によって取り扱われる。会費納入人員は、一九八六年六月現在、二二八万〇二六九名である（「第七五回総評定期大会各局報告書」）。

機関紙誌　「総評新聞」（毎週金曜日発行）、『月刊総評』、「労働ニュース」、『総評国際労働運動』、「Sohyo News」

政府との関係　総評（単産）選出の各種審議会等委員はつぎのとおりである（一九八六年六月現在）。

・中央労働委員会＝久保正（都市交）、原茂（炭労）、中村卓彦（鉄鋼労連）
・公共企業体等労働委員会＝石井平治（総評）、内山光雄（総評）、谷合勝正（総評）、清水卯一（総評）
・産業労働懇話会＝黒川武（総評）、真柄栄吉（総評）、江田虎臣（総評）、田淵勲二（総評）
・中央労働基準審議会＝真柄栄吉（総評）、小久保昭治（全交運）、小野沢守（合化労連）、岡山省三（総評）
・中央最低賃金審議会＝岡村省三（総評）、小倉勇（私鉄総連）、平沢栄一（全金）
・じん肺審議会＝深瀬清祐（合化労連）、伊藤彰信（全港湾）、平田東助（非鉄金属）
・労働者災害補償保険審議会＝清水永一（総評）、橋村良夫（全金）、伊藤勝治（炭労）
・中央職業安定審議会＝内山達四郎（総評）、山本興一（自治労）、平田宏（私鉄総連）
雇用安定等事業部会＝内山達四郎（総評）
雇用保険部会＝馬谷佳克（総評）
建設部会＝田村昌道（総評）
駐留軍離職者対策部会＝馬谷佳克（総評）、目取真栄文（全駐労）、神山操（全駐労）
港湾労働部会＝亀崎俊雄（全港湾）、坂野哲也（全港湾）
・身体障害者雇用審議会＝千葉登（鉄鋼労連）、橋口和子（日教組）
・雇用問題政策会議＝真柄栄吉（総評）
・中央職業能力開発審議会＝馬谷佳克（総評）、林田賢二（鉄鋼労連）
・労働保険審議会＝信太忠二（総評）、坂野哲也（全港湾）、八代栄三（全金）
・労働福祉事業団＝金良清一（全自交）、内山達四郎（総評）
・中央家内労働審議会＝清水永一（総評）、中島道治（繊維労連）
・雇用促進事業団運営協議会＝吉岡徳次（総評）、橋本亮（炭労）、及川陽（全駐労）、清水永一（総評）
・雇用審議会＝内山達四郎（総評）、石坂庚午（全日通）

・婦人少年問題審議会＝山野和子（総評）、佐野明（総評）
・中小企業退職金共済審議会＝佐野明（総評）
・勤労者財産形成審議会＝筒井安忠（総評）
・社会保険審議会＝岡村文雄（総評）、前川哲夫（総評）、阿部邦松（私鉄総連）
・社会保険審議会＝阿部邦松（私鉄総連）、公文昭夫（総評）、大西三千雄（全日通）、山村敏雄（非鉄金属）
・中央社会保険医療協議会＝立花銀三（合化労連）
・社会保険診療報酬支払基金＝前川哲夫（総評）、田村誠（私鉄総連）、佐々木健（合化労連）
・中央環境衛生適正化審議会＝前川哲夫（総評）
・老人保健審議会＝前川哲夫（総評）
・公衆衛生審議会＝前田弘（自治労）
・人口問題審議会＝及川一夫（総評）
・年金福祉事業団＝岡村文雄（総評）
・中央心身障害者対策協議会＝岡村文雄（総評）
・内閣税制調査会＝真柄栄吉（総評）
・関税率審議会＝真柄栄吉（総評）
・社会保障制度審議会＝宝田善（総評）
・港湾調整審議会＝吉岡徳次（全港湾）、坂野哲也（全港湾）
・対外協力審議会＝黒川武（総評）
・住宅宅地審議会＝岡村文雄（総評）
・中小企業安定審議会＝佐野明（総評）
・中小企業近代化審議会＝松井保彦（全国一般）
・産炭地振興審議会＝松橋茂（総評）
・産業構造審議会＝真柄栄吉（総評）
・産業技術審議会＝斉藤安正（総評）
・航空機・機械工業審議会＝及川一夫（総評）
・総合エネルギー調査会＝黒川武（総評）
・国民生活審議会＝岡村文雄（総評）
・経済審議会＝黒川武（総評）
総合部会＝真柄栄吉（総評）
・物価安定政策会議＝黒川武（総評）
・中央公害対策審議会＝坂野哲也（総評）
・国土利用計画審議会＝丸山康雄（総評）
・林政審議会＝宝田善（総評）
・中央職業能力開発協会＝清水永一（総評）、馬谷佳克（総評）

3　運動の基調と主要課題の方針

大　会

総評第七五回定期大会（八五年七月一五～一八日）は、総評の労働戦線再編・統一方針と傘下の単産、とりわけ官公労との間での対立、矛盾が拡大したことが大きな特徴となった。これを明らかに物語ったのが日教組の提出した修正案であった。

総評執行部は「八〇年代中に全的統一のための合意形成を終え、わが国統一ナショナル・センター発足にそなえる」として、初めて時期的目途を明らかにした。これにたいして、日教組の修正案は、全民労協が五月に発表した、連合体移行にかんする中間報告のうち、①全民労協の連合体化を「民間部門の全国的中央組織」とする連合体の性格づけ、②国際自由労連への一括加盟問題、③地域組織の都道府県単位の設置問題、の三点について総評が反対するように求めたもので、「全的統一」を進める立場から反対するものであっ

た。「総評執行部は、この修正案が採決された場合、全民労協に批判的な全港湾など一部民間組合や国労、自治労など官公労系の社会主義協会系、さらに共産党系組合も含めて、全代議員の二割前後が賛成に回り、総評内に亀裂を残しかねない」（『朝日新聞』八五年七月一七日）と懸念し、修正案の骨子を取り込んだ執行部あての要望書を官公労一一単産が作成する一方、「修正案の趣旨を真剣に受け止める」との真柄事務局長が理解を示す答弁をすることで、日教組は修正案を取り下げることになった、と指摘されている。

一方、右派の全電通など「全民労協に加盟する一六単産には逆に、真柄答弁が統一に水をさすものではないことを説明、了承をとりつけた」（同前）といわれる。鉄鋼労連などは、「全民労協の連合体化に水を差す意図的ひきのばしは容認できない」と労戦統一を強力に推進する立場を強調した。

また、運輸一般、国公労連、医労協、建設一般全日自労の統一労組懇系四単産は、労働戦線の右翼再編に反対する立場から修正案を提出し論戦に加わったが、賛成少数で否決された。

最大の課題とされた国鉄の分割・民営化問題でも、各県評代表などが、分割・民営化反対闘争を強調したのにたいして、全電通が「民営化反対を裏返すと親方日の丸でありたいと映る。分割反対に中心をおくべきだ」と発言したことに代表されるように、全民労協加盟単産の冷やかな対応がめだった。

翌年の総評第七七回定期大会（八六年七月一五～一八日）では、労働戦線問題と国鉄問題が焦点になった。

大会は、発言者数が三一人と前年とくらべてもその六割であることにも象徴されるように、全体的に活気がなく、衆参同日選挙における社会党の大敗を色濃く反映したものとなった。

焦点の国鉄問題では、執行部は分割・民営化反対ではなく、非分割・民営の社会党案を軸とするとし、政府の国鉄法案を廃案にするなどの方針を示さず、雇用と組織を守るとした。これにたいしては「本格的なたたかいを前にして雇用優先ということで総評が方針を打ちだすならば、地方へかえってどう説明すればいいのか」（島根県評）などの発言が続出した。また、動労代議員の発言にたいしては、「マラソンでトップを走っていても、コースを間違えれば失格となる」（全国一般）、「四〇年争議をやっているが、合理化を提案され、解決していないなかで組合の大会に社長が来た経験は一つもない。動労大会には国鉄総裁が来た。どんな困難でも原則は守ってほしい」（全国金属）、「五〇〇〇万署名は動労を守るためにだけ取り組んだのではない」（全印刷）などの強い批判も出て、動労は孤立した（動労は中途退席した）。

また、労働戦線問題では、執行部はこれまでよりも一歩踏み込んで全民労協を母体とした「全的統一」を推進する方向を明確にしたが、日教組、全港湾が連合体移行の問題点があいまいなまま、全民労協を母体とした全的統一に反対との意見書を提出し、討論のなかでも全印総連、全林野が批判するなど、総評内の矛盾と亀裂が深いことをあらためて示した。

また大会では、運輸一般など統一労組懇系の四単産が労働戦線統一、春闘などで修正案を提出したが、賛成少数で否決された。

運動の基調

定期大会を中心に機関会議で決められた総評の運動の基調と主要課題の方針は、第七五回定期大会における一九八六年度運動方針を中心に、その要旨を紹介すると、以下

のようになっている。

「日本の労働運動はいまなお困難な時代を脱しきれないでいる」との認識を示し、しかし「他方、いまの日本の労働運動は、労働戦線の分裂、分立から労働戦線の統一への過渡期にある」として、進行中の労働戦線の再編・統一に積極的な評価をあたえた。

また、春闘については、八六春闘は「管理春闘といわれた硬直的な賃金闘争に風穴をあけた」とするかなり積極的な評価をおこなったことが注目される。これは、いわゆる第三次産業共闘の成果をさしたものである。

政治的には、社会党が「苦しみのなかでニュー社会党を宣言し」たことを「その具体的活動展開に国民は期待をよせている」と述べた。

八六年の運動方針提起にあたっての視点として三点を強調している。すなわち、第一に、運動展開にあたって「労働者、弱い者の利益を守る立場にたつ」こと、第二に「被害者の立場での抵抗にとどめ」ず、「われわれの側の考え方、対案、政策を対置してたたかうこと」で、「とくに現在のような低成長、財政難のもとで、社会的公正が重視されなければならない時代には労働者だけの自己主張は社会のうけ入れるところではない」との認識に立っている。そして、第三に、「これまでつみあげてきた共闘を労働戦線の統一として完成させなければならない」と意欲を示し、また「国際連帯を従来以上に重視しなければならない」と強調している。

賃金・春闘　満足すべき成果をあげていないとしながらも、「変化を期待しうる兆し」として八六年に初めて結成された「第三次産業共闘が一定の成果をあげ」たとし、これが「管理春闘体制を打ち破る端緒となりうる」ものと積極的に評価している。

行革問題、制度・政策　「臨調路線のもとでかけられている教育、福祉、税制などにたいする攻撃は、その基本理念すら改悪しようとしているものであり、制度改悪の阻止に全力をあげなければならないが、同時に、現実によこたわるきびしい状況にたいするわれわれの側の理念と具体的な政策を確立しなければならない」という点を確認している。

国鉄問題　国鉄再建闘争を「最大の闘争課題」と指摘し、「総力をあげて取り組んだ、国鉄再建五〇〇〇万人署名運動は、三五一四万という署名運動史上例をみない成果をあげた」ことを強調している。そのうえで、「この署名運動を背景に全国一社制によって、全国ネットワークを堅持する社会党の再建政策、再建法案を支持し、その成立を期す」としている。これは、一方で、国鉄監理委員会答申を「国鉄の将来に明るい展望を示したものではなく、地方交通線の廃止と一〇万に及ぶ人べらしを骨格とし公共交通の破壊と労働者、地方自治体、利用者の犠牲のうえに、国鉄の分割・民営化をおこない、たんに長期債務処理の分担を示したものにすぎない」としつつ、分割・民営化に厳しく反対するのではなく、いわゆる非分割・民営の方針（社会党案）に立つことをあらためて確認したものであった。

総評は一貫してこの方針をかかげ、国労に路線転換を求めてきたが、国労が第五〇回臨時大会（八六年一〇月）で「大胆な妥協」を拒否して分割・民営化反対を確認し、左派執行部を確立すると、これに不満を表明し、傘下組合にたいする態度としては異例の圧力を

加えつづけた。

労働時間短縮　「その重要性と必要性について政府関係の各種報告にも位置づけられるほど、認識が定着してきている」と客観的に指摘しながら、「われわれの側の運動態勢はまだ不十分」だと反省している。

組織強化・拡大　「六〇〇万総評」をここ数年間のスローガンとしてきたが、ほとんど成果はあがっていない。八六年度方針では、「単産、地域組織の拡大推進体制の確立と強力なイニシアチブ」を当面の課題としてあげ、また、組織強化の課題として、職場、単組レベルの「日常的な職場組織のあり方」「個々の労働者の人権、自由を職場で守ること」をうたっている。さらに、総評自身の「現代の運動に適合したナショナル・センターとしての機能の強化」を急務としてあげるにとどまっている。

婦人労働問題　「婦人労働に関する総合的な政策を前進させ、雇用における男女平等を促進する。国連婦人の一〇年の運動のなかでかちとった女子差別撤廃条約を規範として、婦人労働に関する総合的な政策を前進させ、雇用における男女平等を促進する」ことを基本的な課題として、「男女雇用機会均等法の積極面を職場に定着させる」「『改正』労働基準法にたいしては、労働基準法第一条第二項にもとづいて、既得労働条件をまも」り、「変化する婦人労働にたいする政策を確立する」などを具体的に取り組む課題としている。

労働戦線統一　「全的統一へむけて、総評内の単産、県評をふくめて状況について共通認識が深まり、問題点の整理・討議促進に気運がしだいに高まりつつある」として、前年の大会で提起した「一九八〇年代中の合意形成」から「一歩進めて」、第七五回定期大会には「一九九〇年前後全的統一達成」の方針を提起したとしている。そして、いわゆる連合組織とナショナル・センターの関係について「全民労協が連合組織に移行したとしてもそれは民間の組織であり、三分の二以上が官公労である総評は、官民一体の全的統一に至る間併存する」と強調し、同盟側の理解との相違を指摘している。また、これとの関係で連合組織加盟単産の財政問題をあげている。

政治活動課題　「日本社会党との支持・協力関係は従来どおりとし、社会党の強化にひきつづき積極的に協力する」「各級機関に社会党支持委員会または党員協、党友協議会をつくり」「また、『支持し強める会』の会員拡大につとめる」として社会党支持の強化を強調し、八七年四月の統一地方選挙への取り組みをおこなうほかには「国民体育大会の民主化」「日朝友好連帯運動の強化」「韓国民主化闘争の支援」などを掲げている。

4　政党との関係と選挙へのとりくみ

政党支持方針　周知のように日本社会党との密接な支持・協力関係を持ってきた。一九八五年度運動方針では「日本社会党との支持・協力関係は従来以上に強化する」と述べ、「各級機関に社会党支持委員会あるいは、党員、党友協議会をつくり、日常的な連携を強め、ゆるぎない支持基盤の拡大と体制の確立をは

かる」とし、党勢拡大のため「①一〇万党員、②支持し強める会員三〇万、③一〇〇〇万支持者の達成にむけ、全単産、全地評、地区労、勤労協など全組織をあげて協力態勢をとることとする」など、大衆組織としての労働組合が社会党の党勢拡大に「全組織をあげて協力態勢をとる」と決定している。

諸選挙での推薦・支援の基準　総評が機関として候補者を推薦し、支援活動をおこなうのは、「①衆参国政選挙で社会党の公認、推薦、支持（政党選挙協定による候補）するもの、②都道府県知事、政令都市首長選挙で、地評が推薦する候補者、③県都や重要拠点都市で関係地評の推薦し、あるいは単産、地評の役員が立候補者たるとき、④その他、とくに推薦が必要とされ、関係地評の推薦ある各級の候補者」（「総評第七三回定期大会各局報告書」）としている。

衆参同日選挙の結果の評価　八六年七月の衆参同日選挙での社会党の大敗の原因について、黒川議長は第七五回大会のあいさつのなかで、労働組合の組織力、行動力が行革攻撃などで弱まっていた、社会党も中曽根内閣の経済政策に代わる政策を明確に打ち出せなかったと二点を指摘したうえで、「（参院比例区で）一〇〇〇万人近い勤労国民は、ニュー社会党で全党がまとまることを期待している」と述べ、「（今回の敗北）が党改革の最後のチャンス。社民勢力が本当に生き残れるかどうか重大な瀬戸際に立たされている」として、ニュー社会党路線を堅持しつつ、政策の具体的展開によって、社会党の再建をめざすことを訴えた。

5　国際活動

国際連帯方針　「積極中立の立場」を従来から掲げてきたが、一九八五年度運動方針は「失業、新技術、労働基準、労働基本権を守る運動で、共通する課題に直面する資本主義国労組や国際諸組織との交流、共同行動を強めていくこととする」とし、具体的には、「TUAC（労働組合諮問委員会）、ICFTU（国際自由労連）との交流、協力活動を進め」、「国際産別組織との連携強化をはかり、ITS（国際産業別書記局）加盟を促進する」と述べ、事実上、国際自由労連へ強く傾斜した国際連帯方針を打ち出した。八五年七月から八六年六月までの国際活動の概要は、以下のとおり（「第七五回定期大会各局報告書」による）。

国際交流活動　二国間交流としては、ニュージーランド労働総同盟議長を招待（八五年一〇月）、総評民間産別代表団の訪中（八六年四月二四日～五月二日）、キューバ労働総同盟代表団を招待（八五年一〇月六～一二日）、キューバ労働総同盟訪問（八六年四月二九日～五月四日、なお、この機会にニカラグアのサンディニスタ労組を訪問）、西ドイツのドイツ労働総同盟DGB主催の科学技術政策会議（八五年九月一二～一四日）に本道春闘局長らが参加、ブルガリア労評代表団を招待（八五年九月九～一五日）、ハンガリー労評代表団を招待（八六年五月四日～九日）した。

外国労働組合の大会への出席

ＡＦＬ・ＣＩＯ（アメリカ労働総同盟・産別会議）第一六回定期大会（八五年一〇月二八～三一日）に真柄事務局長らが出席、イタリア労働総同盟ＣＧＩＬ第一一回大会（八六年二月二八日～三月四日）に筒井財政局長らが出席、また、イタリアＵＩＬの第九回大会（八五年一一月二六～三〇日）に鈴木総評ヨーロッパ事務所長が出席、スペインのＵＧＴ第三四回大会（八六年四月二～六日）に鈴木ヨーロッパ事務所長が出席、ルーマニア労評大会（八六年四月二四～二六日）に田中ヨーロッパ事務所員が出席、ユーゴ労働総同盟大会（八六年五月二九～三一日）に高田国民春闘局長が出席した。

外国労働組合にたいする資金援助

アフリカ労組統一機構ＯＡＴＵＵが主催した「労働組合と農村開発に関するセミナー」（八五年一一月一八～二二日）に一万二五〇〇ドル拠出した。

東京労働サミット

総評と同盟、中立労連の主催による東京労働サミットは八六年四月二一日から二三日まで開催され、外国からの参加は六カ国八組織一四名、国際労働組織五組織六名、計二〇名であった。

その他としては、八六年四月二日から八日まで太平洋労働組合フォーラム調整委員会に加藤政治・国民運動局次長らを派遣、第一二回世界青年学生祭典（八五年七月二二～八月五日）に佐野青年局長らを派遣した。

国際組織関係

ＯＥＣＤ－ＴＵＡＣ（経済協力開発機構労働組合諮問委員会）関係では第七五回総会に、真柄事務局長、山田国際局長が、また、第七六回総会には山田国際局長が、それぞれ出席した。ＩＬＯ関係では、第七二回総会（八六年六月四～二五日）に山田国際局長、佐野組織局長、藤本国際局員、伊藤全港湾総務部長（および初岡ＰＴＴＩ東京事務所長）が出席した。八五年一二月の第一〇回ＩＬＯアジア地域会議に高橋副事務局長らが参加した。また、総評は、「ＩＬＯ八七号条約批准およびドライヤー委員会来日二〇周年記念国際シンポジウム」を八五年一〇月に開催した。

政労使ミッション

八五年九月、山口労働大臣を団長とする「時短・労使関係にかんする政労使ミッション」に黒川議長が参加し、アメリカ、イギリス、フランスを訪問した。

傘下組織の国際労働組合組織加盟状況

総評自体は、いかなる国際労組組織にも加わっていないが、傘下の単産はつぎのような加盟状況になっている（八六年一二月現在）。大別すれば、①国際自由労連への直接加盟、②国際自由労連系のそれとになるが、総評の国際連帯方針や労働戦線問題における国際自由労連志向を反映して、前二者が圧倒的に多い。なお、全民労協加盟組合で世界労連系の産業別インターに加盟しているのは、全自交労連のみである。

〔国際自由労連〕

情報通信労連、鉄鋼労連、全日通、非鉄金属労連、日放労、炭労、全逓、都市交

〔国際産業別・職業別組織ＩＴＳ〕

①国際鉱山労組連盟ＭＩＦ――非鉄金属労連、炭労

②国際運輸労組連盟ＩＴＦ――私鉄総連、国労、都市交（なお全日通が運輸労連を通じて加盟）

③国際郵便電信電話労組連盟ＰＴＴＩ――全電通、国際電電労組、情報

通信労連、全逓
④国際化学エネルギー一般労組連盟ＩＣＥＦ――合化労連
⑤国際金属労組連盟ＩＭＦ――鉄鋼労連
⑥国際建設・林産労組連盟ＩＦＢＷＷ――全林野
⑦国際公務員労組連盟ＰＳＩ――自治労、全水道
⑧国際自由教員労組連盟ＩＦＦＴＵ――日教組
⑨国際製版印刷労組連盟ＩＧＦ――全印刷
〔世界労連・産業別インター〕（なお、国公労連がオブザーバー加盟）
①公務インター――日本医労協
②建設インター――建設一般全日自労、全建労（全建労は国公労連の構成組合）
③運輸インター――全自交労連、運輸一般

2　同　盟

1　概　況

同盟が主導的な役割をはたしてきた労働戦線再編統一の動向は、全民労協が八七年秋の連合体移行＝「全民労連」結成を決めたことから新段階に達し、同盟は全民労連発足によるみずからの解体を決定した。

しかし、八六年一月の定期大会で明確に打ち出した、自民党との いわゆる「政策連合」路線は、衆参同日選挙による自民党の圧勝、民社党など中道勢力の敗北によって挫折し、後退を余儀なくされている。

2　組織状況

結　成　一九六四年一一月一二日。

組織機構　規約の定める「機関」は、全国大会、中央評議会、執行評議会の三つである。

全国大会は、「定期全国大会」と「年次全国大会」に分かれ、前者は「隔年に一回組織上特別の事情の支障のないかぎり一月に開催」する。後者は、定期全国大会が開催された翌年に開催する（規約第二九条）。そのほかに臨時大会の規定がある。八六年一月に開催されたのは第二二回定期全国大会であり、八六・八七年度運動方針を決定した。

中央評議会は、「全国大会に次ぐ同盟の決議機関で全国大会からつぎの全国大会までの間において同盟の重要な事項について決定する権限をも」っている（規約第三六条）。

執行評議会は、「同盟の日常政策・業務の執行方針を決定する」（規約四一条）。

組織構成　同盟の組織構成は、「産業別全国組織」を単位とする（規約第四条）。「職業別全国組織および一般組合の全国組織は、産別組織とみなす」としている。この点は、総評よりも組織論的に明快である（第15図）。

第15図　同盟の組織機構図

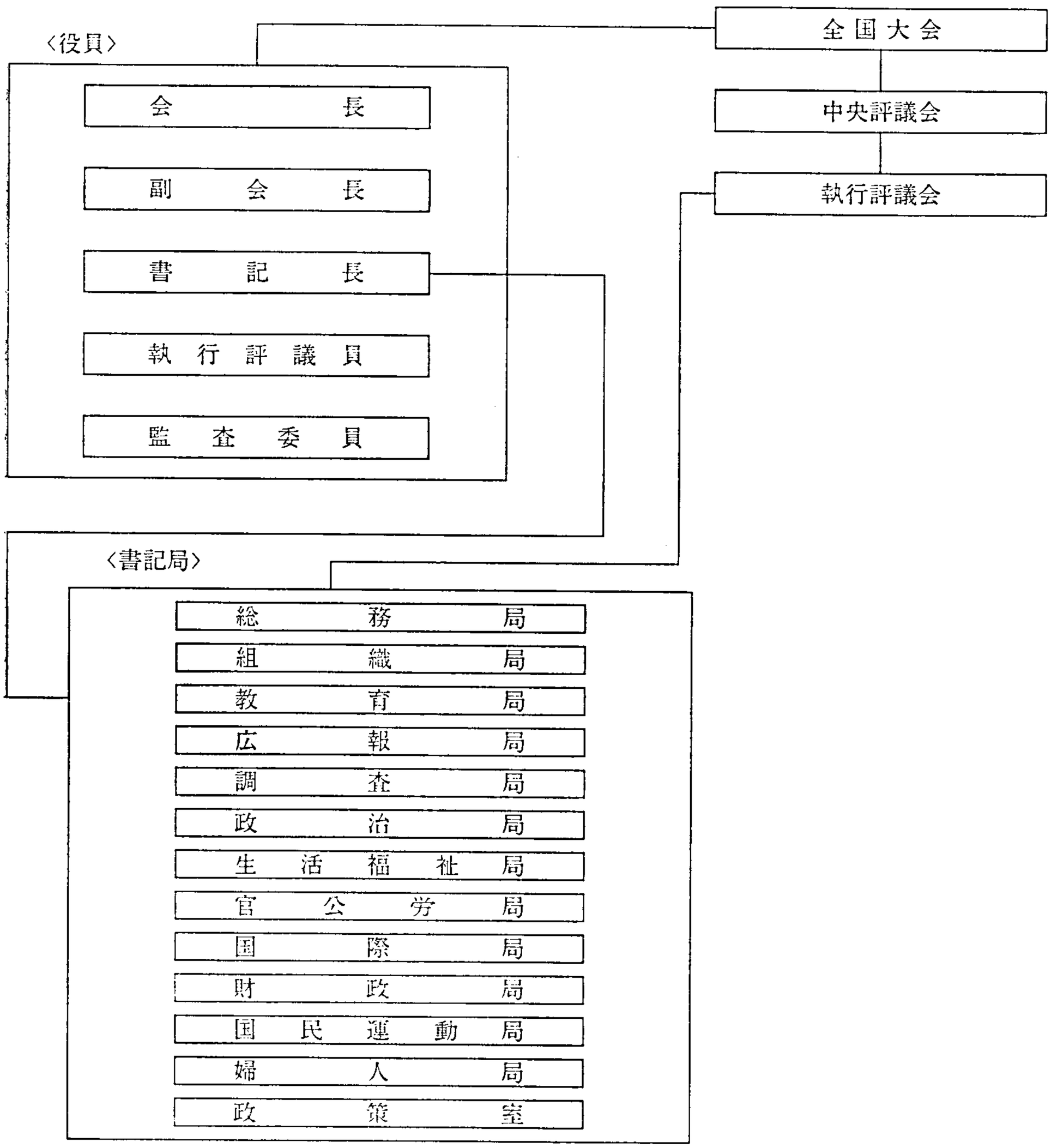

なお、「産業別もしくは関連業種の専属的な活動にかんする事項の処理および当該組織相互間の連絡・調整・統合など」のため「部門別協議会」をおくことができる（規約第八条）。

また、同盟の構成組織は、「産別組織」（「産別組織としてただちに整理されない全国的規模をもつ組織」を含む）であるが、地方における同盟の活動をおこなう組織として、「地方同盟」を設けている。全国大会には「構成組織ならびに地方同盟」の双方から代議員が選出される（規約第三二条）。

役員　同盟の役員は、「会長一名・副会長若干名・書記長一名・執行評議員若干名・監査委員三名」からなる（規約第四七条）。

役員氏名（一九八六年一月、第二二回大会改選）

・会長＝宇佐美忠信（ゼンセン同盟）
・副会長＝福井秀政（全郵政）、辻本滋敬（鉄労）、土井一清（海員）、本田廣市（全化同盟）、藤原巌（全金同盟）、鈴木治（電力労連）、有村利範（造船重機）、清水春樹（自動車労連）
・書記長＝田中良一（全化同盟）

・執行評議員＝芦田甚之助（ゼンセン同盟）、今泉昭（全金同盟）、伊藤祐禎（造船重機労連）、寺崎昭久（自動車労連）、中西昭士郎（海員組合）、上野嘉一（全化同盟）、田村文一（交通労連）、蜂須兼次（全郵政）、佐藤傳（一般同盟）、志摩好達（鉄労）、金田茂（国税会議）、細川英香（紙パ総連合）、早田芳昭（全食品同盟）、笠井晃（三菱自工労組）、歌川勝己（航空同盟）、中西敬一郎（資源労連）、鈴木芳雄（建設同盟）、川本俊彦（日林労）、安永嗣（全炭鉱）、野田清二（電力労連）、加藤勇（凸版労組）、田崎以兄（検集労連）、村越新作（基金労組）、小泉中成（石油同盟）、島田道登（自治労連）、千歳正后（日本港湾）、長谷川啓義（統計労組）、馬場大静（全民労）、玉川利衛（北海道ブロック）、坂本邦男（東北ブロック）、天井修（関東ブロック）、宮西実（北陸ブロック）、深谷武夫（東海ブロック）、本田精一（近畿ブロック）、島田勝行（中国ブロック）、土井良泰（九州ブロック）

・監査委員＝谷口勝亮（一般同盟）、甲斐田真道（国税会議）、吉田茂（資源労連）

〈書記局人事〉

・副書記長＝山口義男、一木香告樹

・政策室長＝幸重義孝、総務局長＝奥沢利英、組織局長＝雑賀静也、教育局長＝米田重三、広報局長＝江口信一、調査局長＝小宮源次郎、政治局長＝池畑英雄、生活福祉局長＝中根康二、官公労局長＝石倉孝一、国際局長＝相原正雄、財政局長＝重田喜孝、国民運動局長＝遠藤繁明、婦人局長＝熊崎清子

政府との関係

八五年一一月から八六年一〇月の間において政府関係各種審議会の委員として推薦したおもなものはつぎのとおり。

・中央労働委員会＝宇佐美忠信（ゼンセン同盟）、藤原巌（全金同盟）、鈴木治（電力労連）、田中良一（同盟）

・雇用審議会＝有村利範（造船重機労連）、幸重義孝（同盟）

・産業技術審議会＝鈴木治（電力労連）

・電気事業審議会＝本田廣市（全化同盟）

・中央労働基準審議会＝高木剛（ゼンセン同盟）、雑賀静也（同盟）

・林政審議会＝宇南山敏（日林労）

・物価安定政策会議＝宇佐美忠信（同盟）

・労働者災害補償保険審議会＝桂敏倫（全炭鉱）、三原邦夫（同盟）

・中央最低賃金審議会＝吉沢哲（ゼンセン同盟）、小宮源次郎（同盟）

・金利調整審議会＝清水春樹（同盟）

・婦人少年問題審議会

婦人部会＝塩田順子（同盟）

勤労青少年部会＝熊谷謙一（同盟）

・中央職業能力開発審議会＝寺崎昭久（自動車労連）、柿沼靖紀（同盟）

・中央心身障害者対策協議会＝小林征吾（同盟）

・中小企業安定審議会＝中村弘（ゼンセン同盟）

・中央職業安定審議会＝芦田甚之助（ゼンセン同盟）、今泉昭（全金同盟）、桝本純（同盟）

・勤労者財産形成審議会＝佐藤幸一（同盟）、近藤進（労金）

・中央環境衛生適正化審議会＝辻村義男（一般同盟）

・人口問題審議会＝前川一男（一般同盟）

・産業構造審議会＝清水春樹（同盟）

・身体障害者雇用審議会＝牧野喜蔵（全郵政）

・社会保険診療報酬支払基金

理事＝芦田甚之助（ゼンセン同盟）

監事＝八木田宏（海員組合）

・年金資金懇談会＝中根康二（同盟）

・住宅宅地審議会＝鈴木芳雄（建設同盟）

・雇用審議会＝柿沼靖紀（同盟）

・社会保険審査会

参与＝神原昌伸（造船重機労連）

・労働保険審査会＝後藤金満（電力労連）

（なお、宇佐美忠信会長はいわゆる「前川リポート」を作成した中曽根首相の私的諮問機関「国際協調のための経済構造調整研究会」のメンバーであった）

加盟組合名　ゼンセン同盟、全金同盟、自動車労連、造船重機労連、電力労連、海員組合、全化同盟、交通労連、全郵政、一般同盟、鉄労、国税会議、紙パ総連合、全食品同盟、三菱自工労組、航空同盟、建設同盟、資源労連、日林労、凸版労組、全炭鉱、自治労連、基金労組、石油同盟、検集労連、日本港湾、統計労組、全民労、全映演

財　政　財政規模は年間で約一二億円。

機関紙誌　「同盟新聞」週刊、「どうめい」月刊、「政策コンパス」不定期刊、「Domei Information」（不定期刊）

3　運動の基調と主要課題の方針

大　会　同盟第二二回定期全国大会（八六年一月二二～二四日）は、政治路線ではいわゆる「政策連合路線」をうたい、労働戦線再編統一問題では全民労協の連合体化を積極的に推進し、その実現によって同盟の解体をおこなうことを明確にしたことが特徴であった。

まず政治路線では、民社党の強化や中道結集の必要性を述べながらも、「自民党政権を打破し、政策連合の時代を構築する」として、政策協定による保守との連合に意欲をみせた。前年大会では「過渡的な政治戦略の的を自民党一党支配に代わる清新、健全で建設的な政権の樹立」におくと慎重な表現で保守との連合に触れていたが、一歩進めて政策連合を明確化した。これには、田中書記長が「運動方針のなかで直接書かれてはいなかった『保守・中道連合』にも答弁の形でズバリ言及し」「連合の大義名分として『政策』を強調したもの」（『朝日新聞』八六年一月二五日付）との論評がなされている。

また、労働戦線再編問題では、総評が全民労協の連合体移行を、いわゆる「全的統一」の前段階と位置づけているのにたいし、「基本的に同盟と見方が異なる」と批判し、「同盟のような役割と機能を備えたナショナル・センターとして発足した段階で、同盟は発展的に解体する」と明確にした。そして、連合体は「友愛会から七五年」の歴史を貫く精神が「余すところなく受け継がれ」ると強調した。

そのほか、「民営・分割による国鉄改革の断行」などの方針を決定した。

この「大会で目立ったのは、運動方針をめぐり一一人が質問に立つなど、例年以上に活発な論議がおこなわれたこと」があげられ、これは「連合体移行が日程にのったことで、これまで模様ながめだった地方組織でも、将来への不安や警戒感が一挙に高まってきたあらわれ」（『朝日新聞』同前）と見られた。

なお、大会では、自動車労連出身の塩路一郎副会長が辞任した。「その理由は、私は自動車総連の会長も兼ねておりまして、総連のなかで同盟副会長の兼務をやめて自動車総連に専念してほしいという要望が長年出されてまいりました」（「同大会議事録」）という塩路

氏の発言にもかかわらず、まもなく自動車労連と自動車総連の会長も辞任することとなり、同氏は労働界から全面的に引退した。

方針構成の特徴　同盟第二二回定期大会（八六年一月二二日～二四日）において決定された「一九八六・八七年度運動方針」〈二一世紀を展望する労働運動―転換のとき、力と政策の結集―〉の要旨は、以下のようになっている。

今回の運動方針の構成上の特徴は、まず初めに前段で「同盟運動の基調と目標」をおき、そのつぎに第一号議案「賃金・労働諸条件向上のたたかい」をはじめとした課題別の独立決議を組み合わせるという新しい形式をとったことである。

基調と目標　「同盟の基調と目標」は、「1、二一世紀を展望する労働運動」「2、国際時代の労働運動」「3、新しい経済社会の確立」「4、高度情報化社会とME革命への対応」「5、政治路線の改革」「6、全民労協の強固な発展」となっている。

その要旨は、同盟は二一世紀への展望をふまえ、日本が「西側先進国の一員」として世界にはたす役割を自覚し、「国際自由労連、およびアジア・太平洋地域組織、OECD労組諮問委員会（TUAC）、さらにはILOなどにおいて積極的な貢献をはたしていく」、国内的には「内需中心による中成長経済の実現をはかる」ため、「とくに行政改革の断行」「税制の抜本的改革」「産業構造の転換」などの「国民的基盤に立った経済政策闘争」を強化する、そのために全民労協が強固になり「自由にして民主的な労働運動が定着、発展」することが必要で、連合組織は「同盟のような役割と機能を備えたナショナル・センターでなければならない。同盟としては、新しい連合組織がわれわれの求める強固な組織として発足した段階で、発展的に解体する」、また、政治活動としては、「当面の第一目標は、自民党の過半数割れを実現すること」で「政策を中心とする連合」への準備を急ぐ、というものである。

独立決議　独立決議は、第一号議案の「賃金・労働諸条件向上のたたかい」以下、「政策転換をはかり生活と雇用の安定をめざすたたかい」「税制改革の推進」「中小企業対策の展開」「MEを中心とする新しい技術革新への対応」「組織拡大活動の強化」「国民運動の積極的展開」「自民党一党による長期政権を打破し、政策連合の時代を構築するたたかい」「国際活動の強化」「労働戦線の再編統一にたいする同盟の態度」「日常活動の充実と行動の強化」の一一からなっている。その課題別の要旨は、つぎのとおり。

賃金・労働諸条件　「これまでの実質生活水準の停滞を克服するために、今後一〇年間に勤労者世帯の実質可処分所得を、五割程度引上げることを展望する。この目標を実現するためには、実質可処分所得を年々四～五％引き上げていく必要がある」。これによって、「実質個人消費は年率五％程度拡大し、これに支えられてわが国経済は、われわれにとって望ましい内需主導による五％台の中成長路線を歩み、生活の充実と国際協調を推進していくことができる」とし、「賃金の引き上げと政策要求の実現を通して、実質可処分所得をわれわれの目標に従って引き上げ、このことによって新しい整合性ある日本経済をつくり出すことが、われわれの賃金要求設定基準策定の基本的な立場である」と述べている。

労働時間短縮　また、労働時間短縮闘争では、これを「ME革命を中心とする新しい技術革新が進展し、本格的な

高齢化社会を迎えようとしている現在、労働時間短縮は、労働者の心身両面の健康を増進し、雇用機会を拡大するという新たな役割を担っている。一方、自由世界第二位の経済規模と強い輸出競争力をもつわが国が、国際経済社会の一員としての自覚に立って、労働時間を欧米先進国水準にまで短縮することは、国際公正労働基準の立場から当然のことであるが、当面する貿易・経済摩擦を緩和し、国際協調を推進するために緊急な全国民的な課題である」としている。そして、「中期的には、年間総労働時間を一八〇〇時間に短縮することを展望しつつ、当面する労働時間短縮の目標を」「すべての組合が、八六年度中に年間総労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる」「完全週休二日制を実現し、年間総労働時間が二〇〇〇時間に到達している組合は、八六～八七年度を目途に年間総労働時間の一九〇〇時間達成をめざす」などとし、さらに、「現行労働基準法の抜本改正を実現する」とうたっている。なお、同盟など労働四団体と全民労協の労働基準法（労働時間関係）改正要綱では「週休二日制の法制化、週四〇時間制」を掲げつつも「三週で所定労働時間が一二〇時間を上回らなければ一日一二時間、週四八時間までの弾力的運用を認める」とし、変形労働時間制を容認している。

行革・制度政策要求

制度政策要求は、第二号、第三号議案で述べられている。まず、行政改革については、「同盟はこれまで、臨時行政改革推進審議会（行革審）に宇佐美会長を委員として送りこむ一方、労働界を広く組織した『行革推進会議』や、労働界を超えた運動体である『行革国民会議』の中核として、地道に、また一貫して行政改革にとりくんできた」とし、いわゆる臨調行革路線に支持を与えつつ、「これらをもって国の行革が峠を越えたとする声が強くなっているが、これはあまりにも過大評価である」として「国民運動をさらに強化し、行革遂行のため全力を傾けなければならない」と強調している。

また、「こんにち福祉政策の主柱である社会保障制度は、年金、医療制度を中心に抜本見直しに入ったが、それはまだ端緒であり、制度全般にわたっていない」とし、「生きがいにつながる公正で安定した福祉政策の確立をめざして、政策の総合化、効率化をはかるとともに、社会保障制度については、無原則な制度変更と国民負担の急激な上昇を避けつつ、制度全般にわたる抜本改革を推進していく」としている。具体的には、「適正な給付水準の確保および給付と負担の公正化に重点をおいて、保健・医療制度全般にわたる改革を推進する」、八六年四月に改正された年金の「新制度への円滑な移行と万全な制度運用をきす」、また、税制改革では「第一に、国民の不公平感が何によるものかをまず明らかにし、公正な課税を徹底的に追求すること。第二には、税制改革が税収増を目的としたものでないこと、すなわち、増税なき財政再建の基本方針を堅持すること。さらに第三に、戦後シャウプ勧告以来、税制をゆがめてきた租税特例措置などを見直すとともに、社会経済の変化を展望し時代に適合した税制を構築すること、等を国民に明らかにしたうえで、広範な税制論議を呼び起こし、納税者の理解と信頼が得られる改革とすべきである」と述べている。

新しい技術革新への対応

八五年の年次全国大会で決定した「新しい技術と人間の調和」などにもとづいて、具体的には、当面、「政労使の各級レベルにおける協議の定着化、参加体制の確立」「時短を軸とした成果配分の促進」「MEに

かんする協定の締結などによる企業労使間の原則の明確化」「ME をはじめとする新技術を包含する教育・訓練の強化と能力開発の促進」「VDTの作業管理基準の確立」などを中心として取り組む、としている。

組織拡大　「同盟は、結成二〇年を契機に、三〇〇万組織をめざし組織拡大活動を強化する方針を決定した」が、「活動の不十分さ」がみられるとして「産業のソフト化のもとでの就業構造の変化」「技術革新を背景とした労働市場の変化」「中小零細企業の未組織労働者の実態」に注目して飛躍的に強化することをうたっている。

国民運動の積極的展開　第七号議案の「国民運動の積極的展開」では、「国民生活を豊かにする同盟の運動」「北方領土返還要求運動の強化」「核兵器廃絶と平和実現のたたかい」「人権および労働組合権擁護のための運動」「愛のミルクカンパ活動の推進」を掲げている。

政治活動　第八号議案の「自民党一党の長期政権を打破し、政策連合の時代を構築するたたかい」では、「八三年政治決戦の結果、第二次与野党伯仲時代が出現して、本格的な連合時代を迎えた」という状況認識を明らかにして、「ヨーロッパ諸国」と「最近の地方自治体における首長選挙」「地方における連合政権」をあげて、「連合の時代に入った」と主張している。そして「自民党一党の長期政権を打ち破り、政策連合を模索する」理由は「新しい国家目標の設定と、それを果敢に実行しうる強力で安定した政権を必要としているからにほかならない」と述べている。そのために「まず民社党を拡大し、あわせて民社党を中軸とする中道政治勢力を伸張させることが必要である。同時に自民党の国会議席数を、過半数割れに追い込むことが重要である」とし、いわゆる「政策連合」路線を明確にした。

労働戦線統一問題　第一〇号議案の「労働戦線の再編統一にたいする同盟の態度」では、全民労協の連合組織構想検討委員会が八五年に「連合組織への進路」をまとめたとき、「労働戦線の再編・統一に対応する同盟の態度」（八五年九月一〇日）において確認した六項目、すなわち、「一、全民労協を中心に進められてきた、今日までの経過を尊重すること」「二、民間先行を基軸とする『基本構想』を堅持し、連合体へ移行すること」「三、連合組織は、同盟のような役割と機能をもった新しいナショナル・センターであり、したがって、二重加盟はありえない」「四、労働団体間の協議は、全民労協を中心におこなわれること」「五、あるべき連合体の姿を、昭和六一年の各産別の大会までにまとめるよう、全民労協に要請する。連合体移行への具体的方法については、明年度同盟大会における運動方針で明らかにする」「六、地方組織問題については、中央における協議が整うまで、活動は保留する」を指摘し、つぎの諸点を確認している。

「一、全民労協は、その発足にあたって、労働組合主義を基調とする『基本構想』を、いわば運動の原則として確認している」「全民労協が連合体へ移行する場合、新しい組織のあり方や進路は、当然この『基本構想』にもとづくものであるということを再度確認すべきである」

「二、『基本構想』でも明らかなように、全民労協は〝民間先行〟による民間労組の結集体である。連合組織移行への前提もまた同様で

あろう」「官民一体によるいわゆる全的統一は、運動論として、まったく新しいつぎの段階のものとしてとらえられるべきである。連合体となった全民労協の性格は、全的統一の前段階ではなく、そのものが新しいナショナル・センターとしての地位を占めるものでなければならない」

「三、全民労協は……具体的な政策課題や政治活動、さらには国際連帯活動の分野では、必ずしも合意が形成されていたわけではなく、可能なかぎりでの一致点を見出し、それを着実に拡大していく、いわゆる〝ゆるやかな協議体〟であった。率直にいって、連合体へ移行する場合でも、そのすべてがただちに解決されるとは思えない」

「四、総評……の確認……は連合組織の解釈において、基本的に同盟とその見方を異にしている。いうまでもなく、全民労協がめざす連合組織は、民間組合による新しいナショナル・センターである。したがって、新しいナショナル・センターが確立したときには、少なくとも同盟は解散し、各構成組織は、新しいナショナル・センターの構成員として、組織の充実発展のため努力するのは当然であろう。同時に二つのナショナル・センターに加盟することは、理論的にも現実的にもできないからである」

「五、連合組織へ移行する作業は、各組織間の十分なる協議と合意によってなされるべきである。移行への時期は、全民労協総会で決定された二年後を目標に……移行にあたっては……広範囲にわたる課題を、具体的に検討し……連合体の財政については、……少なくとも、組合員一人月当たり三〇円、および年間一人当たり二〇円程度の連帯活動基金の徴収は必要と考えられる」

4　政党との関係と選挙へのとりくみ

政党支持方針　同盟は、民社党との支持・協力関係をつよくもっている。八六～八七年度運動方針においても「連合政権の政治体制を実現するためには、まず民社党を拡大し」なければならないとし、また同盟第二二回定期大会の「第一四回参議院議員選挙必勝にかんする決議」でも「比例代表区選挙の名簿登載者として推薦した四名を含め、より多くの当選を期す」とうたっている。同時に、労戦統一再編の動向のなかで、「民社党をはじめとする中道政治勢力の拡大に、全力をあげてとりくむ」（運動方針）ことを掲げている。

そして、民社党とは定期協議をおこなっており、八五年七月以降は、同月の第三四回協議にはじまって、八六年末の第四二回協議までに九回おこなっている。

衆参同日選挙へのとりくみ　八六年七月六日投票の衆参同日選挙では、同盟は、「自民党の長期政権を打破し、真の政治改革を成し遂げる足掛かりにするきわめて重要な選挙」（衆参同日選挙必勝アピール、八六年六月一二日）と位置づけてとりくんだ。

同盟が推薦した候補者は、衆議院選挙では、民社党公認五六名、同推薦二名の合計五八名で、うち当選者は二六名であった。また、同盟が協力支援した他党の候補者は、公明党一五名で当選一三人、

新自由クラブ一人で落選、社会民主連合二人で当選二人、日本社会党二人で二人とも当選であった（なお、公明党から支援協力を受けた民社党候補者は一三人いた）。

また、参議院選挙では、比例代表のいわゆる組織内候補者が、橋本孝一郎（電力労連）、田淵哲也（自動車労連）、勝木健司（ゼンセン同盟）、伊藤郁男（全金同盟）の四名で、うち前三者が当選、組織外候補者一三人を推薦。また、選挙区選挙候補者で推薦したのは一三人で当選は三人、同盟が協力支援した公明党候補者一名で落選であった。

同盟は、衆院選挙対策として、組合員一名当たり四〇〇円のカンパを集める、参院選挙対策として、会員カード集約（最終集約―一〇万六〇四三人）などをおこなった。

しかし、衆参同日選挙で、同盟・民社ブロックが惨敗した結果、八六年七月二一日に開かれた同盟第六四回中央評議会で、宇佐美会長は「この大敗の敗因の研究と今後の対策を十分時間をかけて検討する必要がある」としながらも、以下の諸点を敗因として指摘した。①民社党は同日選挙に強く反対したため、他党にくらべて準備が遅れたこと、②撚糸工連事件で横手議員が起訴され、民社党のイメージダウンを招いたこと、③中曽根首相が野党とかわらない主張をして、争点がぼかされたこと、などである。

5　国際活動

国際連帯方針

八六～八七年度運動方針の第九号議案では、同盟は「社会正義にもとづく世界恒久平和と、労働者の諸権利の擁護、生活福祉の向上実現」をめざすとして、つぎのような国際連帯方針を掲げている。「国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）の掲げる、自由にして民主的労働運動を基調として、世界平和、完全雇用、人権・労働組合権確立の方針を支持し、同労連の強化と同労連の加盟組織および友好組織を強め、同方針実現のため最大限の努力をおこなう」「国際自由労連アジア・太平洋地域組織（ＩＣＦＴＵ－ＡＰＲＯ）の中核組織として、同組織の活動を強化する。アジア・太平洋諸国労組との連携をふかめ、とくに南太平洋地域労組の組織化、組織拡大、教育、調査等諸活動に協力する」「世界の経済、雇用の長期的安定と発展をもたらすためには、景気回復、失業の除去、貿易摩擦の回避、南北問題、多国籍企業問題など国際的なとりくみや、協力・協調活動が必要である。経済協力開発機構・労組諮問委員会（ＯＥＣＤ－ＴＵＡＣ）に、積極的に参加し、その活動を強化し、労組指導者会議を充実させ、先進国首脳会議および国連諸機関に、われわれの政策を反映させる」など。

八六年一月から同年末までの同盟の国際活動の概要はつぎのとおり（「第二三回年次全国大会、一九八六年度活動報告書」による）。

国際交流活動　外国友好労組との会談としては、AFL・CIOとの第一七回定期会談、DGBとの会談がもたれた。そのほか、同盟訪ソ団、同盟訪中団の派遣などがおこなわれた。

国際組織関係　国際自由労連の第八八回執行委員会に塩路副会長が、第八九回執行委員会に宇佐美会長、相原国際局長が、それぞれ出席した。また、APRO執行委員会には宇佐美会長、塩路副会長が出席。なお、塩路氏の国際自由労連、APRO関係役職からの辞任にともない、国際自由労連副会長、同執行委員などは宇佐美会長が、またAPRO副会長、同執行委員などは田中書記長が引き継いだ。

ILO関係では、第七二回総会に相原国際局長が、第二三二回理事会、第二三三回理事会には田中書記長が出席した。OECD－TUAC（経済開発機構労働組合諮問委員会）関係では、第四六回運営委員会および第七六回総会に田中書記長が、第四七回運営委員会および第七七回総会に田中書記長、相原国際局長が出席した。

国際自由労連との関係、傘下組織の加盟状況　同盟は、日本のナショナル・センターのなかで、国際労組組織に加盟している唯一のナショナル・センターであり、国際自由労連（ICFTU）に加盟している。

また、同盟の傘下単産組織は、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる国際産業別・職業別組織（ITS）に加盟している。以下がその加盟関係である。

〔国際自由労連ICFTU〕　同盟

〔国際産業別・職業別組織ITS〕

①国際運輸労連ITF——海員組合、航空同盟、交通労連
②国際繊維被服皮革労連ITGLWF——ゼンセン同盟
③国際建設林産労組連盟IFBWW——建設同盟、全化同盟（合板部会）、日林労
④国際鉱山労組連盟MIF——全炭鉱
⑤国際化学エネルギー一般労組連盟IUF——電力労連、全化同盟、ゼンセン同盟、紙パ総連合
⑥国際金属労組連盟IMF——（全日本金属産業労働組合協議会IMF－JCをつうじて）全金同盟、造船重機労連
⑦国際食品関連産業労組連合会IUF——全食品同盟、一般同盟ホテル・レストラン労協
⑧国際事務専門職技術労組連盟FIET——ゼンセン同盟、航空同盟

3　全民労協

1　概　況

民間先行の労働戦線統一を唱え、労働四団体の枠を超える民間単産の協議会として八二年一二月一四日に結成された全民労協は、八五年一一月の第四回総会で連合体移行にかんする方針を決定した。具体的には、連合体への移行時期を二年後の八七年一一月とし、労働界全体の統一について「一九八九年までに労働界全体の統一が実

現できるよう努める」とした。

つづく八六年一一月の第五回総会では、八七年一一月二〇日の第六回総会で、全民労協を全日本民間労働組合連合会（略称「連合」）に改組発展させることを決定するとともに、「連合組織移行について」と、連合の憲章と綱領に当たる「進路と役割」を決定した。ただし、「進路と役割」のうち、国際自由労連一括加盟については、「連合」発足総会に別号議案として提出するとされた。

2 組織状況

沿革

全民労協は、八二年一二月一四日、民間先行の労働戦線統一を唱え、労働四団体の枠を超える民間単産の協議会として四一組織、四二三万人で発足した。

組織機構

全民労協の組織は、第16図のようになる。機関として、総会、代表者会議、幹事会がおかれている。総会は、年一回開催され、活動方針、予算、役員を決定する。代表者会議、幹事会は原則として月一回開催され、総会で決定された方針の具体的な消化促進をはかる。以上の機関を補佐するものとして三役会議、書記長会議を必要に応じて開催する。

機関における議決は合議制を原則とするが、「民主制と慎重をつくしても、なお運営に障害をひきおこす場合には、多数決制も採用する」とされる。

加盟組合・組合員数

八六年には、たばこ産業労働組合共闘会議（たばこ共闘、組織人員三万二八三九人）が一月一日に正式加盟し、また化学産業労組調査研究会（化学研、組織人員二万九三〇〇人）が二月一日に友好組織として加盟した。

こうした結果、八六年一一月一四日現在の加盟組合は、五五組織、一オブザーバー加盟組織、六友好組織となり、組織人員は合計五四〇万六五四二人となる（人員は八五年六月末の労働組合基礎調査による）。

役員と事務局体制

全民労協の役員は、議長一名、副議長若干名、事務局長一名、事務局次長若干名、幹事若干名、会計監査若干名から構成され、任期は総会から総会までの一年である。このうち事務局長と事務局次長によって事務局役員が構成される。

第四回総会で選出された八六年度の役員は、以下のようになる。八六年度はあらたに副議長を四名増員した。増員された副議長には、造船重機労連・有村利範委員長、情報通信労連・山岸章委員長、電力労連・鈴木治会長、電機労連・藁科満治委員長が就任した。その結果、役員は議長一名、副議長一〇名、事務局長一名、幹事一〇名、会計監査四名、事務局次長一二名となった。

なお、事務局次長のうち、笹森清事務局次長（電力総連）が東京電力労組書記長に就任したため、八六年六月一日付で黒田予士（電力総連）に、また、草野忠義事務局次長（自動車総連）が自動車総連事務局長に就任したため、八六年九月一七日付で西原浩一郎（自動車総連）が、それぞれ事務局次長に就任した。

このほか職員として女子二名が配置されており、八六年三月一日

第 16 図　全民労協組織運営図

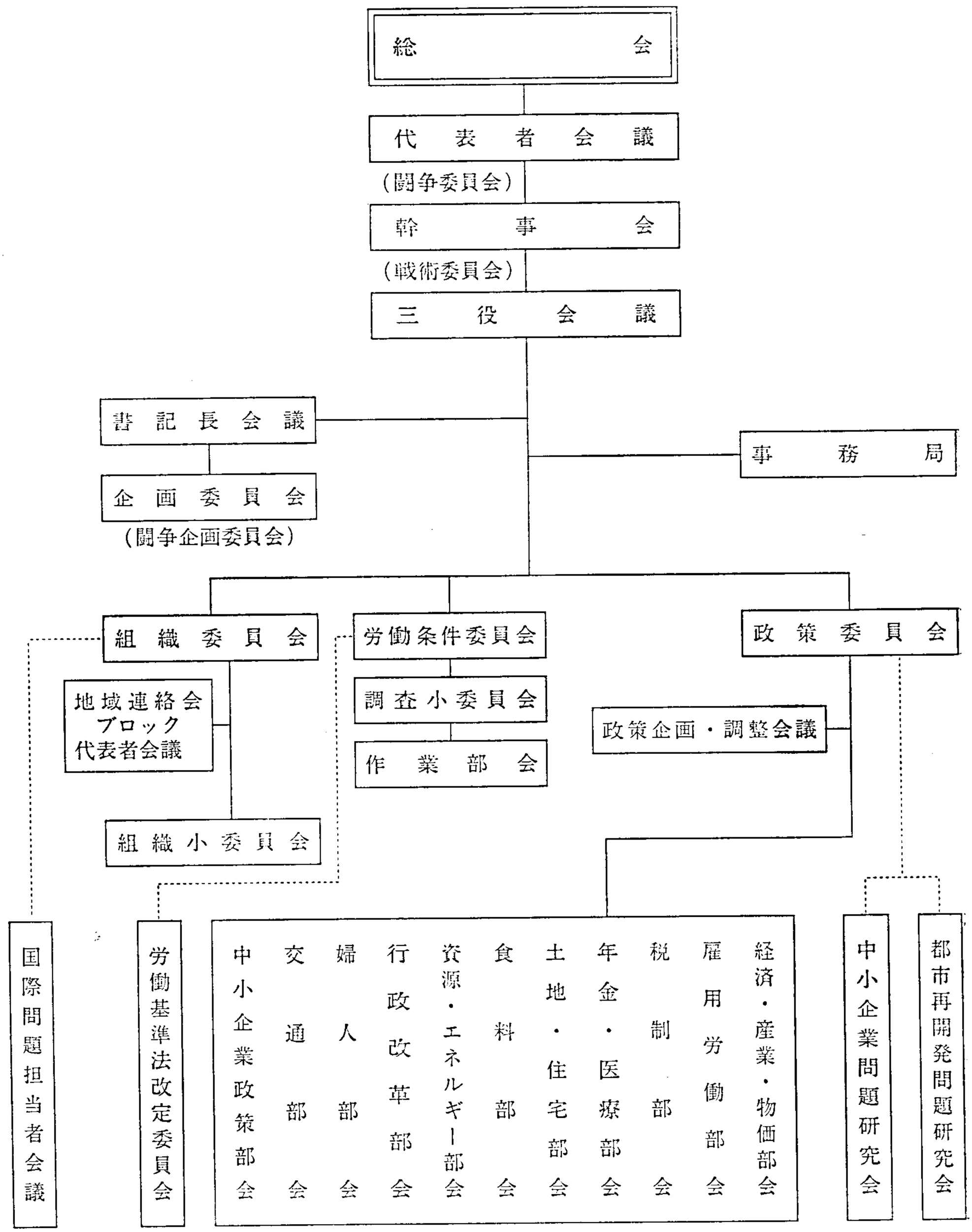

※（　）内は賃金闘争で配置

第 58 表　全民労協・第 4 期一般会計決算報告書

〈収入の部〉　　自 1985.10.1 ～ 至 86.9.30

科目	予算 85/10～86/9	実算 85/10～86/9	率 (%)	摘要
前期繰越金	24,636,429	24,636,429	100.0	
会費	183,617,000	184,693,839	100.6	会費
利息	1,000,000	1,433,604	143.4	預金利息
雑収入	200,000	270,000	135.0	総会祝い金
合計	209,453,429	211,033,872	100.7	

〈支出の部〉

科目	予算 85/10～86/9	実算 85/10～86/9	消化率 (%)	摘要
総会費	6,200,000	5,331,256	86.0	第 4 回総会費用
会場費	200,000	200,000		上野・池之端文化センター
議案書印刷費	2,500,000	2,506,540		議案書・速記録作成費用
交流会費	2,500,000	2,040,840		レセプション
雑費	1,000,000	583,876		
諸会議費	10,000,000	6,527,792	62.3	
三・代会議費	3,000,000	1,654,980		三役会議，幹事会，代表者会議
各種会議費	5,000,000	2,923,151		書記長会議・各種会議，国際交流会議費
事務局会議費	2,000,000	1,949,661		事務局厚生費等
旅費	10,500,000	7,230,559	68.9	
一般旅費	5,000,000	2,256,010		遠隔地出張(会議出張，大会挨拶，討論会出席)
都内交通費	5,500,000	4,974,549		近接地活動交通費
行事費	23,000,000	24,577,099	106.9	政策・制度要求実現大衆行動，減税実現行動，
大衆行動費	10,000,000	15,061,705		中央メーデー諸経費，キャンペーン（器材）
賃金闘争集会費	2,000,000	448,657		中央諸集会，決起集会（賃金闘争連絡会）
政策討論集会費	3,000,000	1,066,737		中央討論集会
地方活動費	8,000,000	8,000,000		地方活動費，ブロック連絡経費
情報・調査費	92,000,000	66,340,951	72.1	
情報宣伝費	4,000,000	291,111		情宣ポスター
賃金情報費	13,000,000	12,063,600		賃金闘争情報
政策資料ニュース費	35,000,000	33,766,440		政策資料，政策解説，ニュース
調査活動費	20,000,000	12,404,850		政策・賃金調査分析費用，労調協委託費
印刷費	20,000,000	7,814,950		要求と提言，諸会議等
組織活動費	2,000,000	0	0.0	
人件費	25,800,000	23,594,526	91.4	
職員給与	6,500,000	5,864,169		給与，一時金，時間外手当
厚生費	2,000,000	552,717		職員保険料事業主負担分
通勤費	3,000,000	3,137,640		役職員の定期代
還付金	7,800,000	7,800,000		事務局役員の還付金
特別活動費	6,000,000	6,240,000		役員調査活動費
総務費	35,000,000	25,247,391	72.1	
事務所維持費	4,000,000	3,660,000		賃借料，清掃料
事務用品費	2,000,000	879,503		事務用品，文房具
資料費	2,000,000	1,195,319		書籍，新聞，日月刊誌等
通信費	7,000,000	5,025,200		電話代，切手代，発送料
備品費	2,000,000	161,400		事務備品
渉外費	9,000,000	8,194,914		対外活動費
諸雑費	4,000,000	3,358,347		慶弔金，記念品，各種祝い金
消耗品費	5,000,000	2,772,708		複写機，ワープロリース料，コピー用紙等
予備費	4,953,429	1,081,717	21.8	陣中見舞等
繰越金		51,102,581		
合計	209,453,429	211,033,872		

〔備考〕 全民労協第 5 回総会資料。

にはさらに女子一名が増員された。

第五回総会で選出された八七年度の役員は以下のようになる。役員選出で宇佐美ゼンセン同盟会長が副議長として初めて三役に入った。役職構成は議長一名、副議長一〇名、事務局長一名、幹事一〇名、会計監査四名、事務局次長一二名である。

〔全民労協第五期役員〕

・議長（一名）＝竪山利文（電機労連）
・副議長（一〇名）＝有村利範（造船重機労連）、宇佐美忠信（ゼンセン同盟）、鈴木治（電力総連）、鈴木健勝（商業労連）、得本輝人（自動車総連）、中村卓彦（鉄鋼労連）、橋村良夫（全国金属）、前川忠夫（全機金）、山岸章（情報通信労連）、藁科満治（電機労連）
・事務局長（一名）＝山田精吾（ゼンセン同盟）
・幹事（一〇名）＝大西三千雄（全日通）、黒川武（私鉄総連）、田村憲一（食品労連）、土井一清（海員組合）、本田廣市（全化同盟）、藤原巌（全金同盟）、前川一男（一般同盟）、満岡宏夫（交通労連）、宮内留吉（合化労連）、山野辺四郎（生保労連）
・会計監査（四名）＝串畑平（全食品同盟）、鈴木久夫（ゴム労連）、高橋武夫（全国ガス）、田村敏男（非鉄金属労連）
・事務局次長（一二名）＝井田隆重（私鉄総連）、加藤敏幸（電機労連）、西原浩一郎（自動車総連）、宮田茂（全化同盟）、落合耕太郎（鉄鋼労連）、柏木康次（造船重機労連）、黒田予士（電力総連）、塩本勝治（全金同盟）、菅井義夫（ゼンセン同盟）、田辺義博（全国ガス）、戸塚和男（非鉄金属労連）、名井博明（航空同盟）

（全民労協ニュース一四四号）

財　政　第四期（会計年度八五年一〇月一日から八六年九月三〇日）の予算総額は二億九四五万三四二九円（前年度は約一億七〇〇〇万円）で、実績は二億一一〇三万三八七二円となった。このうち会費収入の実績は一億八四六九万円である。会費収入以外は利子と雑収入である。

第四期の会費は、第四回総会において第三期より組合員一人当たり年額五円増額され年額三五円とされた。会費納入人員は、結成総会の決定にもとづき労働省『労働組合基礎調査』（八四年六月末現在）の組織人員によって算出される。

第五回総会で承認された第五期（八六年一〇月一日から八七年九月三〇日）の予算は、会費は組合員一人当たり年額三五円と据え置かれ、予算総額二億三八一六万二五八一円とされた（第58表）。

機関誌紙等刊行物　全民労協が発行している定期刊行物は、『全民労協ニュース』と『政策資料』で、このほか賃金闘争時に『全民労協八六賃金闘争情報』が刊行される。これら以外に『日本的雇用慣行の変化についてのユニオンリーダー意識の調査研究』（八六年七月刊）などの調査報告書や『連合組織全体の姿』（八六年二月刊）などが不定期に刊行されている。

八六年度の発行状況は、『全民労協ニュース』は号外一号を含め一一二号から一四二号まで三二号発行、『政策資料』は五八号から八八号まで発行、『全民労協八六賃金闘争情報』は一号から一六号まで発行。

不定期刊行物は第59表に示すとおり。

3　主要課題の方針と運動の経過

第 59 表　全民労協・不定期刊行物

発行年月日	題　　名
1986. 1.31	民間労働者の生活実態とニーズ調査報告“せめてこの程度”の暮らしを
2. 7	86 賃闘パンフ“せめてこの程度”の暮らしを
6.—	連合組織全体の姿
6.14	政策・制度課題の改善 86～87 年度要求と提言
6.17	86～87 年度政策・制度要求と提言
7.—	中小企業問題研究会報告書
7.—	日本的雇用慣行の変化についてのユニオンリーダー意識の調査研究
9.—	都市再開発問題研究会中間報告

〔備考〕 全民労協第 5 回総会資料。

第四回総会の概要

第四回総会は、八五年一一月一五日、東京・池之端文化センターで開催され、全民労協の連合体移行にかんする方針を決定した。総会には加盟組織代表者・代議員三五〇人と来賓などを合わせ約四五〇人が参加した。前川副議長の開会あいさつのあと、竪山議長は、「本総会は、連合組織に向け基本方針を決定する歴史的意味を持った総会である。連合組織移行の推進を図り、全民労協のあらたな発展を」とあいさつした。

来賓として、各労働団体の議長・会長をはじめ、山口労働大臣、田辺日本社会党書記長、矢野公明党書記長、大内民社党書記長、江田社民連代表が祝辞を述べた。黒川総評議長は、祝辞の中で綱領・運動方針に反戦・反核の統一行動実施を盛り込むよう要望した。四野党代表はそれぞれ労戦統一の進展に期待するとの発言をおこなった。

つづいて、山田事務局長が一年間の活動経過を報告した。その後、議事に入り、議案と一九八六年運動方針について各副議長が提案し、満場一致の拍手で決定された。

第四号議案の役員選出では、竪山利文議長（電機労連）と山田精吾事務局長（ゼンセン同盟）が四選された。また、連合体移行に備えるため副議長を六人から一〇人へ増やし、執行体制を強化した。

総会の最後に税制改革・減税実施と労働時間短縮を求める決議を採択するとともに、「明日に向かって労働運動の将来を築いていこう」との総会宣言を採択し閉会した。

一九八六年度活動方針

八六年度の運動方針は、①政策制度課題の改善、②労働条件の維持・向上、③組織の拡大と未組織労働者の組織化の三つを中心としてとりくむとし

ている。政策制度闘争では、従来からとりくんでいた経済政策、税制、婦人など一三項目の政策内容の充実に努め、とくに中小企業問題では大企業と中小企業との労働条件格差を一〇〇対八〇に圧縮することを求めている。

賃上げ闘争については、加盟組織の自力・自決を基本として、全民労協としては①加盟組織の共闘のための調整機能、②内需主導型に政府の経済政策を転換させていく運動、③実質可処分所得増大を図るため減税、社会保障の充実などの実現にむけた活動などをあげた。

労働時間短縮闘争では、年間総実労働時間の二〇〇〇時間以内をめざすとし、具体的には、①労働四団体とまとめた「労働基準法改訂案」にもとづき、労働基準法改正の運動をおこなう、②「太陽と緑の週」の休日法制化など大型連休実現に向けた運動を強化する、③年次有給休暇の完全取得促進、④ＩＬＯ条約批准の促進などをあげている。

組織強化については、加盟方式をこれまでどおり正式加盟、オブザーバー加盟、友好組織加盟の三方式とし、六〇〇万組織化をめざすとされた。

【一九八六年度活動方針】

一　運動の基調と重点課題

全民労協は、結成以来第四回総会を迎え、四年目の活動に入る。

この間、全民労協は結成総会で確認しあった「全民労協の活動は、『基本構想』にもとづいてすすめる。と同時に、この基本構想にたいして補強的意見をもっている組合もあるので、これらの意見については、これからの全民労協の活動、討議などを通じて活かしていく」を基本として、活動を進め、その結果、加盟組織相互の理解と信頼は着実に深まってきた。

そして、昨年の第三回総会において決定した「一九八五年度活動方針」にもとづき、この一年間、より深まった相互理解と信頼を背景として、①政策・制度課題の改善、②労働諸条件の維持・向上、③組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化、の三つの課題を中心に、共同行動を強化しつつ、一方で連合組織についての合意形成に努めてきた。

全民労協は、本年度も、加盟組織の協力を得ながら、これらの課題の一層の前進をめざし、積極的なとりくみを展開していく。

(1)　連合組織問題について

昨年の第三回総会で決定した活動方針の「一、運動の基調と重点課題」のうち、「(1)基本構想について」「(2)連合組織について」については、第二号議案「連合組織への移行について」で明らかにし、その方針にもとづいて進めていくこととする。

一九八五年度活動方針でも確認したように「一九六五年に入った頃に労働戦線の統一が浮上してからすでに二〇年の歳月を費やし、一九八〇年代のなかばを迎えている。労働運動が、このままの現状に甘んじているとしたら、それは停滞どころか、後退の道を歩きはじめることになる。改革者を自負する労働運動が、今日、求められていることは、自らの現状を改革する勇気と決断である」との考えに立ち、光と希望に満ちた労働運動をめざして、労働戦線の統一に全力をあげていく。

(2)　国際自由労連について

国際自由労連に関しては、昨年の方針で「全民労協としての国際自由労連加盟については、連合組織を構想するなかで検討を深めることにし、当面は、産業別組織単位での加盟を促進する」ことを確認した。

これを受けて、八五年六月一日には、商業労連、鉄鋼労連、電力総連の三組織が国際自由労連に加盟し、さらに電機労連と全日通が今年の大会でそれぞれ加盟を機関決定しており、これを加えると全民労協五四加盟組織、約五一五万人のうち二七産業別組織、約三七七万人が国際自由労連に加盟したことになる。

このほか、いくつかの産業別組織で加盟に向けての論議が進められているなど、産業別組織単位での国際自由労連への加盟促進は着実に進んでい

る。全民労協は、国際自由労連との連携強化をはかるとともに、産業別組織単位での加盟促進に向けてさらに努力する。

(3) 三つの活動課題について

① 「政策・制度課題の改善」については、今日までの活動経過をふりかえってみて、一定の前進を見たものの、解決すべき課題が数多く残されていることも事実である。

政策・制度の改善が容易なものではないにせよ、さらに強力な取り組みが必要である。

全民労協は、実質可処分所得の向上などによる中経済成長の定着、勤労者にとって極めて不公平な税制の是正を中心とした税制改革・減税、世界に類を見ないスピードで進む高齢化社会への対応をはじめとして、勤労者はもとより、国民全体の福祉向上を求めていく。

そのため、加盟組織の合意を深め、「政策・制度要求と提言」の拡充をはかりつつ、「力と政策」のいっそうの強化に努めていく。

② 「賃金・労働諸条件の維持・向上」のうち、賃金闘争については、総合的な生活改善闘争(政策・制度、労働諸条件など)の一環と位置づけ、相互の関連を重視しながら賃金闘争は賃金闘争としてケジメをつけていく。

八六賃金闘争にあたっては、従来、基本としてきた「加盟組織の自力・自決、全民労協の調整」のそれぞれの役割と責任にたいする認識を深め、賃金闘争全体の前進をはかっていく。

また、八五賃金闘争の反省に立ち、企業規模間の賃金・労働諸条件の格差圧縮を重視するとともに、中小企業労働者政策の確立を求めていく。

あわせて、新技術革新への対応、労働時間の短縮、定年延長をはじめとする労働諸条件の向上についても、加盟組織と連携しながら積極的にとりくんでいく。

③ 「組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化」に関し、全民労協は、第三回総会で五〇〇万人台を実現し、現在五三三万人まで組織を拡大してきたが、昨年度は「六〇〇万人をめざす」との方針を達成することはできなかった。

本年度は、ひきつづき六〇〇万人台の達成をめざし、組織拡大への努力を継続していく。

未組織労働者の組織化については、低下傾向にある労働組合組織率に歯止めをかけ、組織率向上をはかるため、加盟組織と協力しながら、魅力ある労働運動の構築と具体的な組織化を進めていく。

④ 上記の諸活動を進めるにあたってもっとも大事なことは、加盟組織がこれらの活動を自らのものとしてとりくむことである。

全民労協としては、労働四団体、大産別共闘組織との連携・調整をはかるとともに、加盟組織の理解と協力が得られる運営に努めていく。

二 政策・制度課題の改善について

(以下略)

連合体移行方針

第二号議案の『連合組織への移行について』は、まず連合体への移行時期を二年後の八七年一一月とし、労働界全体の統一については「一九八九年までに労働界全体の統一が実現できるよう努める」とした。

また、連合体と既存の中央組織との関係については「労働五団体としての固定化や屋上屋を重ねることを絶対に避けなければならない。したがって、連合組織が名実ともに『活動領域を拡大し、民間部門の全国的中央組織としての機能・役割を出来る限り網羅する』との原則を表明するのみで、総評と同盟で意見が対立した「二重加盟論」への言及を避けた。竪山議長は、連合体移行方針案の提案説明で、これからの議論では連合体の財政規模をどうするかが焦点になるとの見通しを述べた。

連合体移行方針にかんする論議で私鉄総連の平田副委員長が、八五年一〇月一四日の幹事会での田村私鉄総連書記長の発言の主旨(「連合体移行の時期だけが先行すると、連合体の具体像についての議論が窮屈になる」)を改めて持ち出し、連合体移行時期を明記す

ることに反対を表明した。この発言にたいし、堅山議長と山田事務局長が答弁し、山田事務局長は「幹事会での私鉄総連の発言にたいし、三役会議は今後の運営のなかで考慮すると答え、その上で方針を全会一致で確認した。私鉄の意見は十分受け止めている」と述べた。

連合体の具体的な青写真は、労働戦線統一推進会がまとめた「基本構想」（八一年六月三日）と連合組織構想検討委員会の作成した「中間報告」（八五年五月二九日の第七回幹事会・代表者会議で確認）および「連合組織への進路」（八五年一〇月一六日の第二五回三役会議で確認）を基礎として今後まとめるとされた。

第五回総会の概要　全民労協は、八六年一一月一四日、東京・池之端文化センターで第五回総会を開き、八七年度の活動方針を決定するとともに、八七年一一月二〇日の第六回総会で、全民労協を全日本民間労働組合連合会（略称「連合」）に改組発展させること、ならびに第二号議案である「連合組織移行について」と、連合の憲章と綱領に当たる「進路と役割」を決定した。ただし、「進路と役割」のうち、国際自由労連一括加盟については「連合」発足総会に別号議案として提出するとされた。なお、八七年度活動方針は、基本的に八六年度の基本路線を引き継ぐものとなった。

役員選出では、宇佐美ゼンセン同盟会長が、副議長として初めて三役に入った。

総会には、加盟組合の代表者・代議員など約六〇〇人が参加した。来賓として、各労働団体の議長・会長をはじめ、平井卓志労働大臣、土井たか子日本社会党委員長、矢野絢也公明党書記長、永末英一民社党副委員長、菅直人社民連副書記長が祝辞を述べた。開会のあいさつで堅山議長は、「来年の連合体移行が円満に出来るか否かが今次の労戦統一の行方を左右する」と述べた。二つの特別決議と「『連合』結成大会の成功に向けて、いまから万全の準備体制を確立していく」とした総会宣言を採択して閉会した。

「連合」をめぐって　「連合」の加盟費は、組合員一人当たり月額で二五円プラス連帯基金五円とされ、会費納入人員については、本会費が組合員実数（労働省の「労働組合基礎調査」にもとづく）の九〇％、連帯基金が組合員実数の五〇％とされた。また、オブザーバー加盟ならびに友好組織、参加組織の会費は今後検討することになった。連帯基金は①国際連帯資金、②闘争支援資金、③シンクタンク設立資金、④福祉連帯資金などに当てられるものである。

総会の質疑応答では、総評系の私鉄総連、全国金属、全自交の三単産が、「連合」の会費問題に言及し、連合の会費は「全民労協加盟費の一〇倍の納入額となる。組織運営に無理があってはならない」など加盟費の減額をそれぞれ主張した。これにたいして、山田事務局長は、会費問題についてはこれをぜひ了承してほしいと答弁した。

国際自由労連一括加盟問題では、世界労連系の運輸インターに加盟している全自交は「一挙にインターを脱退することは困難だ。単産の事情を考慮して全的統一の時期に一括加盟を実現してもらえないか」と発言した。また、全国金属は、「国際組織に加盟はしていないがインターとの交流は長い。国際自由労連に一括加盟した場合単産個々の国際交流を規制することにならないか」と質問した。こ

れにたいして、山田事務局長は「国際自由労連に入ればそれにふさわしい加盟組織の態度で行動してほしい」と、二国間交流は認めるが、国際自由労連以外の世界組織への加盟は認めないとの立場から答えた。

4　政策・制度要求

税制改革と二兆三〇〇〇億円の減税要求

全民労協は、八五年六月一四日の第八回代表者会議で正式決定された「昭和六〇―六一年度要求と提言」の一三政策目標を実現するため税制改革、減税要求、労働時間短縮、労働基準法改訂、円高対策と円高メリット還元など具体的な課題にとりくんだ。このなかで八六年度の予算修正をめぐる最重点課題とされたのは、税制改革と二兆三〇〇〇億円の減税要求である。

八六年二月一九日、二月二六日、三月三日の労働四団体との共同行動と合わせながら、全民労協として野党への協力要請、政府への要請行動、大衆行動など独自のとりくみがおこなわれた。

八五年一二月から八六年一月にかけて税制改革・減税実現の第一次行動が展開された。まず、八五年一二月一一日から一四日までの連続集会や国会請願行動、請願のための一〇〇〇万署名、さらに、一二月二四日から二七日までの街頭宣伝活動や国会議員にたいするアンケート調査などが実施された。八五年一二月二一日には、「当面の経済運営と昭和六一年度予算編成に対する重点政策」の実現を中曽根首相に申し入れた。また、一二月一一日の日本社会党、公明党、民社党、社民連と個別におこなわれた定期協議での野党への協力要請、さらには、自民党への申し入れや経済団体との会談をおこなった。

また、第二次行動が二月一八日から三月一日の間の一二日間（二三日、二四日を除く）に実施された。連日衆議院議員面会所で一〇〇人ほどの自然集会をおこない、社会党、公明党、民社党、社民連の野党に請願・激励をおこなった。これらの要請を背景に四野党は、二月一八日、減税総額二兆三四〇〇億円の共同予算修正要求をおこない、国会審議をストップさせながら与野党間交渉をつづけ要求の実現を求めた。この結果三月四日の与野党幹事長・書記長会談（共産党を除く）でつぎのような合意がなされた。

合意内容は、①所得税減税については、今国会中に各党間で合意を得るように協議し、一九八六年度中に成案を得る、②住宅・教育・パート等の政策減税については、できるだけすみやかに実施できるよう今国会中に実務者間で結論を得る、である。

その後、五月四日の与野党政調・政審会長会談（共産党を除く）で、与党から政策減税について、住宅減税については面積・価格要件の見直しにより国税で四〇～五〇億円、地方税で六〇～七〇億円の減税内容が示されたのみで、衆参同日選挙となった。

円高対策

急激な円高にたいしては、八六年二月一〇日に政策・企画会議を開催し、「円急騰に対する緊急提言」をまとめ、円高差益還元については「円高・原油価格大幅低下メリットの適正還元にかんする全民労協の見解」を発表するとともに、その実現を求める運動を展開した。そして八六年二月末には政府や

各省庁に円高差益還元の要請をおこなった。

三月末から四月初めにかけて日本社会党、公明党、民社党とそれぞれ円高対策を協議した。

「昭和六一～六二年度要求と提言」

全民労協は、八六年六月一三日の第一〇回代表者会議で中小企業問題研究会がまとめた「中小企業の現状と政策要求の基本方向」を含めた「昭和六一～六二年度要求と提言」を最終決定した。「昭和六一～六二年度要求と提言」は、①経済政策・予算、②総合産業政策、③物価対策、④税制改革・減税、⑤雇用・労働政策、⑥年金制度の改革、⑦医療制度の改革、⑧土地・住宅政策、⑨婦人政策、⑩食料政策、⑪資源・エネルギー政策、⑫行政改革、⑬交通政策の一三の項目から構成されている。

「経済政策」では「内需拡大による中成長の達成・定着」を強調し、財政再建問題では「増税なき財政再建」を堅持しながらも現在は内需拡大に向けた積極的な対応を重視すべきだとし、建設国債発行についても弾力的な運用を配慮することを強調した。さらに、為替レートの安定と円高メリットの還元を主張した。

「税制改革・減税」では「自動物価調整税制の採用」「累進税率の緩和」「二分二乗税」の導入を提言している。減税の財源としては、医療優遇税の撤廃などの制度改革や所得捕捉の徹底、補助金の整理などをあげ、大型間接税導入には反対の意見を述べている。

「資源・エネルギー政策」では、これまでの原子力発電慎重論から開発推進へ一歩踏み込んだものとなり、「広く国民合意の形成を図りながら、安全性の確立を第一義とした原発を開発していくべきである」とした。「安全性の確立」は、八六年六月六日、七日の中央討論集会で「昭和六一～六二年度要求と提言」の原案に付け加えられたものである。

その後、一三項目要求と中小企業政策からなる「要求と提言」の実現へ向けた活動が開始された。八月一日からの関係省庁の大臣にたいする要請がおこなわれ、八月六日には官房長官や自民党政調会長への要請がおこなわれた。つづいて、経済団体との会談や健保連との定期協議がおこなわれた。

日本社会党（九月二六日）、公明党（九月九日）、民社党（九月四日）、社民連（九月二六日）との定期協議で「昭和六一～六二年度要求と提言」実現への協力要請を実施した。

以上の要請に合わせ、中央や地方で「時短・減税実現列島キャンペーン」や政策・制度要求実現集会などの大衆行動や政策シンポジウムを開催した。

減税へのとりくみ

八六年一〇月七日の労働四団体・全民労協と四野党との協議で、野党側から「昭和六一年度と昭和六二年度の税制改革・減税問題は分けて考えるべきで、まず昭和六一年度の税制改革・減税について補正予算とからめて要求していくべきでないか」と要請が出された。労働側は、一〇月八日の事務局長・書記長会議で、野党にその扱いを任せることを決定した。これを受け野党は、衆議院本会議をストップさせ一〇月一三日の与野党国対委員長会議で「八六年三月四日の与野党幹事長・書記長会談の合意を踏まえて、所得税減税および政策減税を昭和六一年中に実施することとし、その規模・方法については実務者でつめる」との合意が成され、一〇月一七日国会が再開された。

5　全民労協組織内国会議員懇談会

全民労協は、全民労協組織内国会議員懇談会を組織している。八六年七月六日の衆参同日選挙によって全民労協組織内国会議員は第60表のようになり、政党別では、社会党（参議院一〇人、衆議院七人、合計二七人）と民社党（参議院六人、衆議院一〇人、合計一六人）を合わせ四三人となる（第60表）。

八六年一〇月二三日に組織内国会議員懇談会の運営委員会を開き、あらたな運営委員の選出をおこない、一一月七日の組織内国会議員懇談会総会で運営委員を確認した。

6　国際活動

全民労協は、第三回総会で「全民労協として国際自由労連加盟については、連合組織を構想するなかで検討を深めることとし、当面は、産業別組織単位での加盟を促進する」と確認し、国際自由労連加盟を促進している。しかし、第五回総会で確認された連合の憲章・大綱に当たる「進路と役割」のうち、国際自由労連一括加盟については連合発足総会に別号議案として提出するとされた。

八六年には、全石油（八六年三月の臨時大会）、全国ガス（八六年七月の定期大会）、ゴム労連（八六年九月の定期大会）がそれぞれ国際自由労連に加盟した。この結果、全民労協の正式加盟五五組織約五四〇万人のうち国際自由労連への加盟組合は、三一組織・約三八二万人となった。

【全民労協第五回総会・第二号議案・連合組織移行について】

一、全日本民間労働組合連合会（略称「連合」）を一九八七年一一月二〇日に結成する。

二、そのための準備事項の扱いは次の通りとする。

(1)「進路と役割」は、本総会で決定する。

(2)「運動方針（案）」は、本総会で「運動領域と活動のあり方―運動方針（骨子）」を確認し、一九八七年九月中に代表者会議で決定する。

(3)「規約（案）」は、本総会で大筋として決定する。ただし、修正の必要が生じた場合のことも考慮し、一九八七年五月もしくはそれまでに代表者会議で決定する。なお「規約にかかわる諸規則（案）」は、「地方組織運営規則（案）」「事務局運営規則（案）」を除き同様の扱いとする。

「地方組織運営規則（案）」は、本総会で提示し、「地方組織準備会（仮称）」で検討のうえ「連合」で決定する。

「事務局運営規則（案）」などは、一九八七年五月中に代表者会議で決定する。

(4)「事務局（専従者）体制（案）」は、本総会で大枠として確認し、人事委員会の答申を受け、一九八七年五月中に代表者会議で決定する。

(5)「財政」は、本総会で「実行予算の大綱」を決定する。「初年度予算（案）」は一九八七年九月中に代表者会議で決定する。

(6)「地方組織」は、本総会で「地方組織について」現段階における一応のまとめとして確認する。「地方組織準備会（仮称）」の構成は一九八七年九月中に代表者会議で決定する。

(7)「シンクタンク」は、本総会で「シンクタンク（構想）について」を決定する。なお「シンクタンク構想検討委員会」で引き続き具体化に努める。

第 60 表　衆参同日選挙の結果による全民労協組織内国会議員状況

組織名	参議院	衆議院
紙パ労連	梶原敬義（社・大分）	
合化労連		上坂　昇（社・福島3区） 加藤万吉（社・神奈川3区） 水田　稔（社・岡山2区） 細谷治嘉（社・福岡3区）
私鉄総連	安恒良一（社・比例）	吉原米治（社・島根）
自動車総連	栗林卓司（民・比例） 田渕哲也（民・比例）	伊藤英成（民・愛知4区） 玉置一弥（民・京都2区）
全金同盟		田中慶秋（民・神奈川4区）
ゼンセン同盟	藤井恒男（民・比例） 勝木健司（民・比例）	塚田延充（民・茨城1区） 米沢　隆（民・宮崎1区） 川端達夫（民・滋賀）
造船重機労連	柳沢錬造（民・比例）	岡田正勝（民・広島3区） 小渕正義（民・長崎1区）
全日通	田渕勲二（社・比例）	野坂浩賢（社・鳥取）
炭労	対馬孝旦（社・北海道）	中沢健次（社・北海道4区） 岡田利春（社・北海道5区） 多賀谷真稔（社・福岡2区）
電機労連	福間知之（社・比例） 松前達郎（社・比例）	城地豊司（社・茨城2区） 中村正男（社・大阪7区）
情報通信労連	大木正吾（社・比例） 及川一夫（社・比例）	奥野一雄（社・北海道3区） 上田利正（社・山梨） 伊藤忠治（社・三重3区）
電力総連	橋本孝一郎（民・比例）	吉田之久（民・奈良） 佐々木良作（民・兵庫5区）
日放労		上田　哲（社・東京2区） 松前　仰（社・静岡1区）
全電力	浜本万三（社・広島）	
非鉄金属労連		川俣健二郎（社・秋田2区）
たばこ共闘	鈴木和美（社・比例）	

〔備考〕 全民労協第5回総会資料。

(8) 「国際自由労連への加盟について」は、一九八七年一一月の「連合」結成大会に独立議案として提案する。

三、「連合」の専従者選出については人事委員会を設け対応する。人事委員会の構成、発足は代表者会議で決定する。

四、「連合」の役員選出については役員推薦委員会を設置する。役員推薦委員会の構成、発足は代表者会議で決定する。

（全民労協ニュース一四四号）

【連合組織全体の姿のうち「進路と役割」】

綱領

一、われわれは、自由にして民主的な労働運動の伝統を継承し、この理念の上に立って労働者の結集をはかり、労働運動の発展を期す。

二、われわれは、つねに社会正義を追求するとともに、「力と政策」を備え、完全雇用の達成、労働基本権の確立、労働諸条件の改善、国民生活の向上を実現する。

三、われわれは、あくことなくよりよい未来に希望をもち、国民の先頭に立ち、自由、平等、公正で平和な社会を建設する。

四、われわれは、労働組合の主体性の堅持につとめ、外部からのあらゆる支配介入を排除し、民主的で強固な組織の確立をはかるとともに、労働戦線統一の完成をめざす。

五、われわれは、日本労働運動の国際的責任を深く自覚し、世界平和の達成と諸国民の共存共栄のために努力する。

基本目標

一、われわれは、労働運動の基盤強化をはかり、自由にして民主的な労働運動を強化・拡大する。

二、われわれは、賃金引上げと労働時間の短縮、労働環境の改善など労働諸条件の維持・向上をはかり、人間性を優先したゆとりある生活を実現する。

三、われわれは、「力と政策」を強化し、目的と政策・要求を同じくする政党・団体と協力して、完全雇用、物価安定、総合生活の改善・向上をはかり、活力ある福祉社会を実現する。

四、われわれは、中小・零細企業労働者の労働条件の改善に努め、賃金・労働諸条件の格差圧縮をはかる。

五、われわれは、中央、地方、産業、職域での活動を強化しつつ、未組織労働者の組織化を促進し、労働運動を充実・強化する。

六、われわれは、日本国憲法の基調に沿った自由、平等、公正で平和な社会を実現する。

七、われわれは、軍縮・核兵器の全面廃絶と国際緊張緩和のために努力し世界平和の実現に努める。

八、われわれは、労使対等の原則に立ち、相互の自主性を尊重した労使関係を確立する。

九、われわれは、「民間先行による労働戦線統一の基本構想」の理念を堅持するとともに、これに基づく統一を妨害するあらゆる独善的利己的勢力に対して毅然たる態度をとり、分裂工作を排除し、労働界分裂抗争の歴史に終止符を打つ。

一〇、われわれは、官公労働組合との相互理解を深めるとともに、これと協力し、労働界全体の統一、すなわち一国一ナショナル・センターの実現に努める。

一一、われわれは、政権を担いうる新しい政治勢力の形成に協力し、政権交代を可能にする健全な議会制民主主義を実現する。

一二、われわれは、国際自由労連に一括加盟し、国際的役割を分担し、世界の労働運動の前進をはかる。

課題と使命

一、戦後労働運動の流れと労働戦線の統一〔略〕

二、労働運動をとりまく環境と課題〔略〕

三、連合組織の役割と責任

一、われわれは、名実ともに民間部門の全国的中央組織としての機能、役割を網羅し、加盟組織間の相互理解と信頼を深めつつ、自由にして民主的な労働運動の強化・拡大に努める。

そして、過去の失敗を二度とくり返さないとの決意で、労働組合の主体

性を堅持し、外部からのあらゆる支配、介入を排除して、労働組合主義にもとづいた強固な組織を確立する。

二、われわれは、内外の労働者との連携を強め、民主主義にもとづく日本の平和的発展と世界の恒久平和の実現を期す。

そのため、左右の全体主義を排し、民主主義を護り、自由・平等・公正で平和な社会の実現をめざす。

そして、われわれの統一への努力を右翼的再編と一方的にきめつけ、教条的な誹謗、妨害を計ろうとする団体、組織に対しては、毅然として対応していく。

三、労働者の総合生活の改善をめざし、企業・産業・地域レベルの活動とあわせて、「力と政策」を強化しつつ、政策・制度課題の改善を積極的に進める。

われわれは、労働者はもとより、広く国民生活に関連の深い諸課題に関する政策立案と合意形成、その立法化に向けての活動を強化し、労働組合の社会的責任をはたしていく。

四、賃金闘争を総合生活闘争の一環として位置づけ、労働者の実質生活水準の向上をめざした活動を展開する。

あわせて、労働時間短縮をはじめとする労働諸条件の維持・向上にむけての活動を推進していく。

そのため、調整機能を高めつつ、加盟組織の力（交渉力・ストライキなど）の強化を背景とした闘争体制を確立し、闘争の前進をはかる。

五、わが国経済に占める中小企業のウェイトと役割は極めて大きい。

われわれは、中小企業労働者の雇用と生活の安定・向上をはかる立場から、賃金・労働諸条件の格差圧縮に努めるとともに、企業基盤の安定・強化のための政策の確立とその実現をめざしていく。

六、技術革新、高齢化、情報化、国際化をはじめとする経済・社会の構造変化を的確に捉え、新たな時代を先取りした総合的対策を確立し、その推進に全力をあげていく。

また、労働者の意識変化に対応し、労働者の福祉向上、余暇の拡大・充実、生涯教育の確立など精神的、文化的な活動にも積極的に取り組んでいく。

七、労働組合の団結を強化し、「仲間がいる」ことを大切にしながら、組織の強化・拡大を進めていく。

そのため、加盟組織相互の理解と信頼をより深める中で、協力関係を強化しつつ、産業別組織の再編・統一、加盟組織の拡大を推進していく。

あわせて、官公労働組合自らの積極的な努力を求めつつ、労働界全体の統一をめざしていく。

八、労働組合組織率の低下傾向に歯止めをかけ、組織率の向上に全力をあげるため、産業別・企業別組織の組織化努力とあわせ、中央・地方における連合組織の総力を結集していく。

同時に、未組織労働者の賃金・労働諸条件改善のため、われわれの労働諸条件の成果を未組織労働者に波及させつつ、労働者全体の経済・社会・政治の各面における地位の向上をはかっていく。

九、われわれは、その使命をはたすため、中央とあわせて地方組織の確立をはかり、中央・地方一体となった活動を進めていく。

一〇、今日の日本の政治は、自民党の長期・単独政権の底流に変化の芽生えは見られるものの、野党の分立状態が続いており、現状を打破する新しい政治勢力の形成までには至っていない。

このような中で、連合組織の発足は、政治の流れを転換するための新たな起爆剤的役割をはたす可能性を持っている。このような労働組合の役割の重要性を自覚し、さらに影響力を強めていく。

また、目的を達成するため、要求・政策・目的が一致する政党、団体とは、相互の自主性を尊重しながら必要に応じ協力して活動を進める。

なお、政党支持については、当面、加盟組織の判断に委ねる。

一一、政治・経済の国際化の進展にともない、国際労働運動の分野においてもわが国の経済力に見合った役割と責任をはたさなければならない。

そのため、国際自由労連に一括加盟し、世界の労働者との連帯を強めながら、世界の恒久平和の実現、国際公正労働基準の確立、国際経済社会の新秩序形成に向けての活動を積極的に進めていく。

（全民労協第五回総会議案書（Ⅱ）『連合組織移行について』）

4 統一労組懇

1 組織状況

結成・沿革 統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会）が結成されたのは、一九七四年一二月五日である。そこにいたる前史としては、六九年一一月一日、三八単産による「全民主勢力の統一のためのアピール」がまず注目される。この三八単産アピールをだし、全国的に賛同署名を求めた全日自労、全自運（運輸一般）、民放労連など、組合員の「政党支持の自由」と「民主勢力の統一戦線促進」を方針とした単産によって、七〇年三月、「全民主勢力の統一促進労働組合懇談会」（統一促進懇）がつくられた。さらに七三年四月、四六単産の連名で、「統一促進アピール」がだされた。そして七四年一二月、七四春闘の高揚のあとに、財界を中心にきびしい賃金抑制政策がとられたのに対決してたたかう方向を検討するなかで、統一促進懇は統一労組懇へと発展した。

事業目的 統一労組懇の事業目的は、いわば統一労組懇の定義のような形式で、その「運営要綱」第一項に規定されている。すなわち、「戦後の労働組合運動にはたしてきた階級的民主的潮流の伝統をうけつぎ、革新統一戦線の結成、情勢にふさわしい問題提起、大衆的共同行動の推進、広範な労働者と労働組合の全国的全産業的な強固な団結をつくりあげるために活動する労働組合の懇談会」ということにある。

諸活動 推進する諸活動はつぎのとおり（「運営要綱」第三項）。

① 経済的、政治的、社会的諸課題、諸要求実現をめざすとりくみ。
② 大企業の横暴を規制し、労働者と国民の利益を守る課題。
③ 未組織労働者の組織化。
④ 労働戦線の真の統一、ナショナル・センターのあり方研究。
⑤ 革新統一戦線の結成。
⑥ 共同の学習、教育活動。
⑦ 必要な産別交流、地域交流。
⑧ その他必要な活動。

参加資格 前記の事業目的に紹介した「趣旨に賛同する労働組合は、いつでも統一労組懇に参加できる」（「運営要綱」第二項）。

組織の性格 統一労組懇は、その名称「統一戦線促進労働組合懇談会」が示すように、ゆるやかな懇談会的性格をもつ運動体である。その組織運営の原則は、「運営要綱」（八二年一二月一八日改訂）に定められているが、懇談会的性格をもつ運動体であることからして、統制規定をもっていない。

青年、婦人 なお統一労組懇は、とくに青年、婦人について、それぞれ青年連絡会、婦人連絡会を設け、相対的に独

自の活動をおこなうよう努めている。青年対策部ないし青年部の名称を冠していないのは、統一労組懇の懇談会としての組織性格そのものに由来すると思われる。

あり方懇との関係　「あり方懇」は、たとえばナショナル・センターあり方懇談会など中央、産別、地方につくられている。産業別には現在一九の「あり方懇」が組織されている。

統一労組懇との違いは、統一労組懇がゆるやかな懇談会的性格をもつ運動体であるのにたいし、「あり方懇」は、既存のナショナル・センターや産業別組織の路線にたいして批判的態度を示しつつ、議論、研究し、ときには政策提言をおこなうといった活動が主で、統一労組懇の有無にかかわらず、そうした活動をおこなっている点で異なっている。

そのうえで、統一労組懇は「あり方懇」と協力共同の関係に立っている。なお産業別の「あり方懇」のいっそう発展したかたちとして存在しているのが、金属、紙パルプ、中小一般の各連絡会組織である。

政府との関係　現在、統一労組懇としては一切の政府関係審議会に入っていない。ただ、これは統一労組懇がボイコット方針をとっているというよりも、政府が既存のナショナル・センター等との関係を考慮し、統一労組懇からの審議会への参加を認めていないからである。

ただ別に、国会の公聴会では口述人を立てる機会は与えられている。

加盟組合、組合員数　現在、中央では二三単産二部会で構成されている。なお加盟単産のなかでは、すべての単組が統一労組懇に加盟しているわけではない。

加盟組合名（略称）は、建設一般全日自労、日本医労協、福祉保育労組、全農協労連、農村労連、自交総連、運輸一般、検数労連、通信労組、民放労連、生協労連、全商業、全損保、全信労、外銀連、地銀連、全証労協、国公労連、日高教、全動労、郵産労、水資労、全基労、自治体部会、教職員部会。

組合員数は、公称一八〇万人である。この数は、たとえば組織上の配慮があって、発表できない組合等があるので、〝公称〟と呼んでいるわけではない。地方（地域）統一労組懇加盟組合を含め、ほぼ正確な数であるが、一部に実態把握がなお不十分な部分を残しているところから〝公称〟を冠しているのが実情だとみられる。

地方組織　現在、四七都道府県のすべてに地方統一労組懇ができている。そして、そのもとに地域統一労組懇が組織されている。ただ組織状況、活動実態等は、かなりバラツキがあるといわれている。

役員　「運営要綱」で役員にあたるのは、年次総会で選出される代表委員である。選出された代表委員により代表委員会が構成される。その代表委員会は、互選により、さらに常任代表委員と事務局長を選任する。なお代表委員ではないが、別に監査がおかれている。

八六年度総会で選出、選任された役員は、つぎのとおり。

・常任代表委員＝内山昂（国公労連）、遠藤泰三（全動労）、金子毅（日高教）、菅頭康夫（自交総連）、岸本直美（運輸一般・婦人連絡会）、後藤

英雄（全農協労連）、猿橋真（大阪）、初田一夫（建設一般全日自労）、引間博愛（運輸一般）、松原新三郎（東京）、松本道廣（日本医労協）
・事務局長＝春山明（国公労連）
・代表委員＝池ノ谷忠敏（千葉）、江尻尚子（日本医労協）、榎本昇一（埼玉）、近藤一雄（建設一般全日自労）、斉藤敏夫（北海道）、沢中正也（神奈川）、杉本美江（日社労組）、中原東四郎（愛知）、古野和彦（福岡）、松末誠一（国公労連）、山本達男（全商業）、湯浅晃（京都）
・監査＝貝澄昭三（全動労）、御嶽友一（地銀連）

財政　財政については、予算、決算とも公表されていないが、中央では年間一億円規模だといわれている。それは、中央参加単産の分担金、および寄附金でまかなわれている。なお、地方統一労組懇からの上納金制度は設けられていない。

機関紙誌　機関紙「統一労組懇」（月二回刊）、機関誌『世界労働情報』（季刊）。

2　機関会議

総会　最高の議決機関は総会である。総会は中央単産代表および地方統一労組懇代表ならびに代表委員で構成され、年一回七月に年次総会を開くほか、必要に応じ臨時総会を開く（「運営要綱」第四項）ことになっている。臨時総会は八〇年代に入って毎年一二月に開かれ、翌年の春闘方針の決定が主要議題になっている。

なお、総会の代議員の場合、中央単産代表と地方統一労組懇代表は、発言権、採決権などまったく同等の代議員資格を有しているのが特徴的である。

全国代表者会議　全国代表者会議は、総会からつぎの総会までの間、重要事項について、統一労組懇の方針について意思統一をおこなうもので、中央単産および地方統一労組懇の代表ならびに代表委員によって構成される。

単産代表者会議　単産代表者会議は、中央単産代表により構成され、必要に応じて開催され、意思統一をはかるものである。

代表委員会　代表委員会は、年次総会で選出された代表委員で構成し、統一労組懇の一般業務、財政、その他日常活動全般について、総会および全国代表者会議にたいして責任をもつ。とりわけ代表委員会の互選により選任された常任代表委員と事務局長が、日常業務の遂行にあたるものとして重要なウェイトを占めている。

諸会議の全会一致制　なお以上の諸会議は、全会一致をもって運営される。これは、統一労組懇が名称のとおり、懇談会的性格をもつ運動体であることにもとづくものと思われる。

3　運動の基調と主要課題の方針

以下、八六年度年次総会および春闘方針については、八六年度臨

時総会で決まったものにつき、主要課題ごとに掲げる。

総　会　統一労組懇年次総会は、この間、八五年度年次総会（八五年八月一〇日～一一日）と八六年度年次総会（八六年七月二六日～二八日）と、二回開催された。

八五年度年次総会では、引間常任代表委員は、中曽根内閣の「戦後政治の総決算」路線と対決し、国家機密法案と国鉄分割・民営化阻止を当面の重点課題としてたたかうと述べ、また「反共野党の自民党へのすり寄り、労働戦線の右翼再編は戦前の大政翼賛会、産業報国会と同じみちを歩むものだ」と全民労協を中心とする労働戦線再編の動きをあらためて強く批判、階級的ナショナル・センター確立へ大胆な一歩を進めるとあいさつした。

春山事務局長によって提案された方針は、①国民春闘再構築、②右翼労戦再編反対、③革新統一の力量強化、④核兵器全面禁止の「四つの共同」をふまえ、多角的共闘の推進など「五つの基調」が強調された。

八六年度年次総会では、引間常任代表委員が、同時選挙後の政治反動の強まりのなかで革新統一の事業が重要と指摘し、当面の重要課題として国鉄分割・民営化反対闘争に全力をあげるように呼びかけるあいさつをおこなった。提案された運動方針は、運動の基調として「四つの共同」をひきつづき追求するとしたうえで、今回新しく運動の重点として「不安定雇用、小企業、未組織の労働者との一〇〇〇万人運動」が提起され、注目された。

【運動の基調と主要課題方針】

〔八六年度の運動の重点〕

(1)　労働者の切実な要求・課題、とりわけ、三、の要求・課題での活動を強化し、統一労組懇が、文字どおり日本の労働組合運動のなかで「中軸的役割をはたせるよう」センター的機能をつよめ発揮して、中央・地方で思い切ってたたかいます。運動をつよめながらセンターに相応しい体制強化をはかります。

統一労組懇がいままでの健保、年金、国機法の統一闘争で積み上げてきた経験と教訓を最大限活かして、広範な労働組合・民主団体との共同を重視してたたかいをすすめます。

つぎの三、の重点要求では、情勢をふまえて必要な「ストライキを含む統一行動」を配置してたたかいます。

(2)　統一労組懇が日本の労働組合運動の中軸的な役割をはたすことをめざし、統一労組懇の運動強化はもとより、現に切実な状況にある「数次の下請中小、社外工、臨時・パートなど不安定雇用」労働者の問題を自らの問題として、新しい運動のうねりをつくりだします。この不安定雇用労働者との「一〇〇〇万人運動」を提起します。

その運動を、単に一年の運動だけでなく持続的に発展をめざし、つよめます。

(3)　労働戦線の右寄り再編が新しい段階にはいり、総評はいま「解体か、二つにわかれるか」の選択を迫られています。統一労組懇は、全民労協に反対し、一致する要求にもとづいて「共同」を「四つの政策」で広汎にめざします。

(4)　「中央単産」「地方・地域統一労組懇」は、未組織の組織化、組織拡大、そして「共同」を広く追求します。参加各単産・部会は、自らの「周辺関連労働者・労働組合」との共同・組織化を最大限追求し、賃金闘争をはじめ多様な課題で共同の取り組みを追求します。地方・地域統一労組懇はさらに共同の拡大発展を追求します。

(5)　国家機密法阻止、非核・平和の政府づくりをめざす活動では、独自の取り組みをつよめつつ、経済要求との結合を重視してたたかいます。

〔八六年度要求・課題〕

(1)　国民春闘再構築とりわけ「賃金」闘争・「最低賃金」闘争を本格的な統一闘争として発展させることをめざします。

国民春闘再構築を本格的にすすめるため、臨時総会にむけて、春闘論議を代表委員会、単産・部会の共同ですすめます。臨時総会一カ月前に拡大全国代表者会議を一泊二日で開き春闘方針論議をつくします。

(2) 労働者の労働条件の最低基準の大幅な引き下げを内容とする「労働基準法改悪反対」のたたかいを、人べらし「合理化」反対のたたかいやすべての労働者の利益と権利に直接かかわる重要な問題としてとらえ、「サービス残業反対」「賃下げなしの時間短縮」「女子条項改善」要求をはじめとする労働基準法改善要求の実現をめざし年間を通して全力を挙げてたたかいます。

新しい試みですが、各県の「共同」運動体を大合流させてたたかいをすすめる方向で各団体と協議をすすめます。

(3) 「軍事費を削って」「大企業優遇税制を是正」して「所得税減税を」大幅に実施することを要求するとともに、すべての国民の利益にかかわる「大型間接税導入反対」のたたかいを、国民大運動実行委員会規模で、年間をとおしての重要課題として、たたかいます。

(4) 国鉄の「分割・民営化」反対闘争を、独自的にもつよめつつ、広範な共同闘争をつくりだすため努力し、つよめます。

(5) 「国立病院統廃合反対、医療と福祉を守り、老人保健法改悪に反対する」闘争を、関係組合と協議しながらすすめます。

(6) 「核戦争阻止、核兵器廃絶」署名活動、非核・平和の国民戦線づくりに総力をあげます。各地方統一労組懇に平和対策委員会を設け、関係団体と連携をつよめ活動を強化します。

(7) 労働戦線の右寄り再編に反対するすべての労働組合との共同を中央・地方ですすめます。

(8) 統一労組懇の体制と機能の強化、単産と地方の関連ある運動の強化についても取り組みをひろげます。

〔春闘方針―八七年国民春闘の機構と五つの柱〕

八七年国民春闘は、労働者・国民の生活改善とともに、日本経済の困難打開を、独占資本本位にすすめるのか、国民本位にすすめるのかが、改めて問われている春闘です。

それは、春闘で運動と要求が大きく前進することが、内需拡大につながり、経済の民主的再生という国民的大義をもつことにてらしても明らかです。

この八七年国民春闘を統一労組懇は、労働者・国民の生活改善をめざし、「軍事費を削って、くらしと福祉、教育の充実を」「大企業の利益の社会的還元を」のスローガンを高く掲げて、次の「五つの柱」でたたかいをすすめます。

またさらに、統一労組懇のセンター的機能を大きくつよめ、右翼的潮流のなかで矛盾が深まっているもとで、労働戦線の右翼的再編に反対し、広汎な共同・連合の可能性を重視して「四つの共同」(国民春闘再構築、核戦争阻止・核兵器廃絶、労働戦線の右翼的再編反対、革新統一の力量を高める共同)をいっそう拡大しつつ、要求実現をめざしてたたかいます。

第一の柱。 労働者の賃金の「底上げ」、「格差是正」を重視し、大幅引き上げをめざし、たたかいます。

第二の柱。 円高の過剰生産の犠牲を労働者に首切り「合理化」などでしわよせすることに断固反対し、労働者の雇用を守る大運動をおこすなど、要求実現をめざしたたかいます。

第三の柱。 労働時間短縮のたたかいを企業、産業、全国レベルですすめます。同時に、戦後四〇年来最悪の労働基準法改悪に反対し、「週四〇時間制確立など」要求の民主的改正をめざし、たたかいます。

第四の柱。 軍拡・臨調路線のもとでの、国鉄分割・民営化にもとづく攻撃、国公立病院統廃合、地方「行革」をはじめ国民の福祉と健康、医療をまもるたたかいを、軍事費削減と結び付け、統一労組懇規模のたたかいをつよめます。「軍事費を削って」所得税減税、福祉・教育の充実実現、大型間接税導入阻止をめざし、たたかいます。

第五の柱。 反核・平和、民主主義を守り、たたかいます。

〔国鉄の「分割・民営化」反対のたたかい〕

(1) 中曽根首相は「臨時国会」を開いて集中審議、八七年四月移行の予定で「分割・民営化」を強行しようとしています。一大国民運動をまきおこし、国民世論をもって中曽根首相の意図に痛打を与えます。「臨時国会」

再提出強行の場合は、廃案をめざして運動をいっそうもりあげます。

(2)「分割・民営化」に反対する全動労はもとより、すべての国鉄職場・労働組合への激励を全国的につよめます。

(3) そのために、国民向けの大量宣伝、請願署名、地方議会決議促進など、また、国鉄労働者激励、国鉄当局への抗議、不当な国鉄用地売却監視、地方ローカル線守れ、公共交通機関にふさわしいダイヤなど地域の要求、政策化のとりくみなど強化します。

いっせい行動、宣伝行動などを周期的統一行動としてとりくみます。

(4) 臨時国会の動きをみきわめつつ国会行動などを準備します。

(5)「臨時国会」、一一月ダイヤ、八七年四月など重要な段階での国鉄労働者のたたかいにあわせて「ストライキをふくむ」統一行動を全国的にとりくむこととし、重要段階では代表者会議で協議して戦術配置します。

(6) 七月一九日の全国共闘組織結成は統一労組懇としても成功させるためにとりくみます。全国各地方からも積極的に参加します。

また、中央段階の共闘組織結成を、七・一九との関連で調整をはかりながら早期に実現できるよう努力します。

(7)〝もみじ号〟のとりくみに、各地方は積極的に参加します。

〔労働戦線統一問題〕

㈠ つぎの「四つの政策」にもとづいて、労働戦線の右寄り再編反対の共同を思いきってすすめます。

(1) 全民労協路線によるあらゆる右翼再編策動に反対。

(2) 全民労協路線を前提にした官公労統一反対。

(3) 軍拡臨調路線反対。労資協調主義に反対し、大幅賃上げ、時間短縮、「合理化」反対など一致する要求での行動の統一。

(4) 労働組合の資本、政党からの独立の原則の確立。

㈡ 総評大会後に官公労の「統一」問題が重要な段階に入ることをふまえて、官公労連絡会とも協議し労働戦線問題討論集会をもちます（規模一〇〇人程度。東京もしくは近辺。民間もふくめた情勢についての意思統一をおこないます）。

㈢「ありかた懇」との懇談をもつこととし、全産業的な労働戦線分析をすすめます。

㈣ あらゆる共同を積極的にすすめます。その「共同」推進にあたっては、歴史的にも確立されてきている共同の原則―「一致するところでの共同」「対等・平等」「相互に内部不干渉で」「妨害分子は排除する」原則を守ることはいうまでもありません。

㈤ 政策として、ナショナル・センター機能などの研究をすすめます。

〔統一労組懇の体制と機能の強化〕

一、春闘を真に前進させる主体として、ひきつづき、二〇〇万統一労組懇の建設、三〇〇万の「共同」実現をめざします。そのために、中央・地方統一労組懇のセンター機能を強化し、年次方針にもとづく運動の全面的実践をすすめつつ、つぎのとりくみをつよめます。（以下略）

4　政党との関係と選挙へのとりくみ

政党支持問題

統一労組懇は、既存のナショナル・センターや労働組合の多くに見られる〝特定政党支持〟方針に強い批判的見解を示しており、みずからは、「政党支持の自由」の方針を打ち出している。つまり、「政党からの独立」、組合員の政党支持の自由を保障することであるが、同時に重要なことは、革新政党との一致した要求にもとづく協力共同をすすめることも方針としていることである。

ただ統一労組懇と政党との関係については、統一労組懇の外部から、〝統一労組懇は共産党の介入、指導によって動いている〟との批判がしばしばおこなわれている。これにたいし統一労組懇は、政党には労働組合運動について意見を述べたり、評価をおこなう自由

があること、政党が出した意見について、労働組合が自主的に取捨選択し、かりにその政党の意見主張から学び、それと合致した方向をとったからといって、それを政党の介入、指導などといえるはずがないと反論し、前記のような批判にたいし、まったく根拠のない、統一労組懇への中傷だとしている。

諸選挙へのとりくみの関係　「政党支持の自由」の方針に立って、国政選挙では、組合自体としてはどの政党、候補をも推せんしていない。そして、組合員の政党支持の自由の原則にもとづき、特定の政党や候補を支持・推せんする者たちが集まって、組合とは別に、後援会等をつくり、そこで活動している。この点、地方議員選挙の場合も同様である。

ただ地方首長選の場合、統一戦線促進の一環として、革新統一候補を推せん・支持するケースは多い。この場合、〃革新統一〃の意味については、単に政党間の統一だけに基準をおくのではなく、もっと広く革新諸勢力の共同、結集といった観点から把握している。

5　国際活動

国際連帯活動方針　統一労組懇の国際連帯活動方針の基本は、特定の既存の国際路線を前提とせず、みずから自主性をもって活動すること、特定の国際労働組織への加盟を前提としないことにおかれている。それゆえ、たとえば世界労連だけに限定していない。

八六年度年次総会で決定された、具体的な国際連帯活動方針はつぎのとおり。

国際連帯については、次を重点に参加単産の協力を得てすすめます。

(イ) ニカラグア人民支援。
(ロ) 南アフリカのアパルトヘイト反対。
(ハ) アジア、太平洋圏の労働組合との交流。
(ニ) 統一労組懇参加組合の国際活動の交流。

国際交流活動　八六年五月に、ベトナム労働総同盟の正式交流申しこみをうけ、高島全港建委員長を派遣、メーデーに参加したほか、幹部セミナーで多国籍企業問題について報告をおこなっている。八七年二月には、全ソ労評大会に、春山事務局長が出席した。

また国際連帯、支援の一環として、八六年には、ニカラグア人民支援・連帯、アフリカの飢餓救援活動への協力を、各単産、地方・地域統一労組懇によびかけている。

国際組織関係　国際連帯活動方針にふれたとおり、特定の国際労働組織には加盟していない。ただベトナム労働総同盟をはじめ、国際交流活動を今後広げ、強化するとしている。

傘下組合と国際組織の関係　統一労組懇傘下単産の国際労働組織との関係は、その単産の独自性を前提とし、一様ではない（なお傘下単産の国際労働組織との関係および国際交流等の活動については、本年鑑第三部-Ⅵ、「国際労働組合運動」参照）。

5　単産の大会

国　労

国労の大会は、この間第四八回定期大会（八五年七月二九日～八月二日）、第四九回定期大会（八六年七月二二～二五日）、第五〇回臨時大会（八六年一〇月九～一〇日）を開いたが、もっとも注目されたのは第五〇回臨時大会における「大胆な妥協」の拒否、左派執行部の確立であった。

第四九回大会では、執行部は雇用確保、組織防衛を最優先するとの方針を示し、「戦術上の問題について中央闘争委員会一任」を求めたが、社会主義協会系の主流左派と反主流派の革同系はこれまで進めてきた分割・民営化反対闘争の放棄や当局との労使共同宣言締結につながりかねないと激しく批判。主流左派は「中闘一任」の削除を求めた動議を提出したが、主流派はこれを拒否し、事実上、主流左派が妥協する形で運動方針を決定した。

第五〇回臨時大会は、①不当労働行為などの提訴取り下げ、②点検・摘発行動の中止、③「人活センター」の容認等を通じて、国鉄当局との「労使共同宣言」を締結し、雇用の確保、組織の防衛をめざすという執行部の提案した「緊急対応方針」を圧倒的多数で否決、国労内外の労働組合に大きな影響を与えた。

執行部の提案は「分割・民営化を事実上認めており、これまでと一八〇度の方針転換」（『朝日』八六年一〇月九日夕刊）であったが、全代議員の記名投票をおこない、賛成一〇一票、反対一八三票、保留一四票の大差で否決、「賛成、反対の票差の大きさが注目を集めた」（「週刊労働ニュース」八六年一〇月二〇日）。この結果、山崎委員長ら執行部は総辞職し、六本木委員長、稲田書記長ら従来の主流左派と反主流派を主軸とする新中央執行委員会を選出した。新委員長は「労使共同宣言の道はとらない」とあいさつした。なお、前執行部派の一二地本と一支部は「日本社会党国労全国地方本部連絡会」を結成した。

動　労

一方、動労第四二回定期大会（八六年七月八～一〇日）は、「国鉄改革」推進を掲げ、前年までの分割・民営化反対の方針を一八〇度転換、政府・当局に全面協力する運動方針を採択した。また、七六年につくった現綱領の「労働者の階級的連帯を強化し、その解放のためにたたかう」などを削除し、「二一世紀鉄道の興隆のためにたたかう」などとした新綱領案が提案された。

日教組

日教組第六三回大会は八六年九月一三日に正式に招集され、代議員が全国から会場の東京に集まった。

しかし、田中委員長は、一二日夜社党協（社会党員・党友協議会）の意思が統一されていないとして、突然、大会延期をおこなった。

これは、日教組内の主流右派と主流左派、反主流派との対立が激しくなったことが背景にあった。とくに、これが顕在化したのがいわゆる「西岡問題」で、八六年四月三〇日に開かれた、自民党代議士で〝文教族〟の西岡武夫氏（当時落選中）の「励ます会」（「西岡武夫氏を叱る会」）に、田中委員長が出席し、「この三年間、西岡さ

んが国会議員でいてくれたらと思わない日はなかった」旨のあいさつをした事件である。

八月二九日に開かれた中央委員会では、主流左派の社会主義協会系と反主流派とが田中委員長の責任を追及しようとしていた。議事運営委員会が三〇日の再開を提案すると、出席委員約二二〇名のうち、これに反対する田中委員長支持派の右派委員約六〇名が退場、主流左派と反主流派の委員だけで採決し、三〇日に再開した。委員長支持派はまた欠席したものの、三分の二以上、一五五名が出席（定足数一五三名）し、暫定予算の議案だけ決定し休会した。

九月一一日、続開中央委員会が開かれたが、田中委員長ら右派中央執行委員と右派の中央委員約六〇名が欠席した。「田中委員長問責決議案が議題になっているため、委員長を擁護する右派の各県中央委員が同決議案の採決に反対し、欠席戦術に出たもの」（「朝日」八六年九月一一日夕刊）と指摘された。これによって、主流派の社党協は事実上の分裂状態におちいった。

その後、八六年一二月末までには大会は開催されず、異常事態がつづいた。

合化労連　八六年一二月一二日、第七二回臨時大会を開き、日研化学労組など、いわゆる反主流派の三九組合（二万五〇〇〇人）の除名を決定した。同大会では、同年七月大会での役員選出などの全議題、統制処分などを可決した。この組織対立は七月の大会（七月二六日～二八日）で、主流派執行部は全民労連加盟をめざしたが、これに反対する反主流派が中途退席し、出席代議員が大会成立要件に足りないながら、運営を続行したことが原因。反主流派は住友スリーエム、日研化学、日本曹達、保土谷化学、三菱瓦斯化学の五組合を中心とする「合化労連再建協議会」をつくり、労連費納入を凍結するとともに、東京地裁に大会無効の仮処分を申請して争った。この除名処分にたいし、反主流派の合化労連再建協議会は「このような非民主的運営によって開催された大会での決定は断じて認めるわけにいかない」との声明を発表した。主流派は次回の臨時大会で除名処分の最終的な確認をおこなう予定だが、総評の加盟単産としては全民労協＝「連合」路線に絡む初めての大規模な組織分裂の様相をつよめている。

全国一般　全国一般第三九回定期大会（八六年七月三一日～八月二日）では、労働戦線再編統一問題と役員人事が焦点になった。労働戦線問題では「総評方針にもとづいて労戦統一に対応していく」と事実上全民労協加盟の方向を決定した。埼玉、千葉の地方本部から出された、第三四回定期大会（八三年）における全民労協加盟提案否定という大会の意思を尊重し、資本からの独立、政党からの独立、一致する要求での行動の統一という原則に立つ労働戦線統一に努力、との修正案を否決した。

役員改選問題では、大会最終日、次期五役の役員構成の調整がつかず、とくに委員長選挙に森下委員長と富岡副委員長が立候補したため、大会は休会となり、続開大会を開くことを確認した。しかし、同年一一月一〇日に招集された続開大会は、森下氏を委員長に推す全民労協加盟促進の右派代議員が大会を欠席した。このため定足数に達せず流会となった。これは、選挙がおこなわれると、森下氏の落選が予想されたため、右派代議員がボイコットに出たものといわれる。

自治労　自治労第五〇回定期大会（八六年八月二六日～二九日）の論議の焦点となったのは労働戦線統一問題であった。自治労は八一年大会では、当面全民労協基本構想に反対、総評五項目補強見解支持を決定し「全民労協をそのまま全的統一の母体と認めることはできない」と確認した。しかし、八五年一二月の中央委員会では初めて「全民労協を全的統一に向けた組織対象とらえる」との考え方を打ち出した。これは、官公労の側からの「全的統一の話し合いに向けた現実的対応策」（「週刊労働ニュース」八五年一二月九日）といわれた。今大会は「一九九〇年前後に統一ナショナル・センター形成をめざす」「八七年秋を目途に官公労統一の合意形成を図る」との執行部原案に反主流派七府県本部から修正案が出されたが、出席代議員総数一一一五人中、賛成二四四人で少数否決された。本部原案賛成は八四三人であった。主流派左派の発言は原案を支持しつつも全民労協との合体にたいする疑問や危惧を表明していたのが特徴であった。総評最大組合の自治労がこうした態度を決定したことは、今後の労働戦線統一問題に大きな影響を与えるものと観測される。

一九八五年

7・6　石油同盟第七回定期大会
7・8　紙パ労連第七六回定期大会（～一〇日　愛媛道後）
7・9　炭労第一〇八回定期大会（～一〇日）
電機労連第三三回定期大会（～一一日　佐賀武雄）
都市交第五〇回定期大会（～一〇日　洞爺湖）
全医労第三九回定期大会（～一二日　松江）
日高教（一ツ橋）第六三回定期大会（～一二日　岡山）
7・10　合化労連第六九回定期大会（～一一日　群馬伊香保）
日教組第六一回定期大会（～一三日　津）
7・11　新化学第三五回定期大会（～一三日　宮城秋保）
運輸労連第一八回定期大会（～一二日　石川山中）
漁船同盟第二〇回定期大会（～一二日　釧路）
7・12　新化学第三五回定期大会（一三日　山口秋保）
7・14　全印総連第三四回定期大会（～一六日　北海道函館）
全司法第四一回定期大会（～一七日　郡山）
一般中小労組連絡会第三回総会（～一五日　千葉）
7・15　総評第七三回定期大会（～一八日）
7・16　全電線第三九回定期大会（～一八日　群馬水上）
紙パ総連合第一五回年次大会（～一七日　伊東）
全電波第四〇回大会（～一八日　瀬戸）
都労連第四一回定期大会
7・17　国際電電第四二回定期大会（～一九日　愛知三ケ根）
7・18　出版労連第五五回定期大会（～二〇日　熱海）
7・20　総評・全日建運輸第二回定期大会（～二一日　蒲郡）
全駐労第四〇回定期大会（～二一日）
7・21　全機金第三六回定期大会（～二三日　新潟弥彦）
電通労連第二五回定期全国大会（～二四日）
7・23　日本医労協第三四回定期大会（～二六日　栃木鬼怒川）
7・24　印刷労協第三回総会
新聞労連第六五回定期大会（～二六日）
全逓第三九回定期全国大会（～二七日）
私鉄総連第五〇回定期大会（～二六日　宮崎）
全日通第四〇回定期全国大会（～二六日　函館）
全農林第二九回定期大会（～二六日　蒲郡）
全水道第三七回定期大会（～二六日　徳島）
政労協第五五回定期大会（～二六日）
7・25　全石油第五六回定期大会（～二六日）
全動労第一二回定期大会（～二八日　大津）
新運転第五回定期大会
7・26　全国ガス第四一回定期大会（～二七日　箱根）
7・27　民放労連第六〇回定期大会（～二九日　長野）
7・29　国労第四八回定期大会（～八月二日　名古屋）
7・30　全電通第三九回定期大会（～八月一日）
7・31　全国通建第七回定期全国大会（～三一日　水上）
総評全国一般第三八回定期大会（～八月二日）
全農協労連第四九回定期大会（～八月二日　両津）
8・1　電済労第三二回定期全国大会（～二日　高知）
8・2　建設同盟第八回年次大会
8・4　音楽ユニオン第三回定期大会
8・6　全国セメント第四〇回定期大会（～七日）
鉄労第一八回年次全国大会（～八日）
8・10　統一労組懇一九八五年度年次総会（～一一日）
合化労連第六九回定期大会（～一一日　伊香保）
8・21　生保労連第一七回定期大会（～二二日）
全倉運第四〇回定期大会（～二二日　犬山）
国公労連第二一回定期大会（～二三日）
造船重機労連第一六回年次大会（～二三日　伊東）
8・22　全施労第一六回定期全国大会（～二四日　熱海）
自治労第四八回定期大会（～二五日　山口）

8・24　建設一般全日自労第四八回臨時大会（～二五日）
全財務第三三回定期大会（～二六日　大阪）
8・25　アルミ労協第一〇回定期大会（～二六日　熱海）
8・26　全日塗第二五回定期大会（～二七日　石川片山津）
日建協第六〇回定期大会（～二七日）
8・27　全国金属第五六回定期大会（～二九日　伊東）
市銀連第三〇回大会（～二八日）
8・28　全金同盟第三五回定期大会（三〇日　鳥羽）
8・29　全銀総連第二九回総会
観光労連第一五回定期大会（～三一日　河口湖）
8・30　全窯連第三七年次定期大会（岐阜下呂）
ホテル労連第三七回定期大会（～三一日　札幌）
8・31　全国税第四三回定期大会（～九月一日）
全造船機械第五〇回定期大会（～九月二日　登別）
9・1　全建労第四一回定期大会（～二日　三重桑名）
9・2　全国油労協第二四回定期大会（～三日　石川山中）
全印刷第五一回定期大会（～四日）
9・3　石炭労協第二回臨時総会
非鉄金属労連第七回定期大会（～四日　横手）
全たばこ第一（四三）回定期大会（～六日　洞爺湖）
9・4　全林野第三八回定期大会（～五日　青森）
電力労連第三二回定期年次全国大会（～五日　広島）
9・5　自動車総連第一四回定期大会（～六日）
9・6　全日本ゴム労連第二一回定期大会（～六日　石川片山津）
民航労連第二二回定期大会（～八日）
9・7　全商社第二二回定時代議員総会（～八日　京都）
全商業第一九回定期大会（～八日　大津）
全港建大会、全港建と日港建の統一をきめる（～八日）
9・8　運輸一般第一七回定期大会（～一〇日　群馬水上）
全厚労第三三回定期大会（～一〇日　横手）
9・9　全国ビール第三七回定期大会
公務員共闘第三〇回拡大共闘委員会
9・10　全港建結成大会
食品労連第二一回定期大会（～一一日）
全相銀連第三六回定期大会（～一二日）
9・11　電工労連第三回定期大会（～一一日　石川山中）
全法務第四〇回全国大会（～一三日　群馬水上）
全気象第二九回定期中央大会（一二日　甲府）
国会職連第二七回定期大会
9・12　ゼンセン同盟第四一回定期大会（～一三日）
全港湾第四七回定期全国大会（～一三日　那覇）
生協労連第一八回定期大会（～一三日　札幌）
金属労協第二四回定期大会
9・13　全運輸第二四回定期大会（～一四日　伊東）
全商工第四九回定期大会（～一四日　伊東）
中立労連第一二回定期大会
9・18　相銀全労第一五回定期大会（京都）
全厚生第四九回定期大会（～一五日　湯河原）
化学エネルギー労協第一〇回定期総会
9・19　全交運第四二回定期大会
全労働第二八回定期大会（～二一日　長崎西坂）
厚生共闘第七回定期大会
鉄鋼労連第七三回定期大会（～二一日　長崎雲仙）
全化同盟第三四回年次大会（～二〇日）
損保労連第二〇回全国大会
9・20　同盟三菱自工労組第一八回定期大会（～二一日　石川片山津）
9・21　全開発第五八回定期大会（～二三日　札幌）
9・22　全信労第三〇回定期全国大会（～二四日　網走）
9・23　電保労連第六回定時大会（～二四日　熱海）
9・24　繊維労連第四五回定期大会（～二五日　京都）
全損保第四二回全国大会（～二五日）
建設総連第三回定期大会
全競労第二五回定期大会（～二五日　和歌山）

9・25　交通労連第二二回定期大会（～二七日　花巻）
9・26　光学労協第三六回定期大会
9・27　化学総連第八回定期総会（～二七日　名古屋）
9・29　マスコミ文化共闘第二三回定期総会
大蔵協議会第二一回拡大幹事会
全銅連第三六回定期大会（～三〇日　有馬）
広告労協第一〇回定期総会

10・1　映演総連第三四回定期大会（～二日）
10・2　全国港湾第一九回定期大会（～三日　焼津）
チェーン労協第一六期大会（～三日　博多）
全山労第一四回定期大会
国公労協第一〇回定期大会
10・6　全国検集労連第一六回定期大会（熱海）
10・7　炭職協第三五回定期大会（石川山中）
日放労第八二回定期中央大会（～九日）
日林労第二七回定期全国大会（～九日）
10・8　たばこ共闘第二四回定期総会（高崎）
10・9　金融共闘第一回幹事会
10・11　国税会議第二四回定期全国大会（～一二日）
10・12　全電力第二二回評議員会
10・14　商サ事務労第一二回総会（～一五日　千葉平砂浦）
10・15　全国化労協第二四回全体会議
10・16　全食品同盟第三九回定期大会（～一七日）
出版労連第五六回臨時大会
自交総連第八回定期大会（～一八日　奈良）
10・17　軽圧労協第七回拡大幹事会（～一八日　熱海）
新聞労連第六六回臨時大会（～一八日）
10・18　石ス労協第二年度年次総会（高槻）
航空同盟第一二回定期大会
10・19　全海連第四八回定期大会（～二〇日）
国税中国第四四回定期大会（～二〇日　広島）

10・20　機産協第二四回定期総会（東大阪）
金属家具労協第一三回総会（静岡網代）
10・22　石油労組連絡会第五回総会
10・23　機労会議第三回定期総会
全建総連第二六回定期大会（～二五日　佐賀武雄）
10・24　総評民間単産第二〇回定例総会（～二五日　越後湯沢）
新産別第三八回定期大会（～二六日）
10・25　電電労組第二〇回定期大会、全電通との合同により解散決定
10・26　全ミ労第三二回定期大会（～二七日　伊東）
電算労第一四回定期大会
10・27　全砥労協第二四期定期大会（～二八日　姫路）
印刷関連労協第三回定期総会（～二八日）
10・30　全炭鉱第四三回臨時大会（～三一日）

11・1　軽金属製錬労協第一〇回総会（～二日　鳥取）
11・6　海員組合第四六期全国大会（～九日）
11・7　電力総連第五回定時大会
11・9　全大蔵労連第一〇回定期総会
大蔵連盟第一七回定期評議員会
11・10　総評全日建第一五回定期大会
11・12　全自交労連第四一回定期大会（～一四日　長崎）
11・15　全民労協第四回総会
地公労第二六回定期総会
11・20　全国アロイ労協第八回定期総会
11・26　電機関連連絡会議第二回総会
全官公第九回全国会議
11・27　日教組第六二回臨時大会

12・1　統一労組懇臨時総会（～二日　熱海）
12・11　航空労協第一九回協議委員会（名古屋）
12・13　車輌労協第一四回定期大会（～一四日　静岡修善寺）

12・16　多国籍労組会議第一三回総会
12・18　石炭労協第三回定期総会

一九八六年

1・22　同盟第二二回定期全国大会（～二四日）
1・23　住宅労協六一年度総会
1・26　日放労第六一回臨時大会（～二七日　横浜）
1・29　同盟石油労協第一五回定例総会
　　新聞労連第六七回臨時大会（～三一日）
2・4　合化労連第七〇回臨時大会
2・5　総評第七四回臨時大会（～六日）
2・6　全石油第五七回臨時大会
2・9　マスコミ文化共闘第二四回臨時総会、マスコミ文化情報労組会議と改称（～一〇日　箱根）
2・13　紙パ労連第七七回臨時大会（～一四日　箱根）
　　全国金属第五七回臨時大会（～一四日）
　　国公労連第二二回臨時大会（～一四日）
2・14　一般同盟第二一回定期全国大会（～一五日　熱海）
2・15　電算労第一五回臨時大会（～一六日）
2・20　日建協第六一回定期大会（～二一日）
　　全農協労連第五〇回臨時大会（～二一日）
2・21　繊維労連第四六回臨時大会（～二二日　熱川）
　　政労協第五六回臨時大会
2・22　建設一般全日自労第四九回定期大会（～二四日　伊東）
　　全商社第二回代議員総会（～二三日　熱海）
2・25　非鉄金属労連第八回臨時大会
　　たばこ共闘第二五回臨時総会（湯河原）
　　食品同業第一二回定期総会
2・26　全港湾第四八回臨時全国大会（～二七日　湯河原）
2・27　日高教（麹町）第六〇回特別大会
2・28　鉄鋼労連第七四回臨時大会（川崎）
　　出版労連第五七回臨時大会
3・5　資源労連第二二回定例大会（～六日）
　　自治労第四九回臨時大会（～六日）
3・6　公労協第三五回全国代表者会議
3・10　公務員共闘第三一回拡大共闘委員会
3・11　炭労第一〇九回臨時大会（～一二日）
3・13　日高教（一ッ橋）第六四回特別大会（～一四日）
3・14　日放労第八三回臨時大会
3・17　鉄労全国代表者会議
3・18　基金労組第二四回年次全国大会（～一九日）
3・24　同盟交運協第八回定期総会
3・25　運輸一般第一八回臨時大会
4・13　真国鉄労働組合（略称　真国労）結成大会
5・5　全国自労（広島）第二一回定期大会
5・21　全民労第三二回定期大会
5・28　自治労連第一七回定期大会（～二九日　釧路）
5・30　全炭鉱第四四回臨時総会（～三一日）
6・5　日高教（麹町）第六一回定期大会（～六日）
6・18　紙パ労協第二回臨時総会
6・20　建職組第一八回定期全国大会（～二二日　大阪）
6・24　商業労連第一四回定期大会（～二六日）
6・29　全日教連第三回定期大会（彦根）
7・5　石油同盟第八回定期大会
7・8　紙パ労連第七八回定期大会（～一〇日　米子）
　　動力車第四二回定期全国大会（～一〇日　箱根）
　　鉄労第一九回定期大会（～一一日　京都）
　　全医労第四〇回定期全国大会（～一一日　宮崎）

都労連第四一回定期大会
7・9 新化学第三六回定期大会（～一一日　石川山中）
電機労連第三四回定期大会（～一一日　函館）
全郵政第二二回定期全国大会（一二日　群馬水上）
日高教（一ッ橋）第六五回定期大会（～一三日　長野）
7・10 新化学第三六回定期大会（～一二日　石川山中）
運輸労連第一九回定期大会（～一一日　男鹿）
7・12 一般中小労組連絡会第四回総会（～一三日　茨城筑波）
7・15 総評第七五回定期大会（～一八日）
紙パ総連合第一六回定期大会（～一七日）
全電線第四〇回定期大会（～一七日　熱海）
7・17 出版労連第五八回定期大会（～一九日　熱海）
漁船同盟第二一回定期大会（～一八日　下関）
7・18 国鉄改革労働組合協議会結成
7・19 全駐労第四一回定期大会（～二〇日）
7・20 全機金第三七回定期全国大会（～二二日　蒲郡）
全印総連第三五回定期大会（～二二日　福岡原鶴）
総評・全日建運輸第三回定期大会（～二一日　伊豆長岡）
音楽ユニオン第四回定期大会
7・21 全国ガス第四二回定期大会（～二二日　箱根）
日本医労協第三五回定期大会（～二四日　熱海）
7・22 全機金第三七回定期大会（～二三日　蒲郡）
国際電電第四三回全国大会（～二四日　浜松）
国労第四九回定期大会（～二五日　千葉）
都市交第五一回定期大会（～二三日　長崎島原）
全水道第三八回定期大会（～二四日）
7・23 炭労第一一〇回定期大会（～二五日）
新聞労連第六八回定期大会（～二五日）
私鉄総連第五一回定期大会（～二五日　伊東）
全司法第四二回定期大会（～二六日　鴨川）
全農林第三〇回定期大会（～二五日　仙台）
7・24 全石油第五八回定期大会（～二五日）
印刷労協第四回総会
7・25 観光労連第一六回定期大会（～二七日　伊豆長岡）
統一労組懇一九八六年度年次総会（～二八日）
7・26 合化労連第七一回定期大会（～二八日）
民放労連第六二回定期大会（～二八日　福岡）
7・29 全動労第一三回定期大会（～三一日　熱海）
全農協労連第五一回定期大会（～八月一日　兵庫有馬）
7・30 電済労第三三回定期全国大会（～三一日　函館）
政労協第五七回定期大会（～八月一日）
7・31 総評全国一般第三九回定期大会（～八月二日　郡山）
8・1 建設同盟第九回年次大会（山梨石和）
8・4 炭労第一一〇回定期大会（～六日）
8・5 全国セメント第四一回定期大会（～六日）
8・8 日建協第六二回定期大会（～九日）
8・9 全財務第三四回定期大会（～一一日　高松）
8・18 市銀連第三一回大会（～一九日）
8・19 電通労連第二六回定期大会（～二〇日　群馬水上）
全倉運第四一回定期大会（～二〇日　伊豆長岡）
8・20 全銀総連第三〇回総会
8・21 建設一般全日自労第五〇回定期大会（～二三日）
生保労連第一八回定期大会（二二日）
8・22 全国税第四四回定期大会（～二四日）
8・24 アルミ労協第一一回定期大会（～二五日　熱海）
8・25 全国金属第五八回定期全国大会（～二七日）
全金同盟第三六回定期全国大会（～二六日　伊東）
8・26 非鉄金属労連第九回定期大会（～二七日）
全日塗第二六回定期大会（～二七日　石川片山津）
全電通第四〇回定期全国大会（～二九日　福岡）
8・27 自治労第五〇回定期大会（～二九日　山形）
造船重機労連第一七回定期大会（～二九日　加賀）
国公労連第二三回定期大会（～二九日）

8・28　全競労第二六回定期大会（～二九日　熱海）
　　全施労第一七回定期全国大会（～三〇日　伊香保）
　　ホテル労連第三八回定期大会（～二九日　京都）
8・29　全窯連第三八年次定期大会（～三〇日　伊東）
8・31　全造船機械第五一回定期大会（～九月二日）
　　全国油労協第二五回定期大会（～八月一日　三重大王）
9・1　炭職協第三六回定期大会（長良川）
　　全印刷第五二回定期大会（～三日）
　　全林野第三九回定期大会（～三日）
9・2　全たばこ第二回定期大会（～五日　伊香保）
　　全国通建第八回定期全国大会（～三日）
9・3　自動車総連第一五回定期大会（～五日）
　　全日本ゴム労連第二二回定期大会（～四日　三重）
　　全逓第四〇回定期全国大会（～六日　郡山）
　　電力労連第三三回定時大会（～四日）
　　全日通第四一回定期大会（～五日　伊東）
9・4　全港湾第四九回定期全国大会（～六日　湯河原）
9・5　全建労第四二回定期大会（～七日　宮島）
　　民航労連第二三回定期大会（～七日）
9・6　全港建第二回定期全国大会（～八日　新潟）
9・7　運輸一般第一九回定期大会（～九日　大津）
9・8　全気象第三〇回定期中央大会（～一〇日　伊東）
9・9　全相銀連第三七回定期大会（～一一日）
　　全運輸第二五回定期大会（～一一日　群馬水上）
　　金属労協第二五回定期大会
9・10　ゼンセン同盟第四二回定期大会（～一二日　大阪）
　　全国ビール第三八回定期大会
　　電工労連第四回定期大会（～一一日　岐阜）
　　全法務第四一回定期大会（～一三日　高山）
　　全電波第四一回大会（～一二日）
　　国会職連第二八回定期大会
9・11　食品労連第二二回定期大会（～一二日）
9・12　相銀全労第一六回定期大会（京都）
　　全厚生第五〇回定期大会（～一四日　大阪）
9・13　全信労第三一回定期大会（～一五日　大津）
　　全商社第二三回定時代議員総会（～一四日　熱海）
9・14　全国自労第一九回定期大会
　　全商業第二〇回定期大会（～一五日　松島）
9・16　中立労連第一三回定期大会
　　公務員共闘第三二回拡大共闘委員会（箱根）
9・17　全化同盟第三五回定期大会（～一九日　別府）
　　全交運第四三回定期大会
9・18　全労働第二九回定期大会（～二〇日　花巻）
　　鉄鋼労連第七五回定期大会（～二〇日）
　　鉄弘労第三七回定期大会（～二一日）
9・19　損保労連第二一回全国大会（～二〇日）
　　電保労連第七回定時大会（～二〇日　札幌）
　　厚生共闘第八回定期大会
9・21　全開発第五九回定期大会（～二三日　米子皆生）
9・23　同盟三菱自工労組第一九回定期大会（～二五日　伊豆長岡）
　　生協労連第一九回定期大会（～二五日）
9・24　全損保第四三回定期大会（～二五日）
9・25　交通労連第二二回定期大会（～二六日　新潟）
　　全商工第五〇回定期大会、全通産と改称（～二七日　伊東）
　　建設総連第四回定期大会
9・26　化学総連第九回定期総会（～二七日　片山津）
　　光学労協第三七回定期大会
　　大蔵協議会第二二回拡大幹事会
9・28　全銅連第三七回定期大会（～二九日　松本）
　　広告労協第一一回定期総会
9・29　繊維労連第四七回臨時大会
9・30　マスコミ文化情報労組会議第二五回定期総会

10・1　チェーン労協第一七期大会（～二日　京都）
10・2　総評民間単産会議第二一回定例総会
10・5　全山労第一五回定期大会（高知）
10・6　日林労第二八回定期大会（～七日　群馬水上）
　　公益民労　代表者会議
10・8　映演総連第三五回定期大会
10・9　国労第五〇回臨時大会（～一〇日　修善寺）
　　国税会議第二五回定期全国大会（～一〇日）
10・10　全電力第二三回評議員会
10・11　全国検集労連第一七回定期大会（熱海）
10・13　日放労第八四回定期大会（～一五日）
10・14　全国港湾第二〇回定期大会（～一五日　伊東）
10・15　軽圧労協第八回拡大幹事会（～一六日　熱海）
　　自交総連第九回定期大会（～一七日　鹿児島）
10・16　全食品同盟第四〇回定期大会（～一七日　蒲郡）
　　商サ事務労第一三回総会（～一七日　伊東）
10・17　化学エネルーギ労協第一一回定期総会
10・18　石ス労協第三年度年次総会（神戸）
　　全海連第四九回定期大会（～一九日）
　　国税中国第四五回定期大会（～一九日）
10・19　機産協第二五回定期総会
10・21　機労会議第四回総会（～二三日　浜松）
10・22　新産別第三九回定期大会（～二四日）
　　自交労連第四二回定期大会（～二四日　松山）
10・23　国公労協第一一回定期大会
10・24　自動車労連第一八回定期全国大会（～二五日）
　　石油労組連絡会第六回総会（解散大会）
　　石油労連結成大会
10・25　印刷関連労協第四回定期総会（～二五日）
　　航空同盟第一三回定期大会（～二五日）
　　全ミ労第三三回定期大会（～二六日　蒲郡）
　　電算労第一六回定期大会
10・26　金属家具労協第一四回総会（広島）
10・27　紙パ労協第三回総会
　　たばこ共闘第二六回定期総会
　　金融共闘第一回幹事会
10・29　軽金属製錬労協第一〇回総会（～三〇日　京都）
　　全建総連第二七回定期大会（～一日　郡山）
10・30　全砥労協第二五期定期大会（～一日　修善寺）
11・5　炭労第一一一回緊急臨時大会
11・7　全国アロイ労協第九回定期総会（～八日　犬山）
　　電力総連第六回定時大会
11・8　全大蔵労連第一一回定期総会
　　大蔵連盟第一八回定期評議員会
11・10　海員組合第四七回定期全国大会（～一四日）
11・14　全民労協第五回総会
11・21　機労会議第四回総会（～二二日）
11・25　全官公第一〇回全国会議
11・26　電機関連連絡会議第三回総会
11・30　総評全日建第一六回定期大会
12・2　金融共闘第二回幹事会
12・5　統一労組懇一九八六年度臨時総会（～七日　湯河原）
12・12　車輌労協第一五回定期大会（～三日　洲本）
　　合化労連第七二回臨時大会（箱根）
12・19　石炭労協第四回定期総会
　　日本鉄道労働組合結成大会（東京）
12・20　航空労協第二〇回協議委員会（名古屋）
12・22　多国籍労組会議第一四回定期総会

Ⅲ　賃金要求・賃金闘争

概要□八五年秋季年末闘争／八六年春季闘争＝労働諸団体の春闘準備態勢／労働諸団体の春闘白書、方針／八六年春闘諸要求とその特徴／春闘前段の状況／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／八六年春闘妥結状況／八六年春闘総括／八六年秋季年末闘争

概要

一、八五年秋季闘争は、とくに人事院勧告実施問題、労働時間短縮、減税問題、国鉄問題等がおもな課題となった。このうち人事院勧告は結局、七月実施にくり下げられ決着した。

一、八五年年末一時金妥結額は、労働省調べで六〇万五九四円、伸び率四・四％となり、額では前年を上回ったものの、率では〇・八ポイント下回った。

一、八六年春闘は、円高傾向が急速に強まるなかで、政府、財界の一部を含め、内需拡大のための賃上げをという声が、一時期強まった。だが日経連は、生産性基準原理を強く主張し、きびしい賃金抑制態度を貫いた。

一、春闘では八六年も、労働四団体と全民労協による賃金闘争連絡会が組織され、賃上げ要求基準（七％もしくはそれ以上）を決め、運動面でも連携の要としての役割をめざした努力がおこなわれた。

一、円高で鉄鋼、造船、電機などの業績悪化がすすみ、金属労協が相場形成をリードできない状況と関連して、私鉄、ＮＴＴ、電力労連などの第三次産業共闘が新しく結成され、成り行きが注目された。

一、統一労組懇は八六年も、「右翼的再編反対」の立場に立つ諸

組合と共同で独自行動を強め、三月三〇日に八六春闘最大規模の八万五〇〇〇人の春闘決起集会を開催した。

一、金属労協を中心とする民間大手に、四月九日、一斉回答がおこなわれた。鉄鋼六四〇〇円、二・六六%、自動車は、トヨタ四・八五%、電機大手はトヨタと同率、造船は各社バラバラの回答となった。結局、JC回答史上、もっとも低い水準となり、回答も「分裂回答」に終わった。

一、四月一〇日、第三次産業共闘関係の多くで回答がおこなわれ、全電通五・八三%、私鉄五・二〇%、電力四・七九%など、JCや他の民間回答とくらべ、高目の水準となり注目を集めた。

一、公企体関係は今年も、調停委員長見解の提示（九五三一円、四・三四%）、仲裁移行という同じコースをたどった。

一、八六年春闘の賃上げ妥結状況は、労働省調べで一万一四六円、四・五五%となり、率では春闘史上三番目という低い水準に終わった。

一、春闘総括では、日経連が事実上の勝利宣言をおこないつつ、第三次産業共闘への警戒心を示した。他方、労働側は一様に、〝不満足なもの〟との評価を下したが、そのなかでも、第三次産業共闘だけが「一定の評価ができる」としている。

一、八六年秋闘は、国鉄問題、減税と税制改革、老人保健法問題、人事院勧告実施問題などが中心課題となった。このうち人事院勧告は、六年ぶりに完全実施され決着をみた。

一、八六年年末一時金妥結額は、労働省調べで六〇万九八五三円、対前年伸び率一・五%となり、額では前年（六〇万五九四円）を上回ったものの、率では前年（四・四%）を大きく下回った。

1　八五年秋季年末闘争

八五年秋季年末闘争は、人事院勧告の実施問題、労働時間の短縮、減税問題、国鉄問題そして年末一時金等を主な課題としてとりくまれた。以下、まず総評、同盟、全民労協、統一労組懇などの秋季年末闘争方針を掲げておこう。

総評の秋季年末闘争方針

総評は、八五年七月の定期大会で秋季年末闘争方針の大綱を決めたあと、八月二八日の単産・県評代表者会議で、「秋季闘争行動計画」を決定した。そこでは、主要闘争課題と各課題別の具体的なたたかいのすすめ方が主要内容を占めている。主要闘争課題は、つぎの一〇課題とされた。

①人勧完全実施のたたかい
②労働時間短縮闘争
③社会保障制度改悪反対闘争
④減税闘争
⑤八六年度予算要求闘争
⑥教育改革のたたかい
⑦地方行革関係
⑧六〇〇万総評と地域労働運動について

⑨国鉄再建闘争活動計画
⑩一〇・二七反戦・反核・平和大行動について
その後、九月三〇日の拡大評議員会で、以上の諸課題について、第一次～第四次にわたる行動計画を取り決めた。

同盟の方針　同盟は、八五年七月一〇日の第六一回中央評議会で、①当面の経済運営、八六年度予算編成、政策制度要求、②参院選対策、③国鉄改革、④北方領土返還、核兵器廃絶についての方針を決めた。

さらに、八月一九日の第二八回執行評議会で、①人勧完全実施を求める闘い、②中小企業対策特別委員会の設置、③八五国民生活を豊かにする運動の展開などについて、具体的なとりくみ方針を決定した。

全民労協「六〇～六一年度政策・制度要求と提言」　全民労協は、八五年六月一四日の第八回代表者会議で、「六〇～六一年度政策・制度要求と提言」を決めた。内容は、つぎの一三項目よりなる。①経済政策、②総合産業政策、③物価対策、④税制改革、⑤雇用確保を柱とする労働政策、⑥年金制度の改革、⑦医療制度の改革、⑧土地・住宅政策、⑨婦人政策、⑩食料政策、⑪資源エネルギー政策、⑫行政改革、⑬交通政策。

このなかで、とくにポイントとなる課題は、①経済運営についての基本目標、②税制改革・減税、③高齢化社会への対応、④雇用労働政策であった。

統一労組懇の方針　統一労組懇は、八五年八月一〇～一一日の年次総会で、「夏から年末にかけてのたたかい」について決定し、秋季年末段階では、①国家機密法粉砕、②国民生活擁護を主要課題にとりくむことにした。

さらに、九月二五日の全国代表者会議で、①臨時国会対策、②国家機密法阻止のたたかい、③国鉄分割・民営化反対一〇〇〇万署名などを内容とする「当面の闘争強化について」決定し、とりくみをおこなった。

人事院勧告完全実施の闘争　八五年八月七日に出された人事院勧告（四月より平均五・七四％引き上げ）をめぐり、公務員共闘、全官公などの完全実施を求める闘争が展開された。政府は、九月一三日に給与関係閣僚会議を開き、勧告の取り扱いについて協議したが、結論にいたらず、さらに検討することになった。また一〇月四日の給与関係閣僚会議でも結論が出ず、先送りになった。

これにたいし公務員共闘は、一〇月三～四日、勧告完全実施を要求して中央総決起集会（日比谷野音）を開き、八日にも秋闘第二波中央行動の一環として中央総決起集会（日比谷野音）を開いた。また一〇月二一～二五日の五日間、秋闘第四波統一行動を展開した。

同盟・全官公も、一〇月三日、大蔵省に要請行動をおこなったあと、一〇月二四日、同盟・全官公中央総決起集会（日比谷野音）を開催した。

政府は、一〇月二八日、四者会議（官房長官、総務庁長官、大蔵大臣、自民党政調会長）を開き、①金丸幹事長発言（実施月は遅らせても率は完全実施）の趣旨にもとづき、政府による俸給表の改ざんはおこなわない方向で、今後政府部内で詰める、②年内支給に支障が生じないよう措置するとの二点で合意した。

公務員共闘は、この合意をうけて、一〇月二九日に設定した統一

ストを中止し、時間外職場集会に切りかえることを確認した。

政府は一一月七日、政府・与党の六者会談において、七月一日より勧告を実施する方向で、八日の給与関係閣僚会議および閣議に諮ることで合意し、総務庁長官はその内容を公務員共闘および全官公にそれぞれ伝えた。

公務員共闘は、これにたいし、不満は残るものの俸給表の改ざん阻止が実現している点で一定の評価ができるとの丸山議長の談話を発表した。さらに八日の閣議決定をうけて総評はその決定を遺憾とする事務局長談話を発表し、全官公は不満の念を表明するとの声明を発表した。だが、八五年の人事院勧告実施問題は事実上、一一月八日の閣議決定をもって決着がついた。同時に、勧告の完全実施問題は八六年に持ちこされることになった。

その他のとりくみ

その他、秋季年末において、前記諸団体等の方針にもとづくとりくみがおこなわれた。たとえば、一〇月一六日、全民労協による『男女雇用機会均等法の成立と今後の課題』――どう変わるか、婦人労働」と題した第一〇回政策シンポジウムの開催、労働四団体と全民労協による税制改革・減税要求の闘争、同じく一二月六日、「減税・時短要求実現総決起集会」、一一月一三日、総評、東京地評「一一・一三秋年全国闘争第三波中央決起集会」、一一月二六日、総評「共済年金改悪阻止、厚生年金・国民年金の改善をもとめる中央総決起集会」、一一月二八日、同盟「八五国民生活を豊かにする同盟の運動総決起集会」など。

その他、統一労組懇も、一〇・二一全国統一行動への参加のの ち、一〇月二五日に全都大行動、そして一一月二八日には、秋年末要求実現と国家機密法案の廃案をかかげ、ストをも含め全国で一八〇万人が行動を展開、一二月一〇日にも中央行動を展開した。

さらに、総評、国労、公労協などの国鉄再建闘争が、「分割・民営化反対」五〇〇〇万署名などを中心に展開された。

年末一時金妥結状況

八五年年末一時金闘争は、おおむね平穏のうちに終わり、電機労連、航空関係労組、政労協など、予定していたストライキを中止したところも多かった。

労働省調べ（一二月二三日現在）による民間主要企業の年末一時金妥結状況は、第61表のとおりである。

妥結額平均は、六〇万五九四円と前年（五七万五五七七円）を二万五〇一七円上回った。対前年伸び率は四・四％となり、八四年の対前年伸び率を〇・八ポイント下回った。

産業別に妥結額をみると、高いのは新聞・放送（八二万五六五六円）で、証券（八〇万六二五一円）、水産・食料品（七四万九三五三円）とつづいている。反対に低いのは、鉱山（四六万六〇六八円）で、ついで繊維（四八万一六七七円）、電線（四八万五七三四円）という順になっている。また、対前年伸び率が高い産業は、前年マイナスを記録した鉄鋼（九・九％）、証券（九・四％）、車両（八・六％）などであり、低い産業は、造船〇・五％、石油製品〇・七％などであった。

同じく労働省調べで、年間臨給実施状況をみると、年間臨給実施企業は一八二社で、実施率は六三・二％と、前年年末（五八・九％）を四・三％上回った。実施形態別には、夏冬型が相変わらず多く、年間臨給実施企業の六一・五％、つぎに冬夏型が三三・五％、その他（二年協定等）四・九％となっている。

第 61 表　1985年民間主要企業年末一時金妥結状況（加重平均）

産業	集計対象企業数	平均年齢	妥結額	対前年伸び率	1984年 妥結額	1984年 対前年伸び率
	社	歳	円	%	円	%
1 鉱山	7	39.8	466,068	7.1	427,901	3.9
2 水産・食料品	18	38.0	749,353	3.0	736,468	3.6
3 繊維	22	33.7	481,677	5.0	458,742	8.4
4 紙・パルプ	12	38.9	617,307	5.3	586,109	11.9
5 印刷	3	31.9	539,602	1.0	534,425	2.8
6 化学	49	36.1	653,429	4.0	628,445	9.2
7 石油製品	8	36.7	588,298	0.7	533,623	5.8
8 ゴム製品	4	37.8	567,454	5.1	539,914	7.5
9 セメント	5	38.5	524,727	5.4	497,914	△ 0.1
10 鉄鋼	15	39.5	545,055	9.9	496,170	△ 0.4
11 電線	6	35.9	485,734	2.8	472,307	4.9
12 機械金属	29	36.2	595,352	4.3	570,919	4.8
13 電気機器	28	33.0	576,835	1.2	570,084	6.4
14 造船	7	39.5	517,522	0.5	515,022	7.5
15 車両	2	39.7	529,864	8.6	488,010	4.2
16 自動車	9	34.6	658,196	5.9	621,670	3.7
17 卸・小売	24	30.1	676,922	7.9	645,464	3.7
18 証券	4	28.3	806,251	9.4	737,069	0.1
19 陸運	18	40.5	604,193	3.8	582,050	4.2
20 新聞・放送	6	38.1	825,656	4.6	825,318	4.3
21 電力	9	34.0	611,000	4.4	585,000	4.3
22 ガス	3	36.0	616.241	4.2	591,331	6.3
平均	288	35.5	600,594	4.4	575,577	5.2

〔備考〕 1) 集計対象企業は，原則として，東証または大証一部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のあるもの288社である。
2) 対前年伸び率は，集計対象企業のうち前年と比較のできる同一企業について伸び率を算出したものであり，今回の集計対象企業の妥結額と84年の妥結額を比較した伸び率とは必ずしも一致しない。
3) △は減。
4) (参考)NTTおよび日本たばこを集計に含めた290社の妥結額は604,801円である。
5) 労働省労政局労働組合課調べ。

2　八六年春季闘争

八六年春闘は、政治的には、七月の衆参同時選挙とその行方を前にし、とりくまれた。景気動向は、産業別にバラツキがあるものの、ゆるやかな拡大基調にあり、設備投資、個人消費とも増加気配にあった。企業収益も全体として高水準で推移したが、円高の影響などにより、輸出関連産業である鉄鋼、電機等では大幅な減益となった。

他方、物価は円高の影響等もあり、安定基調に推移し、雇用情勢も総じて安定的であるが、円高、貿易摩擦など先行き不安材料をかかえていた。また政策的には、円高、貿易摩擦の増大のもとで、外需依存から内需拡大への転換の必要がさけばれた。そうした政策転換の必要と春闘の成り行きが注目される点の一つでもあった。

1　労働諸団体の春闘準備態勢

国民春闘共闘会議の発足　総評、中立労連、一部純中立で構成する八六国民春闘共闘会議は、八五年一〇月二二日、東京で発足総会を開き、八六春闘にむけての「基本構想」を確認した。冒頭あいさつした黒川総評議長は、「輸出主導の日本経済は行き詰まり、内需拡大が至上課題」だと強調した。「基本構想」でも、賃上げや減税による個人消費の拡大、社会福祉型社会資本投資の拡大、労働時間短縮などにより日本経済を内需主導型に転換するとの方向を示した。

また、賃上げの要求基準については、一〇月一六日に発足した八六賃金闘争連絡会の場での調整、合意形成に努力し、その結果を尊重することにした。さらに闘争体制として、産別自力・自決態勢の確立を強調した。制度・政策要求としては、所得税減税、労働時間短縮、福祉型公共投資の三つを重点項目に決めた。

八六賃闘連絡会の発足　総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体と全民労協で構成する八六賃闘連絡会は、八五年一〇月一六日に発足した。八四春闘以来三度目である。八五春闘では八四年一二月四日の発足時に、統一賃金要求基準を決めたが、単組・単産の要求討議に先行したため批判を浴びた。このため今回は、「産別の十分な討議を踏まえることが重要」だとし、一二月二日の同連絡会で要求内容を決めることとした。

ベア要求七％以上に　八六賃闘連絡会の統一賃金要求基準は、一二月初めには、なお各産別の討議を踏まえることが重要だとし、決定をみなかった。結局、一二月一〇日、春闘共闘会議の第二回総会で、来春闘の賃上げ要求基準を「七％もしくは七％以上」（定昇の扱いは各労組の自主決定）と決定し、あわせて「八六年国民春闘白書」を承認した。

春闘共闘の賃上げ要求基準の決定ののち、一二月一九日の賃闘連

絡会で、「七%もしくはそれ以上」とする統一要求基準を決定した。総評はすでに一二月一六日の幹事会で「二万円、八%以上」と決め、同盟は一九日の執行評議会で「七%、一万五〇〇〇円」と決めた。

賃闘連絡会の統一要求基準は、前年春闘とほぼ同じだが、不況業種に配慮し、七%を下回る要求を認めるべきだとする同盟の主張をいれて幅を持たせたものだといわれている。

なお金属労協は、一二月二三日の戦術委で、「七%基準、一万四〇〇〇円」の統一要求基準を正式に確認した。これらをうけて各単産の独自要求づくりがすすめられた。

なお統一労組懇は、一二月一～二日の臨時総会および八六年一月二一日の全国代表者会議で、八六年春闘方針を決めたが、賃上げ要求については、「大幅賃上げ」と表現し、額、率は明示しなかった。そして大衆アンケートを通じ賃上げ要求を具体的に明らかにする方式をとったが、そのなかでは三万円が七割をこえ、これが要求のゆるやかな合意基準となった。

2　労働諸団体の春闘白書、方針

八六国民春闘白書

八六国民春闘白書は、八五年一二月一〇日に発表された。

同白書のタイトルは、「〝ガマン〟は世界で孤立——日本のライフサイクルを変えてみませんか」とあるように、日本経済は内需拡大策が必要だとして財界のガマンの哲学を批判、また労働者の生活は苦しくなっているとし、積極的な賃上げを訴えている。

経済分析では、外需主導型成長のゆがみと行き詰まりを批判し、われわれの求める内需として、個人消費と社会資本の充実を通じた労働者生活の改善と内需拡大を総合して、内需型経済社会を求めるとしている。また労働者生活は、実質可処分所得、消費支出の停滞、増大する税負担率、窮迫する家計、階層間格差の拡大、余裕なき生活時間など、苦しさを増していると指摘している。

そうした状況のもと、民間最終消費支出拡大の鍵は積極的賃上げにあり、最低賃金の引き上げ、諸々の賃金格差是正など公正な賃金形成の必要を強調している。

同時に、西欧なみをめざす労働時間短縮の必要性、制度・政策要求としての生活関連社会資本の整備・拡充、大規模減税の必要が内需拡大との関連からも強調された。

同盟の賃金白書

同盟の賃金白書は、八六年一月二二日から開かれた同盟定期大会に提案された。白書は、「生活向上の中期展望」、「当面する情勢の特徴」において、つぎのように分析している。

わが国経済は、五%台の潜在成長力を持ち、経済の先行きには不安はあるが、企業の収益力はバラツキがあるものの全体として強化されている。それゆえ、「八六賃闘の課題と要求基準」との関係では、二兆三〇〇〇億円の減税、七%賃上げによって、可処分所得の四・五%の上昇と政府の適切な政策があれば、わが国の経済は五%の中成長路線を歩むことができるとしている。そのうえで、賃闘体制の強化について、要旨、以下のごとく述べている。

(1)　同盟は、民間を主体とするナショナル・センターの立場にたって、中

央闘争委員会、中闘戦術会議の機能を一層充実しながら、要求の完全達成のための戦略判断、具体的な戦術設定を行い、高額相場形成に向けて組織の総力を結集する。また、労働諸団体相互の連携を一層強め、同盟はそのために積極的な役割をはたしていく。

(2) 各産別の自力・自決体制を基礎として、賃金闘争の相乗効果を高めるために梯団方式による戦術配置をさらに充実する。このため、早期に高額相場を形成する力をもつ組合を結集して、先行グループを構成し、最大の山場となる中盤には、有利なたたかいを展開できる産別・単組を結集して高額相場を確定する。賃闘後段には、形成された相場への到達に総力をあげる体制を整える。闘争の進展状況によっては、ストライキを辞さない強力な体制を確立し、ストライキ実施組合に対しては万全の支援体制をとる。

金属労協の闘争方針　金属労協（JC）は、八五年一二月一一日の協議委員会で、「八六年闘争の推進」方針を決め、一二月二三日の戦術委員会で、「七％基準、一万四〇〇〇円」の統一賃金要求基準を正式確認した。

それらによれば、最近の経済情勢について、急激な円高によって停滞局面を迎え、このままでは景気後退に突入する危険も強くなっていると分析。輸出依存型の経済体質から内需主導型へ転換を図るために、適正な賃上げの実現、労働時間短縮、所得減税による個人消費の喚起、民間活力の活用、都市開発、住宅建設の推進を強く訴えている。賃上げ要求基準については、八五年闘争の要求基準を基調とすると述べている。

たたかい方は、従来どおりの集中決戦方式。また、化学エネルギー共闘（ICEF・JAF）との共闘会議も設置し、共闘の充実を図ることにしている。ほかには、①全民労協との連携を強化する、②JC以外の金属労働者との結束を図り、全国金属、全電線、産建労協などとの交流、情報交換を進めるとしている。

全民労協の賃金闘争方針　全民労協は、八五年一二月四日の三役会議で、八六賃闘基本方針案を決め、一三日の代表者会議で正式決定した。

方針は、八六賃闘の最大課題として、日本経済を外需依存から個人消費を拡大した中成長への転換を強調。「我慢の哲学」を説き、緊縮財政路線に固執する財界の姿勢を「経済・賃金の抑制は世の中を暗くしてしまう」と批判している。

賃上げ統一要求については、賃金闘争連絡会での決定を踏襲、賃上げのほかでは、①内需拡大のため二兆三〇〇〇億円規模の減税と公共投資の効率的運用を政府に求めていく、②年間総実労働時間二〇〇〇時間以内をめざした労働時間短縮にとりくむことなどを強調している。

賃闘での全民労協の役割については、「労働四団体、大産別共闘組織との連携を図りつつ、もっとも効果的な共闘態勢の確立をめざし、調整機能をはたしていく」と述べている。

具体的には、加盟単産の戦術配置や日程調整、情報連絡活動、大衆運動の実施などを進めていくとの考えを示している。

統一労組懇の八六春闘方針　統一労組懇は、八五年一二月一～二日の臨時総会で、八六春闘方針を承認した。春闘の基調としては、国民春闘再構築、核戦争阻止・核兵器廃絶、労働戦線の右翼再編反対、革新統一の力量強化の「四つの共同」を追求しつつ、①くらしを守るたたかい、②国鉄の分割・民営化反対、③産業再編のもとでの人べらし「合理化」に反対し、雇用、権利、労働条件を守るたたかい、④「軍事費を削ってくらしと

福祉・教育の充実を」のたたかい、⑤平和と民主主義を守るたたかいなど「八つの要求」を強調。また(1)組合民主主義の確立、(2)多角的な共同・共闘の拡大・強化、(3)反核・平和、政治課題との結合の「三つの柱」を高くかかげてたたかうとしている。

つぎに、具体的な闘争課題では、くらしを守るたたかいとして、〝右翼的潮流〟が労働組合としての本来の任務を放棄しているもとで、生活実態に根ざす積極的な賃金要求組織と労働者のたたかいをひきだすことを重視。要求アンケートを三〇万名から五〇万名をめざし強めること、賃上げ闘争のヤマ場にかけて共同の広がりを追求し、四月上旬に全国で大集会や諸行動を発展させながら、新しい賃上げ闘争の高揚をつくりだし、〝JC管理春闘〟の枠ぐみを打ち破ることをめざす、としている。

3　八六年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、金属労協、全民労協、統一労組懇などの白書、方針等の発表ののち、これらをうけて各単産も、春闘諸要求、方針の提起をおこなった。ここでは、諸要求とその特徴をみておこう。

賃上げ要求基準

八六年春闘の賃上げ要求基準は、八六賃闘連絡会の「七%もしくは七%以上」を軸に、春闘共闘が七%以上（ただし総評は二万円、八%以上）、同盟七%、一万五〇〇〇円、新産別八%以上、金属労協七%基準または一万四〇〇〇円、全民労協七%もしくはそれ以上という数字になった。なお統一労組懇は、「大幅賃上げ」ということで、額・率を明示しなかったが、要求アンケートの結果は三万円という線が八割弱を占め、これが事実上の合意となった。いずれにせよ、要求基準は全体として、前年春闘並みとなった。

各主要単産レベルの要求をみると、鉄鋼労連一万三九〇〇円、五・八%（造船重機労連も金額は同じ）を下限に、好況業種の電機労連は七%程度、ほかに「高卒初任給、若年層を中心とした格差圧縮分の要素」、三五歳標準労働者の賃金引き上げ一万五五〇〇円（定昇こみ）を加味している。自動車総連は、平均七%基準（定昇こみ）とし、賃上げと同時に所得税・住民税などの減税により実質可処分所得の引き上げを図っていくとしている。

このほか私鉄総連は二万三〇〇〇円、一〇・三%と高く、全電通などとともに、第三次産業共闘（後述）による相場形成、リードの意図がうかがえる。その他、ゼンセン七%以上、電力労連七%、全金同盟七%、一万五〇〇〇円、全国金属九・七%、二万一〇〇〇円、合化労連七%以上、一万八〇〇〇円などとなっている。

なお造船重機労連傘下のうち、日立造船と三井造船は、二月に至り、春のベア要求自体を断念した。大手組合が賃上げ要求を出さないのは、七二年の造船重機労連発足以来、初めてで「同額要求、同日決着」という同労連の方針が崩れることを意味する。同時に、〝JC集中決着体制〟の地盤沈下をも示すものとして論議をよんだ。

その他の諸要求

諸要求はきわめて多岐にわたるが、労災補償、退職金、定年延長、労働時間短縮、社会保険料の労使負担割合変更要求などが共通してめだっている。労災補償では、合化労連で死亡三〇〇〇万円、一級四〇二〇万円が際立って高

い。また臨時従業員、パートタイマーの賃上げを取り上げたところ（ゼンセン、電機労連）、単身赴任対策（全石油）も要求化されている。

4　春闘前段の状況

日経連「労働問題研究委員会報告」

日経連は、八六年一月二一日、東京丸の内の東京会館で臨時総会を開き、経営側の八六春闘指針ともいうべき「労働問題研究委員会報告」を採択した（本年鑑一二〇ページ「経営者団体の動向」）。

「報告」は、きびしい内外経済情勢のもと、生産性基準原理を再認識し、今春闘でもこの原理を貫くべきだとし、強い賃金抑制態度を打ち出した。また「行革審」の存続の必要を主張し、民間活性化、国鉄改革の完遂などを指摘している。

この日経連総会では、大槻文平会長があいさつに立ち、労働組合の七％要求について、「経済実体を考えない、硬直化した組合の姿勢から生まれた、いわば非常識な考えだ」と厳しく批判した。

八六賃闘連絡会の日経連「報告」批判

労働四団体と全民労協でつくる八六賃金闘争連絡会は一月二一日、この日発表された日経連報告にたいし、「内需拡大に背を向ける」ものだとする批判を発表した。

「批判」はまず、日経連報告が相変わらず、生産性基準原理や支払能力論で、賃上げや時短の要求にたいし、従来以上に強い態度で抑制しようとしていると指摘。内需拡大なしには、日経連が主張する投資の持続的拡大もありえず、世界経済における日本の役割と責任を忘れたこのような主張は、わが国の前途を危うくするものとの批判を提起した。

また日経連が、「労働省攻勢」といういい方で、労働組合にたいする攻勢を強めている点には、国際公正労働基準にたいする理解をまったく欠いたものであると労働行政の充実の必要を強調している。

内需拡大と賃上げをめぐって

八六年春闘前段では、例年になく、内需拡大の必要性が、政・財界からも一つの声として出された。マスコミも同様であった。いわゆる〝応援団の多い〟春闘といわれたゆえんである。

日経連「報告」をうけた主要新聞の社説の見出しをみると、「ベア抑制だけではすまぬ」（朝日新聞一月二二日付）、「日経連は新たな発想が必要」（毎日新聞一月二四日付）、「日経連は流れを見つめてほしい」（読売新聞一月二二日付）、「日経連の新しいモア〔より よい生活〕は何か」（サンケイ一月二三日付）、「日経連も発想の転換を」（日本経済新聞一月二三日付）となっており、ニュアンスの差はあるものの、内需拡大と賃上げ、個人消費増大の必要を基調におきつつ、日経連「報告」の基調への疑問をかなり明瞭に述べている。

一方、政府では二月五日、平泉経企庁長官が衆院予算委員会で、〝内需中心の経済に転換するため、今春闘の賃上げ水準にも目配りする〟と述べ、必要なら日経連など経済団体と協議する用意があることを明らかにした。

他方、財界では、二月六日、五島昇日商会頭が、「これまであまりに賃金を抑えすぎていた」と指摘、大幅賃上げで個人消費を刺激

し、内需拡大に役立てるべきだとの考えを示唆し、日経連生産性基準原理に疑問を投げかけた。この発言は、おおいに話題をよんだが、二月一四日、日商、日経連の話し合いの結果、〝ひび割れ〟はひとまず修復され、二月二〇日、五島日商会頭は、「日経連の基準原理を否定するものではなく、まして大幅賃上げが必要だという考えでは毛頭ない」として、先の発言を修正した。

だが、こんどは四月三日、佐治敬三大阪商工会議所会頭が、「給料はもっと上げねばならない。労働者は生産性基準原理に長い間だまされていたと思う」と述べ、大幅賃上げが必要との考えを表明し、またも波紋をよんだ。日経連の大槻会長は、ただちに発言の撤回を求める抗議文を郵送した。

政府部内でも、東京サミットをひかえ、たとえば四月四日の経済対策関係閣僚会議などで、内需拡大のための賃上げ必要論が発言として出るなど、財界の一部と同様の動きが見られた。

だが、経営側の結束は、春闘本番に至り、きわめて強固になり、とくに末端の個別経営者も、日経連指導の線を出ようとはしなくなっていった。

5　春闘前段のとりくみ

第三次産業共闘の発足

一月二二日からの同盟第二二回定期大会、二月五日からの総評臨時大会、また二月三日、春闘共闘幹事会による八六春闘の日程配置など進め方の決定などを通じ、春闘準備が具体的に進んでいった。

ところで、八六春闘において一つの焦点となったのが、「八六賃金闘争第三次産業等労組連絡会」（略称、三次産業共闘）の結成であり、その具体的動向であった。二月一二日の発足総会では、全電通、私鉄総連、電力労連、ゼンセン同盟、食品労連など二三単産、約一七六万人で構成されることが確認された。

この第三次共闘は、鉄鋼、造船、自動車、電機など輸出依存型の第二次産業の労組で構成する金属労協が円高の影響により八六春闘の〝苦戦〟が確実になった前年秋以来、円高差益で業績のよい電力労連、為替変動に関係なくさらに伝統的にストでたたかえる力をもつ私鉄総連、民営に移行しなおかつ成長産業の典型である全電通の三組合書記長が連絡をとりあったのが契機だといわれている。

その結成は同時に、〝金属労協主導〟の春闘が様変わりしはじめたことを意味するだけでなく、全民労協主導型春闘の〝先取り〟としての意味をもつともいわれた。事実、三次共闘は、全民労協と連携を密にとることを発足総会で確認した。他方、全民労協の側からすれば、従来の金属労協と、この三次産業共闘との〝調整役〟をうまくはたせるかどうか新たな課題を背負ったといえる。

国民春闘共闘第一次統一行動

八六春闘の幕開けを告げる国民春闘共闘の第一次統一行動が、二月一四日、東京・日比谷野外音楽堂に約三〇〇〇人を結集しおこなわれた。

冒頭あいさつに立った黒川議長は、八六春闘の最大のポイントは、「国際的にみて政治春闘であり、政策春闘である」ことを強調。その内容として、「内需拡大は労働界だけでなく日本全体の議論で

あり、テーマとなっている。これを実現するには、やはり大幅賃上げと時短が一番の道のりである」と述べ、日本経済の内需型への転換の必要性を訴えた。

このあと、社会、公明、共産各党代表あいさつにつづき、官民それぞれの代表が決意表明をおこなった。

パート交流集会、老人保健法改悪阻止集会

二月段階では、下旬に総評主催による「パートタイマー全国交流集会」が開かれた。また八六春闘では、「パート春闘」とよばれたくらいに、県評や地区労での「パート一一〇番」の相談窓口の設置、拡充などのとりくみがおこなわれた。総評によるパート実態調査もおこなわれた。

さらに二月二〇日、春闘共闘主催による「老人保健法改悪阻止、社会保障・福祉後退予算案反対中央集会」（東京・社会文化会館、六〇〇名）が開かれた。この中央集会を皮切りに各地域、職場での署名活動がはじめられた。

八六賃闘連絡会総決起集会

八六賃金闘争連絡会と労働四団体減税実現関西実行委員会が主催する「二兆三〇〇〇億円減税、税制改革実現総決起集会」が二月二二日、東京・日比谷野外音楽堂で開かれ、関西から減税列車を仕立てて上京した一七〇〇人を含む約七〇〇〇人が参加。野党との連携で減税要求を実現させよう、とのアピールを採択するとともに、国会に向けて請願デモをおこなった。

八六賃闘連絡会は、今春闘の統一要求として、積極的賃上げ、労働時間短縮、社会的公共資本の拡大とともに二兆三〇〇〇億円の減税を柱にしていくことを確認。社会党を初めとする四野党も、共同して二兆三四〇〇億円の減税を要求し、二〇日に政府にたいする申し入れをおこなっている。

主催者を代表してあいさつに立った内山総評副事務局長は、「この一〇年間に勤労国民の生活が立ち遅れてきた大きな要因の一つは減税の見送り。このままでは貿易摩擦がさらに激化し、日本経済が孤立するのは明らかだ。内需拡大で日本経済を転換させるために、何としても要求を実現させよう」と強調。関西実行委を代表して下市大阪総評事務局長は、「各国からも内需拡大の声が強まっているなかで、八三年につづいて四団体の減税統一行動を成功させた意義は大きい。これを導火線に全国に運動を広げよう」と訴えた。つづいて、社会、公明、民社、社民連の四野党代表が決意表明をおこない、最後に、「野党と連携し、要求が実現するまで、職場、地域でねばり強いたたかいをつづけよう」とのアピールを採択した。

機械金属共闘の発足

全国金属、全金同盟、全機金と機労会議の四組合は三月五日、「八六年賃金闘争推進機械金属産業労組共闘会議」（機械金属共闘）を発足させた。金属関係の労組の共闘組織としては、すでに金属労協があるが、もともとはライバル・ユニオンの関係にあった全国金属と全金同盟が春闘で共闘するのは初めてのことである。

共闘会議発足のアピールでは、「三月下旬から四月上旬にかけて回答引き出しをはかり、四月九日の集中決戦への相場形成と回答引き上げへの主導的役割を担う」ことを打ちだすとともに、「全民労協の連合体移行に対応し、機械金属分野での結集への話し合いの場につき、ひきつづき協議をしていく」と述べている。すなわち、賃金闘争と労戦統一からみの共闘組織として、ここに発足した。

6　春闘の本格的展開

春闘共闘、当面の戦術日程

春闘共闘は三月一八日、幹事会と第一回戦術委員会を開き、当面の戦術日程を確認した。同共闘の調べによると、傘下の単産、単組は三月一八日現在、ほとんどが要求提出を終わり、交渉段階に入った。

こうした状況をふまえ、当面の戦術日程として、①四月三～四日を全国統一行動日と設定し、先行組合のたたかいを集中する。②四月第二週、とくに九～一一日を集中決戦ゾーンとし、八六春闘最大のヤマ場とする。とくに闘争力のある組合、産業、企業状況のよい組合はストを構える。③未解決組合は、四月一五～一八日を闘争ゾーンと設定することなどを申し合わせた。

かくして、金属労協、第三次共闘の戦術日程の設置と合わせ、四月第二週、とくに九～一一日が八六春闘の最大のヤマ場となるのはほぼ確定的となった。

総評・春闘共闘の決起行動

春闘の盛り上げをはかるため、総評は三月二六日、「八六春闘 勝利 中央総決起集会」（東京・明治公園、一万三〇〇〇人）を開いた。

さらに四月三日、春闘共闘は、「八六国民春闘勝利・中央総決起集会」（東京・日比谷野外音楽堂、約五三〇〇人）を開いた。四月三～四日は春闘共闘の第二次統一行動日で、同様の集会が、全国二〇〇〇カ所以上で開かれた。

中央集会のあいさつで、黒川議長は「民間大手の賃上げ回答について連日、新聞が報道しているが、そのような低い数字であるなら、お互いに腹を決めなければならない」、「内需拡大はサミット前の政府の至上命題。しかし公務員の人件費を予算に計上しないなど対応はいいかげんだ」と中曽根内閣を批判、あらためて決戦への決起を呼びかけた。

統一労組懇、三・三〇大決起集会

統一労組懇は三月五日、全国統一行動を展開した。参加者は全国で一〇〇万人といわれる。とくに日本医労協は、多くの単組、病院、診療所でストをもって決起した。

次いで三月三〇日、統一労組懇と東京春闘懇主催による「八六国民春闘勝利三・三〇大決起集会」（東京・代々木公園）が開かれ、主催者発表によれば、前年（八万人）を超える八万五〇〇〇人が参加した。八六春闘における最大規模の集会となった。

このあと、四月七～一〇日にかけて、ストを含む第五次全国統一行動を展開、賃上げ回答の上積みを図った。

先行組合への回答状況

春闘共闘集計によれば、マスコミを初め先行組合は、四月三～四日の統一行動を背景に、四月三日現在で、二二単産、約一五五〇組合が有額回答を引きだした。この時期の回答を見ると、前年の一次回答比でほぼ同額、ただし製造業ではやや低目という傾向にある。

このようななかで先陣を切った新聞労連は、読売の一万七六八〇円（五・五二％）を初め一八社がすでに妥結、その水準は五～六％にある。その他、出版労連の第一次回答は前年一次にくらべて額でやや上回り、民放労連では逆にやや下回っている。さらにホテル労

連、観光労連、全国金属、全日塗などでも前年第一次と相前後した回答が多かった。

JC回答、軒並み前年を下回る

四月九日、金属労協の鉄鋼、自動車、電機、造船重機の大手労組にたいし、一斉に回答が提示された。鉄鋼では六四〇〇円、二・六六%、鉄鋼に代わる春闘相場のリード役を期待されていた自動車も、急激な円高の影響をうけ、トヨタ一万八〇〇円、四・八五%など、ようやく一万円台、大手電機メーカーは、トヨタと同率の四・八五%、造船重機はバラバラで、三菱重工業と住友重機械が大手鉄鋼と同額の六四〇〇円、石川島播磨、川崎重工、日本鋼管はベア一五〇〇円、定昇三九〇〇円、三井造船と日立造船は、ベアはゼロ、定昇の三九〇〇円だけであった。

結局、①JC回答史上、もっとも低い水準となっただけでなく、②業種ごとの横並び回答が崩れて分裂回答に終わった。背景には、急激な円高があった。中村卓彦JC議長は、「われわれの要求からみて不満といわざるをえない」と述べる一方、「JCほど成熟度の高い組織はない。鉄鋼、造船が収益力の面で低迷し二極分化したからといっても、同時同額決着の効果は一定の役割を担っている」と述べ、〝JC限界論〟については強く否定した。

第三次共闘の妥結状況

四月九日の金属労協につづき、一〇日の第三次共闘関係の成り行きが注目された。民営化して二年目を迎える全電通は、一〇日、一万三〇五〇円、五・八三%の回答により妥結した。電力九社は、一万一六〇〇円、四・七九%で妥結、率では前年（四・八五%）を下回ったが、額では一五〇円上回った。

他方、私鉄大手は一〇日、一万二五〇〇円（五・二〇%）、ボーナス時〇・一二五カ月分の上乗せで妥結した。だが、一切を組合三役に委任したうえでの交渉結果ではあったが、中央交渉に参加している大手各社の委員長らからなる中央闘争委員会に持ち帰ったところ、昨年を下回る〝低額〟回答に不満が表面化し、いったんは承認されず、三役に再交渉を促すことになった。だが再交渉の結果、回答への上積みはならず、午前五時一五分、中闘委は会社回答を承認した。しかし、この時すでに時間切れでストに突入し、短時間とはいえ五年ぶりのストとなった。午前六時一五分には、スト中止指令が出されたが、いずれにしても、交渉の土壇場で一転して〝早朝スト〟に入ったことは多くの論議を招いた。

春闘は、金属労協、第三次共闘、私鉄が妥結したことから、最大のヤマ場を越え、焦点は国鉄など一公社四現業の交渉に移った。

妥結水準は四～五%台、春闘共闘調べ

四月第二週の集中決戦を経て、四月内決着をめざす追いこみの段階に入った。第三週の一六日には、私鉄の中小を初め、全国金属、合化労連、紙パ労連、全自交、全港湾、運輸一般、全国一般、全印総連、政労協、繊維労連などの未解決組合が、ストを背景に回答の引き出しや積み上げを図った。

春闘共闘会議が一七日におこなったコンピュータ集計では、全体の六割以上の組合が回答を得た。回答水準は、単純平均で九八二〇円（四・三%）、加重平均で一万三六二円（四・七%）であった。

産業別の妥結状況をみると、全体の加重平均は一万一〇四〇円、五・〇%であり、とくに第三次産業共闘の〝健闘〟がめだっている。また企業規模別では、一〇〇〇人以上の大企業が一万一〇六五

円、五・一％に達しているのにくらべ、二九九人以下では四・六％と中小企業では低く、円高不況下で〝苦戦〟を強いられていることが分かる。

公企体等の賃上げ問題　国鉄など一公社四現業の賃上げについて、政府は四月一八日、公企体等給与関係閣僚会議を開き、各公企体当局から申し入れのあった有額回答を格差なしでおこなうことを了承した。これを受けて、各公企体当局は同日、関係組合にたいし、単純平均で〇・五％のベア分と定昇分二・二八％の計二・七八％、六三一三円アップの回答を提示した。

総評系の公労協、同盟系の全官公は、この回答を不満として二一日に調停を申請、舞台は公労委の場に移された。そして公労委は、二五日、定昇込み加重平均で四・三四％、九五三一円の調停委員長見解を示して事実上、決着した。

なお公労委は五月六日、仲裁移行を決めたのち、六月三日、先の調停委員長見解と同じ仲裁裁定を提示した。

地場・中小、かなりが五月へ　国民春闘共闘会議は五月九日、五月連休後のコンピュータ集計（第五回）をおこなった。それによると、これまでに妥結に至った組合は登録組合の六三％（一二六七組合）で、大手組合を中心に収束方向にむかっているものの、地場・中小組合では依然として苦しいたたかいがつづけられていた。

妥結水準は、昨年最終妥結にくらべ、単純、加重平均ともに〇・四％低いが、金額では単純・加重平均とも一万円台を獲得している。これを企業規模別でみると、二九九人以下の小規模組合がわずかに一万円に到達せず、単純平均で九九二一円、加重平均で九八五六円となっている。

また回答・妥結組合は一六四八組合で、これはコンピュータ登録組合二〇二一組合中、八二％に達している。この水準を連休前とくらべると加重平均では同率だが、金額では一五円低く単純平均で〇・一％、金額で三六円高い。これは四月末から五月初めにかけて、各組合が回答のおしあげを図った結果であり、回答・妥結組合数も前回の七〇％から一二％増えている。

さらに、同時期におこなわれた各県ごとの解決状況の調査によると、要求提出一万二七四四組合のうち妥結したのは五九四七組合（四六・七％）で、半数以上が連休明けに解決を持ち越しており、地場・中小組合ではなおきびしいたたかいが強いられていた。だが五月末には、一部を残し、大勢は終結に向かった。

7　八六年春闘妥結状況

八六年春闘における賃上げ妥結状況を各調査（労働省、全労働団体、国民春闘共闘、同盟、全民労協、日経連）別に掲げ、主として労働省調査（第62表～第67表）を中心として、本春闘の特徴をみよう。

賃上げ要求・妥結状況　労働省調査による民間主要企業（二八六社）の賃上げ結果は第62表のとおりである。加重平均で、要求額平均一万六三九一円で前年（一万五五〇七円）を若干上回った。一方、妥結額は一万一四六円、賃上率四・五五％で、前年の一万八七一円、五・〇三％にくらべ、七二五円、

〇・四八％下回った。このうち賃上率四・五五％は、八三年の四・四〇％、八四年の四・四六％につぐ、春闘史上三番目の低さである。

つぎに賃上げ額の企業間のバラツキについて、分散係数でみると、八六年は〇・一四で、前年の〇・〇九にくらべバラツキが大きくなっている。賃上げ額・率が低いだけでなく、バラツキも大きいことが八六春闘の特徴である。産業別に賃上率をみると、五％をクリヤーしているのは、放送・通信、卸・小売、証券、新聞・印刷である。低いところでは、造船二・三二％、鉄鋼二・七四％がとくにめだっている。

民間労使の調査結果による妥結額と賃上率をみると、日経連九九五四円、四・四七％、国民春闘共闘一万四八六円、四・七％、同盟八八八二円、四・四〇％、全民労協一万五一円、四・五九％、初の全労働団体（国民春闘共闘、同盟、新産別、全民労協）による共同集計によっても、九七八九円、四・六％となっており、額で一万円前後、率で四％台と類似している。

規模別妥結状況　春闘共闘会議と同盟の最終集計により、規模別妥結状況をみると、加重平均で、一〇〇〇人以上（春闘共闘四・七％、同盟四・二七％）、三〇〇～九九人（四・六％、四・五二％）、二九九人以下（四・五％、四・四一％）となっている。妥結額では、一〇〇〇人以上（春闘共闘一万五七三円、同盟九〇四八円）、三〇〇～九九人（一万一七七円、八五六九円）、二九九人以下（九七〇〇円、八〇二六円）となっている。

すなわち、規模が小さくなるにしたがい、額・率とも低くなっている。この傾向は、前年も同様であった。従来、主要大手企業とくらべ、賃上げ率では中小企業が高目であることが多かったが、傾向はまったく逆転し、規模別格差拡大の方向に向かっていることは注目する必要がある。

8　八六年春闘総括

円高の急激な進行による鉄鋼、造船などの企業実績の悪化、他方、円高、原油安による物価の〝安定〟状況のもとで、八六春闘は、労働省調べで、額・率とも前年を下回るものとなり、率では春闘史上三番目の低さを記録した。しかも、例年になく、内需拡大、そのための賃上げをという声が各方面から出されていたにもかかわらず成果はあがらず、春闘は〝連敗〟記録を更新することになった。

日経連の大槻会長は、日経連第三九回定時総会において、「前段の経済論争のなかで華々しかった〝賃上げによる内需拡大論〟の影響を現実の賃金決定の場で最小限に止め得た」と、事実上の勝利宣言をおこなった。

他方、労働側は、同盟の賃闘総括にみられるように、「消費拡大を軸とした内需主導型中成長への転換」という意味では、額・率とも不満足に終わった。ただ八六年に初めてとりくまれた第三次産業共闘の場合、「要求基調からいえば十分であったとはいいにくいものの三次産業共闘全体として一定の評価ができ、その役割をはたしたものと判断する」と自負している。以下、主要労働団体の春闘

第 62 表　労働省調査：民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産業別妥結状況　　（1986年6月20日発表）

産業	集計企業数（社）	平均年齢（歳）	現行ベース（円）	要求額（円）	妥結額（円）	賃上げ率（%）	1985年 社数（社）	1985年 妥結額（円）	1985年 賃上げ率（%）
加重平均	286	35.8	222,869	16,391	10,146	4.55	287	10,871	5.03
							(289)	(11,013)	(5.11)
鉱山	6	37.5	202,855	16,553	6,357	3.13	7	8,934	4.41
食料品・たばこ	19	38.1	238,598	17,501	11,061	4.64	17	11,326	(4.97)
							(18)	(11,386)	4.76
繊維	22	34.2	197,438	14,840	8,327	4.22	22	9,846	5.17
紙・パルプ	12	39.1	228,276	17,156	10,673	4.68	12	11,354	5.16
新聞・印刷	6	34.5	227,047	29,574	11,562	5.09	3	10,592	5.41
							(7)	(13.546)	(5.26)
化学	49	36.2	235,797	16,832	11,348	4.81	49	12,001	5.27
石油製品	7	37.2	227,600	16,871	10,260	4.51	8	9,826	4.76
ゴム製品	4	38.3	239,543	17,220	10,067	4.20	4	11,098	4.80
セメント	5	38.4	225,291	20,191	9,800	4.35	5	9,900	4.52
鉄鋼	15	39.6	236,849	14,001	6,497	2.74	15	9,040	3.94
電線	6	35.9	209,077	15,838	8,923	4.27	6	9,443	4.65
機械金属	28	36.5	227,681	16,664	9,754	4.28	29	11,086	5.06
電気機器	28	32.6	202,137	15,357	9,789	4.84	28	10,797	5.15
造船	7	39.4	234,539	13,900	5,435	2.32	7	9,000	3.99
車両	2	40.4	220,797	15,000	7,200	3.26	2	10,300	4.87
自動車	9	34.6	216,828	15,209	10,248	4.73	9	11,543	5.55
卸売・小売	24	30.6	227,151	13,191	12,251	5.39	24	11,653	5.28
証券	4	28.7	202,210	14,486	10,314	5.10	4	10,223	5.13
陸運	18	40.5	237,935	21,998	11,536	4.85	18	12,039	5.26
放送・通信	3	38.0	226,756	19,464	13,046	5.75	6	15,497	5.24
							(3)	(12,163)	(5.64)
電力	9	34.3	244,247	15,600	11,600	4.75	9	11,450	4.82
ガス	3	36.5	241,678	16,600	11,572	4.79	3	11,371	4.85
単純平均	286	36.1	225,121	17,038	10,263	4.56	287	11,096	5.09
							(289)	(11,101)	(5.09)
鉱山	6	39.4	201,780	18,167	6,831	3.39	7	9,090	4.55
食料品・たばこ	19	37.6	240,474	16,224	11,029	4.59	17	11,256	4.80
							(18)	(11,269)	(4.83)
繊維	22	33.1	185,430	14,476	7,929	4.28	22	9,272	5.20
紙・パルプ	12	38.9	225,607	17,125	10,563	4.68	12	11,310	5.20
新聞・印刷	6	35.6	241,549	29,049	12,525	5.19	3	10,476	5.37
							(7)	(13,794)	(5.34)
化学	49	36.6	232,573	17,450	11,285	4.85	49	11,885	5.28
石油製品	7	37.0	236,415	18,143	11,038	4.67	8	10,395	4.80
ゴム製品	4	37.3	220,541	16,310	9,583	4.35	4	10,761	5.01
セメント	5	38.6	224,185	20,740	9,736	4.34	5	9,900	4.56
鉄鋼	15	38.9	223,964	14,047	6,131	2.74	15	8,977	4.11
電線	6	36.6	209,437	16,515	8,938	4.27	6	9,461	4.65
機械金属	28	37.2	225,044	17,661	9,793	4.35	29	10,930	5.03
電気機器	28	34.6	214,191	17,071	10,227	4.77	28	11,348	5.50
造船	7	39.0	232,849	13,900	5,057	2.17	7	9,000	4.02
車両	2	40.6	220,707	15,000	7,250	3.28	2	10,300	4.86
自動車	9	35.0	211,878	14,888	9,878	4.66	9	11,306	5.55
卸売・小売	24	30.7	235,436	13,237	12,760	5.42	24	12,216	5.34
証券	4	28.7	201,575	14,450	10,275	5.10	4	10,175	5.12
陸運	18	39.9	236,604	22,811	12,333	5.21	18	12,461	5.44
放送・通信	3	38.5	272,528	22,100	12,555	4.61	6	15,658	5.24
							(3)	(13,623)	(5.20)
電力	9	34.5	242,247	15,600	11,600	4.79	9	11,450	4.85
ガス	3	35.4	236,140	16,600	11,500	4.87	3	11,300	4.94

〔備考〕 1）調査対象は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合がある企業である。
2）産業区分については，本年変更をおこない，「水産・食料品」→「食料品・たばこ」，「印刷」→「新聞・印刷」，「新聞・放送」→「放送・通信」とした。したがって（参考）1985年の（　）内に，NTT，日本たばこを含め新しい産業区分に合わせ調整した数値を示した。
3）NTTおよび日本たばこを除く284社の現行ベースは加重平均222,741円，妥結額は9,765円，賃上げ率は4.38%，また単純平均225,128円，妥結額10,251円，賃上げ率は4.55%である。
4）労働省労政局労働組合課調べ。

第 63 表　全労働団体共同集計（最終集計）

（1986年5月20日現在）

単産名	組合数	組合員数	単純平均 妥結額	単純平均 率	加重平均 妥結額	加重平均 率
全体計	3,505	3,623,550	8,985	4.5	9,789	4.6
1,000人以上	500	3,040,143	10,013	4.6	9,921	4.6
300～999人	674	354,560	9,223	4.5	9,355	4.6
299人以下	2,331	228,847	8,695	4.4	8,706	4.4
機械・金属						
電機労連	14	427,457	9,821	4.8	9,756	4.8
自動車総連	37	273,697	9,438	4.7	9,897	4.8
全金同盟	610	461,123	8,145	4.1	8,721	4.3
鉄鋼労連	5	154,173	6,400	2.7	6,400	2.7
造船重機労連	31	121,845	5,485	2.8	5,879	2.5
自動車労連	29	105,875	8,298	4.5	9,421	4.5
全国金属	129	92,958	9,420	4.1	10,375	4.5
全電線	37	40,947	8,030	4.1	8,688	4.3
全機金	7	19,610	9,018	4.3	9,158	4.4
機産協	21	21,750	9,075	4.3	9,387	4.5
三菱自工労組	1	21,307	8,800	4.0	8,800	4.0
全銅連	12	3,060	6,803	3.1	7,109	3.1
全造船機械	14	1,143	6,458	3.1	6,641	3.1
繊維・化学等製造						
ゼンセン同盟	714	375,565	7,729	4.6	8,442	4.6
合化労連	101	74,168	10,336	4.6	11,307	4.7
全化同盟	233	88,229	8,882	4.6	10,407	4.7
食品労連	108	59,457	8,894	4.6	10,557	4.6
全食品同盟	48	37,468	8,810	4.7	9,339	4.8
たばこ共闘	1	28,000	11,000	4.9	11,000	4.9
紙パ労連	43	24,545	9,320	4.5	10,241	4.6
紙パ総連合	23	25,319	9,886	4.8	10,518	4.7
全窯連	24	15,137	7,675	4.2	9,141	4.3
全国セメント	26	15,754	9,440	4.2	10,342	4.4
全日塗	29	10,371	11,496	4.7	12,055	4.8
新化学	5	9,151	12,106	5.3	12,264	5.3
繊維労連	16	1,923	8,981	4.3	8,684	4.3
凸版労組	1	7,620	10,324	5.5	10,324	5.5
資源・エネルギー						
電力労連	12	117,464	11,533	4.8	11,593	4.8
全石油	32	24,836	10,439	4.8	10,902	4.6
全国ガス	10	21,047	11,474	5.2	11,516	4.9
非鉄金属労連	3	5,922	7,300	3.7	7,914	3.9
資源労連	9	2,057	3,990	1.9	3,309	1.6
全電力	3	1,970	11,600	4.9	11,600	4.8
石油同盟	4	2,500	16,852	5.3	17,263	5.3
交通・運輸						
私鉄総連	50	126,077	12,231	5.5	12,374	5.5
交通労連	88	46,673	9,818	4.6	8,834	4.2
全日通	1	40,938	9,200	4.1	9,200	4.1
運輸労連	18	46,779	7,358	3.6	8,123	3.7
海員組合	1	25,207	5,850	3.1	5,850	3.1
全港湾	43	17,564	8,609	3.7	9,228	3.8
運輸一般	10	1,921	7,828	3.4	6,906	3.3
航空同盟	8	14,861	11,490	5.1	13,923	5.1
全倉運	16	3,135	9,849	4.3	9,828	4.4
全海連	4	2,910	7,997	3.4	7,896	3.3
情報・マスコミ						
電通労連	112	311,574	8,018	4.2	12,491	5.6
新聞労連	65	28,090	12,452	4.9	14,835	5.0
全印総連	15	16,266	9,722	4.4	9,789	4.9
日放労	1	12,600	13,050	4.7	13,050	4.7
出版労連	142	9,579	13,116	4.7	15.595	4.8
広告労協	10	3,270	11,939	4.6	19,113	5.4
映演共闘	10	1,875	10,704	5.2	11,911	5.9
商業・サービス・金融						
商業労連	11	36,858	10,987	5.3	11,707	5.4
全農協労連	29	15,675	9,666	5.3	9,672	5.2
観光労連	17	29,784	12,277	5.6	14,168	5.5
全損保	1	4,593	15,281	4.9	15.281	4.9
駅車販	7	16,532	9,745	5.2	8,717	4.5
生協労連	6	9,949	10,659	4.9	10,085	4.5
ホテル労連	16	5,515	11,178	5.5	11,380	5.7
給食労連	1	2,353	7,200	4.2	7,200	4.2
建設・その他						
医労協	22	18,081	9,617	5.3	9,900	5.5
全国一般	101	16,458	10,366	5.1	10,305	4.7
一般同盟	252	42,495	8,343	4.7	9,182	5.1
建設同盟	13	10,679	11,845	4.9	11,905	5.0
建設一般・全日自労	8	371	10,898	4.8	11,126	4.7
政労協	12	3,179	13,380	4.8	12,630	4.9
新産別・京滋	2	5,116	12,800	4.8	13,134	4.9
全国建設関連	21	3,145	10,894	5.0	11,113	4.9

〔備考〕 1) 国民春闘共闘会議，同盟，新産別，全民労協による初の共同集計である。
2) 自動車総連，商業労連，全機金，新化学，新産別・京滋の各単産は，1,000人以上の組合を集計対象としている。
3) 自動車総連のうち同盟に加盟している各組合の回答・妥結は同盟産別に含まれている。

第 64 表　国民春闘共闘会議：傘下単産別回答・妥結状況（最終集計）

（1986年 6 月16日現在）

単産名	妥結 組合数	妥結 組合員数（人）	単純 妥結額（円）	単純 率（%）	加重 妥結額（円）	加重 率（%）
全体計	1,643	1,890,546	9,992	4.5	10,486	4.7
1,000 人以上	251	1,600,521	10,736	4.7	10,573	4.7
300～999 人	343	185,807	10,034	4.5	10,177	4.6
299 人以下	1,049	104,218	9,800	4.5	9,700	4.5
電機労連	14	427,457	9,821	4.8	9,756	4.8
電鉄労連	5	154,173	6,400	2.7	6,400	2.7
全造船機械	28	3,160	5,570	2.7	5,444	2.6
全国金属	140	101,499	9,394	4.1	10,383	4.5
機産協	38	28,514	8,761	4.1	9,221	4.4
全電線	37	40,947	8,030	4.1	8,688	4.3
全銅連	12	3,060	6,803	3.1	7,109	3.1
合化労連	119	83,828	10,006	4.5	11,125	4.7
ゴム共闘	18	22,854	8,667	4.2	9,545	4.4
全日塗	29	10,371	11,496	4.7	12,055	4.8
繊維労連	18	2,359	8,949	4.4	8,671	4.4
食品労連	122	60,387	8,738	4.6	10,537	4.6
たばこ労共	1	28,000	11,000	4.9	11,000	4.9
紙パ労連	46	25,719	9,256	4.5	10,194	4.6
全国セメント	32	16,584	8,884	4.0	10,177	4.4
全窯連	37	20,501	6,862	3.8	8,074	3.9
全石油	34	27,931	10,433	4.8	10,849	4.6
全国ガス	10	21,047	11,474	5.2	11,516	4.9
全電力	3	1,970	11,600	4.9	11,600	4.8
非鉄金属労連	3	5,922	7,300	3.7	7,914	3.9

単産名	妥結 組合数	妥結 組合員数（人）	単純 妥結額（円）	単純 率（%）	加重 妥結額（円）	加重 率（%）
私鉄総連	50	126,077	12,231	5.5	12,374	5.5
全日通	1	40,938	9,200	4.1	9,200	4.1
運輸労連	18	46,779	7,358	3.6	8,123	3.7
運輸一般	10	1,921	7,828	3.4	6,906	3.3
全港湾	4	17,776	8,586	3.7	9,209	3.8
新聞労連	73	33,840	12,183	4.9	14,042	5.0
日放労	1	12,600	13,050	4.7	13,050	4.7
民放労連	—	—	—	—	—	—
全印総連	15	16,266	9,722	4.4	9,789	4.9
出版労連	156	9,957	13,051	4.7	15,533	4.8
映演共闘	18	2,902	11,384	5.7	12,448	6.0
広告労協	11	3,630	12,073	4.7	18,548	5.4
電通労連	120	312,056	8,023	4.2	12,486	5.6
ホテル労連	16	5,515	11,178	5.5	11,380	5.7
観光労連	18	29,885	12,095	5.5	14,150	5.5
駅車販	7	16,532	9,745	5.2	8,717	4.5
給食労連	1	2,353	7,200	4.2	7,200	4.2
生協労連	8	10,605	11,458	5.4	10,335	4.7
全倉運	16	3,135	9,849	4.3	9,828	4.4
全海連	5	3,322	7,840	3.3	7,812	3.3
全農協労連	32	17,779	9,677	5.3	9,700	5.2
地銀連	2	4,950	16,270	5.9	16,290	5.9
全相銀連	6	3,305	11,688	5.1	12,086	5.3
全損保	13	28,540	13,777	4.7	13,922	4.6
政労協	18	3,421	13,431	4.8	12,645	4.8
医労協	55	25,308	9,665	5.3	9,864	5.4
全国一般	132	19,117	10,540	5.0	10,364	4.8
建設一般・全日自労	17	1,145	10,519	5.1	10,691	5.1
全国建設関連	34	4,609	10,789	5.1	10,914	5.0

第65表 同盟：傘下単産別妥結状況（最終集計）

（1986年5月22日現在）

単産名	全報告組合		組合数	組合員数（人）	単純平均		加重平均	
	組合数	平均額（円）			額（円）	率（%）	額（円）	率（%）
計	2,401	8,184	2,180	1,320,203	8,208	4.41	8,882	4.40
1,000人以上			212	964,830	9,311	4.55	9,048	4.27
300～999人			395	204,563	8,506	4.50	8,569	4.52
299人以下			1,573	150,810	7,984	4.37	8,026	4.41
ゼンセン同盟	724	7,727	714	375,565	7,729	4.56	8,442	4.61
全金同盟	710	7,996	610	261,123	8,145	4.24	8,721	4.49
造船重機労連	40	5,355	40	125,014	5,355	2.69	5,846	2.52
自動車労連	29	8,298	29	105,875	8,298	4.50	9,421	4.51
電力労連	12	11,533	12	117,464	11,533	4.78	11,593	4.75
海員組合	1	5,850	1	25,207	5,850	3.14	5,850	3.14
全化同盟	269	8,749	256	91,612	8,803	4.56	10,331	4.72
交通労連	153	9,655	88	46,673	9,818	4.61	8,834	4.19
一般同盟	324	8,218	305	47,372	8,228	4.65	9,020	4.98
紙パ総連	23	9,886	23	25,319	9,886	4.82	10,518	4.71
三菱自工労組	1	8,800	1	21,307	8,800	3.95	8,800	3.95
全食品同盟	60	8,541	48	37,468	8,810	4.71	9,339	4.82
航空同盟	8	11,490	8	14,861	11,490	5.11	13,923	5.07
資源労連	9	3,990	9	2,057	3,990	1.94	3,309	1.63
凸版労組	1	10,324	1	7,620	10,324	5.48	10,324	5.48
石油同盟	4	16,852	4	2,500	16,852	5.28	17,263	5.30
日本港湾	20	8,869	18	2,487	8,921	4.07	8,485	3.96
建設同盟	13	11,845	13	10,679	11,845	4.89	11,905	5.04

〔備考〕 1) 妥結が金額で明示されているすべての組合の平均を全報告組合とし，そのうち組合員数，平均賃金の明らかな組合について，単純，加重の率を算定した。

2) 手続上まだ妥結承認されていないが，了解点に達した組合も含む。

3) 海員組合は外航2団体の集計。

第66表 全民労協：傘下単産別妥結状況（最終集計）

（1986年6月13日現在）

単産名	組合数	組合員数（人）	要求 額（円）	要求 率（%）	回答・妥結計 組合数	回答・妥結計 加重平均 額（円）	回答・妥結計 加重平均 率（%）	回答・妥結計 単純平均 額（円）	回答・妥結計 単純平均 率（%）	昨年実績（加重平均） 額（円）	昨年実績（加重平均） 率（%）
合計	359	2,392,816	16,390	7.47	347	10,051	4.59	9,937	4.54	10,886	5.16
金属小計	88	1,135,170	15,078	7.02	85	9,007	4.23	9,399	4.33	10,503	5.08
自動車総連	11	254,276	15,203	7.00	11	10,098	4.66	9,735	4.60	11,460	5.52
電機労連	14	427,457	15,112	7.50	14	9,756	4.85	9,821	4.85	10,736	5.5
鉄鋼労連	5	157,130	(13,900)	(5.80)	5	(6,400)	(2.66)	(6,400)	(2.66)	(9,000)	(3.87)
造船重機労連	5	109,779	(13,900)	(5.89)	5	(5,959)	(2.52)	(5,840)	(2.49)	(9,000)	(3.96)
全造船機械	5	2,024	27,455	12.59	3	6,261	2.68	6,533	2.80	9,540	4.23
全金同盟	15	90,942	14,600	6.91	15	9,345	4.59	9,772	4.67	10,454	5.14
全国金属	15	38,773	20,535	8.64	15	11,962	4.96	11,518	4.78	13,260	5.72
全金機械	11	22,150	17,380	8.41	10	9,330	4.57	9,251	4.50	11,116	5.59
全電線	7	32,639	15,866	7.56	7	8,900	4.25	8,804	4.20	9,371	4.61
金属以外の製造業小計	112	404,586	16,275	7.33	111	10,290	4.67	10,140	4.63	10,924	5.14
化学労連	14	38,714	19,420	7.85	14	11,835	4.79	11,660	4.85	12,139	5.06
化学同盟	10	37,896	17,189	7.01	10	11,653	4.73	10,586	4.55	11,801	5.03
化学総連	6	9,463	19,307	7.60	6	12,242	5.31	12,021	5.25	13,480	6.12
新パ労連	6	22,755	16,964	7.20	6	11,914	5.08	11,900	5.06	12,214	5.45
化学総連	4	11,388	17,716	8.27	4	10,800	4.89	10,800	4.84	11,400	5.14
紙パ労連	5	17,902	16,845	7.30	5	10,661	4.66	10,660	4.66	11,350	5.14
紙品同盟	10	30,396	17,122	7.08	10	10,971	4.55	11,100	4.70	11,072	4.75
食品労連	15	28,959	13,818	7.01	15	9,653	4.90	9,737	4.86	9,723	5.09
全ゴム労連	12	32,423	15,758	7.45	12	8,842	4.14	8,713	4.19	10,418	5.08
全窯連連合	6	13,690	15,705	7.12	6	8,912	4.05	7,600	3.60	10,640	5.01
全セメン同盟	7	8,424	21,548	—	6	9,742	4.23	9,290	4.08	10,010	4.56
全セメン労連	13	113,772	14,445	7.22	13	9,193	4.58	8,915	4.59	10,015	5.15
繊維労連	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
凸版共労	1	7,620	15,702	8.34	1	10,324	5.48	10,324	5.48	11,100	5.24
たばこ	3	31,184	19,639	10.12	3	10,824	4.89	9,603	4.86	11,329	5.41

資源・エネルギー小計	34	181,689	16,022	7.16	30	11,159	4.65	10,264	4.32	11,260	4.84
非鉄金属労連	3	5,922	18,000	(8.92)	3	7,914	(3.93)	7,300	(3.67)	9,500	(5.04)
資源労連	3	1,770	—	—	3	3,100	1.54	3,160	1.44	9,089	4.65
炭労鉱	1	12,270	15,260	7.00	—	—	—	—	—	—	—
全炭総連	2	4,500	15,000	7.00	—	—	—	—	—	—	—
電力連	8	117,497	15,602	7.00	8	11,452	4.71	11,175	4.71	11,395	4.82
全電力	3	1,970	26,198	10.61	3	11,600	4.82	11,600	4.90	11,450	4.89
全石油	8	18,338	15,924	7.63	7	9,649	4.56	9,258	4.44	10,079	4.84
全石同盟	3	2,320	24,730	7.48	3	17,487	5.35	17,680	5.35	17,551	5.60
全国ガス	3	17,102	16,600	6.88	3	11,572	4.79	11,500	4.87	11,372	4.86
交通・運輸小計	61	263,425	19,762	8.90	60	9,783	4.48	9,498	4.54	10,631	5.08
私鉄総連	13	84,279	23,000	(10.13)	13	12,500	(5.51)	12,500	(5.56)	12,500	(5.72)
交通労連	15	34,774	15,068	6.98	15	8,842	4.07	9,632	4.42	9,620	4.62
運輸労連	15	44,698	18,365	8.50	15	8,297	3.84	7,705	3.71	8,763	4.24
全日通	1	40,938	19,600	8.62	1	9,200	4.08	9,200	4.08	10,900	5.03
全交労連	6	15,452	21,000	—	6	5,783	—	5,693	—	6,862	—
海員組合	1	25,207	18,490	9.91	1	5,850	3.14	5,850	3.14	9,450	5.20
全海員	6	3,869	—	—	5	—	—	—	—	—	—
航空同盟	4	14,208	17,820	6.46	4	13,656	4.88	12,655	5.29	13,323	5.06
情報・流通・金融・その他小計	64	407,946	18,281	8.16	61	12,632	5.57	10,636	4.83	11,979	5.60
商業労連	11	33,194	12,344	5.61	11	12,024	5.47	11,079	5.33	11,910	5.64
電通労連	15	294,342	19,163	8.61	15	12,819	5.75	9,846	4.59	11,943	5.66
日放労連	1	12,600	25,000	8.95	1	13,050	4.67	13,050	4.67	14,470	5.50
生保労連	3	15,823	—	—	3	—	—	—	—	—	—
相銀全労	7	11,044	7,228	2.89	4	7,247	2.81	7,119	2.80	8,646	3.48
建設同盟	5	8,602	14,274	6.08	5	12,155	4.89	11,963	4.85	9,804	4.41
日建協	3	9,604	21,300	8.20	3	17,009	6.11	16,979	6.11	18,096	6.79
ホテル労連	5	3,340	18,017	8.56	5	12,179	5.80	12,412	5.75	11,774	5.78
一般同盟	12	14,281	14,713	8.09	12	9,476	4.39	9,387	4.71	9,015	5.16
新産別京滋	2	5,116	19,861	8.21	2	12,442	5.02	11,475	5.02	13,253	—

〔備考〕 1) 主要（登録）組合は，各産別の選定によった。表記中の（　）で示したものは参考指標である。
2) 金額・率の表示は各産別の登録数値によっており，その数値は原則として定期昇給込みである。
3) 85年獲得実績の加重平均値は，当年度登録の組合員数にもとづいており，昨年発表の数値とは必ずしも一致しない。

第 67 表　日経連調査による主要企業賃上げ妥結状況

主要企業（加重平均・最終集計）　（1986年5月27日現在）

業種	1986年 社数(社)	年齢(歳)	勤続年数(年)	基準内賃金(円)	要求額(円)	妥結額(円)	アップ率(%)	妥結率(%)
総平均	311	36.1 (36.9)	15.4 (15.7)	222,600 (229,319)	15,918 (17,176)	9,954 (9,945)	4.47 (4.34)	62.5 (57.9)
鉱山	5	37.4	15.7	200,696	16,339	6,584	3.28	40.3
食品	20	37.7	17.2	235,849	15,967	10,970	4.65	68.7
生糸	4	31.0	11.5	175,734	13.835	8,581	4.88	62.0
紡績	10	31.3	11.5	164,782	12,535	6,620	4.02	52.8
化繊	7	38.1	17.9	225,445	15,882	9,772	4.33	61.5
紙・パルプ	18	38.9	18.0	225,302	17,069	10,605	4.71	62.1
印刷	3	31.9	11.2	189,963	15,290	9,456	4.98	61.8
新聞	11	39.6	17.5	297,251	42,037	15,090	5.08	35.9
硫安	10	36.5	15.0	205,961	14,427	9,306	4.52	64.5
化学	42	35.7	15.0	242,049	17,340	11,861	4.90	68.4
ゴム	9	37.8	17.0	229,953	16,659	9,533	4.15	57.2
石油	8	37.8	17.5	280,711	年齢別要求	12,557	4.47	—
セメント	10	39.0	17.7	225,826	20,949	9,792	4.34	46.7
鉄鋼	16	39.7	18.9	240,360	13,900	6,336	2.64	45.6
					（大手5社平均〔標〕35歳17年6,400円2.66%）			
電線	7	36.1	15.0	209,584	15,843	8,894	4.24	56.1
機械金属	21	37.0	15.6	231,070	16,705	9,344	4.04	55.9
重電機	13	35.1	14.6	205,926	15,467	9,893	4.80	64.0
通信・家電	14	30.4	9.9	196,190	14,787	9,516	4.85	64.4
自動車	18	34.3	12.5	124,487	15,068	9,942	4.64	66.0
車輌	4	40.8	18.2	220,174	15,035	7,233	3.29	48.1
造船	16	39.8	18.3	232,274	13,900	5,411	2.33	38.9
商業	5	〔従〕33.3	〔従〕12.9	〔従〕235,765	12,488	〔従〕11,756	4.99	94.1
私鉄	13	〔従〕40.1	〔従〕19.4	〔従〕239,252	23,123	〔従〕12,513	5.23	54.1
					（集交8社平均〔従〕12,500円5.20%）			
通運	1	41.5	17.3	236,243	19,600	9,200	3.89	46.9
電力	9	33.9	15.3	244,247	15,600	11,600	4.75	74.4
ホテル	5	31.1	9.2	204,685	18,258	11,639	5.69	63.7
民放	11	40.7	13.4	343,033	年齢別要求	12,449	3.63	—
情報通信	1	37.9	18.9	223,937	年齢別要求	13,050	5.83	—

〔備考〕 1）調査対象は，主要28業種大手324社。上記の妥結311社以外に，9社が未解決，4社が平均金額不明のため集計より除外。
2）要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均。要求額，妥結額とも定昇込み。基準内賃金は，賃上げ前のもの。
3）2段階賃上げは，年間にならして集計。
4）妥結率とは要求額にしめる妥結額の割合である。
5）総平均欄の（　）内は単純平均。
6）符号説明……〔標〕＝標準労働者，・〔従〕従業員平均。

総括を掲げておこう。

国民春闘共闘会議　国民春闘共闘では、六月一九日の第五回幹事会で中間総括をおこなった。そこでは、八六春闘の賃上げ水準では、「実質生活の向上はほとんど期待できず、また内需拡大にも結びつかない、きわめて不十分な賃上げ結果であるといわざるをえない」と〝反省〟している。

〔国民春闘共闘会議八六春闘中間総括（抜粋）〕

一、（略）

二、八六賃上げ妥結率は、春闘史上八三年、八四年についで三番目に低い水準となった。この賃上げ水準では、実質生活の向上はほとんど期待できず、また内需拡大にも結びつかないきわめて不十分な賃上げ結果であるといわざるをえない。

三、八六春闘賃上げ結果は、一見「企業」春闘ともみえるようなバラツキ（賃上げ分布二～六％台）現象を生みだした。第三次産業関係組合が一般的に高く、機械・金属産業関係組合で低い妥結率となっている。

四、第一次石油危機以降の「八社懇」体制、「JC春闘」といわれる仕組みがゆらぎつつある。とくに第三次産業共闘は、他への波及効果にやや不満は残るものの、JCの単一相場形成というパターンに変化を与え、相場を多元化する萌芽といえよう。

五～七、（略）

同盟　同盟は五月二二日、八六賃闘総括を発表した。先に述べたとおり、この賃闘結果については、「率直に不満足だ」と述べている。

〔同盟八六賃闘総括〕

一、（略）

二、今賃闘において五・九％の妥結水準をつくりだした先行組合の健闘は高く評価されるべきである。また、四月第二週の最大のヤマ場での集中決戦体制、後段でのストライキを背景にした交渉強化など、相場の引き上げ、低額回答打破に向けた産別、単組のたたかいには一定の前進がみられた。

三、しかし、急激な円高による景気の先行き不安と経営側の頑迷な賃上げ抑制姿勢とにはばまれ、先行相場を最大のヤマ場、後段のたたかいに引き継ぐことができず、この結果四・四％という低い賃上げに終わったことに対しては、組合員の生活を守るという観点からしても、また、個人消費の拡大を軸にした内需主導型中成長への転換、貿易摩擦の解消という点でも、率直に不満足といわねばならない。

四、今賃闘をめぐって、政府や経営側の内部に積極的な賃上げ支持の声が高まったことは特筆すべきことである。とはいえ、良識に立った新しい意見がありながら、結局は生産性基準原理を押しつけた日経連の身勝手な態度は厳しく批判されるべきである。

五～六、（略）

賃金闘争連絡会　八六賃金闘争連絡会は、六月二七日、八六賃金闘争についての総括を発表した。ここでも、妥結結果については、「〝全体として実現すべき賃上げの目標〟からすれば、率直にいって今後に課題を残した不満足な結果だった」としている。

〔八六賃金闘争について（総括）〕

一～三、（略）

四、八六賃金闘争妥結結果は、五月二〇日現在の全労働団体最終集計（加重平均）で九七八九円、四・六％となった。これは昨年実績との対比ではマイナス九一一円、同〇・五ポイントとなり、また、産業・業種によるバラツキも極めて大きいが、いずれも、各産別・単組がそれぞれの産業・業種がおかれている実態のなかで精一杯努力しあった結果である。しかし、この結果は、八六賃金闘争に対する国民的期待や、われわれがめざした「全体として実現すべき賃上げの目標」からすれば、率直にい

って今後に課題を残した不満足な結果だったといわなければならない。

（中略）

五、とくに、中小組合の妥結結果は、額・率ともに伸びが低かったばかりでなく、格差は昨年につづいて拡大傾向をたどった。円高のシワ寄せをうけた中小企業を取りまく環境のきびしさを反映した結果ということができる。今後、地域経済の振興、最低賃金の引き上げ、その他、総合的な取り組みの強化が必要である。

六、今次賃金闘争を終えるにあたって、次の課題をあらためて確認する。

第一に、実質生活水準を引き上げるため、とくに大幅減税を早期に実現し、大型間接税導入に反対していくことである。また、円高メリットを国民生活に還元する対策措置を政府に求めていく必要がある。

第二に、現在、円高不況と雇用情勢の悪化が強く懸念されているが、われわれは、労働者・国民の生活向上と新たな雇用危機の発生を防止するため、政府に対して大型補正予算を組むことなどにより、内需型成長の定着をめざす積極的な拡大均衡政策への転換をおこなうよう強くもとめていくべきである。

第三は、人勧・仲裁については、その早期完全実施にむけてさらに努力する必要がある。

第四に、国民的課題となっている労働時間短縮を、「生活の質」向上の基本的柱をなすものとして推進していかねばならない。

第五に、八六賃金闘争の展開をふり返ると、高額相場形成、相場波及という点からみた相乗効果の面で新たな萌芽形態を見出すことが出来た。今後はさらにこれを支える産別自力・自決体制、共闘体制を強化する必要がある。また、生活向上をめざす新たな視点に立った要求の組み立て方を検討することが必要である。

七、（略）

金属・化学エネルギー労協共闘会議（JC・JAF共闘）

金属労協は、八六春闘の総括については、単独ではなく、五月一四日、化学エネルギー労協と共同で総括を発表した。ここでも、妥結結果は、「一定の評価はできるものの、要求基準から考えれば不満足であり、組合員の期待に応えることができなかった」と述べている。

一～四、（略）

五、〈回答の評価と今後へ向けて〉

JC・JAF共闘は、緊密な連携のもと戦術調整をはかりつつ、最大のヤマ場を四月九日とするなかで、全力を挙げて闘争を展開した。その結果、八六年賃金闘争は、五月六日現在の集計によれば、JCでは集計対象組合（七〇組合）、八九八七円、四・一五％となっており、JAFではサンプル組合（一六〇単組）ベースで、一四四組合、一〇七七三円、四・六八％という状況になっている。このような妥結結果は、厳しい社会経済環境下における闘争展開であったことを考えれば、一定の評価はできるものの、要求基準から考えれば不満足であり、組合員の期待に応えることができなかった。

しかしながら、JC・JAF共闘は七年目を迎え、より一層の共闘の強化がはかられた。すなわち、共闘諸会議（共闘委員会、共闘小委員会、書記長連絡会議、賃金・調査担当者合同会議等）は例年になく多く開催し、緊密な連携をとりつつ、意思疎通・情報交換をはかることができた。また、共闘委員会、共闘小委員会における確認事項の確認と実践、政府への申し入れ、財界との話し合いなど、年々その活動が充実しつつある。

JC・JAF共闘は、八七年闘争にむけて、日常的な諸会議を強化し、その場において本年度の反省を踏まえ、JC・JAF共闘のあり方、効率的な会議の配置、諸活動の調整など共闘強化への検討をすすめていくこととする。

第三次産業共闘

いわゆる第三次産業共闘は、五月一五日、第五回代表者会議を開き、総括をおこなった。先に述べたように、その総括には一定の〝成果〟をあげえたとする自負がこめられている。また五月一五日、日経連の大槻会長は、八六春

闘を総括し、賃金決定の主導権獲得をめざした第三次産業共闘の動きを「賃上げが経済整合性から離れたものになり、大変危険な要素をはらむ」ときびしく批判した。

〔三次産業共闘総括要旨〕

三次産業共闘で設定した最大のヤマ場で多くの組織が解決をはたし、現時点までの妥結内容は先行組合の頑張りはもとより各組織の粘り強い交渉により、要求基調から言えば十分であったとは言い難いものの三次産業共闘全体として一定の評価ができ、その役割をはたしえたものと判断する。

参加組織がそれぞれの特性を持ち、それを互いに理解しあったうえで当初の目的に向かって共闘を強化しえたことは、情報交換や回答状況の集約など初年度の限定共闘ながら十分な意義があった。

したがって、基本的には明年以降も本共闘を継続するものとするが、各共闘組織のあり方や共闘組織へ未参加の組織との対応などいろいろの意見があるので、全民労協における調整を待って、より共闘の実が上がるよう積極的な運動展開をおこなうこととする。

全民労協　全民労協は六月九日、同盟組織代表者から寄せられたアンケートの内容を中心に、「八六賃金闘争の終わりに当たって」と題した総括を発表した。ここでも、妥結結果については、〝不満足な結果〟としつつも、第三次産業共闘、機械金属共闘の発足については高い評価を与えている。

〔闘争の経過と評価〕

一～二、（略）

三、加盟組織個々の妥結結果については、「加盟組織の自力・自決」の立場から評価することになるが、全民労協で集約した範囲では、加盟組織としては「不満であるが、努力した結果でありやむをえない」との受けとめ方が大方である。

四、全民労協全体の平均妥結水準は、加盟組織のおかれている産業の実態、とくに今回は円急騰の関係がもろに影響し、バラツキが浮き彫りにされたなかでの水準である。

それだけに、一概に判断しにくい面もあるが「要求の基本的な考え方」からすれば、今後に課題を残した不満足な結果である。

五、規模別の賃金格差は、全民労協の登録組合の集計上で、昨年に比べ賃上げ率が上回ったものの、円急騰も加わり、個々のバラツキが拡大している実態から、「格差は拡大している」と判断する。

六、闘いの進め方について

① 今回は、加盟組織の自立的立場で先行グループを編成することにし、闘争体制の準備を容易にするため、全体の相場づくりに影響力をもつ中核グループは、四月第二週に結集するよう例年より早め（昭和六一年一月一四日）にその方針を決定。あわせて条件の整う組合（産業実態、交渉力）は、三月末を事実上の交渉の山場として、積極的に対応するよう呼びかけ、調整に努力したが、従来より一歩前進したものの不十分な結果に終わった。

② 以上の過程で、加盟組織の大変な努力により「第三次産業共闘」（二月一二日）、「機械金属共闘」（三月五日）が発足した。これらの動きは、全民労協結成以来積み上げてきた組織相互間の理解と信頼の深まり、急速に進展している産業構造の変化などを背景として、共闘体制の新たな構築をめざしたものであった。

いずれの「共闘」も発足間もなかったが、その成果は勿論のこと、円急騰によって暗くなりがちな賃金闘争に大きな励ましとなった。

③ 加盟組織間の調整をはかる中で、第五回戦術委員会（三月三一日）として、「全体としての賃上げを昨年獲得実績の確保におく」とともに、「条件のととのう組織は、昨年実績を上回る水準獲得に向かって全力をあげる」との最終態度を決定し、「闘争宣言」を発したが、当時の状況から適切な方針であったものと判断する。（以下略）

統一労組懇　統一労組懇は、七月二六日から開かれた八六年度年次総会で、方針とともに春闘総括をおこなった。そこでは、賃上げ結果が不十分というだけでなく、それが既存の労働

団体の〝賃上げ自粛路線〟など運動路線のあり方にかかわってもたらされているときびしい批判を展開しているのが、これまであげた各労働団体の総括と大きく異なっている。

〔統一労組懇春闘総括〕

組織労働者の過半数をしめる労働四団体は、組合民主主義を活かして労働者のエネルギーを大衆的闘争の高揚につなげる方針を提起し政府・財界と真っ向から対決してたたかうのではなく、政府・財界の許容する枠内に要求を押しとどめ賃上げ自粛路線に労働者と運動を引き込み、大衆的エネルギーの発揚をさまたげ、一部幹部の口先とかけ声だけの春闘に終わらせてしまいました。その結果は、労働四団体が「敗北」と総括し集計しているように、昨年結果と比較しても額（九〇〇円あまり）、率（〇・五％あまり）ともに下回る、要求と生活改善には程遠い賃上げに終わっています。

賃上げ自粛路線のもとでのこのような状況と結果は、大企業の横暴を免罪し労資協調、反共分裂主義にたつ全民労協はもとより、全民労協路線を評価する労働四団体路線のもとではもはや労働者の要求実現をめざす春闘再構築を指導することは到底できないことを改めて明確にしたものです。この賃上げ結果について、全民労協傘下組合員の八五％が「不満を表明」し、傘下の組合でもかつてなく多い批判が明らかになっています。

減税などの政策制度要求や、安全保障会議設置法反対などの政治課題でも、労働四団体は、政府独占資本にたいして真剣かつ積極的なたたかいを提起もしなかったし、たたかおうともしませんでした。

それは、政治戦線の右傾化と連動する労働戦線の右傾化のもとで、政府独占資本との真っ向からの対決を放棄した路線と深くかかわっています。つまり軍拡臨調路線をみとめて、政府独占資本の許容する枠内の要求をかかげたたかわなかったことの必然的な結果です。

それは労働四団体と労働者・国民との矛盾を否応なく深めるし、同時に国民春闘再構築をすすめることができるのは統一労組懇を中軸にしたまじめな潮流であるということを明確にしています。

3　八六年秋季年末闘争

総評の秋季年末闘争方針

総評は、八六年七月の定期大会で、秋季年末闘争方針大綱を決めたあと、八月二一日、単産・県評代表者会議を開き、秋季年末闘争方針を確認した。

闘争主要目標は、①減税と税制改革、②とくに国会審議のヤマ場を迎える国鉄再建闘争、③老人保健法成立阻止、④補正予算（雇用対策など）、⑤人事院勧告完全実施の闘争などに置かれた。

さらに九月一〇日の単産・県評代表者会議では、国鉄再建闘争を最大の課題に、一〇～一一月段階に諸大衆行動を配置し、秋年闘争を盛り上げていく方針を確認した。国鉄再建闘争のほか、確認されたおもな行動配置はつぎのとおり。

税制改革＝一〇月九日、労働四団体、全民労協共催による中央集会。老人保健法改悪反対＝九月二五日より毎週木曜日に議面行動。反核・平和＝一〇月二四日、国連軍縮週間に合わせた統一行動、中央集会。中小企業対策闘争＝雇用調査団の派遣と一二月上旬の大行動。人事院勧告、仲裁裁定＝一〇月一日、全国統一宣伝、一〇月下旬に中央で一万人集会など。

同盟の方針　同盟は、七月二一日、第六四回執行評議会で、八六年度下半期の重点政策目標を決めた。①当面の経済運営、八七年度予算編成、政策・制度改善について、②税制改革に向けてのたたかい、③当面の労働時間短縮闘争の推進、④国鉄改革運動の推進、⑤仲裁裁定・人事院勧告の早期完全実施のたたかいの柱からなっていた。以下、八六年度後半の経済運営について、掲げておこう。

〔八六年度後半の経済運営について〕

①一段と深まりつつある円高不況を克服し、国際収支の不均衡を是正し、拡大均衡型成長を達成するための大胆な内需拡大政策を実施するため、特別国会後直ちに臨時国会を開催し、五兆円規模の補正予算の編成をおこなうよう求める。

②補正予算の編成にあっては、(イ)二兆円規模の所得減税、政策減税の今年中実施、(ロ)財政の機動的・弾力的運営による国民生活基盤充実のための公共事業費の増額と民間資本導入等による事業費ベース三兆円の社会資本増額、(ハ)産業構造転換の円滑推進のための産業・雇用対策費の確保、(ニ)労働時間短縮のための政府・金融機関の週休二日制の年度内実施、(ホ)円高相場の安定化、円高融資金利の弾力運用、円高メリットの消費者還元など一層の円高対策の推進等を、重点政策としてその実現を目指す。

③これら施策実施のための財源は、財政の機動的運営、不公平税制の是正、税の自然増収、不用となった国有資産の売却、八五年度剰余金、補助金の統廃合・行政経費の節減、予備費減額、等をもって充てさせる。

④中長期視点に立ち、わが国の潜在成長力を発揮させ、国際社会との調和のとれた経済構造、国民生活の質的向上、地域振興政策の達成を目標に、財政再建計画を見直した整合性ある「新経済計画」を早期に策定し、その実現を目指す。

全民労協の方針　全民労協は八六年六月一三日、第一〇回代表者会議を開き、「六一～六二年度政策・制度要求と提言」を決定した。そして夏から秋にかけ、政府、各省庁、各政党への申し入れ、実現要請をおこなった。「要求と提言」の骨子は以下のとおり。

一、経済運営について

中成長（実質経済成長率五％程度）軌道の定着を図る。内需拡大を積極的に進めること。物価安定、大幅減税、個人消費の拡大をはかる。労働時間を短縮する。

二、六二年度予算編成について

内需拡大による中成長を目指す予算編成とする。

三、産業安定と雇用政策について

中経済成長をはかりつつ、総合的な雇用政策を推進し、完全失業率を二％以下とする。中小・地場産業の雇用対策を講ずる。

（以下略）

四、税制改革、減税について

六一年度減税（二兆三〇〇〇億円規模）を直ちに実施すること。

（以下略）

五、高齢化社会への総合的政策の確立と推進（略）

統一労組懇の方針　統一労組懇は九月五日、第一回全国代表者会議を開き、当面する秋季年末闘争方針について討議、確認した。七月の八六年次総会で確立した方針にもとづき、要求アンケートの実施をはじめ、①臨時国会に向けてのたたかい、②国鉄の分割・民営化反対闘争の強化、③「人間らしく働くための国民会議」の運動、④国家機密法阻止のたたかいなど、一〇項目の課題についてとりくむことにした。骨子はつぎのとおり。

▽臨時国会にむけてのたたかい＝①九月一七日夜、東京・日比谷野音で五〇〇〇人規模の「秋年闘争決起集会・デモ」を実施。課題は「軍拡臨調路線反対、国鉄の分割・民営化反対」と諸課題を結合させる、②国鉄、機

密法など審議の重要段階（一〇月中旬）に「ストを含む統一行動」を、経済要求と結合して配置する、③毎火曜日に国会議面行動を配置する、④国鉄、大型間接税、機密法阻止の署名活動を強化する

▽国鉄の分割・民営化反対闘争の強化。

▽「一〇〇〇万人運動」について。

▽「人間らしく働くための国民会議」の運動＝統一労組懇、同婦人連絡会、自由法曹団、労教協で準備会を発足し各界に参加をよびかける。九月二七日の労基法改悪反対緊急討論集会を成功させる。

このほか、大型間接税導入阻止の「一〇・二六行動」への参加や、国民大運動実行委に「福祉センター」の設置、統一労組懇参加組合争議団の交流集会など。

全民労協の申し入れ行動、七・二五集会

前記「六一～六二年度政策・制度要求と提言」にもとづき、全民労協の申し入れ行動がおこなわれた。おもなものを列挙するとつぎのとおり。

六月二六日、厚生省。六月三〇日、大蔵省、経済企画庁。さらに八月に入り、新内閣の発足後、八月一日、中小企業庁、資源エネルギー庁、経済企画庁。四日、厚生省、大蔵省、新労働政策会議。六日、政府（官房長官）。七日、建設省。二一日、通産省。二六日、農水省。二七日、自治省。さらに九月に入ってから、四日、民社党、八日、自民党、九日、公明党などの政党、一日、日経連などに申し入れ行動をおこなった。

また七月二六日には、八六時短減税実現中央集会（東京・日比谷野外音楽堂）を開催、三〇〇〇人が参加した。これに先立ち、七月二四日、時短、減税で労働省、大蔵省への要請行動がおこなわれた。

統一労組懇、九・一七集会

「国鉄の分割・民営化」反対を秋の最重点課題としてとりくんでいる統一労組懇は、九月一七日、「軍拡臨調路線、国鉄分割・民営化反対九・一七総決起集会」（東京・日比谷野外音楽堂）を開き、四〇〇〇人が参加した。

集会では、春山統一労組懇事務局長が、「国鉄の〝分割・民営化〟は大企業に国鉄をのっとらせるもの」と指摘、「国民的反撃の戦線をつくりあげる先頭に立つ統一労組懇とこれに連帯・共同する仲間」に〝分割・民営化〟反対への奮起をよびかけた。そして集会後、国会へ向けてデモ行進がおこなわれた。

労働四団体・全民労協、減税要求集会

総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体と全民労協は一〇月九日、「減税実現、大型間接税導入阻止、老人保健法改悪反対」のキャンペーン行動を都内でくりひろげるとともに、夕方から日比谷野外音楽堂で中央集会を開き、六〇〇〇人が参加した。

集会では、主催者を代表して黒川総評議長があいさつ。「いま国民の八四％が税制に不満をもっている。政府は四兆八〇〇〇億円の減税をするといっているが、その見返りに新型大型間接税の導入やマル優制度廃止を考えている。今度こそ玉虫色の解決はさせない」との決意を示した。集会は最後に、減税の早期実現、大型間接税導入反対、老人保健法改悪阻止を求める決議を採択した。

人事院勧告、六年ぶり完全実施

政府は一〇月二一日の閣議で、国家公務員の給与改定について「人事院勧告どおり改定をおこなう」ことを決定した。これを受けて、総評と公務員共闘は、これまでの〝たたかいの成果〟であるとして、さらに運動を前進させていくとの談話、声明を発表した。

国家公務員の給与改定は、八一年の期末手当の旧ベース据え置きにはじまり、八二年は凍結、八三、八四年はアップ率を引き下げ実施、八五年は実施時期を七月にくり延べと、完全実施されなかっ

第 68 表　1986年民間主要企業年末一時金妥結状況

産業	調査企業数 (社)	加重平均 平均年齢 (歳)	加重平均 妥結額 (円)	加重平均 対前年伸び率 (%)	1985年 妥結額 (円)	1985年 対前年伸び率 (%)
平均	287	35.8	609,853	1.5	600,594	4.4
鉱山	5	37.5	459,519	△ 2.6	466,068	7.1
食料品・たばこ	19	38.3	710,773	5.2	749,353	3.0
繊維	22	34.0	480,208	△ 0.3	481,677	5.0
紙・パルプ	12	39.0	619,028	0.3	617,307	5.3
新聞・印刷	7	36.0	696,035	2.5	539,602	1.0
化学	49	35.4	626,598	0.1	653,429	4.0
石油製品	7	37.3	611,526	4.9	588,298	0.7
ゴム製品	4	38.5	577,092	1.7	567,454	5.1
セメント	5	38.4	525,030	0.1	524,727	5.4
鉄鋼	15	39.7	512,105	△ 6.0	545,055	9.9
電線	6	36.1	496,179	2.2	485,734	2.8
機械金属	29	36.6	573,640	△ 3.6	595,352	4.3
電気機器	28	33.0	554,050	△ 4.0	576,835	1.2
造船	7	39.4	468,561	△ 9.5	517,522	0.5
車両	2	40.4	391,978	△ 26.0	529,864	8.6
自動車	9	34.4	649,823	△ 1.3	658,196	5.9
卸・小売	24	30.0	660,540	0.9	676,922	7.9
証券	4	28.0	896,621	11.2	806,251	9.4
陸運	18	40.7	629,445	4.2	604,193	3.8
放送・通信	3	37.9	685,739	5.9	825,656	4.6
電力	9	34.0	635,000	3.9	611,000	4.4
ガス	3	36.5	644,501	4.6	616,241	4.2

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として，東証または大証一部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業287社。

2) 対前年伸び率は，集計企業のうち，前年と比較のできる同一企業について伸び率を算出したものであり，今回の集計企業の妥結額と85年の妥結額を比較した伸び率とは必ずしも一致しない。

3) 産業区分については，86年変更をおこない，「水産・食料品」→「食料品・たばこ」，「印刷」→「新聞・印刷」，「新聞・放送」→「放送・通信」とした。

4) NTTおよび日本たばこを集計から除いた285社の妥結額は加重平均602,682円，単純平均598,252円。

5) 労働省労政局労働組合課調べ。

た。こうした結果は、その翌年の春闘の民間相場にも影響を及ぼしてきた。

この日の閣議決定にたいし、労働側は、「ねばり強いたたかいの成果として評価される」(総評)、「当然の要求に応えたもの」(公務員共闘)と受けとめている。

なお公務員共闘は、政府の正式決定がまだなされない一〇月一～三日、人事院勧告の完全実施と週休二日制の実現を要求して、連日五〇〇人規模の中央行動をくりひろげた。

年末一時金妥結状況　八六年年末一時金交渉は、年間臨給夏冬型等により一〇月末までに四割弱の企業が妥結した。だが今期交渉をおこなった企業の妥結時期は、八五年よりやや遅れたものの、妥結のピーク時は一一月中・下旬と、八五年と同様であった。

労働省調べによる民間主要企業の年末一時金妥結状況(加重平均)は第68表のとおりである。

妥結額平均は、六〇万九八五三円と前年(六〇万五九四円)を九二五九円上回った。もっとも、八六年の場合、新たにNTTと日本たばこが集計に入っているため、その二つを除くと、妥結額平均は六〇万二六八二円と、前年をわずか二〇八八円上回るにすぎない。対前年伸び率は、NTTと日本たばこを加え、一・五%となり、八五年年末を二・九ポイント下回った。

産業別に妥結額をみると、高いのは証券(八九万六六二一円)で、食料品・たばこ(七一万七七三三円)、新聞・印刷(六九万六〇三五円)、放送・通信(六八万五七三九円)とつづいている。反対にもっとも低いのは鉱山(四五万九五一九円)で、造船(四六万八五六一円)、繊維(四八万二〇八円)、電線(四九万六一七九円)とつづいている。また対前年伸び率が高い産業は、証券一一・二%、放送・通信五・九%、食料品・たばこ五・二%となっている。反対に、対前年伸び率がマイナスを記録した産業は実に八産業にのぼっている。なかでも車両(二六・〇%減)、造船(九・五%減)、鉄鋼(六・〇%減)などがめだっている。

同じく労働省調べで年間臨給実施状況をみると、年間臨給実施企業は一七〇社で実施率五九・二%と前年(一八二社、六三・二%)を四・〇ポイント下回った。実施形態別にみると、夏冬型が相変わらず多く、年間臨給実施企業の六〇・〇%を占めている。次いで冬夏型が多く、三五・九%となっている。

八六年年末一時金の妥結水準は、前記のとおり、八五年をさらに下回り、対前年伸び率一・五%という低い水準となった。このことは、八七年春闘の相場を占ううえで、一つの有力な、見のがせない指標である。

〔参考資料〕(1)春闘共闘『国民春闘白書』、(2)同盟『賃金白書』、(3)全民労協「全民労協ニュース」、(4)統一労組懇「八六年度年次総会議案」、(5)日経連「日経連タイムス」、(6)総評教宣局「労働ニュース」、(7)同盟「中闘情報」、(8)春闘共闘「国民春闘情報」、(9)同「八六国民春闘報告資料集」、(10)金属労協「JC共闘ニュース」、(11)統一労組懇「統一労組懇」、(12)『賃金と社会保障』、(13)『労働経済旬報』、(14)『賃金事情』、(15)『賃金通信』、(16)「週刊労働ニュース」、(17)日本労働協会編『昭和六一年版労働運動白書』。

Ⅳ 権利闘争

概要□中労委対策会議／その他の権利闘争
＝権利確立全国討論集会／争議組合・争議団全国集会／パートタイマー全国交流集会／最高裁労働判例の動向＝エヌ・ビー・シー工業事件／紅屋商事事件／旭ダイヤンド工業事件／東亜ペイント事件

概要

一、中央労働委員会の不当労働行為事件の再審査手続が著しく遅延していることなどの改善をめざして、八六年五月一四日、総評、総評弁護団、労働者委員などが中労委対策会議を設置し、中央労働委員会、労働大臣にたいし、改善申し入れをおこなった。

一、総評は、八五年一一月七日「権利確立全国討論集会」を開催した。

一、総評争議対策委員会は八六年五月一五日、「争議組合・争議団全国集会」を開催した。

一、八六年二月三日、パートタイマーの交流と組織化を目的とする全国交流集会が開かれた。

一、今期（八五年七月～八六年一二月）も多数の最高裁判決が出されており、今後の労働委員会の実務や労使関係に影響を与えると思われる重要な判決が出された。

1　中労委対策会議の結成

総評、総評弁護団、各地労委・中労委の労働者委員などが中心と

なって、八六年五月一四日中労委対策会議が結成された。

対策会議は最近における中労委の審理の著しい遅延と救済命令の後退にたいし、その改善をはからなければ労働委員会の団結権救済機能が失われかねないとの認識のもとに、「中労委の現状を改善し、法の定める団結権擁護機関としての役割を果たさせることを目的」としてつくられたもので、「ニュースの発行等の宣伝活動、中労委、労働省等への要請活動、研究会、シンポジウム開催等の研究活動その他をおこなう」としている。

対策会議は六月一三日中央労働委員会にたいし、一一月一四日労働大臣にたいし、申し入れをおこなった。

中労委会長宛の申し入れの内容はつぎのとおり。

労働委員会は団結権の侵害にたいする救済機関である。不当労働行為にたいする救済機関が行政委員会として設置されたのは、団結権を不法に侵害された労働者、労働組合を簡易かつ迅速に救済することをめざしたからにほかならない。

ところが、昨今の労働委員会の状況は、審理の長期化などにみられるように、右の労働委員会の設立趣旨に大きく背馳しているといわざるをえない。とくに貴委員会の審査の長期化は、かねてから指摘されていたにもかかわらず、改善の跡がみられず、各地から上京することについての重い負担とともに多くの労働者の憤りすら招く状況に至っている。

そもそも、再審査という性格からして、結審後命令交付まで数年間を要するなどということはおよそ常識では理解しがたいところである。さらに、昨今の貴委員会の命令には、事実認定および判断内容の両面において、十分な合理的根拠を示すことなく初審命令を労働側に不利益に変更する例が少なくないこともきわめて遺憾である。

われわれは、このような貴委員会のあり方について検討した結果、今般、総評、総評弁護団、中労委継続事件の関係単産単組が中心になって中労委対策会議を結成することになった。右会議構成員の総意をふまえて、貴委員会にたいし、労働委員会の本来の機能を回復するよう要請するとともに、当面の緊急に必要な措置としてつぎの点を実施されるよう強く申し入れるものである。

記

一、審理の促進について

①再審査申立の受付の時点において、命令交付に至るまでの期間目標（タイム・ターゲット）を設定すること。

②結審時に命令交付の期日（最終陳述書提出後三カ月以内の日）をあらかじめ指定すること。

二、審査体制の強化について

審査促進のために事務局体制を強化するべく、事務局職員の短期間の転任をやめて専門職として位置づけ、その事務処理能力を向上させること。

また、長期未済事件処理のため、臨時に事務局職員の増員をはかるなどの緊急措置を検討すること。

三、労委規則の遵守について

①緊急命令の申立については、訴提起後ただちに決定する（規則四七条）

②初審の記録等により命令を発するに熟すると認められるときは、審問を経ないで命令を発する（規則五五条二項）

など労委規則を遵守、活用すること。

四、労働者の負担軽減について

①地方の事件について、現地調査、現地審問を実施すること。

②書類や書証の提出部数を大幅に減らすこと（当面、五部程度とされたい）。

③証言速記録を無償で、かつすみやかに（期日後二週間以内）交付すること。また、その体裁も読み易いものにすること。

五、中労委対策会議との懇談会の開催について

以上の申し入れ事項および労働側からの要請事項について、貴委員会と中労委対策会議との間で「懇談会」を開催すること。

2　その他の権利闘争

権利確立全国討論集会　日本労働組合総評議会（総評）は、一九八五年一一月七日、「権利確立全国討論集会」を開催した。

集会には、四二単産三四六名、一二県評一一四名など四六〇名が参加し、午前中は全体会議、午後は第一分科会「労働基本権確立、ILO条約批准、平和と民主主義を守る闘い」、第二分科会「労基法改正と協約改善の闘い」、第三分科会「職場の団結権侵害・組織攻撃との闘い」の三分科会に分かれて討論をおこなった。

争議組合・争議団全国集会　総評争議対策委員会は、八六年五月一五日、東京上野の池之端文化センターで「争議組合・争議団全国集会」を開催した。

集会には、全国各地から地方争議組合八〇名、東京争議組合一二〇名、単産、県評の争議担当者三〇名が参加した。

集会は二月五～六日に開催された総評七四回臨時大会の「全国各地で困難な条件のもとで長期の闘いをおこなっている争議組合、争議団の全国集会を春闘未解決の中小組合の闘いと呼応して開催する。この集会は中央における総行動、背景資本交渉などと結合しておこなう」との決定にもとづいて開かれたものであり、集会参加者は、五月一六日、労働省、通産省、運輸省、文部省にたいして交渉団を編成して争議組合の要求を提出し、行政側からの改善措置を求める要請行動、さらには各争議の背景資本追及をおこなった。

パートタイマー全国交流集会　総評は、八六年二月三～四日、総評会館でパートタイマーの交流と組織化を目的として「パートタイマー全国交流集会」を開催した。

集会には全国各地から二五〇名が参加した。

集会では、札幌パートユニオン、江戸川ユニオンなどの活動報告、神奈川県評のパート一一〇番活動などが報告され、アピールが採択された。

3　最高裁労働判例の動向

今期（一九八五年七月一日～八六年一二月三一日）において最高裁が言い渡した労働関係事件の判決の主要なものを日時順にあげると、①エヌ・ビー・シー工業事件（三小八五・七・一六）、②明輝製作所事件（二小八五・七・一九）、③斉生会中央病院事件（三小八五・七・一九）、④西日本アルミニウム工業事件（二小八五・七・一九）、⑤全運輸近畿陸運事件（二小八五・一一・八）、⑥京都新聞社事件（一小八五・一一・二八）、⑦大阪職安所長事件（一小八五・一二・五）、⑧旭ダイヤモンド工業事件（二小八五・一二・一三）、

⑨紅屋商事事件（二小八六・一・二四）、⑩電電公社帯広郵便局事件（一小八六・三・一三）、⑪福岡県教委事件（一小八六・三・一三）、⑫第一学習社事件（一小八六・三・一三）、⑬山口放送事件（三小八六・四・一八）、⑭東洋シート事件（一小八六・五・二九）、⑮旭ダイヤモンド工業事件（三小八六・六・一〇）、⑯東亜ペイント事件（二小八六・七・一四）、⑰岩手女子高校事件（二小八六・七・一四）、⑱日本鋼管鶴見造船所事件（三小八六・七・一五）、⑲小樽労基署事件（一小八六・一〇・二）、⑳苫小牧労基署事件（三小八六・一〇・七）、㉑大阪市教委事件（一小八六・一〇・一六）、㉒大阪府教委事件（一小八六・一〇・二三）などがある。

各判例のうち重要と思われるものについて、事案の概要と判決の要旨を紹介し、若干のコメントを付することとする。

【エヌ・ビー・シー工業事件（最三小八五・七・一六労働判例四五五号）**】**

本件は精皆勤手当の支給に際し、生理休暇日数を欠勤日数に算入し、各手当を減額したことにつき、減額分の賃金支払を求めたものである。

一審（東京地八王子支判七四・五・二七）、二審（東京高判八〇・三・一九）ともに原告が敗訴し、本判決もこれを維持した。

判決は具体的事実関係を詳細に認定したうえ、本件の事実関係のもとでは生理休暇日数を欠勤扱いとすることを肯定しているが、生理休暇の権利性という観点からは問題視される判決である。

〔判決要旨〕

労働基準法一二条三項及び同法三九条五項によると、生理休暇は、同法六五条所定の産前産後の休業と異なり、平均賃金の計算や年次有給休暇の基礎となる出勤日の算定について特別の扱いを受けるものとはされておらず、これらの規定に徴すると、同法六七条は、使用者に対し生理休暇取得日を出勤扱いにすることまでも義務づけるものではなく、これを出勤扱いにするか欠勤扱いにするかは原則として労使間の合意に委ねられているものと解することができる。

ところで、使用者が、労働協約又は労働者との合意により、労働者が生理休暇を取得しそれが欠勤扱いとされることによって何らかの形で経済的利益を得られない結果となるような措置ないし制度を設けたときには、その内容いかんによっては生理休暇の取得が事実上抑制される場合も起こりうるが、労働基準法六七条の上述のような趣旨に照らすと、このような措置ないし制度は、その趣旨、目的、労働者が失う経済的利益の程度、生理休暇の取得に対する事実上の抑止力の強弱等諸般の事情を総合して、生理休暇の取得を著しく困難とし同法が女子労働者の保護を目的として生理休暇について特に規定を設けた趣旨を失わせるものと認められるのでない限り、これを同条に違反するものとすることはできないというべきである。

【紅屋商事事件（最二小八六・一・二四労働判例四六七号）**】**

本件は、賞与の支給額算出に際しての人事考課率について、併存する二組合の組合員の平均考課率に著しい格差が存したことを不当労働行為として救済申立をおこなったものであり、同一の平均考課率をもって賞与を支払うことを命じた青森地労委命令（七六・七・二四、七六・一二・一八）、中労委命令（七七・一二・二一）の適否が争われた。

一審（東京地判七九・三・一五）、二審（東京高判七九・一二・一九）とも労委命令を維持し、本判決もこれを維持した。

賃金や昇格等の組合間差別事件において両組合の各平均支給率を比較するいわゆる「大量観察方式」による不当労働行為認定が労働委員会の実務において定着をみているが、本判決はその判示内容か

らみて、「大量観察方式」を肯定したものと評価でき、その意義は大きいと思われる。

〔判決要旨〕

まず、参加人組合結成前の昭和四九年度夏季及び冬季の各賞与における人事考課率の査定においては、後に参加人組合員となった者らの平均考課率とゼンセン紅屋労組員となった者らの平均考課率との間にほとんど差異がなかったのであり、このことは、これらの者の勤務成績等を全体として比較した場合その間に隔りがなかったことを示すものというべきところ、その後参加人組合が結成されこれが公然化した後において、参加人組合員らの勤務成績等がゼンセン紅屋労組員又は非組合員のそれと比較して劣悪になったことを窺わせる事情はなく、したがって、本件各賞与における人事考課率の査定時においても、参加人組合員らとそれ以外の者らとの勤務成績等に全体として差異がなかったものというべきである。他方、本件各賞与における人事考課率を参加人組合員らとそれ以外の者らとの間で比較してみると、その間に全体として顕著な差異を生じていることが明らかである。そして、これらの事実に参加人組合が結成されこれが公然化した後上告会社において同組合を嫌悪し同組合員をゼンセン紅屋労組員と差別する行動を繰り返していること、昭和五〇年度夏季賞与の考課期間の後に参加人組合を脱退して非組合員又はゼンセン紅屋労組員となった者らの同年度冬季賞与における平均人事考課率がにわかに上昇し従前からゼンセン紅屋労組員又は非組合員であった者らの平均人事考課率に近似する数値となっていることなどの前記認定事実を合わせ考えると、参加人組合員らとそれ以外の者らとの間に生じている右のような差異は、上告会社において参加人組合員らの人事考課率をその組合所属を理由として低く査定した結果生じたものとみるほかなく、また、右の査定において、上告会社が個々の参加人組合員の組合内における地位や活動状況等に着目しこれを考課率に反映させたというような事情は全く窺うことができないのであるから、本件の事実関係の下においては、上告会社は、本件各賞与における参加人組合員の人事考課率を査定するに当たり、各組合員について、参加人組合に所属していることを理由として、昭和五〇年度夏季賞与については参加人組合員全体の平均人事考課率とゼンセン紅屋労組員全体の平均人事考課率の差に相応する率だけ、同年度冬季賞与については参加人組合員全体の平均人事考課率とゼンセン紅屋労組合員及び非組合員全体の平均人事考課率の差に相応する率だけ、それぞれ低く査定したものとみられてもやむを得ないところである。以上によれば、本件においては、上告会社により、個個の参加人組合員に対し賞与の人事考課率の査定において組合所属を理由とする不利益取扱いがなされるとともに、組合間における右の差別的取扱いにより参加人組合の弱体化を図る行為がされたものとして、労働組合法七条一号及び三号の不当労働行為の成立を肯認することができる。

【旭ダイヤモンド工業事件（最三小八六・六・一〇労働判例四七六号）】

本件は、組合員二五名の不就労について、全日のストライキでないにもかかわらずこれを全日のストライキであるとしておこなわれた賃金カットにつき組合のストライキにたいする報復として労組法七条一号および三号の不当労働行為として認定した神奈川地労委命令（七六・二・一九）の適否が争われたものである。

地労委命令は二五名にたいし、賃金カットにかかわる賃金の支払を命じたが、二五名中一一名が命令前に退職等により組合員資格を喪失していたことに関連し、救済命令時に組合員資格を喪失した者がいる場合、救済命令がどうなるか、という問題があった。

一審（横浜地判八〇・五・三〇）、二審（東京高判八三・二・二八）とも、救済命令時に、組合員資格を喪失している者について組合に被救済利益はないと判断し、当該部分について救済命令を取り消したが、本判決は、組合の救済利益を肯定し、右の点にかんして一、二審判決を取り消した。

本判決は、労働委員会の実務に与える影響が大きい。

〔判決要旨〕

思うに、労働組合法二七条に定める労働委員会の救済命令制度は、労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止した同法七条の規定の実効性を担保するために設けられたものである。本件賃金カットは、参加人支部のストライキに対する報復としてなされたものであって、前記二五名の個人的な雇用関係上の権利利益を侵害するにとどまらず、右二五名に生ずる被害を通じ、参加人支部の組合員の組合活動意思を萎縮させその組合活動一般を抑圧ないし制約し、かつ、参加人支部の運営について支配介入するという効果を必然的に伴うものであり、労働組合法七条一号及び三号の不当労働行為に当たるとされる所以である。したがって、参加人らは、本件賃金カットの組合活動一般に対する抑圧的、制約的ないしは支配介入的効果を除去し、正常な集団的労使関係秩序を回復・確保するため、本件救済命令の主文第一項、第四項及び第五項が命ずる内容の救済を受けるべき固有の利益を有するものというべきである。

すなわち、本件救済命令の主文第一項及び第四項は前記二五名に対する本件賃金カットに係る賃金の支払を命じているが、これも、本件賃金カットの組合活動一般に対する侵害的効果を除去するため、本件賃金カットがなかったと同じ事実上の状態を回復させるという趣旨を有しており、参加人らは、右の救済を受けることにつき、右組合員の個人的利益を離れた固有の利益を有しているのである。そして、参加人らが右の救済を受ける利益は、本件賃金カットがなかったと同じ事実上の状態が回復されるまで存続するのであり、右組合員が本件賃金カットの後に参加人支部の組合員資格を喪失したとしても、参加人らの固有の救済利益に消長を来たすものではない。右組合員が組合員資格を喪失したからといって、右に述べた組合活動一般に対する侵害的効果が消失するものではないからである。

もっとも、本件のように、労働組合の求める救済内容が組合員個人の雇用関係上の権利利益の回復という形をとっている場合には、たとえ労働組合が固有の救済利益を有するとしても、当該組合員の意思を無視して実現させることはできないと解するのが相当である。したがって、当該組合員が、積極的に、右の権利利益を放棄する旨の意思表示をなし、又は労働組合の救済命令申立てを通じて右の権利利益の回復を図る意思のないことを表明したときは、労働組合は右のような内容の救済を求めることはできないが、かかる積極的な意思表示のない限りは、労働組合は当該組合員が組合員資格を喪失したかどうかにかかわらず救済を求めることができるものというべきである。

【東亜ペイント事件（最二小八六・七・一四労働判例四七七号）**】**

本件は神戸営業所から名古屋営業所への転勤命令拒否を理由とする懲戒処分を争ったものである。

一審（大阪地判八二・一〇・二五）、二審（大阪高判八四・八・二一）判決は本件転勤命令を権利濫用とし、懲戒解雇を無効としたが、本判決は、原判決を破棄し、審理のやり直しを命じた。

本判決は、転勤（とくに転居をともなう転勤）が権利の濫用に当たるか否かの判断基準について判示している点で注目されるが、転勤の業務上の必要性の有無について、さらには、当該労働者へ与える影響・不利益性への配慮について、企業側への傾斜が強く、本判決が今後転勤命令事件についてどのような影響力をもつかが問題である。

〔判決要旨〕

思うに、上告会社の労働協約及び就業規則には、上告会社は業務上の都合により従業員に転勤を命ずることができる旨の定めがあり、現に上告会社では、全国に十数か所の営業所等を置き、その間において従業員、特に営業担当者の転勤を頻繁に行っており、被上告人は大学卒業資格の営業担当者として上告会社に入社したもので、両者の間で労働契約が成立した際にも勤務地を大阪に限定する旨の合意はなされなかったという前記事情の下においては、上告会社は個別的同意なしに被上告人の勤務場所を決定し、これに転勤を命じて労務の提供を求める権限を有するものというべき

である。

そして、使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるものというべきであるが、転勤、特に転居を伴う転勤は、一般に、労働者の生活関係に少なからぬ影響を与えずにはおかないから、使用者の転勤命令権は無制約に行使することができるものではなく、これを濫用することの許されないことはいうまでもないところ、当該転勤命令につき業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないというべきである。右の業務上の必要性についても、当該転勤先への異動が余人をもっては容易に替え難いといった高度の必要性に限定することは相当でなく、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在を肯定すべきである。

本件についてこれをみるに、名古屋営業所の金永主任の後任者として適当な者を名古屋営業所へ転勤させる必要があったのであるから、主任待遇で営業に従事していた被上告人を選び名古屋営業所勤務を命じた本件転勤命令には業務上の必要性が優に存したものということができる。そして、前記の被上告人の家族状況に照らすと、名古屋営業所への転勤が被上告人に与える家庭生活上の不利益は、転勤に伴い通常甘受すべき程度のものというべきである。したがって、原審の認定した前記事実関係の下においては、本件転勤命令は権利の濫用に当たらないと解するのが相当である。

【参考資料】 (1)『週刊労働ニュース』、(2)『総評新聞』、(3)『労働法律旬報』、(4)『総評第七三回定期大会各局報告書』

V 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動／労働者共済運動／生活協同組合運動──組織、事業の概況／活発な組合員活動／労働者住宅運動

概要

一、労働金庫運動は、一九八四年「労働金庫ビジョン」を策定し、新たな運動の目標を明確化した。ビジョン実現に向けて、金融機能を強化・拡充するためにも全国労金の一本化を急務の課題と位置づけ、合意形成に向けてとりくみ中である。

一、全労済は八〇年八月の総会で第三期中期計画を定め、そこでの基本目標に沿って労済運動をすすめている。その基本目標とは、①高齢化社会の提起している課題に応える基礎を築くこと、②社会的競争のなかでおくれをとることのないよう組織・経営の体質を強化すること、③これらを通じて九〇年代労済運動の新たな発展を準備すること、の三点である。

一、生協の組合員は、八五年度、八六年度とも約一〇〇万人の純増がみられた。組合員の拡大に支えられ、事業も供給事業を中心に伸長をみせている。

一、八五年度の労働者住宅新設は、着工総戸数一二五万一〇〇〇戸と八四年度にひきつづき一二〇万戸台を維持し、七九年度の一四八万戸以来の高水準となった。

1　労働金庫運動

労働金庫の事業概況等

八六年度の労働金庫の会員および間接構成員（労働組合員等の利用者）の組織状況は、団体会員数が四五金庫において九〇一会員増加し、五万六二九三会員となったが、前年度比〇・〇八ポイント低下し一・六三％、間接構成員は三万七〇〇〇人増加し、増加率で前年度比〇・一六ポイント低下して〇・三六％と、いずれも前年度を下回る微増となり、このような傾向はここ数年の大きな特徴である。

一方、個人会員は、毎年減少傾向にあったが、今期は一万七七六七会員増の二九万一八六一会員となり、低迷期を脱した。おもな理由としては、個人会員制度のとりくみ強化、給振、自振等の大衆化戦略を重視したとりくみが結果となってあらわれたということがいえる（第69表）。

事業概況については、預金（譲渡性預金含む）は期末残高で四七〇三億円増加し、四兆九五二三億円となり、増加率は前期を〇・七四ポイント上回り、三年ぶりに二桁台の一〇・四九％の伸びを示した。

また、間接構成員一人当たりの預金残高についても四万七〇〇〇円増加し、五一万一〇〇〇円となり、一人当たり一〇〇万円を超える金庫も三金庫あった。八六年度は、期末キャンペーンを初めて実施するなど、退職金、年金獲得、教育ローン等融資伸長についても併行的にとりくみを強化したが、依然としてキャンペーン時期の増加寄与率が一二三・四三％と高い状況となっている。

一方、融資の面については、貸出金の期末残高が一三二一億円増加して二兆五七六五億円となり、増加率で前期増加率を〇・七二ポイント下回る五・四一％の伸びであった。預貸率は前期を二・五一ポイント下回る五二・〇三％となり、ここ数年低迷状態がつづいている。

使途別貸出区分では、住宅資金貸出が残高ベースで六〇・八七％を占めているが、前年度比〇・七四ポイント低下した。また新規ベースでは、五五五六億円（前年度比三二四億円減）にとどまった。全国的に社会移動の減少、世帯数増加の鈍化、年収の伸び悩み等が影響しているが、他行との比較においては、都銀が九五・四八％、地銀三〇・二六％と著しく伸びており、市中金融機関との競争が一段と熾烈化し激しい攻勢を受けたことがうかがわれる。生活資金についても前期を下回り残高ベースの伸びは過去最低であった。

財形貯蓄については、財形年金を含む契約者数が二一六万人となり、前期比一六万人増となった。残高についても、九四八一億円と前期にひきつづき一八％台の増加となった。また期末預金残高に占める割合は、一九・一五％（前期一七・九一％）と一・二四ポイント上昇し、預金増加にたいする寄与率は三〇・九一％と会員、労働組合性預金のウェイトが高いことがうかがわれる。

第70表の財形貯蓄実施状況は八六年六月末現在であるため数字が若干相違している。

第69表　労働金庫会員数

（単位：%）

区分 / 年度 / 項目	会員数 1984	構成比	会員数 1985	構成比	増加数 84	増加数 85	増加率 84	増加率 85
民間労働組合	31,651	11.55	33,439	11.46	386	1,788	1.23	5.65
官公労働組合	16,876	6.16	15,608	5.35	126	△1,268	0.75	△7.51
（労組計）	(48,527)	(17.71)	(49,047)	(16.81)	(512)	(520)	(1.07)	(1.07)
生活協同組合	1,029	0.37	1,013	0.35	13	△16	1.28	△1.55
その他の団体	5,836	2.13	6,233	2.13	404	397	7.44	6.80
（団体計）	(55,392)	(20.21)	(56,293)	(19.29)	(929)	(901)	(1.71)	(1.63)
個人会員	218,702	79.79	235,568	80.71	△3,716	16,866	△1.67	7.71
合計	274,094	100.00	291,861	100.00	△2,787	17,767	△1.01	6.48
労働組合組織率（%）	64.19		64.96					

労働金庫のビジョン実現へのとりくみ

八四年五月三〇～三一日に開催された労金協会第四五回通常総会において、「労働金庫のビジョン」およびそれにもとづく「全国労働金庫第一期中期計画（八四年四月～八七年三月）」が承認・決定された。

「労働金庫のビジョン」形成へのとりくみは、八二年一月二八～二九日の労金協会第九回理事会において、正式決定されたが、「労金ビジョン」形成の必要性にたいする論議は、現状の労金が直面する諸課題にたいする認識を深め、少なくとも一〇年程度先の長期的展望にたってとりくむべき課題を整理し、それに向けてのプロセスを討議していくこと、また直接的には労働団体サイドにおいても「労働者自主金融のあり方」について検討がすすめられている関係もあり、労金サイドとしても早急に具体化をはかることを迫られたことが出発点となった。

〈労金ビジョンのメイン・テーマ〉

五〇〇〇万労働者が育てる豊かな福祉。

〈労金ビジョンの七つのサブ・テーマ〉

①「日本勤労者福祉銀行」の創設。
②五〇〇〇万労働者の大結集。
③労働者の生涯福祉プランの実現。
④労働運動強化への寄与。
⑤地域福祉づくりへの貢献。
⑥教育・研究機関の創設。
⑦労働者福祉運動の国際的展開。

〈労金ビジョンを実現するための主要政策課題〉

第70表 財形貯蓄実施状況（86年6月末）　（単位：千カ所，千人，百万円，%）

区分 / 金融機関名	財形貯蓄 事業所数	前年比	契約者数	前年比	貯蓄残高	前年比	財形年金貯蓄 事業所数	前年比	契約者数	前年比	貯蓄残高	前年比	貯蓄残高合計
労働金庫	22	9.2	2,173	0.3	947,314	19.2	6	19.1	244	6.8	46,286	53.5	993,600
都市銀行	524	0.8	3,552	1.9	2,128,306	12.8	188	△ 0.5	682	△ 8.1	296,308	26.2	2,424,614
地方銀行	444	8.9	3,001	7.2	1,143,581	20.6	94	5.2	378	△ 0.3	104,297	40.2	1,247,878
長期信用銀行	7	5.1	569	8.4	683,259	14.8	2	8.0	35	7.4	23,198	48.5	706,457
信託銀行	79	1.1	2,171	3.3	2,469,543	9.4	23	7.2	355	5.9	154,586	39.4	2,624,129
相互銀行	204	6.6	977	2.0	282,878	15.3	18	△ 10.5	62	△ 3.7	13,235	37.8	296,113
信用金庫	130	6.6	565	12.4	187,684	22.9	26	0.4	65	△ 3.2	13,847	45.4	201,531
信用組合	14	15.5	156	15.8	84,351	22.1	0	29.6	5	1.0	3,437	27.6	87,788
農中・商中	22	△ 4.3	225	△ 5.9	153,548	8.7	1	6.5	3	1.7	3,711	27.1	157,259
農協・漁協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生命保険会社	139	10.3	910	18	300,622	23.0	19	5.6	107	16.3	40,444	69.7	341,066
証券会社	86	△ 2.9	945	△ 0.3	884,066	8.6	*	*	27	9.6	22,171	36.8	906,237
郵便局（貯金）	186	2.2	1,052	3.0	404,700	21.0	3	10.3	19	△ 3.0	4,643	46.5	409,343
郵便局（簡保）	85	93.1	165	84.5	30,886	△ 0.2	0	36.7	0	28.3	93	64.0	30,979
その他	0	—	2	9.8	962	23.3	—	—	—	—	—	—	962
合計	1,942	7.2	16,463	4.1	9,701,700	13.6	380	1.1	1,982	△ 0.7	726,256	35.9	10,427,956
参考 前期増減数	131	／	651	／	1,158,842	／	4	／	△ 13	／	192,006	／	1,350,846

参考
*印は統計資料なし

前期比（一般）（86/3）　事業所数 2.3%　契約者数 1.2%　貯蓄残高 2.2%

前期比（年金）（86/3）　事業所数 △ 1.0%　契約者数 △ 1.4%　貯蓄残高 5.8%

貯蓄残高合計 2.5%

①運動基盤の強化・拡大。
②金融機能の充実・強化。
③経営力量の強化。」
④福祉事業団体協同の強化。
⑤社会的役割と任務の発揮。
⑥地域政策の推進。」
⑦長期経営目標の設定。

以上の労金ビジョンに掲げられた諸課題を実現していくために「労金ビジョン推進委員会」を設置し、八四年一一月二〇日に第一回委員会を開催したのを皮切りに、八六年一一月までに一五回の委員会を開催している。

全国労金一本化をめざして　労金ビジョン実現のために全国労金一本化基本計画の策定に向けた検討がおこなわれ、八五年一二月に「全国労金一本化の基本構想(案)」が策定され、八六年一月三〇～三一日の全国理事長会議で提起された。その後金庫討議をおこなうとともに、会員討議を徹底していくという方針にもとづき、労金連絡懇、第一回地域推進機構代表者集会、各地域推進機構等で提起され、活発に論議された。そして八六年五月、金庫・会員討議を集約し、「全国労金一本化第一次基本計画(案)」が策定された。

同月二九～三〇日に開催された労金協会第四八回通常総会では、「同基本計画(案)」にもとづいて、翌年五月の協会総会で全国労金一本化に向けた「合意形成」をおこなうために、本格的に金庫・会員討議を組織していくことが決定された。以後八～一〇月にかけて広範な金庫・会員討議がおこなわれ、その意見・要望を踏まえて「全国労金一本化第二次基本計画(案)」が策定され、一一月一一日に全国理事長会議で提案された。

第二次基本計画については、八七年二月を目途に討議期間を設定し、同月開催予定の労金ビジョン推進委員会で合意形成の方向を定め、最終的な方針を固め、三月の全国理事長会議へ反映することとなっている。

2　労働者共済運動

全労済の組織概況　全労済の主要な組織基盤は労働組合であり、職域においては労働組合が事業の普及推進活動など全労済の組織的活動を推進している。このような労働組合(「協力団体」と呼んでいる)は、全国で約三万三〇〇〇組合強に達している。労働組合における全労済の活動は、多くの場合執行委員や職場委員など労組の執行機関によって直接担われているが、「職場推進員」として登録されている活動家が約五七〇〇組合に四万四〇〇〇人ほどいる。中央段階の協力組織としては「全労済中央推進会議」が設けられており、これには産別組織六九組合が参加している。

居住地での活動は、主として「地域推進員」によって担われており、全国で約一万三〇〇〇名強が配置されている。「労済まつり」や

第71表 全労済共済制度の要点

(1986年12月末現在)

共済種目	保障範囲	最高限度額
風水害等給付金付火災共済	火災等（火災，破裂，爆発，航空機の墜落，車輌の衝突等不慮の人為的災害，落雷），風水害等（風水害，雪害）	3,000万円
交通災害共済	交通事故による死亡，後遺障害，治療（入院，自宅治療）	500万円
団体定期生命共済	基本契約——死亡，重度障害	1,500万円
	傷害特約——不慮の事故による死亡，後遺障害入院	1,500万円
	病気入院見舞金特約——病気治療のための20日以上，入院	90万円
こくみん共済（個人定期生命）	死亡，後遺障害，不慮の事故にともなう入院治療，交通事故にともなう自宅治療，病気入院	1,000万円
個人年金共済	（終身年金，家族年金，重度障害年金がある）	年額 72万円
医療共済	病気による入院，手術，死亡，重度障害，生存（満期）	100万円
新希望共済（個人長期生命）	基本契約——死亡，重度障害，生存（満期）	1,000万円
	傷害特約——不慮の事故による死亡，後遺障害，入院	

〔備考〕 このほかに総合（慶弔）共済再共済，火災共済，火災共済再共済，交通災害共済再共済，生命共済再共済がある。

また(財)全国勤労者福祉振興協会が関連団体として，団体建物火災共済をはじめ，労働組合など団体の財産保全，責任保障などの共済事業をおこなっている。

「親子映画会」など大小さまざまな組合員参加のイベントが増えてきているが地域推進員が中心的な役割をはたしている場合が多い。

全労済の会員となっている五五組合（労働者共済生協）の組合員数は、地域労済と単産共済との重複分を差し引くよう調整して、ほぼ一一〇〇万人とみられている。

共済制度の拡充・整備

八五年度には、医療共済の開発（八六年六月より普及推進開始）をはじめ、新制度の開発・既存共済種目の改善がつぎのようにおこなわれた。

①「医療共済」の新設。

②火災共済の改善——耐火構造掛金の引き下げ、出火見舞費共済金の新設をはじめとする臨時費用共済金の拡充など。

③個人長期生命共済の改善——掛金の引き下げ、共済契約の種類（死亡共済金と満期共済金の組み合わせ方など）の多様化、据置割戻金制度の導入など。八六年六月より「新希望共済」として取り扱い開始。

④個人年金共済の改善——労組などの団体扱い用に掛金建ての種類を開発、加入年齢の下限拡大など。

⑤団体生命共済の改善——定年退職者の加入限度額の一〇〇万円から二〇〇万円への引き上げなど。

このような改善の結果、全労済の共済制度は第71表のようになっており、生損保会社が経営している家計保険の保障範囲を、損害賠償責任など一部分を除いてカバーできるようになってきた。

一九八五年度の経営状況

八五年度の事業実績は、まず加入（契約）実績は第72表のとおりで、全共済種目を合わせると約二七五二万件一〇億二八二八万口、契約高（保

障引受額）一〇二兆円であった。年間増加率は加入件数四・二％（前年度六・八％）、加入口数一〇・〇％（同九・八％）、契約高八・三％（同一三・二％）であり、総体的にみた加入実績の伸張率はやや低下したとみなければならない。給付実績は第73表のとおりで、全共済種目を合わせると三八万三一五七件、七〇六億円、対前年度増加率は件数五・六％、金額一五・一％であった。

おもな経営指標は第74表のとおりで、共済掛金一三二七億円、総資産一四七〇億円であった。なお全労済の会員単協でこの統計には計上されていない共済掛金は、単産共済八組合を合わせて五四四億円、地域労済五組合を合わせて六三億円、自動車共済連二〇四億円

第 72 表　共済加入（契約）実績

（1986年5月末日現在）

共済種目	加入件数	加入口数	契約高
火災共済	5,962,310件	454,871,179口	419,368億円
交通災害共済	5,193,083	99,916,621	105,926
個人定期生命共済（こくみん共済）	1,090,735	134,841,489	105,816
個人長期生命共済	220,562	15,668,088	14,382
個人年金共済	14,746	26,755	499
団体定期生命共済	8,272,085	307,085,395	342,668
総合（慶弔）共済	6,761,831	15,868,648	26,970
合計	27,515,352	1,028,278,175	1,015,630

第 73 表　共済金給付実績

（1985年6月～1986年5月）

共済種目	給付件数	給付金額
火災共済	19,661件	118.7億円
交通災害共済	25,868	44.1
個人定期生命共済（こくみん共済）	33,177	110.3
個人長期生命共済	15,385	43.3
個人年金共済	45	0.1
団体定期生命共済	35,988	368.3
総合（慶弔）共済	253,033	21.8
合計	383,157	706.5

第 74 表　経営状況の推移

項目	1983年度	1984年度	1985年度	増加率（%）	
				1984年度	1985年度
契約高	81兆円	94兆円	102兆円	15.2	8.3
共済掛金	1,038億円	1,199億円	1,327億円	15.5	10.7
共済金	578 〃	622 〃	716 〃	7.6	15.2
総資産	1,131 〃	1,317 〃	1,470 〃	16.5	11.6
会員出資金	172 〃	187 〃	207 〃	8.9	10.6
自己資本	280 〃	319 〃	374 〃	13.6	17.4

〔備考〕 1985年度共済掛金は，経理方法に変更があり，この分を補正した実質増加率は13.3%。

であり、全労済の分と合わせて二一四〇億円強となっている。また総資産は、単産労済八組合一一八三億円、地域労済五組合三二〇億円、自動車共済連二五六億円であり、全労済のぶんと合わせて三〇二〇億円となっている。

全労済の第二期中期計画は、一九八五年度をもって終了したが、この三カ年間の主要な経営指標の伸張率は、契約高四四%、共済掛金五五%、共済金四六%、総資産四四%であり、事業規模はほぼ一・五倍の拡大をみたといえる。

一九八六年度の主要課題

全労済は八六年度総会で、第三期中期計画とともに八六年度事業計画を決定しているが、そのなかで今後の労働者共済運動に少なからぬ影響を与えるであろう課題として、まず自動車共済事業の全労済元受化がある。この問題は、すでに触れたように現在自動車共済連が元受でおこなっている事業を全労済が元受するように経営形態を改革するというものであるが、掛金の体系と料率の変更、自動車共済連の再共済連への転換と労働者共済運動の全国センター確立の構想などが関連をもって進行している。掛金の体系については、契約者の事故歴に応じて掛金の割引き割増しをおこなう損保や農協共済と同じ仕組みを導入し、料率についてはかなりの値上げを予定している。体系の変更は事故歴のあるドライバーが集中するのを防ぐことにねらいがあり、料率引き上げと合わせて自動車共済事業の収支改善策のポイントである。

全国センター確立の構想――「全労済協会」、「全労済共済連合会」、「全労済」の主要三法人によって構成される「全労済グループ」を具体的に実現していくうえで、「再共済連合会」をどのように形成していくかはひとつの大きな課題である。自動車共済事業の全労済元受化にともなって、自動車共済連は自動車共済の再共済機関となるが、これをさらに「全国センター」における「全労済再共済連合会」として活用していく方向が、現在検討されている。自動車共済元受化の実施時期は、八七年一一月と予定されている。

全労済は第三期中期計画のなかでかなり意欲的に新制度の開発、既存制度の改善をかかげているが、八六年度に開発にとりくむおもな課題としてはつぎのようなものがある。

①火災共済――長期住宅総合共済の開発など。
②団体生命共済――掛金の仕組み改善など。
③新希望共済――共済期間の延長・生存給付の改善と多様な組み合わせが可能となる仕組みの開発など。
④終身生命共済――個人終身共済の開発など。

また八六年度中に実施すべき課題として、火災共済の共済金最高限度の引き上げ（住宅三〇〇〇万円、家財一五〇〇万円、合計四五〇〇万円）、医療共済の充実（ケガの治療にたいする給付）、個人年金共済掛金の別枠所得控除の実現をあげている。

事業の推進、加入促進・組織活動の重点課題としては新制度の積極推進と既存制度の加入促進、生活保障設計運動を軸にした活動の展開、産別組織・広域労組への働きかけ強化、加入促進・組織活動の改善があげられている。ここで「新制度」とは個人年金共済、医療共済、新希望共済を指しているが、いずれも着実な加入実績をみており、八六年度上半期末（八六年一一月末）の契約件数は、個人年金一万八八一五件、医療共済二万三三二五件、新希望共済一万六九三〇件となっている。

生活保障設計運動では、「住宅」、「生命」、「老後」の保障点検を軸に、加入促進活動と結びつけて進める方針である。産別組織・広域労組への働きかけは、「全労済の共済制度利用を基軸とした全産別組織の結集」をめざしており、組織活動・制度・事務など多様な結合方法を準備し、各産別組織の実態に応じたとりくみができるような態勢づくりを課題にしている。地域における組織活動の態勢強化の面では、ひきつづき地域推進員の増強と活動支援態勢の整備、広報協力員の大量配置などをすすめようとしている。

一九八七年は、日本に労働者共済運動が全国的な運動として形成されて三〇周年にあたる。全労済はこれを記念したイベントなどを八六年度の課題としており、準備が進められつつある。

3　生活協同組合運動

1　組織・事業の概況

地域の購買生協を中心に、生協は過去一〇年余り順調に組織と事業の拡大をつづけ、八五年度末（八六年三月末）には、一〇一八万組合員組織となった（共済生協を除く日本生協連会員。第75表）。組合員は、八五年度、八六年度とも約一〇〇万人の純増であり、八六年度末には一一〇〇万組織となる見通しである。

組合員の拡大に支えられて事業も供給事業を中心に伸長をみせている。八五年度は前年度にひきつづき二ケタ伸長であり、八六年度はデフレ傾向等を反映して一ケタ伸長の見通しであるが、平均的には他の小売業にくらべ高い伸びである（第75表）。

一一〇〇万組織に

八五年度末の購買生協の地域組合員は、地域生協で五七五万世帯、一部職域生協の地域組合員の三五万世帯を加え六一〇万世帯である。これは全国三八九九万世帯にたいし一五・七％の組織シェアである（第76表）。日本生協連の人口三万人以上の市町における組織率調査（八五年度末現在）では、平均一七・五％で、二〇％以上が一三七市町、三〇％以上が八四市町となっている。都市の規模別にその状況をみると、人口三〇万人以上一〇〇万人未満が二〇％弱で組織率が高い。県庁所在地では神戸市の六〇・二％をはじめ、盛岡、札幌、山口、仙台などが四五％以上であり、全県民対比で三〇％以上の県は兵庫、鳥取、北海道、宮城であり、二〇％以上が群馬、神奈川、京都である。八六年度末には岩手、秋田、山形などの県も二〇％をこえると思われる。

八四～八五年度に、徳島、松江、新潟の各市に本格的に地域生協づくりがすすみ、全国の県庁所在地にはすべて組織されることとなった。全国の主要都市に二ケタの組織率をもつ生協が存在する状況となり、日本の生協運動はこれまでのアウトサイダー的な小さな存在から、社会的に注目される大きな存在となったといえる。そのこともあり、八四年～八六年と一部の商業者団体が自民党に働きかけるなかで生協活動を規制しようとする動きが、激しく執拗にすすめ

第 75 表　86年度全国会員生協の総合概況（第1次推定）

（総合企画室・指導部・87.1.14）

	単位	84 年 度		85 年 度		86年度推定	
		数　値	前年比	数　値	前年比	数　値	前年比
会員生協数	生協	650	98.9	657	101.1	660	100.5
購　買		526	98.7	527	100.2	529	100.4
医　療		111	100.9	116	104.5	117	100.9
共済・住宅		13	92.9	14	107.7	14	100.0
組合員数	千人	9,207	109.0	10,184	110.6	11,135	109.3
購　買		7,443	109.8	8,226	110.5	9,040	109.9
医　療		814	109.4	912	112.0	1,005	110.2
共済・住宅		950	103.4	1,046	110.1	1,090	104.2
総事業高（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）		1,691,270	111.6	1,873,130	110.8	2,046,835	109.3
総供給高	百万円	1,511,400	112.2	1,677,171	111.0	—	—
総利用高	〃	179,870	106.6	195,959	108.9	—	—
Ⅰ．購買生協事業高	百万円	1,558,023	112.0	1,728,222	110.9	1,888,965	109.3
（組合員1人月利用高）	円	18,256	102.6	18,383	100.7	18,234	99.2
購買生協供給高	百万円	1,504,429	112.3	1,670,915	111.1	1,827,647	109.4
購買生協利用高	〃	53,594	105.1	57,307	106.9	61,318	107.0
Ⅱ．医療生協事業高	百万円	112,066	108.6	123,131	109.9	135,440	110.0
Ⅲ．共・住　事業高	〃	21,181	94.7	21,777	102.8	22,430	103.0
出資金総額	百万円	96,179	117.3	114,064	118.6	135,355	118.7
購　買	〃	83,223	117.6	99,696	119.8	119,635	120.0
医　療	〃	10,285	116.6	11,998	116.7	13,350	111.3
共済・住宅	〃	2,671	109.8	2,370	88.7	2,370	100.0
組合員1人当り出資金	円	10,446	107.5	11,200	107.2	12,156	108.5
購　買	〃	11,181	107.1	12,120	108.4	13,234	109.2
医　療	〃	12,635	106.5	13,156	104.1	13,284	101.0
共済・住宅	〃	2,812	106.3	2,266	80.6	2,174	95.9
組合員借入金	百万円	71,479	111.8	76,544	107.1	76,544	100.0
店舗数	店	1,987	102.4	2,039	102.6	—	—
売場面積	m²	886,349	104.0	903,918	102.0	—	—
正規役職員数	人	42,113	106.0	44,038	104.6	—	—
日生協供給高	百万円	217,525	126.9	265,815	122.2	302,700	113.9
結集率	%	18.0	+2.1	19.8	+1.8	* 20.7	+0.9
COOP商品供給高	百万円	153,385	125.3	198,327	129.3	227,025	114.5
生協の小売シェア率	%	1.88	+0.16	2.03	+0.15	—	—

第 76 表　購買生協の地域組合員数（地域生協以外の地域組合を含む）

（単位：人）

年次	1982 年度			1985 年度		
摘要	世帯数	組合員数	シェア	世帯数	組合員数	シェア
北海道	1,933,771	509,057	26.3	2,002,338	693,639	34.6
東北	2,721,540	421,590	15.5	2,798,345	584,050	20.9
関東・甲信越	4,284,771	297,646	6.9	4,463,348	506,110	11.3
首都圏	10,050,485	1,014,177	10.1	10,610,744	1,492,745	14.1
東海・北陸	3,793,244	300,594	7.9	3,931,479	401,352	10.2
近畿	6,379,571	1,029,952	16.1	6,629,638	1,493,832	22.5
中国	2,438,090	211,937	8.7	2,507,599	317,840	12.7
四国	1,347,440	37,765	2.8	1,386,744	86,693	6.3
九州	4,477,157	246,304	5.5	4,657,538	525,343	11.3
合計	37,426,069	4,069,022	10.9	38,987,773	6,101,604	15.7

られた（後述）。

共同購入を中心にした活動

生協の事業活動の特徴は、共同購入の高い伸長にみることができる。購買生協の供給高は八五年度実績で一兆六七七二億円であるが、その約三七％が共同購入である。地域生協だけでみると、店舗五〇％、共同購入四五％、その他五％の供給構成であり、ここ数年、共同購入の比重が年々高まっている。

生協の店舗は全国で二〇三九店（八五年度末）となっているが、地域生協の店舗は一〇三七店で約半数である。全国の小売店舗数は一六〇万店であり、生協の運営する店舗は非常に少ない。購買生協の供給高の全国小売高（自動車、ガソリンを除く）に占めるシェアは八五年度に初めて二％をこえた（第75表）が、その比重は組織率の高さにくらべ、きわめて低いといえる。組合員一人当たり月間利用高が二万円以下であり、伸び悩んでいること（第75表）が特徴である。

大規模化する単協

共同購入は班（八五年度末の実態で平均六・一三世帯）を中心に予約や分配をする無店舗供給方式であり、その分野で組合員が増えたこと、また店舗でも班づくりを意識的にすすめていることから、地域生協における班組織率は高まっている。八五年度末の班数は六七万五〇〇〇班（うち地域生協六一万班）であり、班員数は三七七万人（うち地域生協は三七一万人）である。

出資金は八五年度、八六年度（推定）とも一八％をこえる伸び率であり、自己資本の充実がはかられている（第75表）。

このように組織と事業の拡大がつづいていること、また単位生協

の組織合同（合併）などもあったことから、地域購買生協の単協規模が拡大している。組合員三万人（世帯）以上の地域生協は八三年度末の二七単協から八五年度末は三五単協、一〇万人以上が七単協から九単協となっている。平均規模では八五年度末（カッコ内は八三年度末）、組合員二万六〇〇〇人（二万一〇〇〇人）、出資金三億六〇〇〇万円（二億五〇〇〇万円）、供給高六一億二〇〇〇万円（四九億四〇〇〇万円）である。平均値が高いのは、たとえば供給高では、年供給高三〇〇億円をこえる九単協が全体を引きあげているのであり、地域生協の四七六単協中、過半数をこえる二六八単協は一〇億円未満である。単協間の組織・事業の規模格差の拡大がこの間の特徴のひとつである。

2　活発な組合員活動

班を基礎に「参加」強める

この間の地域生協の発展は、後述する医療生協もそうであるが、生協の運営および諸活動が組合員自身のものとして、その積極的な参加によってささえられたことにある。組合員は班会議などの場で生協の商品の点検や開発などに意見を述べ、くらしと健康にかかわる食品添加物や大型間接税などの学習をし、福祉・助け合いや平和について生協の方針を語り合っている。

生協の規模拡大は、組合員自身の〝仲間を増やす活動〟としてとりくまれているが、規模拡大のすすむなかで多くの生協が地域ごとの中間運営組織を確立し、組合員活動が地域の活動としてすすむよう工夫されている。小・中学校区の単位でつくられる地区（ブロック）運営委員会や町や市など行政区単位の運営組織などで、日本生協連の調査（対象は地域の一三五単協、八五年度末）では、八三年度末に三三〇〇委員会、三万四七〇〇人の委員が、五一一〇委員会、七万五八七〇人と拡大している。地域生協は六〇万人をこす班長と一〇万人ちかい（未調査単協を含む推定）地区運営委員が、その日常活動を支えているといえよう。

多くの生協で、地区ごとに運営委員会の支援のもとに班長会が開かれ、本部から提起されるテーマとあわせ、地区ごとのテーマや企画（生協まつりなどイベントや教育、福祉などさまざま）が討議され、班会に結合する形をとっている。生協の最高意思決定機関は組合員代表である総代による総代会であるが、ほとんどの場合、総代は班長や地区運営委員が選出されている。大規模生協では、地区別総代会が開かれるところも多く、最近の特徴として地区運営委員会に多くの権限をもたせ〝分権運営〟を試みているところが増えている。事業経営上の責任は理事会にあるが、組合員のさまざまな活動とあわせ、商品の開発や企画など一部事業にかかわることを地区の責任で、独自にすすめさせるといった例である。

くらしと健康、平和を守る活動

〝くらしと商品を見直し、くらしと健康を守る〟活動が購買生協の中心的課題としてとりくまれている。八五年度は第一に、食品添加物の規制緩和に反対するとりくみが全国共通課題として展開された。貿易自由化のもとでの規制緩和の動きにたいし、日本生協連の講師養成学習会などに参加し、組合員のなかで食品添加物の理解

を広げる活動がすすみ、規制緩和反対の地方議会請願なども八五年、八六年とひきつづいてとりくまれた。健康を守る活動では農薬や水・環境汚染などにかんするとりくみもひきつづき展開された。

商品活動としてはCO-OP商品の点検・開発とあわせ、産直活動が生産者との交流会などとともに前進している。日本生協連と全農、全消連、全酪連との提携覚書の締結にしたがい、単協でも協同組合間提携の促進としても重視されてきている。米・食糧問題は、貿易摩擦問題とも関連し、多くの生協で学習会などがとりくまれている。

くらしの見直し活動としては家計活動が基礎となっており、八六年度版『生協の家計簿』は四一万部普及し、家計簿のつけ方や家計にかんする研修会も、八六年度に全国八ブロックで七〇〇人ほどの活動家を集めて開かれた。全国統一の調査活動も「わが家の税金しらべ」（八六年度。八五年度は「社会保障しらべ」）としておこなわれ、その後の大型間接税・売上税反対のとりくみなどに役立っている。

大型間接税導入反対のとりくみでは、八六年度、三〇〇万人の請願署名を集めた。生協や消団連を中心とする地方の共同行動組織づくりもすすみ、県段階の組織は一〇県で新たにつくられ、三一県で共同活動がすすめられている。

八五～八六年は、円高と原油安の進行のもとで灯油の値下げをはじめ、電力ガス等の値下げなど、円高差益の消費者還元を求める運動にとりくんだ。全国消団連の四次にわたる差益還元要求の中央行動は電気・ガスの値下げに大きな役割をはたした。灯油については石油元売各社の生協をマークしての対応が強まり、八五年度から取引き停止を含む圧力が強まった。八六年のシーズン価格では、生協側は「昨年比四五〇円安」をめざし、元売各社は「生協価格は九〇〇円。それ以下なら取引き停止」をうたったが、運動の盛り上がりでそのようなガイドラインを突破した。

平和・反核の活動では、国際平和年の八六年、地域ごとの草の根からの組合員活動がいっそう前進した。原爆写真展、映画会などのほかに「歌をつくる」、「絵本や写真を読む」、「紙芝居をつくる」など創意ある活動が広がっている。非核宣言都市を実現させ、その宣言をうけて広げる活動などもとりくまれた。平和行進には市民団体としてとりくみ、全行程の通し行進者一二四名を中心にのべ五万人が参加した。ヒロシマ世界大会は、七七年以来つづいた原水禁・原水協の統一開催とならず、日本生協連は大会にオブザーバー出席となった。しかし、広島での〝虹の広場〟などは例年どおり盛り上がり、成功した。

生活文化・福祉など多彩な活動

最近の組合員活動の特徴として、さまざまな要求活動のなかで〝みずからのくらしを変える〟〝みずから社会参加する〟といった方向の活動の比重が高まっている点がある。食品添加物排除のため議会や行政に要求を強めながら、一方で自らの食生活を見直し、健康な食生活をつくり出すために、栄養バランスや料理の方法などに工夫と創意をこらす、そのために学習・交流する活動が強まっている。「食を考える」といったパンフレットが手づくりでつくられ、料理から生産、流通までが考えられるといった例が増えている。

食・衣・住にかかわる日常的なくらしのなかの文化＝生活文化を重視した活動が多くの生協でとりくまれている。生活文化委員会な

どをもつ生協が増えており、くらしの知恵、生活提案が組合員どうしの経験のなかで交流されている。

映画、演劇、旅行、趣味、スポーツなどの組合員主婦の要求と関心に沿った活動も活発で、たとえば日本生協連の調査（八五年度、一三五生協）ではサークル活動への参加者は九万人におよんでいる。地域の文化諸団体と「地域の文化」の発展をめざしてとりくむといった活動も広がりつつある。子どもをめぐる教育、子育て問題での学習や子どもと一緒の文化、スポーツや自然文化教育などもひきつづきとりくまれている。

八六年度の活動の大きな特徴として福祉・助け合いの活動の広がりがある。地域の老人福祉のためのボランティア、「助け合いの会」をつくって登録者どうしの家事サービスなどの助け合い、さらに障害者の共同作業施設との事業面での提携などさまざまである。八六年度で三年目を迎えるユニセフ活動も、アフリカやインドへの視察旅行をふくめてとりくみが広がっている。

高齢化社会がすすむなかで生協の地域における福祉・助け合いの活動は各方面から大きな関心と期待をもたれている。

生協規制の動向ととりくみ　八四年の秋に表面化した生協規制の動きは八五年春には自民党商工部会を中心に生協法改正案づくり（議員立法）にまですすんだ。大店法を適用して出店を抑えろ、員外利用禁止を強化せよ、といった商業者の要求から、平和運動はおかしい、生協は政治的にかたよっているといった政治的攻撃にまで広がるなかで、生協側も数次にわたる国会請願行動や地方ごとの陳情、請願、署名運動などを展開した。八六年四月八日には東京晴海で一万四〇〇〇人を集めての規制反対集会をもち、国会や世論に訴えた。地域では「支持と共感」を得る活動が商業者を含む諸団体や個人に幅広くおこなわれた。

このようななかで厚生省は、八六年二月一二日から大臣の諮問機関としての「生協のあり方にかんする懇談会（座長宮崎勇）」を開催し、八六年一二月二二日に報告書を発表した。報告書は非組合員の利用防止など生協規制の強化をうち出してはいるものの、生協の社会的意義を消費者の社会的対抗力として認め、一部の商業者団体等の主張するような生協法の改正の必要性をうたうものではなかった。多くのマスコミ論調もこの報告書を妥当なものとし、生協への法的規制強化に反対するものであった。しかし、現在（八七年一月現在）でも、厚生省が規制強化に動かない場合、自民党の議員立法をもってでも生協法改正をという一部商業者の動きは強く、予断を許さない状況である。売上税問題のとりくみでは消団連などとの共同行動とあわせ商業者団体への働きかけを強めており、この国民的課題の行方が生協規制問題にも大きく影響する状況にある。

4　労働者住宅運動

住宅着工状況　一九八五年度の新設住宅（第77表）は、着工総戸数一二五万一〇〇〇戸（対前年度比三・六％増）と八四年度にひきつづき一二〇万戸台を維持し、七九年度の一四八万

第77表　新設着工住宅の推移

(千戸，%)

	全体		持家		貸家		給与住宅		分譲住宅	
	戸数	伸び率	戸数	伸び率	戸数	伸び率	戸数	伸び率	戸数	伸び率
1977（昭和52）年	1532	0.1	715	1.7	434	△ 8.4	29	△15.1	384	10.9
1978（〃 53）〃	1498	△ 2.2	677	△ 5.3	441	1.6	28	△ 3.1	352	△ 0.4
1979（〃 54）〃	1487	△ 0.8	714	5.5	399	△ 9.5	27	△ 5.7	346	△ 1.7
1980（〃 55）〃	1214	△18.3	583	△18.5	281	△25.8	24	△ 8.8	311	△10.2
1981（〃 56）〃	1143	△ 5.9	557	△ 4.4	307	3.7	22	△10.1	257	△17.3
1982（〃 57）〃	1157	1.3	574	3.2	333	8.7	22	0.2	227	△11.7
1983（〃 58）〃	1135	△ 1.9	471	△18.1	405	21.4	20	△ 7.3	239	5.2
1984（〃 59）〃	1207	6.4	473	0.6	482	19.0	22	8.1	230	△ 3.8
1985（〃 60）〃	1251	3.6	460	△ 2.8	544	12.8	20	△ 7.2	227	△ 1.4

〔備考〕 1) 戸数は，四捨五入をしたため必ずしも全体戸数と一致しない。
2) 建設省『建築着工統計』による。

戸以来の高水準となった。新設着工住宅の特徴としては、住宅全体に占める木造住宅のシェアが四七・三%（八四年度四九・七%）と二年連続で五〇%を下回ってさらに非木造化が進んだこと、また同じく全体戸数にたいする共同住宅のシェアが五一・八%とはじめて五〇%を上回ったことがあげられる。

利用関係別に着工動向をみると、分譲住宅は、公的資金により建設される住宅が一〇万一〇〇〇戸（対前年度比五・七%増）と五年ぶりに増加を示したものの、民間資金によるものが一二万五〇〇〇戸（同六・五%減）と二年連続して減少したため、全体でも二二万七〇〇〇戸（同一・四%減）と二年連続減少した。また分譲住宅における戸建住宅と共同住宅とのシェアは、戸建住宅が九万九〇〇〇戸（同三・三%減）で、依然として住宅価格と取得能力の乖離の影響がつづいているところから八年連続して減少したが、共同住宅は一二万六〇〇〇戸（同〇・一%増）と前年の減少から再び増加に転じ、全体に占めるシェアは五五・八%とこれまでの最大となった。貸家は、五四万四〇〇〇戸（同一二・八%増）と五年連続の増加となり、とくに八五年度においては、三大都市圏の伸びが同二三・九%となっているのにたいし、その他の地域が同〇・九%減と減少に転じているところから、三大都市圏が着工増に寄与したといえる。この要因としては、建設費が比較的安定して推移している一方で家賃が強含みという事業環境にあること、地価についても商業地および一部の住宅地を除いて比較的に安定しており、土地所有者に売却益より運用益をはかるという意識の変化があること、また住宅価格と取得能力の乖離現象が大きいことや非木造の良質な住宅が供給されたため若い世代を中心に割高な持ち家から貸家を選好する傾向が

強くなっていること、貸家のおもな需要者である若年層が増加したことなどによる。持ち家については、四六万戸（同二・八％減）と前年度の増加から再び減少した。持ち家の主流は木造であるが、非木造化が進んでおり、七五年度に一五・四％のシェアであったものが、八五年度では一九・六％と拡大してきている。

地価の動向　地価動向を地価公示からみると、八六年一月一日現在、全国の全用途平均の対前年変動率は、二・六％の上昇で、八五年の変動率を〇・二ポイント上回った。変動率が前年を上回ることとなったのは、八〇年以来六年ぶりである。

住宅地は、同二・二％の上昇と前年と同率であった。圏域・地域別にみた場合、対前年比でポイントが上回ったのは東京圏のみであ

第78表　地価公示地域別・用途別対前年変動率

（単位：％）

地域別＼用途別	住宅地		宅地見込地		商業地		準工業地		工業地		調整区域内宅地		全用途平均	
公示年別	85年	86年	85年	86年	85年	86年	85年	86年	85年	86年	85年	86年	85年	86年
東京圏	1.7	3.0	1.4	1.2	7.2	12.5	2.1	3.2	1.3	3.4	1.3	1.1	2.4	4.1
大阪圏	3.0	2.6	3.0	2.5	5.0	7.0	3.2	3.3	2.8	2.8	2.0	1.8	3.2	3.1
名古屋圏	1.6	1.4	1.2	1.2	2.7	3.3	1.5	1.2	1.3	1.3	1.1	1.0	1.7	1.7
三大圏平均	2.0	2.7	1.8	1.6	5.8	9.2	2.3	2.9	1.8	2.6	1.5	1.3	2.5	3.5
50万以上都市地域	2.8	1.8	2.4	1.8	4.4	5.0	2.9	2.1	2.4	1.5	2.1	1.3	3.0	2.4
30万以上都市地域	2.6	1.9	2.7	1.8	2.5	2.4	2.3	1.8	1.6	1.1	1.9	1.4	2.5	1.9
その他の地方都市	2.2	1.5	2.2	1.4	1.9	1.7	2.2	1.7	1.7	1.3	1.8	1.3	2.0	1.5
地方平均	2.4	1.7	2.4	1.6	2.6	2.5	2.4	1.8	1.8	1.3	1.8	1.3	2.3	1.8
全国平均	2.2	2.2	2.1	1.6	3.8	5.1	2.4	2.3	1.8	1.7	1.7	1.3	2.4	2.6

〔備考〕 1）「東京圏」とは，首都圏整備法による既成市街地および近郊整備地帯の全域をいう。
「大阪圏」とは，近畿圏整備法による既成都市区域および近郊整備区域の全域をいう。
「名古屋圏」とは，中部圏開発整備法による都市整備区域の全域をいう。
「50万以上都市地域」とは，三大圏以外の人口50万以上の都市およびその周辺の地域。
「30万以上都市地域」とは，三大圏以外の人口30万以上50万未満の都市およびその周辺の地域。
2）「地価公示」（国土庁）による。

り、また当年の全国平均を上回ったのは東京圏、大阪圏で、都道府県別では東京、沖縄、栃木、大阪、京都などの動きが大きく、その他の圏域・地域では鈍化傾向を示しているところが多い。商業地は、同五・一％の上昇と前年を一・三ポイント上回った。圏域・地域別では、三大都市圏および地方中枢都市で対前年比のポイントが上回り、とくに都道府県別では東京、大阪、神奈川が突出した動きとなっている。（第78表）これは、東京圏における住宅地が業務地に移行していることと、業務地化にともない住宅地の代替需要がおき、都心部を中心として上昇したこと、また、東京、大阪を中心として地方中枢都市等のビル需要が大きいところから、商業地での高騰がつづいていることによる。

地価は、全体としては安定化傾向にあるものの、地域的には全般的に上昇が著しい東京圏や大阪圏、名古屋圏、地方中枢都市の商業地の上昇とそれら各地域内の地区ごとの上昇鈍化がある一方、鈍化傾向にあるといえる地方都市があり、その上昇下降について跛行性が顕著である。

住宅政策の動向

政府の基本的住宅政策については、第五期住宅建設五カ年計画が策定（八六年三月二五日閣議決定）され、八六年度から九〇年度までの政策目標が示された。計画は、戸数が六七〇万戸（単年度一三四万戸）、そのうち公的融資による住宅は三三〇万戸（同六六万戸）となっており、また国民がゆとりある住生活を営むことの実現ならびに良質な住宅ストックおよび良好な住環境の形成を図ることなどが基本目標となっている。

具体的には、同計画において設定した最低居住水準をすべての世帯においてクリアーをはかるとともに、二〇〇〇年を目途に同じく同計画において新たに設定した二つの居住水準（共同住宅用の都市居住型誘導居住水準・戸建住宅用の一般型誘導居住水準）を地域の特性に応じさせつつ達成させることとしている。そのため持ち家中心の施策からシフトさせ、①公共機関による賃貸住宅の供給推進、②民間事業を優良プロジェクトへ誘導するための施策の充実、③土地所有者等による良質賃貸住宅の供給促進施策の実現、④既成市街地における住環境の整備、⑤高齢者、障害者等にたいする医療、福祉面での配慮、⑥職住の近接、インナーシティの活性化、⑦地域に根ざした住まいづくりの促進、⑧住宅の維持管理、リフォームの促進、住み替えのための情報体制の充実などの施策をあげている。

また、住宅建設が政府の内需拡大策の柱のひとつとなっているところから、その促進のため八六年につぎの施策が実施された。まず、公庫の貸付金利が五・五％から五・四％（八六年一月九日より適用）に、ひきつづいて五・二五％（同年三月三一日より適用）に引き下げられるとともに特別加算融資が新設され、他の公的融資制度（財形・年金）においても同様の扱いとなった。このほか、税制改正により、勤労者が住宅を取得した場合の所得税軽減措置の拡充、住宅資金贈与制度についても改善等がおこなわれている。

全住連の事業活動

全国住宅生活協同組合連合会（全住連）は、持ち家率上昇、世帯増加率の低下、勤労者所得の伸び悩み、土地・住宅価格の高値安定という状況のなかで、住宅生協等がその影響を受け事業活動が低迷したところから、その活性化をはかるため、八六年度の活動基調をつぎのように設定した。

①会員生協等の活動発展に寄与するための機能発揮に全力をあげる。

②会員生協等の相互連帯と協同化の促進・強化についての指導を強めていく。
③会員生協等・全住連・勤住協の法的・社会的地位の向上をはかる。
④勤住協との一体的な活動の強化に努める。
⑤勤住協法の改正について、勤住協とともに検討を進める。
⑥公的資金・労働金庫資金等の融資条件の改善をはかる。
⑦労働各団体をはじめ労働金庫・関係各友誼団体との連携を強める。

分譲住宅供給の伸び悩みが、住宅生協等の事業経営を圧迫させているところから、経営の建て直しをはかり経営基盤を確立させることについて全力をあげてとりくみ、事業運営の安定化をめざすこととしている。基調を踏まえた重点的課題として、勤住協との連携を強めつつ、住宅事業対策特別委員会（設置八五年一一月一一日。構成＝勤住協・全住連・住宅生協等）の運営を充実させるなどあらゆる方法を講じて現状打開をはかる、メインバンクである労働金庫との関係強化をはかるとともに、住宅生協等は事業運営の合理化を促進し、また事業面では、既入居者との結合関係の強化、需要者の事前組織化、多角化による複合型経営への移行、協同・協業化の促進等によって組織の活性化をはかると提起した。

全住連組織の機能についても、会員生協等の活動の連絡、調整、指導を的確におこなうため緊急性のある問題への機敏な対応を第一義にし、具体的にはつぎの活動を推進するとしている。現状打開と活動の活性化をはかるため、事業経営を配慮すべき住宅生協等については、各地域における関係団体との協調・連携強化に努めることとし、一方地方ごとに置かれているブロック会議を重視し、その機能強化のための体制を実現させる。また現下のきびしい事業環境に対応しつつ事業経営基盤の確立を推進することとして、多角経営・商品企画など調査研究活動を充実させる。このほか、労働金庫、労働団体、労福協等との連携強化、生協らしい独自性の発揮できる事業へのとりくみ、生協活動の自由と自主性を守る活動のユーザーにたいする住宅保証システムの拡充に努めることなどである。

現在おかれている事業経営的諸課題を克服するため、住宅生協という自主活動組織に依拠する特性を生かし、着実に活動を推進させ、勤労者に信頼される組織を確立するとともに良質低廉な住宅を供給していくことを強調している。

勤住協事業の状況

日本勤労者住宅協会（勤住協）の八五年度事業は、二九五三戸で計画戸数四一七六戸にたいし、七〇・七％の実施率となった。また、八六年度の事業計画戸数は三六六六戸となっている。

このようなきびしい事業状況となったのは、八〇年以来の経済不況のなかで住宅産業全体が著しい停滞をみせ、勤住協事業においても低迷を余儀なくされたこと、そのため在庫住宅や長期保有土地の発生による金利負担や販売経費の増嵩等が事業経営を圧迫したこと、また在庫住宅の解消を最優先させた結果、新規開発へのとりくみが遅れたことなどと分析している。そして、勤住協事業の建て直しをはかるためには、労働金庫と事業推進のための協議の実施ならびに事業活性化のための計画策定とその達成に向けたとりくみが必要であるとしており、具体的課題について第四二、四三回評議員会議案書を中心に概観すると、つぎのとおりである。

まず事業経営態勢の建て直しのため事業活性化計画を策定し、労働金庫をはじめ労働団体との協議を進め、実施のための具体的対策を検討する。事業運営全般の見直しでは、事業実施態勢の効率化・合理化を図りつつ、確実な事業を推進するとともに、直面している経営問題については、勤住協、住宅生協等の設立の原点にかかわる問題であるという認識に立って、中央・各地域において各労働団体等と連携強化をはかる。とくに今後の事業実施態勢のあり方では、委託事業における各住宅生協等の現地での責任態勢を明確にし、的確な事業運営をめざすとともに、事業の効率化を図るため、近隣住宅生協等において事業協同化を協議推進していく。事業実施面からは、勤労者に良質低廉な住宅を供給していくため、勤住協・住宅生協等の特徴を生かし商品的にも事業手法的にも特色を打ち出していくこととし、具体的には、現在、住宅需要が構造的に変化を遂げつつあることを踏まえ、個性化・高度化の傾向を強めている勤労者の住ニーズを把握のうえ、多様な事業パターンへと転換する。ことに在庫住宅を発生させない売り建て方式、小規模団地などで効率的な事業運営を図ることによって事業競争力を強化し、資金の調達についても、労働金庫に対し金利引き下げを要請するとともにその他資金の活用をも検討する。直轄事業でも分譲事業では、友の会システム、労働組合との連携、宣伝活動のあり方の検討をはかるとともに、売り建て方式、土地担保賃貸事業などを重視して進める。在庫住宅は、最重点課題として地域の労働金庫、労働団体の協力を得てその解消に努めたところ大幅に縮小したが、保有土地については住宅需要の回復の遅れなどにより、その消化は進展していないので早急な処分について協議を強める。

勤住協事業にかかる制度改善では、土地譲渡所得の特別控除額（現行一五〇〇万円）の引き上げ、都市計画事業の実施主体たる地位の取得、公庫・財形融資制度の改善を中心に政府および関係官公庁に要請した。これらのうち本年度は、公庫融資事業における借入金利息の算定方式の改善ならびに勤住協が民間事業主体と共同して分譲事業が可能となるよう規定の改定等が実現された。

とくに現在、住宅関連事業領域における勤労者のニーズの多様化にともなう勤住協組織の整備（増改築、不動産流通等の実施）が求められているところから、勤住協法改正および法的地位の向上を要求しつつ、関連団体間の有機的連携を保持し、さらに事業運営をはかっていくとしている。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「全国労働金庫協会第四四回議案書」、(2)「労働金庫連合会第二八回総会議案書」、(3)「労働金庫のビジョン」。〈労済関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会 第四二回 通常総会議案書」、(2)『共済時代』（月刊）。〈生協関係〉(1)「日本生活協同組合連合会 第三三回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』（季刊）、(3)『消費者運動資料』（季刊）、(4)『生協運動』（月刊）、(5)第三次全国中期計画。〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第四〇回評議員会議案書」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和六一年度通常総会議案書」、(3)「日本勤労者住宅協会 第三期中期事業計画書」、(4)「建築着工統計」（建設省）、(5)「地価公示」（国土庁）、(6)「住宅需要実態調査（昭和五八年）」（建設省）、(7)「住宅統計調査（昭和五八年）」（総務庁）、(8)「新しい住宅事情に対応する住宅・宅地政策の基本的体系についての答申」（住宅宅地審議会、一九八五年六月一二日付）、(9)『日本勤労者住宅協会第四二回・第四三回評議員会議案書』

Ⅵ 国際労働組合運動

概要□国際労働組合組織と日本の労働組合／国際労働組合の諸会議──国際自由労連ＩＣＦＴＵ、国際産業別組織ＩＴＳ系の会議／世界労連ＷＦＴＵ系の会議／その他の国際労働組合会議

概要

一、一九八五～八六年の時期には、日本の労働組合組織が国際自由労連とＩＴＳとに加盟するという傾向がつづいている。電機労連、全日通の国際自由労連加盟につづいて、全石油、全国ガス、全日本ゴム労連が加盟した。ＩＴＳについては、全水道がＰＳＩに、全印刷がＩＧＦにそれぞれ加盟した。

一、国際自由労連・国際産業別組織系の国際労働組合会議として注目されるのは、つぎのとおりである。

ＩＧＦ総会（八五年九月）、ＰＴＴＩ第二五回大会（八五年九月）、ＩＭＦ青年失業にかんする会議（八五年一〇月）、ＩＦＦＴＵアジア地域会議（八五年一〇月）、ＩＣＥＦエネルギー産業部会世界総会（八五年一一月）、ＩＣＥＦ紙パルプ産業部会世界総会（八五年一一月）、国際公務員労連ＰＳＩ世界大会（八五年一一月）、ＴＷＡＲＯアジア繊維第八回大会（八五年一二月）、ＩＣＦＴＵ第八八回執行委員会（八五年一二月）、ＩＴＳ総会（八六年一月）、東京先進国労組指導者会議（八六年四月）、アジア地域国際セミナー（八六年五月）、ＩＣＦＴＵ第八九回執行委員会（八六年五月）、ＩＴＦ第三五回大会（八六年七月）、ＩＣＥＦガラス産業部会世界総会（八六年八月）、ＩＣＦＴＵ・ＡＰＲＯ青年集会（八六年九月）、ＩＣＦ

ＴＵ国際婦人セミナー（八六年一〇月）、第五回ＡＰＲＯ・ＦＩＥＴ大会（八六年一〇月）、第一回ＦＩＥＴ世界商業労働者会議（八六年一〇月）、第五回アジア・太平洋公務労組会議（八六年一〇月）、ＩＣＦＴＵ第九〇回執行委員会（八六年一一月）。

一、世界労連系の国際労働組合会議として注目されるのは、世界労連ＭＥ円卓会議（八五年九月）、世界労連第三七回総評議会（八五年一〇月）、第九回国際運輸港湾漁業労働組合大会（八五年一〇月）、世界労連公務インター・アジア・太平洋地域労組会議（八五年一二月）、第二回軍縮の社会的・経済的諸側面にかんする世界労働組合会議（八六年五月）、アジア・太平洋地域印刷労組会議（八六年五月）、第六回国際印刷労組協議会総会（八六年五月）、アジア自由貿易地域にかんする地域会議（八六年五月）、第一一回世界労働組合大会（八六年九月）などであった。

一、国際自由労連、世界労連のいずれにも属さない国際労組会議としては、国際中等教員団体連合第五五回大会（八五年七月）、同第五六回大会（八六年七月）、第一〇回世界教職員団体総連合アジア南太平洋地域会議（八五年八月）、太平洋労組フォーラム第四回会議（八六年五月）、第三一回世界教職員団体総連合代議員総会（八六年八月）、平和のための教師たちのつどい（八六年八月）などがあった。

1　国際労働組合組織と日本の労働組合

国際労働組合組織の諸形態

現在、国際労働組織には、大別してつぎの三種類のものがふくまれている。

①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称・世界労連、ＷＦＴＵ、組合員二億六九〇〇万人）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ、八二〇〇万人）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＣＬ、一五〇〇万人）

②産業別・職業別の国際労働組合組織――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インターナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連（ＦＩＳＴＡＶ）のようにいずれにも所属せず、それらの枠を超えた国際産業別組織

③各国の労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した国際組織――アラブ国際労働組合連合（ＩＣＡＴＵ）、アフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）、ラテンアメリカ労働組合統一常設会議（ＣＰＵＳＴＡＣ）、ヨーロッパ労働組合連盟（ＥＴＵＣ）。

日本の労働組合の加盟状況

以上の国際労働組合組織のうち、日本の労働組合が組織的関係を持っているのは、国際自由労連と世界労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九八七年一月一日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係はつぎのとおりである。

〔国際自由労連〕 同盟（一括加盟）、全逓、都市交、炭労、非鉄金属労連、日放労、情報通信労連、自動車総連、鉄鋼労連、商業労連、電力総連、電機労連、全日通、全石油、全国ガス、全日本ゴム労連。

〔世界労連〕 全建労、全自交、建設一般全日自労、運輸一般。

〔国際産業別組織ＩＴＳ〕 ①国際金属労連ＩＭＦ――金属労協ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、都市交、海員、航空同盟、日航客乗労組、交通労連、私鉄総連、観光労連、運輸労連、③国際繊維被服皮革労連ＩＴＧＬＷＦ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ――化学エネルギー労協ＩＣＥＦ・ＪＡＦ、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電々労組、情報通信労連、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、非鉄金属労連、全炭鉱、⑦国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ、⑧国際自由教育連盟ＩＦＦＴＵ――日教組、⑨国家公務員労連ＰＳＩ――自治労、全水道、⑩国際商業事務技術専門職労連ＦＩＥＴ――ＦＩＥＴ日本加盟組合協議会ＦＩＥＴ・ＪＬＣ、⑪国際製版印刷労連ＩＧＦ――全印刷、⑫国際建設・林産労組連盟ＩＦＢＷＷ――全林野、建設同盟、全化同盟（合板部会）、日林労。

〔世界労連傘下の労働組合インターナショナル〕 ①建築木材建築資材労働組合インターナショナル――全建労、建設一般全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インターナショナル――全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インターナショナル――日本医労協、国公労連（準加盟）、④世界教員組合連盟――日高教（準加盟）。

〔中立の国際産業別組織〕 ①国際映画放送労連ＦＩＳＴＡＶ――民放労連、映演共闘、②国際音楽家連盟――音楽ユニオン。

日本の労働組合組織が国際自由労連とＩＴＳとに加盟するという八五年以来の傾向はひきつづいている。

まず、国際自由労連への加盟についてみると、電機労連と全日通は八五年の定期大会で加盟を決定し、八六年一月一日付けで正式加盟した。全石油は八六年二月六日に開かれた臨時大会で、全国ガスは七月二一日の定期大会で、全日本ゴム労連は九月三日の定期大会で、それぞれ国際自由労連加盟を正式に決定した。三組合は、八七年一月一日付けで正式加盟となった。

また、ＩＴＳへの加盟についてみると、全水道は、八五年七月の定期大会でＰＳＩへの加盟を決定し、一二月のＰＳＩ執行委員会で承認された。全印刷は、八五年九月に開かれたＩＧＦ総会で加盟を承認され、八六年一月正式に加盟した。

2　国際労働組合の諸会議

1　国際自由労連ICFTU、国際産業別組織ITS系の会議

IGF総会　八五年九月一六～二〇日、フィンランドの首都ヘルシンキでIGF総会が開催され、二五カ国から一一三人、オブザーバー一七人が参加し、日本からは、全印刷の星宮委員長が出席した。会議では、組織規約を承認するとともに、南アフリカ政府のアパルトヘイト政策反対、デタント・軍縮、三五時間制の導入などを要求する決議を採択した。

PTTI第二五回世界大会　八五年九月一六～二一日、スイスのインターラーケンで開催された。郵便・電気通信関係の労働組合の代表約七〇〇人が参加し、第二四回東京大会を上回る、最大規模の大会となった。日本からは、全電通一二人、全逓一一人、電通労連七人、国際電々労組三人、PTTI東京事務所二人の代表団が参加した。大会では、PTT労働者の政治的市民的権利にかんする決議、郵便電気通信事業における構造変化にかんする声明が採択された。このほか、南アフリカのアパルトヘイトにたいする批判が集中し、追加の決議がおこなわれた。またグレン・ワッツ会長（アメリカ）にかわって、新会長に山岸章全電通委員長を選出した。書記長には、S・ニジンスキー（本部）を七選し、副会長には、クルト・パーソン（スウェーデン）、M・バルダシーニ（アルゼンチン）を選出した。

IMF青少年失業にかんする会議　八五年一〇月一〇～一一日、西ドイツのシュプロックホーフェルでIMF青少年失業にかんする会議が開催された。IMF加盟組織の代表者六〇人以上が参加し、日本からは、鉄鋼労連、電機労連、IMF・JC事務所から各一人が参加した。会議では、青少年の失業問題を緩和する対策を討議し、職場ならびに訓練所の創出、労働時間の短縮、学校教育と職業訓練の改善を要求する宣言を採択した。

IFFTUアジア地域会議　八五年一〇月二〇～二二日、香港で開催され、一〇カ国一〇団体の正式メンバーとオブザーバー参加者を含め、八〇人が参加した。日本からは田中委員長を団長とする日教組の代表団一〇人が派遣された。会議では、日教組の伊藤国際部長が「日本の教育改革と日教組の運動」と題する基調提案をおこなった。その後、各国代表が自国の教育制度と現状、教員の賃金実態について報告し、質疑応答がおこなわれた。

ICEFエネルギー産業部会世界総会　八五年一一月七～八日、西ドイツのハノーバーで三〇カ国一〇〇人が参加して開催された。日本からは、全石油松戸副委員長を団長に、電力労連、全化同盟、全石油、全国ガスの各組織から一六

人の代表が参加した。総会では、電力生産にあたる安全衛生問題、石油産業分野における雇用精練所の閉鎖、代替エネルギーの開発などが議論された。

ICEF紙パルプ産業部会世界総会　八五年一一月二二～二四日、ポルトガルのエストリルで一七カ国、七〇人が参加して開催された。この総会には、紙パ総連合の細川英香委員長とオブザーバー二人が参加した。総会では、職業安全衛生、労働環境問題などが議論された。また、南ア問題、酸性雨などについての決議が採択された。

PSI国際公務員労連世界大会　八五年一一月二五～二九日、ベネズエラのカラカスで開催され、世界の加盟組織から五五一名の代議員をはじめ九二九人が参加した。日本の自治労は一七名の代議員を含め三一人の代表団を派遣した。新たに加盟した全水道は、四人の代議員を含め、八人の代表団を派遣した。大会では、公務部門の切り捨てにたいするたたかいの強化、反戦平和運動の拡大、発展途上国における民衆・労働組合への弾圧反対、男女の雇用機会均等要求などの決議に加えて、チュニジアで弾圧を受けている労働者への支援、アパルトヘイトに反対する共同行動などを提起する決議が採択された。大会は、会長にJ・ゴットバウム（アメリカ）を選出し、書記長にはH・エンゲルベルツ（オランダ）が留任、副会長には、丸山自治労委員長をはじめ六人が就任した。

TWAROアジア繊維第八回大会　八五年一二月一六～一七日、香港で開催された。一四カ国二六組合から一〇四人が参加し、日本からは、ゼンセン同盟の宇佐美会長、芦田書記長ほか九人が参加した。大会では、今後の活動計画（一九八六～八九年）の基本となる政策声明とともに、国際繊維協定および国際貿易、技術革新など五つの決議が採択された。

ICFTU第八八回執行委員会　八五年一二月一八～一九日、ブリュッセルで開催された。日本からは、同盟の宇佐美忠信会長と塩路一郎副会長ら三人が出席した。日本の電機労連と全日通の加盟を審議し、全会一致で加盟を承認した。

ITS総会　国際産業別組織（ITS）の一九八六年度総会が一月七～八日、ロンドルで開かれ、一四のITS組織とICFTUの代表が出席した。会議では、国際労働組合運動の状況にかんする全体的な討議がおこなわれ、S・ニジンスキー総会議長が冒頭の報告をおこなった。総会では、南アフリカにかんしてアパルトヘイト反対の継続的プログラムの一環としてICFTUとITSが三月一七日からはじまる週に特別な抗議行動を組織することで意見の一致をみた。ポーランド自主労組「連帯」のワレサ議長にメッセージを送り、ポーランド労働者の闘争にたいする自由な労働組合運動の支持を約束するとともに、とくに「連帯」の指導者、活動家、組合員にたいする拘留・裁判・刑の宣告に抗議した。また全世界の労働者とその家族の安全にたいする当面の増大しつつある脅威として、テロリズムを非難する決議が採択された。さらに、危険物の製造と輸送の問題について討議し、つぎに採るべき手段は、労働組合専門家グループが可及的すみやかにこのような物質の製造と輸送が労働者と一般の人々におよぼす危険を削減するための行動基準を作成することである、と決定された。

東京先進国労組指導者会議

東京でおこなわれた先進国首脳会議にあわせて八六年四月二一～二三日に東京でレイバー・サミットが開催された。日本の総評、同盟、中立労連のほか、先進六カ国からナショナルセンター八組織とICFTU、WCL、ETUC、OECD・TUACの代表が参加した。会議の第一日目は、池之端文化センターで「国際経済と労組の役割」をテーマにシンポジウムを開催した。第二日目の午前中には本会議を開き、「失業を減らして完全雇用を達成することを最優先政策とせよ」と各国政府に要求する声明を採択した。また、この声明はとくに世界経済の不均衡の一因となっている、いわゆる日本問題について「日本では世界経済の均衡に必要な消費の拡大にむけて経済を調整することが、経営者の抵抗により遅れている」などと指摘し、国際的協調の視点からも労働条件の改善や時間短縮を強く求めた。午後には、参加者全員が東京サミットのホスト役である中曽根首相との会見にのぞみ、採択した声明を東京サミットに反映させるよう要請した。

アジア地域国際セミナー「公務における労使関係」

自治労は、国際公務員労連（PSI）との共催で八六年五月一二～一六日、国際セミナー「公務における労使関係、自治体の場合とILO条約」を開催した。一九八四年三月に東京で開催された「日本の労使関係と労働組合」に関する国際シンポジウムのフォローアップとして位置づけられたこのセミナーは、アジア地域各国の公務部門、とりわけ自治体の労使関係と労働組合権について考察することを目的として開催され、アジア六カ国の公務員組合代表七人を招いた。セミナーに参加した各国代表はつぎのとおり。アムザー・ビン・ウーマル（マレーシア官公労組会議）、モハメド・イドリス（マレーシア地方公務員合同労組）、ギアン・リー・チー（シンガポール公務員合同労組AUPE）、カム・チュン・シン（ホンコン都市サービス一般労組）、K・クハタサン（スリランカ公務独立労組会議）、ダモダール・モールヤ（インド全国電力労組連合）、チャイワット・ボラペブーンポン（タイ都市水道労組）。

はじめの三日間は講義と質疑討論、あとの二日間は東京都杉並区清掃工場、都立広尾病院などの職場視察にあてられた。セミナー参加者はそれぞれの国における公務部門の労使関係について報告し、アジア地域の公務労働組合権の現状を認識するとともにその確立へ向け、共同したとりくみを強化していくことを確認した。

ICFTU第八九回執行委員会

八六年五月一四～一五日にブリュッセルで開催された。日本からは、同盟の宇佐美会長らが出席した。①世界経済、②平和・安全保障・軍縮、③労働組合教育、④雇用における女性差別、⑤チェルノブイリ災害、⑥児童の健康、⑦チェルノブイリ災害と原子力エネルギー産業の国際的規制にかんする決議などを採択した。

ITF第三五回大会

国際運輸労連ITFの第三五回大会は、八六年七月三一～八月七日、ルクセンブルグで開催された。六七カ国、二〇〇組合以上の代表が参加した。日本からは、国労八人、動労三人、都市交二人、海員三人、航空同盟三人、私鉄総連六人、観光労連三人、運輸労連四人、日航客乗労組一人の九組合から合計三三人の代表が参加した。大会では、雇用本位の経済政策、労働時間の短縮、人権と労働組合権の承認、核廃棄物の輸送にあたってのガイドラインの採択、公営運輸事業の民営化反対

などを要求する決議を採択した。大会最終日に役員の改選をおこない、会長にカナダのジム・ハンターを、書記長にはH・ルイスを、副会長にはエルンスト・ファール（西ドイツ）、A・J・ムング（ジンバブエ）、久保正（日本都市交通労組）、L・エッチザール（アルゼンチン）を選出した。

ICEFガラス産業部会世界総会　八六年八月二六～二七日、スウェーデンのストックホルムで一五カ国、六〇人が参加して開催された。日本からは、四人が参加した。総会では、フラットガラス、コンテナガラス産業の動向と新技術、技術移転問題や雇用動向を含めた労働条件、安全衛生問題を中心に議論がなされた。

ICFTU・APRO青年集会　国際自由労連アジア太平洋地域組織ICFTU・APRO青年集会は、八六年九月一九～二五日、アジア太平洋二二カ国から五〇〇人の青年労働組合活動家を集めて軽井沢で開催された。日本からは一一八人の青年が参加した。各国代表から、青年労働者の現状、青年労働者教育についての報告がおこなわれた。そのほか、文化活動、スポーツなどで交流を深めた。

ICFTU国際婦人セミナー　ICFTUは、ETUCの協力を得て八六年一〇月六～一八日、ブリュッセルでICFTU積極的活動にかんする国際労働組合婦人セミナーを開催した。このセミナーには、世界各地域の労働組合およびITS、ETUCから約八〇人の代表が参加した。日本からは、全逓、全電通、同盟、航空同盟から各一人の計四人が参加した。セミナーの目的は、世界各地域の婦人労働者が集まり、各国の積極的活動政策およびプログラムについて情報と経験を交換し、直面している障害を認識し、さらに各国において労働組合が積極的活動を実施する際の指針とすべき点を検討することにあった。作業委員会の報告にもとづいて二つの「結語」を作成し、それを確認した。

第五回APRO・FIET大会　八六年一〇月六～八日、バンコクで開催され一三のアジア太平洋諸国から二〇〇人以上の代表が参加した。日本からは、商業労連、ゼンセン同盟、損保労連、自動車総連から代議員二〇人、オブザーバーなど一三人（日建協のゲスト三人を含む）が参加した。大会では、七つの決議が採択され、地域組織の名称がASIA・FIETからAPRO・FIET（アジア太平洋地域組織）に変更となるなどの変化があり、それ以外の決議は、アファーマティブ・アクション、多国籍企業、青年の失業などにかんするものであった。

第一回FIET世界商業労働者会議　八六年一〇月一三～一四日、「商業労働者の目標　すべての人に職を、実質賃金の改善、ニューテクノロジーの統制」のテーマのもとにジュネーブで開催され、FIET全地域から二五〇人以上が参加した。日本からは、商業労連四人、ゼンセン同盟一〇人、自動車総連一人、チェーン労協二人（オブザーバー参加）の合計一七人が参加した。会議では、「結語」を採択し、そのなかで、構造変化とニューテクノロジーの導入にたいし組合の影響力を強化するよう要求して、雇用水準、職務保障、公正な収入、男女同一賃金、健康・安全、作業編成および作業環境を網羅する労働協約の重要性を強調した。さらに、商業労働者の労働時間の短縮、パートタイム労働のコントロール、適正な店舗営業時間および教育訓練の機会均等を要求

した。

第五回アジア・太平洋公務労組会議　八六年一〇月二八～三〇日にニュージーランドのウェリントンにおいて、PTTI、PSI、IFTUの共催で開かれた。三国際組織、一八カ国、四七組合から一二六人の正式の構成員と、五カ国九団体、一一人のオブザーバーの合計一三七人が参加した。日本からは、丸山自治労委員長を団長として、総評、公労協、自治労、全逓、全農林、全電通、全水道から二四人の代表が参加した。会議では、公務労働者にかかわる諸問題とくに労働組合権と構造的技術的変化の問題を中心に討議をおこない、①公務労働者の労働組合権にかんする決議、②公務部門における構造的技術的変化にかんする決議、③公務の縮小に反対する決議のほか、アパルトヘイトとたたかう南アフリカの労働者と国民にたいする連帯のメッセージを採択した。

ICFTU第九〇回執行委員会　八六年一一月一九～二一日にブリュッセルで開催された。日本からは、同盟の宇佐美会長らが出席した。この会議では、ポーランドの「連帯」とチリの労働組合グループの加盟、および日本の全石油、全国ガス、全日本ゴム労連の加盟が承認された。

2　世界労連系の会議

世界労連ME円卓会議　八五年九月一七～一九日、ハンガリーのブダペストで世界労連経済社会委員会とハンガリー労組中央評議会の共催により「ニューテクノロジーとその雇用と労働者にたいする社会的影響」と題する円卓会議が開催された。一六カ国、九国際組織から四二人が参加し、日本からは、国公労連の川島副委員長が出席したほか、関西学院大学の石田和男教授、京都精華大学の長谷川治清助教授が参加した。会議の議題は、①社会体制の相違と発展段階の相違する国々における新技術の影響、②労働、賃金、労働条件、健康、労働力構成などへの新技術の影響、③労働組合運動の新技術への挑戦の三つであり、ME化の進展による雇用への影響について議論がおこなわれた。

世界労連第三七回総評議会　八五年一〇月一～四日、モスクワで開催された。一一四カ国、二〇〇の全国的・地域的・国際的組織が参加した。日本からは、運輸一般、国公労連、日本医労協、建設一般全日自労の産業別インター加盟四単産と、国労の代表が参加した。「世界労連創立四〇年にあたっての世界労連特別総評議会の宣言」「労働者の利益、統一と連帯、平和と社会進歩をめざす闘争の四〇年」を採択したほか、「失業にかんする決議」「労働組合権擁護の闘争にかんする決議」「アフリカと世界の飢饉と飢餓に反対する闘争の決議」「IMFの緊縮政策と対外債務の破壊的影響に反対する決議」「国有鉄道の分割民営化反対でたたかう日本の国鉄労働者へのメッセージ」などを採択した。

第九回国際運輸港湾漁業労働組合大会　運輸インター第九回大会は、八五年一〇月二二～二六日、プラハで開催され、六九カ国、一一六組織、二二六人が参加した。日本からは、加盟組合として運輸一般と全自交、オブザーバーとして国労、民航労連の代表五人、オブザーバー五人が参加した。反核・

軍縮と平和問題、運輸労働者の権利と労働条件の向上をめざすたたかいなどを中心テーマに開かれた。国労代表として参加した松田進中闘は発言の機会をあたえられ、①国鉄解体攻撃の現状とその政治的背景、②「分割・民営化」答申の概要、③国鉄労働者のたたかい、民主団体等との共同闘争、日本における平和と民主主義を守るたたかいなどについて報告したうえで「日本の国鉄の分割民営化に反対してたたかっている国鉄労働者への連帯決議」の採択を要請した。決議は、全体会議で満場一致で採択された。

世界労連公務インター・アジア・太平洋地域労組会議　八五年一二月五～七日までインドのニューデリーで、五カ国（日本、ソ連、東独、インド、フィジー）約五〇〇人が参加して開催された。日本からは、川島威全商工委員長、伊藤政人全運輸副委員長、日本医労協の池田寛調査部員の三人が参加した。会議では、アジア地域（発展途上国）における近代技術導入のもたらす影響や雇用問題などでの労働組合としての対応と方針の問題が議題となった。

第二回軍縮の社会的経済的諸側面にかんする世界労働組合会議　八六年五月一二日～一三日、アイルランドの首都ダブリンで開催され、四七カ国から一四〇人が、二一の国際組織とともに参加した。日本からは、世界労連加盟組合を代表して川島威国公労連副委員長、岩井章事務所を代表して専修大学の栗木安延教授が参加した。大会では、六〇人が発言し、宣言および「軍拡競争のない世界経済をめざして」と題する最終文書が採択された。

アジア・大洋州地域印刷労組会議　八六年五月二一～二三日、ソ連邦キルギス共和国の首都フルンゼで開催され、一二カ国、三一組織が参加した。会議では、各国印刷産業の現状、印刷労働者をめぐる実態とたたかいの到達点、技術革新下の雇用を含む直面する諸問題、平和闘争などの諸課題を討議し、最終日には、核兵器廃絶・核戦争阻止の平和決議などを採択した。

第六回国際印刷労組協議会総会　八六年五月二七～二九日、ブルガリアの首都ソフィアで六八カ国、七八組織が参加し開催された。参加規模は、第一回総会以来、最大のものとなった。日本からは、全印総連三人、新聞労連二人、全印刷一人の合計六人が参加した。会議では、SDIと平和の問題、保守党政権のもとでの印刷業、とりわけ技術革新下での雇用保障と反動攻勢の問題などが論議された。最終日に、平和決議を採択して閉会した。

アジア自由貿易地域にかんする地域会議　フィリピンの世界労連加盟労組（TUPAS、NATU、KATIPUNAN）アジア太平洋労働組合調整委員会（AOTUC）の共催で、八六年五月三〇日～六月一日、フィリピンのバギオで開かれた。日本、マレーシア、スリランカ、タイ、フィリピンの労働組合代表とアジア太平洋労働組合調整委員会、繊維インター、ILOの代表が参加した。「輸出加工区の労働者の状態について」、「軍縮について」という二つの決議が採択された。

第一一回世界労働組合大会　八六年九月一六日から二二日まで、ドイツ民主共和国の首都ベルリンで

第一一回世界労働組合大会が開催され、一五四カ国、四三二労組を代表する一〇一四人が参加した。日本からは、世界労連系産業別インター加盟七組合の代表一四名のほか、総評、国労、新聞労連、全印総連、民航労連、繊維労連、全電力から代表一〇人がオブザーバーとして参加した。日本側の複雑な事情を反映して、全体の統一代表団は結成されず、加盟組合により、引間運輸一般委員長を団長、川島国公労連委員長を事務局長とする代表団が結成された。大会は、四年間の活動報告などを審議した後、「すべての国の労働者と労働組合へのアピール」「レーガン、ゴルバチョフ、デクエヤルあてのメッセージ」「南アフリカの労働者および人民との連帯の決議」「婦人労働者にかんする労働組合の任務についての声明」「国連とその機関にたいする支持の声明」などを採択した。大会後、新総評議員による第一回総評議員会がおこなわれ、ガシュパル議長（ハンガリー）ザカリア書記長（スーダン）を再任した。日本からは、執行局員に引間運輸一般委員長、副執行局員に日本医労協の松本議長、総評議員に建設一般全日自労の初田委員長、副総評議員に川島国公労連副委員長が選出された。

3　その他の国際労働組合会議

FIPESO国際中等教員団体連合第五五回大会

八五年七月二二～二七日、イギリスのケンブリッジ市で開催され、二二カ国、二七団体から約八〇人が参加した。日本からは、日教組の続高等部副部長と伊藤国際部長が参加した。「中等学校における科学技術の変遷」をテーマとし、人生に備えていくための科学と技術の必要性、科学、技術と人文教育、言語学習の間のバランス、時間割とカリキュラム編成などについて討論がなされた。

第一〇回世界教職員団体総連合アジア南太平洋地域会議

八五年八月七～一三日、「教育と新科学技術・教員とその団体に与える影響」をテーマとして、韓国のソウルで開催された。二一カ国三七団体から一二〇人が参加した。日教組からは中小路書記長を団長に六人の代表団が出席した。会議では、「教育と新科学技術」というテーマにかんする決議のほか、「難民の子どもたちの生命を救うための行動にかんする決議」などが採択された。

太平洋労組フォーラム第四回会議

非核・独立と労働組合の連帯強化をめざす太平洋労組フォーラムが、八六年五月一八～二〇日、開催された。この会議には、オーストラリア、ニュージーランドなど一一カ国から八九人の代表と、ICFTU、WFTUなどからオブザーバー二三人が参加した。日本からは、総評から一〇人が参加、日高教、全農協労連、出版労連、民放労連、自交総連から代表八人が参加した。会議では、ニュージーランドのロンギ首相が非核政策の実行を表明した演説をおこなうなど核兵器廃絶をめぐる問題が議論になった。太平洋地域からの核実験・核兵器の投棄に反対する宣言と、①社会主義カナクの独立、②太平洋先住民の正統性と主権保持、③労働組合への婦人の参加、④反ダンピングなどを要求する決議を採択した。

FIPESO国際中等教員団体連合第五六回大会

八六年七月二二～二五日、デンマークのエルシノアで開催され、二一カ国・団体の代表が参加した。日本からは、日高教の西村中執が参加した。この大会では、「現代多文化混合社会の諸要求にたいし、中等学校はどのように対応するか」をテーマに、移民子弟の教育、少数民族の言語・文化、学校・授業展開の実態、教員養成などについて討議がなされ、とくにヨーロッパ大陸の国々での激しい民族移動のなかでどう教育の機会均等を確保していくかなどの問題が論議された。

第三一回WCOTP世界教職員団体総連合代議員総会

八六年八月一～七日、カナダのレジャイナで九二カ国、六〇〇余人が参加して開催された。日本からは、日教組が上田書記次長を団長とする二〇名の代表団を派遣した。総会では、「効果的な授業のための労働条件」にかんする決議のほか、教職の統一にかんする決議、南北経済関係とその教育に及ぼす影響にかんする決議、教員団体と教育における婦人にかんする決議などを採択した。会長には、ナイジェリアのジョセフ・イトトが選出された。

平和のための教師たちのつどい

八六年八月六～九日、デンマークのコペンハーゲンで「平和のための教師」による平和のための集会が開催され、二一カ国・団体から二〇二人が参加した。日本からは、日高教の館副委員長が出席した。集会では、「平和・軍縮・国際理解のための教育の現状」「平和・軍縮・国際理解における教師としての役割」「平和・軍縮・国際理解における内容と方法にかんする問題」をテーマとして討議を深めた。

〔参考資料〕『自由労連通信』、『世界労働組合運動』、『世界労働情報』、『週刊労働ニュース』、『自治労』、『鉄鋼労連』、『全電通』、『全逓新聞』、『全水道』、『全印総連』、『新聞労連』、『PTTIニュース』、『ニュース化学エネルギー労協』、『FIETニュースレター』、『あけぼの』、『IMF・JC金属』、『月刊運輸労連』、『労働運動』、『月刊TGU』、『国公労調査時報』、『医療労働者』、『記録集・第一一回世界労働組合大会』、『国際金属労連(IMF)中央委員会本部書記局報告』、国際郵便電信電話労連(PTTI)加盟組合協議会東京事務所『国際労働組合資料(第一三集)』、『第七五回総評定期大会各局報告書(I)』、『自治労第五〇回定期大会・一般経過報告書』、『自治労第八五回中央委員会一般経過報告書』、総評『第四回太平洋労働組合会議について』、総評『総評と国際自由労連』、ICEF・JAF『第一一回定期総会報告書』、日教組『IFFTUアジア地域会議報告書』、日教組『第五五回FIPESO大会報告書』、日教組『第一〇回WCOTPアジア・南太平洋地域会議報告書』、日教組『第三一回WCOTP代議員総会報告書』、日本労働協会『労働運動白書・昭和六一年版』